

江東区地域防災計画

令和6年度修正

（計画編）



江東区防災会議

用 語 例

本計画で使用する用語等は、下記の例による。

1 防災関係機関の名称

No.	表 記	機 関 名 等
1	区	江東区役所
2	本区	江東区
3	区災害対策本部、区本部	江東区災害対策本部
4	区〇〇部、〇〇部	江東区〇〇部
5	荒川下流河川事務所	国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
6	東京海上保安部	海上保安庁第三管区海上保安本部東京海上保安部
7	陸上自衛隊	陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊
8	都	東京都
9	都災害対策本部、都本部	東京都災害対策本部
10	都〇〇局	東京都〇〇局
11	第五建設事務所	東京都建設局第五建設事務所
12	江東治水事務所	東京都建設局江東治水事務所
13	東京港建設事務所	東京都港湾局東京港建設事務所
14	高潮対策センター	東京都港湾局東京港建設事務所高潮対策センター
15	水道局東部第一支所	東京都水道局東部第一支所
16	東部第一下水道事務所	東京都下水道局東部第一下水道事務所
17	砂町水再生センター	東京都下水道局砂町水再生センター
18	深川自動車営業所	東京都交通局深川自動車営業所
19	N T T 東日本	東日本電信電話株式会社 東京東支店
20	東京電力	東京電力パワーグリッド株式会社江東支社
21	東京ガス	東京ガスネットワーク株式会社
22	J R 東日本	東日本旅客鉄道株式会社
23	日本通運	日本通運株式会社新砂支店
24	首都高速道路	首都高速道路株式会社東東京管理局
25	東京地下鉄	東京地下鉄株式会社
26	東武鉄道	東武鉄道株式会社
27	ゆりかもめ	株式会社ゆりかもめ
28	東京臨海高速鉄道	東京臨海高速鉄道株式会社
29	トラック協会	一般社団法人東京都トラック協会
30	医師会	公益社団法人江東区医師会

No.	表 記	機 関 名 等
31	歯科医師会	一般社団法人東京都江東区歯科医師会
32	薬剤師会	一般社団法人江東区薬剤師会
33	助産師会	公益社団法人東京都助産師会江東地区分会
34	柔道整復師会	公益社団法人東京都柔道整復師会江東支部
35	獣医師会	公益社団法人東京都獣医師会江東支部

2 用語、法令等の表記

No.	表 記	用 語 等
1	本計画	江東区地域防災計画
2	M	マグニチュード
3	災害対策基本法	災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号) (資料編その 2 P.資 2-32 資料 I-12 参照)
4	災害協力隊	災害対策基本法第 5 条において規定される 江東区での「自主防災組織」の名称
5	水防法	水防法(昭和 24 年法律第 193 号)
6	災害救助法	災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号) (資料編その 2 P.資 2-46 資料 I-13-1 参照)
7	被災者生活再建支援法	被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号) (資料編その 2 P.資 2-54 資料 I-14-1 参照)
8	大規模地震対策特別措置法	大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号)
9	安全安心メール	こうとう安全安心メール
10	防災関連 X (旧 Twitter)	江東区防災関連情報 X (旧 Twitter)
11	要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を必要とする者
12	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者

江 東 区 地 域 防 災 計 画 の 全 体 系

章構成

江東区地域防災計画

震災編

第1部

総則

1

計画の方針

2

江東区の概要

3

江東区の社会経済状況

4

江東区の減災目標

5

複合災害への対応

第2部

応急・災害復旧・防災計画

1

区的基本的理念と役割

2

区民と地域の防災力向上

3

安全な都市づくりの実現

4

安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

5

津波等対策

6

広域的な視点からの応急対応力の強化

7

情報通信の確保

8

医療救護等対策

9

帰宅困難者対策

10

避難者対策

11

物流・備蓄・輸送対策の推進

12

放射性物質対策

13

住民の生活の早期再建

第3部

復興計画

1

基本方針

2

復興体制

3

震災復興計画の策定

4

生活復興

5

都市復興

第4部

事前・東海・対地・震災対策

1

対策の考え方

2

防災機関業務大綱

3

事前の備え

4

調査情報（臨時）・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

5

警戒宣言発令時の対応措置

6

区民等のとるべき措置

風水害編

第1部

総則

1

計画の方針

2

江東区の概要と被害想定

3

河川・港湾等の整備概要

4

江東5区における水害対応の取組

第2部

予防・防災計画

1

水害予防対策

2

都市施設対策

3

地域防災力の向上

4

ボランティアとの連携

5

防災運動の推進

第3部

復興・災害対応計画

1

初動態勢

2

情報の収集・伝達

3

水防対策

4

警備・交通規制

5

医療救護等対策

6

避難者対策

7

物流・備蓄・輸送対策

8

安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

9

公共施設等の応急・復旧対策

10

住民の生活の早期再建

資料編

資料編その1：図表等

資料編その2：関係法令・協定等

江東区地域防災計画

令和6年度修正

（ 震 災 編 ）

江東区防災会議

江東区地域防災計画（震災編）

目 次

第1部 総 則

第1章 計画の方針	震-3
第1節 計画の目的	震-3
第2節 計画の性格及び範囲	震-3
第3節 計画の前提	震-4
第4節 計画の修正	震-10
第5節 他の法令に基づく計画との関係	震-10
第6節 計画の習熟	震-11
第2章 江東区の概要	震-12
第1節 地勢の概況	震-12
第2節 面積と人口	震-13
第3節 産業	震-14
第3章 江東区の社会経済状況	震-15
第1節 江東区の社会経済状況	震-15
第4章 江東区の減災目標	震-21
第1節 江東区の減災目標	震-21
第5章 複合災害への対応	震-25
第1節 はじめに	震-25
第2節 複合災害に備え留意すべき事項	震-26

第2部 災 害 予 防・応 急・復 旧 計 画

第1章 区の基本的理念と役割	震-29
第1節 基本的理念	震-29
第2節 防災関係機関業務大綱	震-30
第2章 区民と地域の防災力向上	震-37
【基本方針】	
【予防対策】	
第1節 自助による区民の防災力向上	震-39
第2節 地域による共助の推進	震-44

第3節	マンション防災における自助・共助の構築	震-47
第4節	消防団の活動体制の充実	震-48
第5節	事業所による自助・共助の強化	震-49
第6節	ボランティアとの連携	震-50
【応急対策】		
第1節	自助による応急対策の実施	震-53
第2節	地域による応急対策の実施	震-53
第3節	消防団による応急対策の実施	震-56
第4節	事業所による応急対策の実施	震-57
第5節	ボランティアとの連携	震-57
第3章	安全な都市づくりの実現	震-59
【基本方針】		
【予防対策】		
第1節	建築物の耐震化及び安全対策の促進	震-60
第2節	液状化、長周期地震動への対策の強化	震-66
第3節	出火、延焼等の防止	震-67
【応急対策】		
第1節	社会公共施設等の応急対策による二次災害防止	震-85
第2節	危険物等の応急措置による危険防止	震-86
【復旧対策】		
第1節	公共の安全確保、施設の本来機能の回復	震-92
第4章	安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	震-93
【基本方針】		
【予防対策】		
第1節	道路・橋梁	震-95
第2節	鉄道等交通施設	震-99
第3節	河川・港湾施設等	震-104
第4節	緊急輸送ネットワークの整備	震-105
第5節	水道	震-105
第6節	下水道	震-107
第7節	電気・ガス・通信等	震-108
第8節	ライフライン復旧活動拠点の確保	震-112
【応急対策】		
第1節	道路・橋梁	震-113
第2節	鉄道等交通施設	震-117
第3節	河川・港湾施設等	震-126
第4節	水道	震-130
第5節	下水道	震-131

第6節 電気・ガス・通信等	震-132
第7節 エネルギーの確保	震-136
【復旧対策】	
第1節 道路	震-137
第2節 鉄道等交通施設	震-137
第3節 河川・港湾施設等	震-137
第4節 水道	震-138
第5節 下水道	震-138
第6節 電気・ガス・通信等	震-138
第5章 津波等対策	震-141
【基本方針】	
【予防対策】	
第1節 地震・津波・高潮に対する危機管理体制の強化	震-143
第2節 水防組織	震-144
第3節 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化	震-145
第4節 津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定	震-145
【応急対策】	
第1節 河川、海岸、港湾施設等の応急対策	震-146
第2節 津波警報・注意報等の伝達体制	震-146
第3節 津波に対する避難誘導態勢	震-148
【復旧対策】	
第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等	震-149
第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化	震-151
【基本方針】	
【予防対策】	
第1節 初動対応体制の整備	震-152
第2節 事業継続体制の確保	震-155
第3節 消火・救助・救急活動体制の整備	震-158
第4節 応急活動拠点の整備	震-159
【応急対策】	
第1節 初動態勢	震-160
第2節 消火・救助・救急活動	震-167
第3節 応援協力・派遣要請	震-171
第4節 労働力の確保	震-176
第7章 情報通信の確保	震-177
【基本方針】	
【予防対策】	
第1節 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備	震-179

第2節 区民等への情報伝達体制の整備	震-181
第3節 区民相互の情報連絡等の環境整備	震-184
【応急対策】	
第1節 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	震-185
第2節 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）	震-186
第3節 広報	震-192
第4節 広聴体制	震-193
第5節 区民相互の情報連絡等	震-193
第8章 医療救護等対策	震-195
【基本方針】	
【予防対策】	
第1節 初動医療体制の整備	震-196
第2節 医薬品・医療資機（器）材の確保	震-197
第3節 医療施設の基盤整備	震-198
第4節 遺体の取扱い	震-198
【応急対策】	
第1節 初動医療体制	震-199
第2節 医薬品・医療資機（器）材の供給	震-210
第3節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	震-214
【復旧対策】	
第1節 防疫体制の確立	震-218
第2節 遺体の埋葬等	震-220
第9章 帰宅困難者対策	震-223
【基本方針】	
【予防対策】	
第1節 帰宅困難者対策条例の周知	震-225
第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備	震-229
第3節 一時滞在施設の確保及び運営の支援	震-229
【応急対策】	
第1節 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	震-232
第2節 駅周辺での混乱防止	震-233
第3節 事業所等における帰宅困難者対策	震-235
【復旧対策】	
第1節 混乱収拾後の帰宅支援	震-236
第10章 避難者対策	震-237
【基本方針】	
【予防対策】	
第1節 避難体制の整備	震-238

第2節	避難所の指定	震-243
第3節	避難所の管理運営体制の整備	震-246
第4節	避難所の管理運営体制の整備（新型コロナウイルス感染症対策）	震-248
第5節	車中泊	震-251
【応急対策】		
第1節	避難の考え方	震-252
第2節	避難誘導	震-254
第3節	避難所の開設・管理運営	震-257
第4節	避難所の開設・管理運営（新型コロナウイルス感染症対策）	震-263
第5節	要配慮者の安全対策	震-266
第6節	動物愛護	震-267
第7節	ボランティアの受け入れ	震-269
第8節	被災者の他地区への移送	震-270
第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進		震-271
【基本方針】		
【予防対策】		
第1節	食料等の確保	震-273
第2節	生活必需品等の確保	震-273
第3節	飲料水及び生活用水の確保	震-274
第4節	備蓄倉庫及び物資拠点の整備	震-275
第5節	輸送車両等の確保	震-277
第6節	燃料の確保	震-278
【応急対策】		
第1節	食品供給計画	震-278
第2節	給水計画	震-280
第3節	生活必需品供給計画	震-282
第4節	義援物資の取扱い	震-283
第5節	輸送車両の確保	震-284
第6節	燃料の供給	震-286
【復旧対策】		
第1節	多様なニーズへの対応	震-286
第2節	炊き出し	震-286
第3節	水の安全確保	震-287
第4節	生活用水の確保	震-287
第5節	物資の輸送	震-289
第12章 放射性物質対策		震-291
【基本方針】		
【予防対策】		

第1節	情報連絡体制の整備	震-292
第2節	区民への情報提供等	震-292
第3節	放射線等使用施設の安全化（再掲）	震-292
【応急対策】		
第1節	情報連絡体制	震-293
第2節	区民への情報提供等	震-293
第3節	放射線等使用施設の応急措置（再掲）	震-293
第4節	核燃料物質等輸送車両等の応急対策（再掲）	震-294
【復旧対策】		
第1節	保健医療活動	震-295
第2節	放射性物質への対応	震-295
第3節	風評被害への対応	震-295
第13章	住民の生活の早期再建	震-297
【基本方針】		
【予防対策】		
第1節	生活再建のための事前準備	震-299
第2節	トイレの確保及びし尿処理	震-299
第3節	ごみ処理	震-301
第4節	災害廃棄物処理	震-301
第5節	教育	震-301
第6節	保育	震-303
第7節	災害救助法等	震-303
【応急対策】		
第1節	構造物等応急対策計画	震-306
第2節	り災証明書の発行	震-307
第3節	義援金の募集・受付	震-308
第4節	トイレの確保及びし尿処理	震-308
第5節	ごみ処理	震-311
第6節	住宅関係障害物除去	震-312
第7節	災害廃棄物処理	震-313
第8節	応急教育・応急保育	震-317
第9節	災害救助法等の適用	震-322
第10節	激甚災害の指定	震-323
【復旧対策】		
第1節	被災住宅の応急修理	震-324
第2節	応急仮設住宅の供給	震-325
第3節	区営住宅の応急修理	震-327
第4節	建築資材等の調達	震-327
第5節	被災者の生活相談等の支援	震-327

第6節	義援金の募集・受付・配分	震-328
第7節	被災者の生活再建資金援助等	震-330
第8節	職業のあっせん	震-335
第9節	租税等の徴収猶予及び減免等	震-335
第10節	災害廃棄物処理の実施	震-336
第11節	災害救助法の運用等	震-336

第3部 復興計画

第1章	基本方針	震-341
第1節	復興の基本的考え方	震-341
第2節	江東区震災復興マニュアル	震-341
第3節	江東区震災復興事業の推進に関する条例	震-341
第2章	復興体制	震-342
第1節	震災復興本部の設置	震-342
第2節	震災復興本部の運営	震-342
第3節	復興本部会議の構成	震-342
第3章	震災復興計画の策定	震-343
第1節	震災復興基本方針の策定	震-343
第2節	震災復興計画の策定	震-343
第4章	生活復興	震-344
第1節	方針	震-344
第2節	生活復興の推進	震-344
第5章	都市復興	震-345
第1節	方針	震-345
第2節	都市復興の進行	震-345

第4部 東海地震事前対策

第1章	対策の考え方	震-351
第1節	策定の趣旨	震-351
第2節	基本的な考え方	震-351
第2章	防災機関業務大綱	震-353
第1節	区	震-353
第2節	都関係機関	震-354

第3節	指定地方行政機関	震-355
第4節	陸上自衛隊	震-355
第5節	指定公共機関	震-355
第6節	指定地方公共機関	震-356
第7節	公共的団体	震-356
第3章	事前の備え	震-357
第1節	東海地震に備え、整備する事業	震-357
第2節	広報及び教育	震-358
第3節	事業所に対する指導	震-361
第4節	防災訓練	震-362
第4章	調査情報（臨時）・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの 対応措置	震-365
第1節	調査情報発表時の対応	震-365
第2節	注意情報発表時の対応	震-365
第3節	活動態勢	震-366
第4節	広報	震-368
第5節	混乱防止措置	震-368
第5章	警戒宣言発令時の対応措置	震-370
第1節	活動態勢	震-370
第2節	警戒宣言・地震予知情報等の伝達	震-372
第3節	消防・水防・危険物対策	震-375
第4節	広報	震-378
第5節	警備・交通対策	震-379
第6節	公共輸送対策	震-382
第7節	学校・病院・福祉施設対策	震-386
第8節	劇場・超高層ビル・地下街等対策	震-389
第9節	電話対策	震-392
第10節	電気・ガス・上下水道対策	震-393
第11節	生活物資対策	震-396
第12節	金融対策	震-396
第13節	避難対策	震-397
第14節	救援・救護対策	震-397
第6章	区民等のとるべき措置	震-399
第1節	区民のとるべき措置	震-399
第2節	災害協力隊(自主防災組織)のとるべき措置	震-401
第3節	事業所のとるべき措置	震-403

第 1 部

総 則

第 1 章 計画の方針

第 1 節 計画の目的

(区総務部)

本計画は、災害対策基本法(資料編その 2 P.資 2-32 I-12「災害対策基本法(抄)」参照)第 42 条の規定に基づき、江東区防災会議(資料編その 1 P.資 1-3 I-1「江東区防災会議構成員名簿」、資料編その 2 P.資 2-3 I-1～I-3「江東区防災会議条例」「江東区防災会議運営規程」「江東区防災会議部会運営規程」参照)が作成する本区の地域に係る地域防災計画であって、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする基本計画である。

第 2 節 計画の性格及び範囲

(区総務部)

1. 計画の性格

本計画は、本区の地域に係る様々な災害に対して実施される予防対策、応急対策、復旧対策に至る一連の災害対策について、区の処理すべき事務又は業務を中心として、都及び指定地方行政機関等が本区の地域に関して処理する事務又は業務(公安・消防・建設・医療・防疫・給水・排水・清掃並びに通信・電気・ガス施設等)について記載し、それぞれの事務又は業務を掌理する各防災機関が連携を密にしてその有する責務を遂行し、もって各種災害に対処する恒久的計画である。

また、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、多様性に配慮した防災対策を推進していく。

2. 計画の範囲

本計画は、災害対策基本法に基づく防災計画、水防法第 3 条の規定に基づき区が定める水防計画並びに災害救助法に基づき、都知事が実施する災害救助事務のうち、災害救助法第 13 条の規定に基づき都知事から区長に委任された場合又は都知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助業務に関する計画等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

震 災 編	第 1 部
	第 2 部
	第 3 部
	第 4 部
風 水 害 編	第 1 部
	第 2 部
	第 3 部

第3節 計画の前提

(区総務部・土木部)

1. 震災の被害想定

令和4年5月の東京都防災会議で決定された震災の被害想定（「首都直下地震等による東京の被害想定」）は次表のとおりであり、この数値を本計画の前提とした。今後、社会状況の変化や、最新の科学的知見などにに基づき、国や都から新たな被害想定が公表された際は、その内容を十分に検証した後、施策への反映や本計画の修正など、必要となる対応を迅速に行うものとする。

なお、平成25年5月に都防災会議から公表された「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」によると、南海トラフ巨大地震による本区の最大震度や津波などの被害想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、本区では首都直下地震等の対策を基本に推進していくものとする。

(1) 前提条件

第1 想定地震

本計画では、区内の13.7%が震度7、84.4%で震度6強となり、大きな被害が想定される「都心南部直下地震」を想定する。

【想定地震】

項目	内容
想定地震	都心南部直下地震
規模	M [*] 7.3
発生確率	今後30年以内 70%（南関東地域におけるM7クラスの確率）

※「M」はマグニチュードであり、以下「M」と表記する。

【地震動（地震のゆれ）（資料編その1 P.資1-9 I-5「気象庁震度階級関連解説表（抜粋）」参照）】

区 分		5強以下	6弱	6強	7
都心南部直下地震 （震度別面積率）	M7.3	0.0%	1.9%	84.4%	13.7%

第2 気象条件等

地震発生の時間帯により東京都内に滞留する人々の活動状況は異なるため、発生時刻が変わると人的被害の様相も変化する。また、時間帯や季節によって火気器具等の使用状況が異なるため、火災の出火件数も変化する。このため、首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）では、想定される被害が異なる3種類の特徴的なシーン（季節・発生時刻）を設定した。

【気象条件・想定される災害】

季節・時刻・風速	想定される災害
冬・早朝5時 風速（4m/s・8m/s）	○ 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼12時 風速（4m/s・8m/s）	○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ○ 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○ 住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕18時 風速（4m/s・8m/s）	○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ○ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

(2) 地震による被害想定結果の概要（江東区）

前提条件を踏まえた想定結果の概要は次のとおりである。

都心南部直下地震（風速 8m/s）					
想定シーン			冬・早朝 5 時	冬・昼 12 時	冬・夕方 18 時
建物被害	全壊・焼失棟数（棟）		6,826	7,494	9,297
	要因別	揺れ等	6,600	6,600	6,600
		地震火災	226	894	2,697
人的被害	死者数（人）		461	283	401
	要因別	揺れ	438	233	298
		屋内収容物	17	19	17
		急傾斜地崩壊	0	0	0
		地震火災	6	28	77
		ブロック塀等	0	2	8
		屋外落下物	0	0	0
	死者数に占める要配慮者数（人）		224	138	195
	負傷者数（人）		6,834	8,328	8,091
	要因別	揺れ	6,374	7,638	7,010
		屋内収容物	431	515	462
		急傾斜地崩壊	0	0	0
		地震火災	20	88	304
		ブロック塀等	8	82	292
		屋外落下物	1	6	22
	負傷者数に占める重傷者数（人）		1,053	1,143	1,244
社会的影響	避難者数（最大）（人）		211,833	217,821	234,027
	帰宅困難者数（人）		－	237,250	237,250
	閉じ込めにつながりうるエレベーター台数（台）		1,273	1,282	1,304
	自力脱出困難者数（人）		3,952	4,112	3,948
	災害廃棄物（万トン）		326	328	332
ライフライン被害	電力	停電率	35.7%	36.5%	38.6%
	通信	不通回線率	1.9%	3.4%	7.3%
	上水道	断水率	52.4%	52.4%	52.4%
	下水道	被害率	6.6%	6.6%	6.6%
	ガス	供給停止率	100.0%	100.0%	100.0%

- ※ 小数点以下の四捨五入により合計は合わない場合がある。
- ※ 建物被害の揺れ等には、液状化、急傾斜地等の被害を含む。
- ※ 死者数に占める要配慮者数については、属性間の重複の除去は行っていないため、あくまで最大値の想定である。
- ※ ライフラインの復旧日数は、都全体で次のように想定されている。
（電気：4日、電話：4日、上水道：17日、下水道：21日、ガス：6週間）

(3) 平成24年と令和4年の首都直下地震等による被害想定結果の比較

平成24年と令和4年の東京都及び江東区における被害想定結果の比較は次のとおりである。

【東京都における被害想定結果の比較】

被害想定の公表時期			令和 4 年 5 月	平成 24 年 4 月
条件	想定地震		都心南部直下地震	東京湾北部地震
	時期及び時刻・風速		冬・夕方 18 時 (風速 8m/s)	冬の夕方 18 時 風速 8m/秒
建物被害	建物被害（棟）		194, 431	304, 300
	要因別	揺れ等（棟）	82, 199	116, 224
		火災（棟）	112, 232	188, 076
人的被害	死者（人）		6, 148	9, 641
	要因別	揺れ等（人）	3, 666	5, 561
		火災（人）	2, 482	4, 081
	負傷者（人）		93, 435	147, 611
	要因別	揺れ等（人）	83, 489	129, 902
		火災（人）	9, 947	17, 709
	避難者（人）		約 299 万	約 339 万
帰宅困難者（人）			約 453 万	約 517 万

※ 都心南部直下地震と東京湾北部地震では地震動が異なり、比較は困難であることに留意が必要
※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある。
※ 揺れ等には、液状化、急傾斜地等の被害を含む。

出典：東京都防災会議「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」(令和4年5月)

【江東区における被害想定結果の比較】

被害想定の公表時期			令和4年5月	平成24年4月
条件	想定地震		都心南部直下地震	東京湾北部地震
	時期及び時刻・風速		冬・夕方18時 (風速 8m/s)	冬の夕方18時 風速 8m/秒
建物被害	建物全壊(棟)		6,600	8,010
	火災(倒壊建物を含む)(棟)		3,100	3,536
人的被害	死者数(人)		401	449
	負傷者数(人)		8,091	10,164
	避難者数(最大)(人)		234,027	233,762
ライフライン被害	停電率		38.6%	43.4%
	不通回線率		7.3%	7.6%
	上水道断水率		52.4%	76.5%
	下水道管きよ被害率		6.6%	27.9%
その他	帰宅困難者(人)		237,250	178,078
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数(台)		1,304	440
	災害廃棄物(万t)		332	275

※ 都心南部直下地震と東京湾北部地震では地震動が異なり、比較は困難であることに留意が必要
出典1：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(平成24年4月)
出典2：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(令和4年5月)

2. 津波の想定

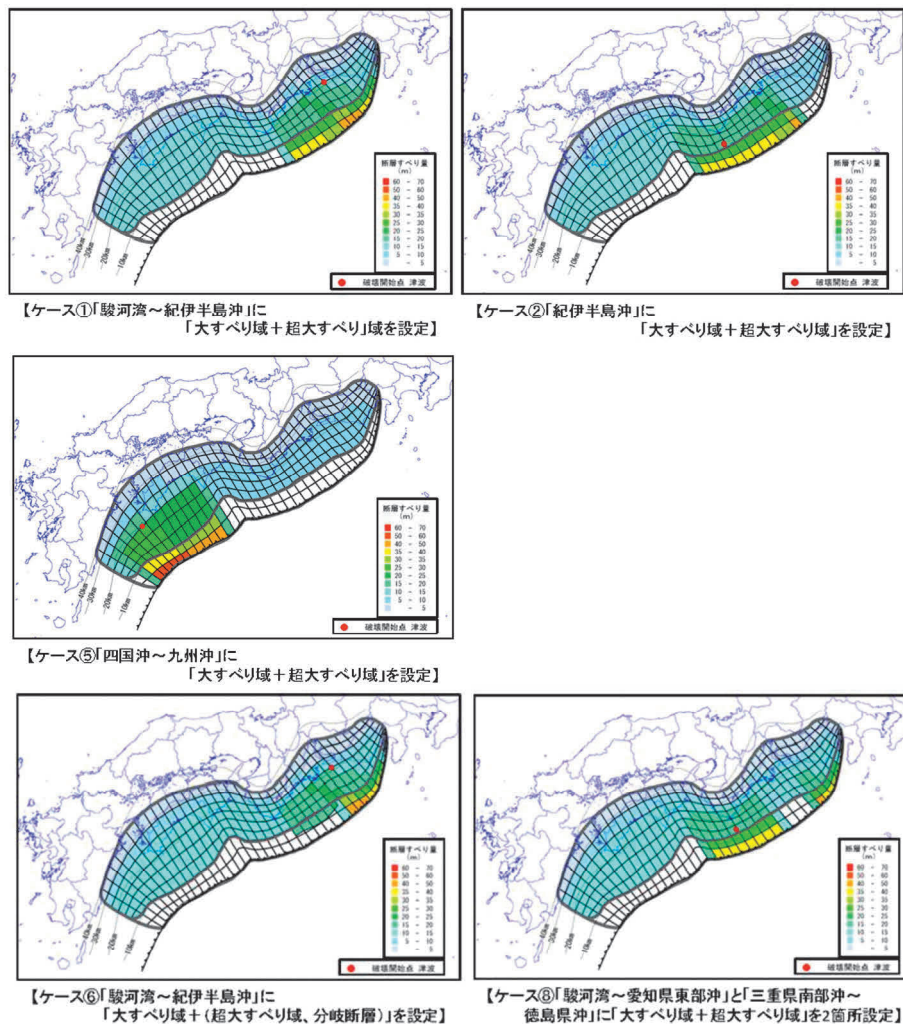
(1) 想定津波

首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）において、「大正関東地震」及び「南海トラフ巨大地震」の津波浸水が想定されており、それぞれの地震における最大値の津波の高さが算出された。本計画についても、「大正関東地震」及び「南海トラフ巨大地震（ケース②）※¹」を想定する。潮位については朔望平均満潮位を採用しており、T.P.基準※²ではT.P. + 0.966mに換算される。

※1 「南海トラフ巨大地震」について、今回の被害想定では、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会『第二次報告（平成24年（2012）年）』」で検討された11ケースの南海トラフの最大クラスの地震の津波断層モデルのうち、都内において最大津波高が高い5つのケース（ケース①②⑤⑥⑧：全てMwは9.1）を選定し被害想定が実施された。江東区で最も津波高の大きくなるのは【ケース②「紀伊半島沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定】である。

※2 T.P.：東京湾平均海面（海拔）

【南海トラフの最大クラスの地震の津波断層モデル5ケース（ケース①②⑤⑥⑧：各Mw※³9.1）】



出典：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会『第二次報告（平成24年（2012）年）』」

※3 モーメントマグニチュード（ M_w ）とは、地震を引き起こした断層（震源断層）の面積や断層における平均変位、断層付近の地殻の剛性率から求められる、開放されたひずみエネルギーに対応するマグニチュードで、地震計で観測された地震の変位振幅または速度振幅から求めた地震の規模である気象庁マグニチュード（ M ）と異なる。

【想定津波】

項目	内容	
地震名	大正関東地震	南海トラフ巨大地震
規 模	M8 クラス	M9 クラス
発生確率	今後 30 年以内 0～6%	今後 30 年以内 70～80%

（2）最大津波高

本区の想定津波におけるそれぞれの最大津波高は、「大正関東地震」では、2.22m、「南海トラフ巨大地震」は 2.63mと算出されており、河川敷は浸水するが住宅地等は浸水しない想定である。なお、想定地震で対象とした「都心南部直下地震」で発生する津波高は、河川や海岸の堤防を越える高さとはならない想定である。

東京湾内湾のうち江東区にかかる防潮堤の高さは T.P. +4.47m～+6.87m となっており、想定しているあらゆる津波の高さを上回っている。

【最大津波高（満潮位・地殻変動考慮）】

想定津波を引き起こす地震	規 模	最大津波高
大正関東地震	M8 クラス	2.22m
南海トラフ巨大地震	M9 クラス	2.63m

※ 津波高は全て海拔（T.P.）表示

第4節 計画の修正

(区総務部)

本計画は災害に対処するための恒久的計画であり、災害対策基本法の基本理念を踏まえて防災に関する政策・方針の決定を行う。各防災機関は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、常に自己の主管する計画、項目及び細目について検討し、必要があると認めるときは修正手続きを執らなければならない。

したがって、その修正が緊急を要し、かつそれが他機関に関係のある事項であるときは、当該関係機関に連絡して了解を得たのち、速やかに計画修正案を江東区防災会議事務局(区総務部危機管理室防災課)に提出するものとする。また、その修正が性質上定期的に行う必要があるものについては、江東区防災会議が指定する期日までに、その計画修正案を江東区防災会議事務局に提出しなければならないものとする。

第5節 他の法令に基づく計画との関係

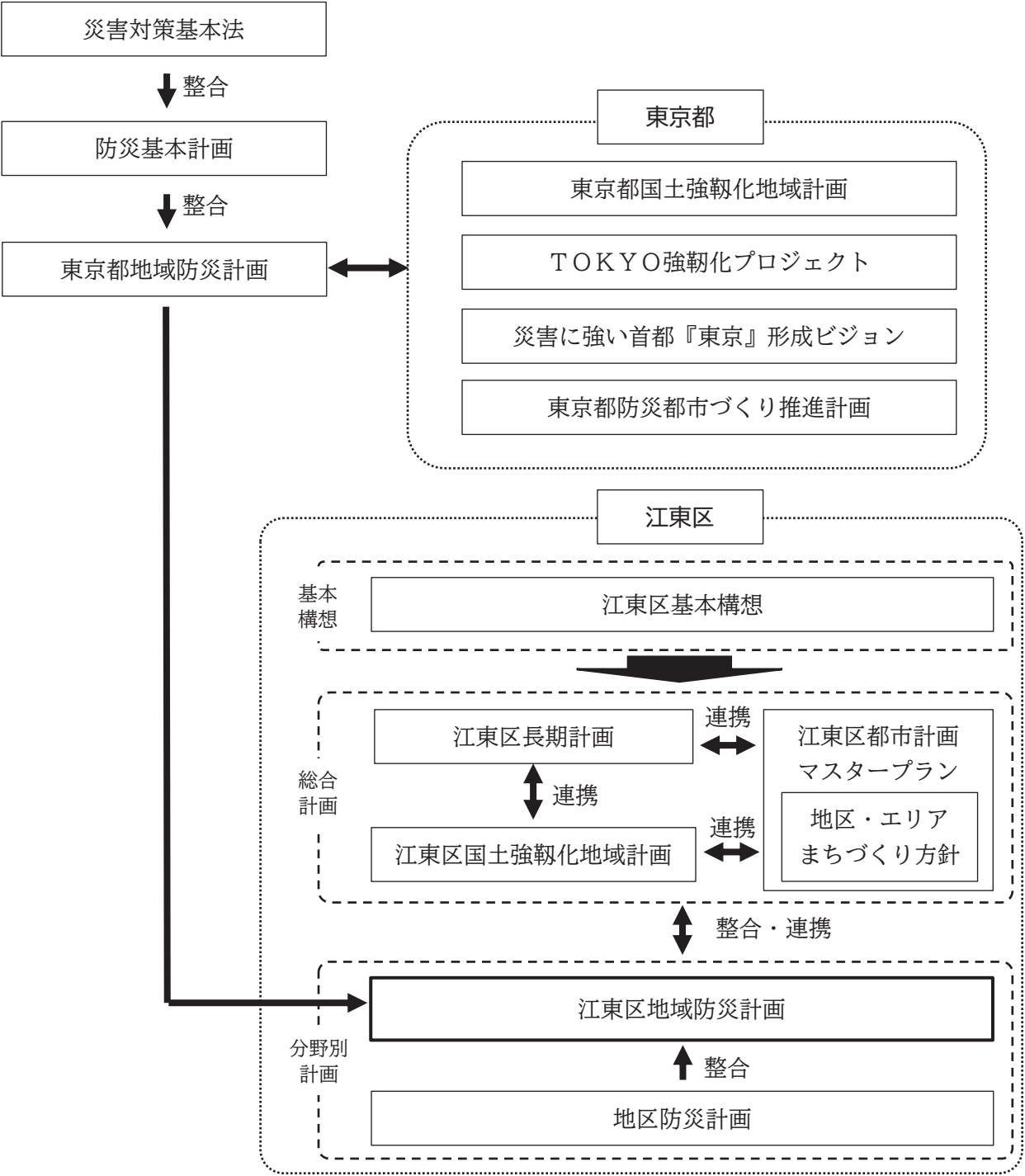
(区総務部)

この計画は、本区の地域における災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、指定行政機関等が作成する防災業務計画及び本区を包括する都の地域防災計画に抵触するものであってはならない。

したがって、それらの計画に抵触することが明らかであって、かつ避けることができないと認められるときは、江東区防災会議において調整を図るため、関係資料とともに当該事項に関しての意見文書を添えて、江東区防災会議事務局に提出しなければならないものとする。

また、この計画は、災害対策基本法第42条第3項及び同法第42条の2の規定に基づく地区防災計画を必要に応じて反映し、両計画の連携に基づく防災対策を実施することにより、地域防災力の向上を図るものとする。

【江東区地域防災計画【震災編】の位置付け】



第6節 計画の習熟

(区総務部)

各機関は、この計画の遂行に当たり、その機能を十分発揮するため、平素から自ら又は各関係部署又は関係機関と共同して調査研究を行い、実地あるいは図上訓練その他の方法により計画の習熟に努めなければならない。

第2章 江東区の概要

第1節 地勢の概況

(区総務部・環境清掃部・土木部)

江東区は、都の東部に位置し、北は墨田区、西は隅田川を隔て中央区に、また東は荒川及び旧中川を境として江戸川区に、南は東京湾に臨み、港区、品川区及び大田区に接している。

本区の位置する江東デルタ地帯は、古くは一望の海であった。利根川と荒川、入間川の流末に発達した葦の茂ったこの地域は、長い間の沖積作用と江戸時代からの埋立工事によって次第に土地を形成し、さらに明治以降は海岸の埋立工事が継続して行われ、また近年になっての大規模な埋立工事によって現在の地形となったものである。このような長い歴史的経過を踏まえて造成された広大な埋立地を、臨海部副都心開発を中心に、様々な都市的需要に応える貴重な空間として開発整備を進め、現在、本区の臨海部は、情報受発信基地・スポーツレクリエーション施設・アミューズメント施設等が立ち並ぶ未来型都市へと変貌を遂げた。

本区の地質構造上の問題として、地盤沈下の現象が明治時代から明らかになり、防災上の大きな問題となった。地盤の沈下は大正9年頃より次第にその度を増し、昭和12～13年頃には年間10～12cmに達した。戦災により工場地帯が壊滅した昭和19～21年当時においては、この沈下現象は一時停止したが、工場地帯の復興が始まった昭和23年頃から再び漸増し、昭和43年には年間最大22.0cmに及び、累計で最も著しい南砂2丁目では大正7年から昭和55年までに4.59mの沈下を記録している。

都は、地盤沈下の原因と考えられる地下水の汲み上げを規制、水溶性天然ガスの採取を停止させるとともに、工場に工業用水を供給する工業用水道を敷設し、本区においては昭和40年5月から給水を始めた。その結果、沈下現象は鎮静化、地下水の上昇により地盤はむしろ隆起の傾向を示し、平成8年までの同地点の総沈下数値は4.51mとなっている。なお、東京都工業用水道事業は令和5年3月31日をもって廃止されている。

本区の地盤高の状況は、深川地区西部の隅田川に近い地域は満潮面程度、又はこれより僅かに高いが、東部千石二・三丁目付近では干潮面位のところがある。また、城東地区では特に地盤が低く、その大半が干潮面以下という低地である。

水害、特に高潮による水害の防御については、昭和初期より高潮防御計画を策定し実施してきたが、幾多の変遷を経て昭和40年度をもって外郭堤防の完成をみた。なお、城東地区の改良下水道は、昭和42年頃より始められ、既に完成している。さらに、大地震周期説とともに、護岸の震災に対する安全性が課題とされ、防災拠点再開発構想と関連し、耐震対策河川事業が実施されている。また、阪神・淡路大震災後の緊急対策として、東砂の荒川堤防の耐震対策が平成8年から行われている。なお、東京都は東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の検討を行い、最大級の地震が発生した場合においても、堤防や水門等の各施設が機能を保持することを目的とした整備計画を、平成24年12月に策定した。

第2節 面積と人口

(区民部)

1. 江東区の位置と面積

江東区は、東京都の東南端に位置し、西に隅田川、東に荒川、南は東京湾に面している。面積は42.99km²で、大田区、品川区、港区、中央区、墨田区、江戸川区の各区に隣接している。

2. 世帯と人口

令和6年4月1日現在

地 区	世帯人口	世 帯 数	人 口		
			男	女	総 数
白 河 地 区		29,016	23,727	25,916	49,643
富 岡 地 区		24,312	19,702	19,762	39,464
豊 洲 地 区		58,502	61,127	63,522	124,649
小松橋 地 区		20,958	18,491	19,138	37,629
東 陽 地 区		21,994	18,538	19,299	37,837
亀 戸 地 区		37,361	31,956	32,078	64,034
大 島 地 区		36,534	30,998	33,396	64,394
砂 町 地 区		39,684	37,806	38,282	76,088
南 砂 地 区		23,230	22,186	23,515	45,701
計		291,591	264,531	274,908	539,439
外国人住民数（内数）			18,346	19,283	37,629
合 計		291,591	264,531	274,908	539,439

第3節 産 業

(区地域振興部)

本区の産業は、江戸時代から水運を利用した米・雑穀をはじめ、肥料・木材・倉庫業などが深川地区において栄えてきたが、とりわけ木場に代表される木材業が最も盛んであった。木材関連企業は、1970年代に防災等の都市計画上の理由から、その多くは埋立地の新木場へ集団移転した。

明治の末期から、近代産業として鉄鋼・金属・化学などの重化学工業が盛んになり、特に城東地区は、かつての農村から工業の町へと変貌した。これらの産業も、1960年代後半以降の全国的な工業再配置の中、大規模な工場は地方都市へ移転し、区内の工業は都市型軽工業へと変化した。印刷関連業、木材、繊維、機械・金属、ガラス等が区の中心的な産業を構成しているが、近年はIT・情報関連業の著しい発展・集積がみられる。

一方、臨海部地域では、1990年代以降、港湾運輸を支える倉庫・トラックターミナルなどの流通関連施設が立地するとともに、国際展示場・テレコムセンター・タイム24等情報発信基地の役割を果たす施設が集積し、東京の産業基地の重要な一翼を担っている。

第3章 江東区の社会経済状況

第1節 江東区の社会経済状況

(区地域振興部、J R東日本、東京地下鉄、都交通局、東武鉄道、東京臨海高速鉄道、ゆりかもめ)

1. 江東区の諸機能の状況

本区は、工業都市東京の城東工業地帯にその位置を占め、東京の経済的機能の重要な一翼を担っている。その諸機能の主なものを挙げると次のとおりである。

項 目	江 東 区	資 料
事 業 所 数	19,443 事業所	令和3年経済センサス-活動調査結果
従 業 者 数	395,707 人	//
製 造 品 出 荷 額 等	3,229.6 億円	//
卸 売 業 数	1,652 店舗	//
卸 売 業 年 間 販 売 額	48,503.4 億円	//
小 売 業 数	2,136 店舗	//
小 売 業 年 間 販 売 額	11,924.7 億円	//
保 育 園 児 数	15,067 人	データブック 2022 (令和 4.4.1 現在)
幼 稚 園 児 数	3,865 人	学校基本調査 (令和4年度) ※幼保連携型認定こども園含む
児童数(小学校・義務教育学校前期課程)	24,511 人	学校基本調査 (令和4年度)
生徒数(中学校・義務教育学校後期課程)	9,394 人	//
生徒数(高校・各種・専修学校)	9,760 人	//
自 動 車 保 有 車 両 数	117,444 台	国土交通省関東運輸局 (令和 4.3) ※軽自動車除く
資 本 金 1 億 円 以 上 の 企 業 数	405 事業所	経済センサス-活動調査 (平 28.6)

2. 昼間人口及び就業者数

本区の夜間・昼間人口及び昼間就業者数の状況は次のとおりである。

(1) 江東区の昼夜間人口(令和2年国勢調査) (単位 人)

区 分	夜間人口	昼間人口	流入超過人口 (△流出超過人口)	昼間人口指数 (夜間人口=100)
江 東 区	524,310	633,813	109,503	121
東 京 都	14,047,594	16,315,279	2,267,685	116

(2) 地域相互間の流入人口(令和2年国勢調査) (単位 人)

区 分		流 入 人 口			流 出 人 口			流 入 超 過 人 口		
		総 数	通 勤	通 学	総 数	通 勤	通 学	総 数	通 勤	通 学
流 出 入 先	江 東 区	271,325	262,820	8,505	160,307	147,228	13,019	111,018	115,532	△4,514
	都区部(計)	112,276	107,668	4,608	130,651	120,814	9,837	△18,375	△13,146	△5,229
	都心2区 (千代田・中央)	5,162	4,997	165	51,944	50,222	1,722	△46,782	△45,225	△1,557
	隣接2区 (墨田・江戸川)	36,914	34,914	2,000	14,023	12,561	1,462	22,891	22,353	538
	その他の区部	70,200	67,757	2,443	64,684	58,031	6,653	5,516	9,726	△4,210
	市町村部	15,471	15,032	439	2,599	1,878	721	12,872	13,154	△282
	他府県	131,273	128,555	2,718	14,752	13,031	1,721	116,521	115,524	997

(注) △=流出超過人口

(3) 昼間人口における産業別就業者数(令和2年国勢調査)

(単位 人)

産 業		昼間就業者	流入通勤者	流出通勤者	流入超過通勤者 (△=流出超過)	夜間就業者 (常住就業者)
総 数		351,248	251,255	135,723	115,532	235,716
産 業 大 分 類	第1次産業	340	250	113	137	203
	小分類					
	農 業	267	191	81	110	157
	林 業	15	9	22	△13	28
	漁 業	58	50	10	40	18
	第2次産業	56,174	42,595	20,555	22,040	34,134
	小分類					
	鉱 業	17	7	47	△40	57
	建 設 業	23,060	18,064	6,626	11,438	11,622
	製 造 業	33,097	24,524	13,882	10,642	22,455
	第3次産業	282,755	205,190	113,321	91,869	190,886
	小分類					
	電 気 ・ ガ ス 熱供給・水道業	2,241	2,008	924	1,084	1,157
	情 報 通 信 業	57,615	47,333	17,992	29,341	28,274
	運輸業、郵便業	36,929	29,141	7,110	22,031	14,898
	卸売業、小売業	51,334	36,172	20,317	15,855	35,479
	金融業、保険業	14,693	12,214	10,081	2,133	12,560
	不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	8,818	5,207	5,046	161	8,657
	学術研究、専門・ 技術サービス業	17,333	11,534	10,537	997	16,336
	宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	12,405	6,080	6,959	△879	13,284
	生活関連サービ ス 業、娯 楽 業	7,851	4,790	3,747	1,043	6,808
	教育、学習支援業	9,551	6,285	5,288	997	8,554
	医 療、福 祉	22,541	13,312	8,941	4,371	18,170
	複合サービス事業	622	457	394	63	559
	サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	34,182	25,220	11,439	13,781	20,401
	公 務 (他に分類されないもの)	6,640	5,437	4,546	891	5,749
	分類不能の産業	11,979	3,220	1,734	1,486	10,493

第1部

第2部

第3部

第4部

第1部

第2部

第3部

震災編

風水害編

3. 交通機関の利用状況（令和6年度）

（1）JR東日本（一日平均）（単位 人）

駅名	乗車人員		
	総数	定期	定期外
総武線 亀戸	52,857	31,505	21,351
京葉線 越中島	5,221	3,219	2,001
潮見	14,834	9,254	5,580
新木場	67,206	36,877	30,328

（2）東武鉄道（一日平均）（単位 人）

駅名	乗車人員		
	総数	定期	定期外
亀戸線 亀戸水神	1,949	1,069	880
亀戸	10,963	7,017	3,946

（3）東京地下鉄（一日平均）（単位 人）

駅名	乗車人員			降車人員		
	総数	定期	定期外	総数	定期	定期外
東西線						
門前仲町	53,214	27,854	25,360	53,758	27,854	25,904
木場	34,366	20,567	13,799	34,739	20,567	14,172
東陽町	55,500	35,433	20,067	55,704	35,433	20,271
南砂町	28,951	16,902	12,049	29,349	16,902	12,447
有楽町線						
豊洲	100,488	53,788	46,700	101,542	53,788	47,754
辰巳	13,666	8,462	5,204	13,482	8,462	5,020
新木場	46,018	23,760	22,258	45,218	23,760	21,458
半蔵門線						
住吉	26,336	13,439	12,897	26,056	13,439	12,617
清澄白河	28,721	13,138	15,583	28,552	13,138	15,414

(4) 都営地下鉄(一日平均)

(単位 人)

駅 名	乗 車 人 員			降 車 人 員		
	総 数	定 期	定期外	総 数	定 期	定期外
新宿線						
森 下	32,022	15,592	16,430	33,660	16,500	17,160
住 吉	18,542	10,828	7,713	18,498	10,828	7,669
西 大 島	12,456	7,283	5,172	12,417	7,283	5,133
大 島	14,606	8,892	5,712	14,228	8,892	5,334
東 大 島	13,814	8,823	4,490	13,778	8,823	4,954
大江戸線						
森 下	6,150	3,600	2,550	24,870	15,187	9,683
清 澄 白 河	16,863	9,302	7,561	17,032	9,301	7,731
門 前 仲 町	28,033	14,911	13,122	27,014	14,912	12,102

(5) 東京臨海高速鉄道・りんかい線(一日平均)

(単位 人)

駅 名	乗 車 人 員			降 車 人 員		
	総 数	定 期	定期外	総 数	定 期	定期外
新 木 場	28,646	13,529	15,118	28,187	13,529	14,658
東 雲	7,062	4,462	2,600	7,015	4,462	2,553
国 際 展 示 場	33,775	13,318	20,456	33,892	13,318	20,573
東京テレポート	21,126	7,911	13,216	20,467	7,911	12,556

(6) ゆりかもめ(一日平均)

(単位 人)

駅 名	乗 車 人 員			降 車 人 員		
	総 数	定 期	定期外	総 数	定 期	定期外
東京国際クルーズターミナル	1,394	455	940	1,570	455	1,114
テレコムセンター	4,145	1,965	2,179	4,362	1,991	2,371
青 海	735	99	636	748	98	651
東京ビッグサイト	9,569	1,142	8,427	9,784	1,207	8,577
有 明	4,638	805	3,833	4,605	789	3,816
有明テニスの森	4,068	849	3,219	4,080	840	3,241
市 場 前	7,090	1,671	5,419	6,908	1719	5,189
新 豊 洲	5,713	423	5,290	5,544	415	5,129
豊 洲	17,609	3,708	13,901	16,350	3,619	12,731

(7) 都営バス

営 業 所 名	系統数	在 籍 車両台数	1 日平均 乗 客 数
深川自動車営業所 (江東区コミュニティ バスしおかぜを含む)	10	156	50,073
江東自動車営業所	9	109	57,481
有明自動車営業所	3	40	10,288

4. 生活物資(食料品等)の取扱事業所数の現況

(1) 飲食料品卸売業 (令和3年経済センサス-活動調査)

総数	農畜産物・ 水産物	食料・ 飲料
507	358	149

(2) 飲食料品小売業 (平成28年経済センサス-活動調査)

総数	各種食料品	野菜・果実	食肉	鮮魚	菓子・パン	その他
698	52	34	26	22	128	436

第4章 江東区の減災目標

第1節 江東区の減災目標

(区、各機関)

1. 取組の方向性

以下の3つの視点と、分野横断的視点に基づき、防災対策の具体化を図る。

【3つの視点】

① 「自助」「共助」の促進

全ての区民が災害を「我が事」として捉え適切な行動につなげるため、防災意識の醸成や自主防災組織(災害協力隊)への支援など、家庭や地域における防災の取組を促進する。

② 区の応急対応力の強化

ライフライン等の被害により応急対策が遅延する恐れがあり、ハード対策を含めた応急体制の更なる強化を図る。

③ 被災者の生活環境改善

居住形態やライフスタイルの変化を踏まえた、被災時の安全で質の高い生活環境と日常生活を早期に確保する。

【分野横断的視点】

① 多様性への配慮

女性やこども、LGBT等の方のほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人の要配慮者等に対して、きめ細かい配慮を行う。

② 防災DXの推進

スマートフォンの普及やデジタル技術の進展を踏まえ、防災対策の実効性を高めるため、防災DXを推進していく。

2. 減災目標

区は、平成18年の中央防災会議で策定した「首都直下地震の地震防災戦略」に基づき減災目標を定め、区民等と協力して対策を推進してきた。

平成24年4月に、都防災会議は東日本大震災を踏まえた「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、その被害軽減等を新たな目標として定めた東京都地域防災計画(平成24年修正)を同年11月に策定した。区においても、都と一体となって効果的な防災対策を推進するため、平成25年3月に江東区地域防災計画(平成24年度修正)を策定し、それまでの減災目標を改めて新たな目標を定めた。

都防災会議は、前回の想定から10年ぶりに首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）を公表し、その被害軽減等を新たな目標として定めた東京都地域防災計画（令和5年修正）を令和5年5月に策定した。区においても、都と一体となって効果的な防災対策を推進するため、令和5年11月に江東区地域防災計画（令和5年度修正）を策定し、減災目標を更新した。

減災の取組に当たっては、行政機関のみならず地域の様々な主体が防災対策に積極的に参画協働する取組を促進し、区民の「自助」、「共助」の意識を高め、自主防災組織（災害協力隊）、消防団などの地域防災力の向上を図る。また、以下の主な対策への取組をはじめ、本計画上の様々な施策を総合的に推進することにより、この目標は、10年以内に達成する。

都心南部直下地震「冬・夕方（風速8m/s）」のケースで、揺れや火災による死者、避難者、倒壊や焼失による建築物の全壊棟数をそれぞれ減少させる。

【江東区における減災目標】

「2030年度までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減」

《目標》

目標1 死者を概ね半減させる

建物の倒壊や地震火災による死者を約200人減
被害想定で、建物全壊や地震火災等を原因とする死者数401人を概ね半減の約200人にする。

目標2 避難者を概ね半減させる

住宅の倒壊や火災による避難者を約11万人減
被害想定で、住宅の倒壊や火災による避難者約23.4万人を概ね半減の約12万人にする。

目標3 建築物の全壊・焼失棟数を概ね半減させる

ゆれ・液状化等による建物全壊や地震火災による焼失を約4,600棟減
被害想定で、ゆれ・液状化等による建物全壊や地震火災による焼失9,297棟を概ね半減の約4,600棟にする。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

《主な対策》

1) 「自助」「共助」の促進

- ① 区民の「自助」による防災力の向上
 - ア. 在宅避難・日常備蓄の推進
 - イ. 初期消火・出火防止対策の推進
 - ウ. 防災に関心のない人に向けた普及啓発の推進
 - エ. 女性・こども・要配慮者等の視点を踏まえた分かりやすい普及啓発の推進
 - オ. ペットの災害への備え（ペット用品の常備・しつけ）の啓発の充実
- ② 地域による「共助」の推進
 - ア. 災害協力隊の設立及び活動への支援
 - イ. 専門家の派遣及び防災セミナーの開催
 - ウ. 災害対応のための新たな担い手などの人材確保
 - エ. 民間団体との協定締結の推進と連携強化
 - オ. ボランティア活動等の充実強化

2) 区の応急対応力の強化

- ① 災害対策本部の活動
 - ア. 本部運営訓練の充実
 - イ. 災害対策本部室の機能・設備の充実
 - ウ. 情報収集伝達体制の強化
 - エ. 受援応援体制の強化
 - オ. 職員の待機・参集の体制の強化
 - カ. 職員研修の充実
 - キ. （再掲）民間団体との協定締結の推進と連携強化
- ② 安全な都市づくり
 - ア. 木造住宅密集地域を中心とした建物の不燃化、民間建築物の耐震化の促進
 - イ. 危険なブロック塀対策の促進
 - ウ. 橋梁の長寿命化及び道路の無電柱化の促進
 - エ. 防災船着場の活用

3) 被災者の生活環境改善

- ① 避難生活環境の確保
 - ア. 備蓄物資の充実
 - イ. トイレ対策の推進
 - ウ. 停電対策と通信環境の確保
 - エ. 女性・要配慮者等の多様な視点やペット同行避難を踏まえた避難所の環境整備
 - オ. 新型コロナウイルス等避難所における感染症対策
 - カ. 避難所における健康観察体制の強化
 - キ. 実効的な避難所開設運営訓練の実施
 - ク. 避難所となる都立高校や民間施設との連携強化
 - ケ. 在宅避難者など避難所以外への避難者に対する支援の推進
- ② マンション防災対策
 - ア. マンションの特性を踏まえた普及啓発

- イ. エレベーターの早期復旧
- ウ. マンション管理組合の防災対策の推進
- エ. (再掲) 専門家の派遣及び防災セミナーの開催
- ③ 要配慮者・福祉避難所対策
 - ア. 避難行動要支援者の個別避難計画の作成推進
 - イ. 福祉避難所の役割の明確化や運営体制の支援、施設拡充など開設の実効性の確保
 - ウ. 手話や文字・音声など障害者等に配慮した情報伝達の推進
- ④ 外国人の災害対応力の強化
 - ア. 防災(語学)ボランティアの活用や区内国際交流団体との連携
 - イ. アプリや「やさしい日本語」の活用推進
- ⑤ 帰宅困難者対策
 - ア. 一時滞在施設の確保
 - イ. 一時滞在施設開設時における連携方策の具体化
 - ウ. 区内主要駅における検討の具体化
- ⑥ 医療救護体制
 - ア. 災害時における区医師会・医療機関等との連携・協力体制の強化
- ⑦ 物流・輸送対策
 - ア. 国のプッシュ型支援や都からの支援物資の受入・搬送体制の確立
- ⑧ 生活再建
 - ア. 災害廃棄物の適正処理
 - イ. 被災者生活再建支援システムの活用推進による迅速かつ公平な被害認定及び被災証明書の発行体制の構築
 - ウ. 被災者の生活再建に向けた各種支援制度の整理

第5章 複合災害への対応

第1節 はじめに

(区総務部)

東日本大震災では、東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、最大震度7を観測し、大津波や市場の大規模火災などの被害に見舞われた。さらに、同年9月には能登豪雨が発生し、地震で緩んだ地盤が豪雨により崩れるなどの影響があった。

また、新たな被害想定においても、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を整理した。

【被害想定で想定する主な複合災害】

風水害	・地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ・梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	・数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ・救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

こうした、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

第2節 複合災害に備え留意すべき事項

(区総務部)

先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、第2部で掲げる各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

【複合災害に備え留意すべき事項】

共通事項	○ 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進 ○ 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化 ○ 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証 ○ 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進 ○ 夏季発災時における熱中症対策 等
大規模自然災害＋ 大規模自然災害	○ 先発災害から後発災害へのシームレスな対処 ○ 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討 ○ 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等
感染症対策＋ 大規模自然災害	○ 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保 ○ 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等

第2部

災害予防・応急・復旧計画

第1章 区の基本的理念と役割

第1節 基本的理念

(区総務部・都市整備部・土木部、都建設局、首都高速道路)

1. 防災都市江東の実現

災害対策基本法の基本理念に則り、以下の対策を講じることにより防災都市江東の実現を目指す。

- ① 災害による被害を最小限にとどめるため、安全な市街地の整備を行うとともに、公園等の都市空間の確保や道路・橋梁の整備を図り、災害に強いまちづくりを実現する。
- ② 一人でも多くの生命と財産を守るために、自らの命と安全を守るための「自助」及び地域の安全は自分たちで守るための「共助」の意識を高める取組を促進し、ハード・ソフトの両面から対策を講じる。

2. 災害に強いまちづくり

(1) 江東区都市計画マスタープラン 2022

テーマ別まちづくり方針の一つに、「緊急時にも適時的確に対応する回復力の高い都市」を掲げ、頻発する地震災害や激甚化する気象災害に強く、防犯まちづくりにも対応した安全・安心なまちの実現に向けた取組方針を示している。

＜震災に関する方針＞

取組方針1 震災に強い都市の形成

幹線道路や公園等の整備、細街路の拡幅、無電柱化の推進などにより、防災に資する都市基盤を整備するとともに、民間建築物の耐震化や木造住宅密集地域の解消により、震災に強い都市の形成を推進します。

(2) 江東区耐震改修促進計画の推進

第2部 第3章 予防対策 第1節「建築物の耐震化及び安全対策の促進」参照

(3) 基幹的広域防災拠点の整備

国は、首都圏全体の広域防災を担うため、東京都臨海部の「有明の丘」地区と川崎市東扇島地区の2か所で適切な役割分担と連携を行うことにより、全体でひとつの基幹的広域防災拠点としての機能を果たすための整備を行うことを決定した。

「有明の丘」地区は、国と都の役割分担のもと公園事業により整備が進み、平成22年度に一部が、翌平成23年度には全面開園された(東京臨海広域防災公園)。災害時には、広域防災の本部、広域支援部隊、災害ボランティア等の活動拠点、災害時医療の支援基地及び緊

急輸送物資の中継基地として機能し、平常時には、合同訓練・研修や体験学習（防災体験学習施設「そなエリア東京」併設）を行うことが可能になっているとともに、憩いの場として利用されている。

（４）緊急道路障害物除去路線の選定

都及び区は、緊急道路障害物除去路線を選定し、災害時の応急対策活動及び輸送を円滑に行うための主要道路の確保に努める。なお、選定は次の基準により行う。

- ① 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- ② 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の路線（※緊急輸送道路）
- ③ 避難所・避難場所及び指定拠点等に接続する応急対策活動のための路線

※緊急輸送道路とは、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路とする。（資料編その１ P.資 1-99 I-27 「緊急道路障害物除去路線図」 参照）

（５）水上輸送体制の整備

国は、平成17年10月1日に、荒川と隅田川を小名木川で結ぶ荒川ロックゲート、新砂りバーステーションを新たな水上輸送ルートとして開通した。

（６）防災船着場整備計画

災害時の物資や人材を船舶による輸送に資するため、防災船着場の整備を進める。

（７）区立公園の無停電化

区は、大規模停電が発生した場合に照明器具内に内蔵したバッテリーにより停電時でも点灯する照明灯を、小名木川防災公園に設置し、公園内の夜間照明を確保した。

第2節 防災関係機関業務大綱

（区、各機関）

区及び本区の地域における防災関係機関（資料編その１ P.資 1-5 I-2 「江東区関係官公署等一覧」 参照）が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

1. 区

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
政 策 経 営 部	1 本部長の特命事項に関すること。 2 災害対策関係予算に関すること。 3 災害復旧計画に関すること。 4 災害時における広報及び広聴に関すること。 5 情報収集及び報道機関との連絡に関すること。

総務部	1 本部長室の庶務及び部長会議の運営に関する事。 2 職員の動員、服務及び給与に関する事。 3 本部指令の伝達に関する事。 4 救助物資、車両、資材、労力等の調達及び管理に関する事。 5 庁舎及び区有施設の被害状況調査、報告及び応急修理に関する事。 6 無線通信に関する事。 7 災害の記録に関する事。 8 避難所の設営及び管理運営への協力に関する事。 9 他の部に属しない事。
地域振興部	1 義援金及び義援物資の受領及び配布に関する事。 2 商工業等の災害対策に関する事。 3 救助物資の調達への協力に関する事。 4 災害時の外国人対策に関する事。 5 避難所の設営及び管理運営に関する事。
区民部	1 被災住宅等の被害認定に係る調査及び報告に関する事。 2 リ災証明書の交付に関する事。 3 避難場所及び避難所への避難誘導に関する事。 4 遺体の収容及び管理等への協力に関する事。 5 救助物資等の輸送に関する事。 6 応急給水活動の実施に関する事。
福祉部	1 一般ボランティアの受入れ及び配置に関する事。 2 災害援護資金の貸付けに関する事。 3 災害時の高齢者対策に関する事。 4 被災者生活再建支援法の申請等に関する事。 5 避難所の設営及び管理運営への協力に関する事。
障害福祉部	1 災害時の障害者対策に関する事。 2 被災者生活再建支援法の申請等に関する事。 3 避難所の設営及び管理運営への協力に関する事。
生活支援部	1 避難所の設営及び管理運営に関する事。 2 避難所運営の活動統制に関する事。 3 被災保護世帯の調査及び援護に関する事。 4 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関する事。
健康部	1 医療救護本部の設置及び運営に関する事。 2 医師会、医療機関、日本赤十字社等との連携に関する事。 3 医療救護所等の設置及び管理運営に関する事。 4 医薬品等の調達に関する事。 5 被災地域及び被災者の保健衛生に関する事。 6 医療救護の指導及び調整に関する事。 7 医療ボランティアの受入れ及び配置に関する事。 8 遺体収容所等の設置及び管理運営に関する事。 9 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関する事。
こども未来部	1 災害時の乳幼児対策に関する事。 2 被災園児の救護及び応急保育に関する事。 3 応急保育の実施計画に関する事。 4 被災者生活再建支援法の申請等への協力に関する事。 5 避難所の設営及び管理運営への協力に関する事。
環境清掃部	1 災害時の環境関係機関との連絡調整等に関する事。 2 ごみの処理に関する事。 3 し尿の収集等に関する事。 4 災害廃棄物等の処理等に関する事。 5 避難所の設営及び管理運営への協力に関する事。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
風水害編	第4部
	第1部
	第2部
	第3部

都 市 整 備 部	1 被災住宅等の被害認定に係る調査及び報告に関する事。 2 応急仮設住宅の建設及び入居に関する事。 3 被災住宅の応急修理に関する事。 4 被災建築物応急危険度判定の実施に関する事。
土 木 部	1 土木施設の被害状況調査及び報告に関する事。 2 水防活動及び排水に関する事。 3 堤防、護岸、道路、橋梁等の点検、整備及び復旧に関する事。 4 障害物及び汚泥の除去に関する事。 5 災害跡地の整理に関する事。 6 遺体の搬送及び収容等に関する事。
教 育 委 員 会 局 教 務 局	1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関する事。 2 被災校の給食及び保健衛生の指導に関する事。 3 被災児童及び生徒に対する学用品等の給与に関する事。 4 区教育施設の被害状況調査、報告及び応急修理に関する事。 5 避難所の設営及び管理運営に関する事。 6 区立図書館の管理運営に関する事。

2. 都関係機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
建 設 局 第 五 建 設 事 務 所	1 河川及び海岸堤の保全に関する事。 2 道路及び橋梁の保全に関する事。 3 水防活動に関する事。 4 河川における貯木及び流木対策に関する事。 5 河川及び道路等における障害物の除去に関する事。
建 設 局 東 部 公 園 緑 地 事 務 所	1 公園の保全及び震災時の利用に関する事。
建 設 局 江 東 治 水 事 務 所	1 水門及び排水機場等の維持管理並びに操作に関する事。 2 高潮対策事業(耐震対策)に関する事。
港 湾 局 東 京 港 建 設 事 務 所	1 東京港海岸保全施設の保全に関する事。
東 京 消 防 庁 第 七 消 防 方 面 本 部 深 川 消 防 署 城 東 消 防 署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事。 2 救急及び救助に関する事。 3 危険物等の措置に関する事。 4 区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。 5 応急救護に関する知識、技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事。 6 前各号に掲げるもののほか、消防に関する事。
交 通 局 深 川 自 動 車 営 業 所 馬 喰 駅 務 管 区	1 施設等の保全に関する事。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。
水道局東部第一支所 江 東 営 業 所	1 上水道施設の保全に関する事。 2 災害時における応急給水に関する事。
下 水 道 局 東 部 第 一 下 水 道 事 務 所	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 仮設トイレ等のし尿の受け入れ・処理に関する事。

警視庁第一方面本部 東京湾岸警察署	1 被害実態の把握と各種情報の収集に関する事 2 交通規制に関する事 3 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事
警視庁第七方面本部 深川警察署 城東警察署	4 行方不明者の捜索及び調査に関する事 5 遺体の調査等及び検視に関する事 6 公共の安全と秩序の維持に関する事

3. 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
荒川下流河川事務所	1 河川の保全に関する事 2 災害に関する予報及び警報の発表並びに伝達、水防活動に対する指導。災害時における応急工事、堤防、水門及び排水機場の管理並びに災害応急対策に関する事 3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事
東京海上保安部	1 津波情報等の伝達に関する事 2 震災に関する情報の収集に関する事 3 海難救助(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関する事 4 流出油等の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関する事 5 海上交通の安全確保(船舶交通の整理・指導・制限等、航路障害物の除去、港内の整頓、水路の測量、航路標識等の復旧)に関する事 6 海上における治安の維持に関する事 7 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関する事 8 その他、震災応急対策に必要な事項

4. 陸上自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
第1普通科連隊	1 災害派遣に係る準備に関する事 2 災害派遣の計画の作成に関する事 3 人命又は財産保護のために緊急に行う必要のある応急救援・応急医療又は応急復旧に関する事 4 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡に関する事

5. 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
J R 東 日 本	1 鉄道施設の保全に関する事 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送協力に関する事 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事
N T T 東 日 本	1 電気通信設備の建設、及び保全に関する事 2 重要通信の確保に関する事 3 気象予警報の伝達に関する事 4 通信ネットワークの信頼性向上に関する事 5 災害時の電気通信設備の復旧に関する事

首都高速道路	1 首都高速道路等の保全に関する事。 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事。 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事。
日本通運	1 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事。
東京電力 パワーグリッド	1 電力施設等の建設並びに保全に関する事。 2 電力の供給に関する事。
東京ガス グループ	1 ガス施設工作物の建設及びそれらの維持管理に関する事。 2 災害時におけるガスの供給に関する事。

6. 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京地下鉄	1 鉄道施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。
東武鉄道	1 鉄道施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。
ゆりかもめ	1 鉄道施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。
東京臨海高速鉄道	1 鉄道施設の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 3 施設利用者の救護及び避難誘導に関する事。
トラック協会 (深川支部 城東支部)	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。

7. 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
医師会	1 災害時における医療活動の協力に関する事。
歯科医師会	1 災害時における歯科医療活動の協力に関する事。
薬剤師会	1 災害時における医薬品等の供給に関する事。 2 薬事衛生及び環境衛生に関する事。 3 災害時における薬剤師の配置に関する事。

助産師会	1 災害時における助産活動の協力に関すること。
柔道整復師会	1 災害時における応急救護活動の実施に関すること。 2 傷病者に対する衛生材料等の提供に関すること。
獣医師会	1 災害時における動物救護活動の協力に関すること。 2 動物の飼育及び衛生に関する指導及び助言に関すること。 3 動物飼育場所の管理運営に関する指導及び助言に関すること。
災害協力隊	1 被害状況の通報に関すること。 2 避難誘導、避難場所の運営業務の協力に関すること。 3 り災者に対する炊出し、救助物資の配分等に関すること。 4 その他災害対策業務についての協力に関すること。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

第2章 区民と地域の防災力向上

【基本方針】

【予防対策】

- 第1節 自助による区民の防災力向上
- 第2節 地域による共助の推進
- 第3節 マンション防災における自助・共助の構築
- 第4節 消防団の活動体制の充実
- 第5節 事業所による自助・共助の強化
- 第6節 ボランティアとの連携

【応急対策】

- 第1節 自助による応急対策の実施
- 第2節 地域による応急対策の実施
- 第3節 消防団による応急対策の実施
- 第4節 事業所による応急対策の実施
- 第5節 ボランティアとの連携

基本方針

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、災害時における自助・共助の重要性が明らかになっている。本章では、自助・共助の担い手となる区民、地域、消防団、事業所、ボランティアによる取組を定めている。

また、区役所をはじめとする地元行政機関も被災し、行政機能が低下することも視野に、地域のあらゆる主体が連携していく必要があるほか、マンションにおいてはエレベーターやトイレが使用不可となった際に在宅避難を継続させるための対策が必要である。

区民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、区民、行政、事業所、ボランティア団体等との相互連携、相互支援を強め、自助・共助による区民及び地域の防災力の向上を強化していく。

■自助による区民の防災力向上

区民一人ひとりが「自らの生命は自らが守る」という自覚を高め、自主的に防災対策に取り組むよう、積極的な広報・啓発活動を実施するとともに、女性や子ども、LGBT等の方のほか、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者等の視点を踏まえた防災対策の充実を図る。

また、総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養していくとともに、要配慮者への情報提供や防災知識の普及等を推進していく。

■地域による共助の強化

共助の中核を担う自主防災組織（災害協力隊）の拡充を図り、地域ごとの災害時連携体制を強化し、区内全域における活動展開を促進することにより、共助を強化していく。また、「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護、避難行動要支援者の安否確認・避難支援に関する実践的かつ効果的な防災訓練や体制の構築を推進していく。

■マンション防災における自助・共助の構築

日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう、住民や管理組合等を対象としたセミナーを実施することにより、マンション居住者の自助の備えやマンション管理組合等における応急対策体制の構築を促し、マンションの防災力向上を推進するとともに、マンションを含めた地域の防災活動の活性化を図っていく。

■消防団の活動体制の充実

初期消火や救出・救助活動などの活動を災害時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の募集活動や地域住民、消防署隊等と連携した訓練及び資機（器）材等の充実、整備を推進する。

特に沿岸部の津波、高潮、低地対策に対する活動体制の充実を図っていく。

■事業所による自助・共助の強化

行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、災害時において事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を図っていく。

■ボランティア活動の支援体制づくりの推進

災害時に避難所等のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、江東区社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化するとともに、災害ボランティアコーディネーターの養成等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。

予防対策

第1節 自助による区民の防災力向上

(区政策経営部・総務部・地域振興部、深川・城東両消防署、各機関、災害協力隊)

1. 区民自身による自助の取組

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を講ずるよう努めるものとする。

- 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 日頃からの出火の防止
- 消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の住宅用防災機器の準備
- 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止
- ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 日常備蓄の視点を踏まえた、水（1日一人3L目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレの準備
- ペットの災害への備え（ペット用品の常備・しつけ）
- 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 区や消防署等の防災関係機関が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 町会や自治会などが行う防災訓練への参加や地域の相互協力体制の構築への協力
- 災害時の避難に支援が必要な場合は、区が作成する「避難行動要支援者名簿」への登録届出及び円滑かつ迅速な避難への備え
- 災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

2. 防災意識の啓発

大震災に対処するためには、区や防災機関の対策だけでは十分でなく、日頃から区民一人ひとりが自主的に防災対策を実施することが不可欠である。

平常時から区民の防災意識の高揚を図り、災害時における混乱や被害を防止するため、防災に関する以下の広報を実施する。

- 区民一人ひとりが、建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止等の防災対策など、震災に対する生活環境に配慮するとともに、自ら情報を得て、自ら判断・決断し、自ら行動する必要性を認識すること。
- 発災時には、自助・共助の考えに基づき、初期消火や安否確認を行い、安全が確認できてとどまることが可能であれば在宅避難となること。
- 行政、民間など多様な組織、様々な機会を通じて、過去の教訓が伝承され、定着し、何世代後になっても引き継がれること。

区及び防災関係機関は、区民の危機意識を喚起することにより、区民が「自らの生命は自

らが守る」という自覚を高め、自主的に自助の取組を行うよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

深川・城東両消防署の対策については次のとおりである。

- 「地震その時 10 のポイント」や「地震に対する 10 の備え」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施
- 要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発
- 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開
- 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進
- ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力
- 「はたらく消防の写生会」の開催、防火防災への参画意識を高めるための防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発
- 各家庭を訪問し、防火防災対策等の普及啓発を目的に行う「防火防災巡回」及び要配慮者や希望する区民に住居の立ち入りを前提とし、防火防災上の安全性の確認を行う「住まいの防火防災診断」の実施
- 出火防止及び初期消火に関する備えの指導
- 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発
- 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発
- 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発

（1）区民に対する普及広報計画

第1 活動態勢

全ての区民が災害を「我が事」として捉えることが重要であり、防災知識の普及広報活動については、その方法、内容について防災関係機関が密接な連絡をとり、効果的に広報するよう努めるとともに、女性、こども、要配慮者等の多様な視点を取り入れ、被災時のニーズの違い等に十分配慮するように努めるものとする。

第2 防災広報

- ① こうとう区報、区ホームページ、防災関連X（旧 Twitter）、防災ポータル、江東区防災アプリ、安全安心メール、CATV、コミュニティFM等により防災知識の普及を図る。
- ② 「江東くらしガイド」（わたしの便利帳）に災害に対する準備・対策、避難場所や避難所一覧などを掲載する。
- ③ 防災広報パンフレットの発行や普及啓発動画の作成により、災害被害を軽減するために必要な備え等の防災関係情報や、区や防災関係機関の防災対策の現況及び今後の計画、災害協力隊や区民の協力業務等について、防災知識の普及を図るとともに、防災意識の高揚を図る。

- ④ 区内の避難場所や避難所、その他の防災関係施設のほか、地域の危険度を地図に示した「防災マップ」を作成し、周知を図る。なお、「防災マップ」は、都の地域危険度測定調査結果や避難場所等の変更に合わせて改訂を行う。
さらに、スマートフォン用防災アプリケーションを配信し、「防災マップ」の閲覧促進及び視認性の向上等を図る。
- ⑤ 啓発用映像資料貸出しなどの広報活動を行う。

第3 広報内容基準

- ① 地震、水害に関する一般知識
- ② 各防災機関の震災対策
- ③ 出火の防止及び初期消火の心得
- ④ 室内、戸外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得
- ⑤ 災害情報の入手の方法
- ⑥ 非常食料、身の回り品等の準備の心得
- ⑦ 道路交通規制及びドライバーの心得
- ⑧ 救助救護の方法
- ⑨ 避難方法及び避難時の心得
- ⑩ 水道、電気、ガス、電話などの使用に関する震災時の心得
- ⑪ 長周期地震動に関する防火防災対策

第4 展示コーナーなどによる防災知識の普及

楽しみながら防災知識を学べるように、区内各所に防災用品を展示している。

第5 報道機関を利用する防災広報

区の防災計画、水防態勢等を随時報道機関に発表し、区民の防災に対する関心を高め、その知識の普及を図る。

第6 地震体験車（起震車）による地震体験

区では地震動を体験できる地震体験車を保有し、揺れの中で身の安全や出火防止の訓練を行うことにより、区民の地震時の対応力の養成及び防災意識の高揚に努めている。

令和2年12月に購入した地震体験車は、水平2方向、垂直1方向の3次元駆動により、関東大震災や阪神・淡路大震災、東日本大震災を引き起こした地震などを忠実に再現できる装置を搭載している。

第7 避難行動要支援者に対する防災広報

高齢者世帯、障害者世帯に対し、都による「災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針」に基づいて、防災広報活動を行う。

また、区は家具転倒防止器具等の設置を促進し、室内における危険防止対策の推進を図る。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

(2) 家庭用防災用品の普及促進

家庭用防災用品の普及促進を図るため、平成8年度から14年度まで、区民及び区内事業所に対し、防災袋とヘッドランプのセットを有償で頒布した。令和2年度には、令和2年3月1日時点で住民登録のある世帯を対象に、防災備蓄用ラジオ「こうとう安心ラジオ885」を全戸配付した。令和5年度には、令和5年4月1日時点で住民登録のある世帯を対象に、防災用品に特化したカタログギフト「防災都市こうとう そなエールギフト」を全戸配付した。なお、平成12年度からは、区民に対し、防災用品のあっせんを行っている。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

災害対策基本法及び東京都震災対策条例に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、被害を未然に防止し又は被害を最小限度に止め得るよう、江東区の地域における防災行動の円滑な実施を期するため、区、各機関相互及び区民との協力体制の確立に重点を置く総合訓練、並びに各応急対策計画に習熟するための個別訓練を実施する。

なお、各訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮して計画を策定し、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、令和6年1月1日に発生した能登半島地震など、近年の自然災害及び事故災害等を教訓とし、より一層実践的な訓練を実施することにより内容の充実を図るものとする。

各機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を養成する。また、災害教訓の伝承として、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、各種資料を広く収集・整理し、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

- 自主防災組織の育成指導
- 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する防災訓練等への支援
- 各避難所運営主体による避難所運営訓練や区総合防災訓練等への要配慮者と家族の参加に対する支援
- 各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進
- 東日本大震災の教訓を踏まえた実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力の向上の推進
- 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を活用した実践的な防災教育を推進
- 自然災害伝承碑の取組推進

（防災訓練の詳細については第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」参照。）

深川・城東両消防署の対策については次のとおりである。

- 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施
- 区民の防災意識向上を目的とした調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進
- 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練等の実戦的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施
- 自主防災組織（災害協力隊）等に対する地域特性に応じた実戦的な訓練の推進
- 出火防止等に関する教育・訓練の実施
- VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進
- デジタルコンテンツを活用したりリモート防災学習教材の整備・充実
- 区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備
- 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上
- 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進
- 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災訓練における総合防災教育の実施
- 専門的な知識や技能を有する機関と連携した防災訓練を実施する都立学校における実戦的な防災訓練、応急救護訓練等の実施
- 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨
- 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施
- 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進
- 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施

（4）地域における安全態勢の確保

第1 要配慮者の早期通報体制等の充実強化

消防署は、要配慮者に対し、火災及び救急事案等が発生した場合の早期救出救助体制の充実強化を図るため、区と連携し、緊急通報システム、火災安全システム等の普及促進を図る。

第2 地域協力体制づくり

要配慮者に対する緊急時の救護について、地域住民、災害協力隊及び事業所等の支援、協力を得るための地域協力体制づくりに努める。

（5）地域の防災行動力の向上

地震、風水害等の自然災害、住宅防火に関する町会・自治会、事業所等の地域主体の取組に対し、優良で他の模範となる事例については、「地域の防火防災功労賞」等への応募を促進するとともに、表彰事例の活用を通じて町会・自治会、事業所等との連携方策をより

一層推進する。

また、初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練など実践的な訓練や、都民防災教育センターにおける体験施設を活用した訓練を推進する。

3. 外国人支援対策

区は、在住外国人及び外国人旅行者等に対し、東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、また、各防災関係機関や地域の国際交流団体と連携し、「やさしい日本語」を含む多言語による外国人参加の防災訓練や防災教室、防災マニュアル、防災マップの作成、外国語版のスマートフォン用防災アプリケーションの導入などを通じて、防災知識の普及を図る。

また、都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で情報提供を行う。

あわせて、街頭消火器、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語表記を推進する。

第2節 地域による共助の推進

（区総務部・福祉部・障害福祉部、都生活文化スポーツ局、災害協力隊）

1. 民間団体との協力

- ① 区内の民間団体として、町会、自治会、管理組合、PTA、医師会、防災協力連合会等の公共的団体と企業及び業界団体等を挙げることができる。
- ② 区は、地域防災計画の作成及び実施等の責務を有するが、その責務を遂行するため、共助の精神に基づく自主防災組織（災害協力隊）の充実を図り、それぞれ具体的な役割を依頼することにより、災害応急活動が効率的に処理されるよう、協力体制の確立に努めるものとする。また、必要に応じて区は民間団体と協力協定を締結するなど連携の強化を図るものとする。
- ③ 災害に際しては、区民が災害に対する正しい知識を持ち、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自覚を持つことが不可欠である。このため区は、関係機関の協力を得て、平素から区民に防災知識を普及し、地域コミュニティにおける防災対策の取組を促進することにより、区民の防災意識の高揚を図り、区民が自主的に災害応急対策業務に寄与し得るよう努めるものとする。また、男女共同参画の視点を踏まえ、女性の参加の促進を図るものとする。
- ④ 自主防災組織の高齢化等による担い手不足が課題となっており、避難所運営サポーター等新たな地域防災の担い手の確保に取り組む。

2. 災害協力隊

本区においては、町会、自治会、管理組合等がそれぞれ母体となり、自主防災組織として「災害協力隊」が組織され、令和7年1月現在の隊数は331隊である。（資料編その1 P. 資1-35 I-13「拠点避難所別災害協力隊割当一覧」参照）

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

市民消防隊は、第2次東京都震災予防計画の「震災時における都・区間の役割分担」に基づいて昭和54年10月1日付で東京消防庁から移管され、災害協力隊の防火班(消防隊)として位置付けられている。

この市民消防隊は、地震に伴う大規模火災発生時に住民が避難場所へ安全に避難できるよう、都が指定した避難道路沿いの危険度を勘案し、昭和47年から50年にかけて沿道に配備された。

1隊10名程度で編成され、避難道路の指定は解除になったものの、引き続き区内4路線沿いを中心に組織され、令和7年1月現在の隊数は73隊である(資料編その1 P.資1-41 I-14「消防隊名簿」参照)。なお、平成22年度には新六ノ橋町会に女性消防隊が結成された。

(1) 災害協力隊活動マニュアルの作成・配布

平成26年2月に、災害協力隊の災害時及び平常時における活動内容を示した「災害協力隊活動マニュアル」を改訂し、各隊に配布した。

(2) 平常時の協力業務内容

「災害協力隊活動マニュアル」に基づき以下の取組を実施する。

- ① 防災知識の普及・啓発
 - ② 防災資機(器)材等の整備
 - ③ 防災訓練の実施
 - ④ 現状把握と防災計画の作成
 - ⑤ 避難行動要支援者対策(※)
 - ⑥ 避難所運営体制の確立
- ※ 避難行動要支援者対策は、災害協力隊等が関係部署と連携し、訪問等調査を行い、避難行動要支援者の「避難行動要支援者調査票(個別避難計画)」の作成・更新等を行う。

(3) 地区別防災カルテ・防災計画の作成

第1 事業の考え方

災害協力隊が災害時に効果的な防災活動を行うために、日頃から地域の現状を把握した「防災カルテ」を作成し、その上で「防災計画」を作成することで災害協力隊の組織的防災力を高め、もって大地震の際の被害を最小限に抑えようとするものである。

また、今後は避難行動要支援者名簿等を活用することで「防災カルテ」の更新(5年に1度)の促進に繋げていき、内容の最新化を図る。

第2 事業の内容

1) 地区別防災カルテの作成

各災害協力隊は、地区内の避難行動要支援者、人材、危険箇所、応急資機(器)材の保有状況等を調査し、リストにまとめる。

2) 地区別防災計画の作成

各災害協力隊は、防災カルテ及び訪問等調査により作成した避難行動要支援者調査票（個別避難計画）に基づいて、災害時の初期消火・救出救護・情報収集伝達・避難誘導等の計画を災害協力隊ごとに具体的にとりまとめ、文章化し、印刷して住民に配布する。

なお、この地区別防災計画は、各災害協力隊の活動体制や防災訓練、居住者相互の支援等、各地区の特性に応じて作成されるものであることから、災害対策基本法第42条第3項の規定に基づく「地区防災計画」として位置付けるものとする。

(4) 災害協力隊等の活性化

首都直下地震等の大規模災害の発生時において、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した災害協力隊等の活動が重要となる。

区は、災害協力隊が結成されていない自治会や、臨海部を中心とする高層住宅の管理組合などに対し、災害協力隊の結成への働きかけを行っていく。

また、各防災関係機関は、災害協力隊等に係る広報及び育成指導に力を入れ、災害時に自ら行動できる人材を育成していくよう努める。

深川・城東両消防署の対策については次のとおりである。

- 災害協力隊の救出救護班員及び一般区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進
- 区と連携した災害協力隊の活性化の推進
- 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発
- 防災意識の啓発
- 防災教育・防災訓練の充実
- 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実戦的な初期消火対策を指導し、災害協力隊等における初期消火体制の強化を推進
- 具体的な訓練指導マニュアルを策定し、災害協力隊等への指導に反映

区は、災害協力隊等の防災士資格取得を促進し、災害時における避難所等での防災士との協力・連携体制の構築に向けた検討を進める。

3. 民間団体との協力協定

災害時における区の責務を遂行するためには、民間団体との協力体制の確立が不可欠であり、必要な協力協定の締結に努める。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、食料や生活必需品を区民へ安定的に供給するため、小売・流通・製造業等の関係業界団体との協力協定締結を推進してきた。東日本大震災後は、区民の津波に対する不安を払拭するための水害時安心協定のほか、多種多様な協定の締結により協力体制の整備を進めている。

また、実施要領等の作成により協定内容の具体化を図るとともに、協定締結団体との定期的な訓練を実施することにより、協定の実効性を高め、災害時協定連絡協議会を通じて見直しを図ることにも留意する。（資料編その2 P.資2-64 II-1「江東区災害時協定一覧」、

P.資 2-290 II-102「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定一覧」 参照)

第3節 マンション防災における自助・共助の構築

(区総務部、都市整備部、不動産会社等、マンション管理組合等、マンション管理会社等)

1. マンション居住者による自助の取組

高層マンションの増加により、長周期地震動の問題やエレベーター停止、トイレ使用不可などマンション防災における問題点が顕在化している。特に、1棟あたりの居住者が多く、エレベーターの不通時、高層階との行き来が困難となる20階以上のいわゆるタワーマンションが増加している。

被災による被害が軽微であれば在宅避難が可能となるが、早期のエレベーター復旧や水道の利用再開が困難、排水管等の修理が終了していない場合はトイレ使用不可、住民同士のつながりが稀薄、などの諸問題によって、在宅避難が困難となり、多数のマンションの居住者が避難所に避難することが懸念される。

マンション居住者は、本章第1節の「1. 区民自身による自助の取組」に掲げる対策を推進するとともに、マンション特有の課題である次に掲げる対策を行う。

- エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施
- 排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ、簡易トイレの準備

2. 防災意識の啓発

発災時には、自助・共助の考えに基づき、初期消火や安否確認を行い、安全が確認できてとどまることが可能であれば在宅避難となることから、そのための居住者等への普及啓発、役割分担等を行うことが不可欠である。

区は、不動産会社、管理会社などマンションに関わる団体、企業と連携して、居住者やマンションの自主防災組織、管理組合等を対象としたセミナーを実施するなど、マンション管理組合の活動を支援する中で、日頃の備えの大切さを周知していく。また、資器材等の支援を推進し、マンションの防災力向上を推進していく。

なお、マンションの居住者であっても、地域の一員にほかならない。マンション居住者以外の住民との相互連携による共助も踏まえ、地域コミュニティが一体となった災害活動の推進を図る。

(1) 区民に対する啓発

区は、本章第1節の「2. 防災意識の啓発」(1)(2)に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、次のとおり啓発を行う。

- マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布

- ガイドブック等を活用し、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発
- 在宅避難の必要性とそれに向けた取組について東京都マンションポータルサイト等を活用するとともに「東京とどまるマンション」制度を周知

不動産会社等は、マンションを販売した際に、購入者に対する、（賃貸の場合は、賃借人に対する、）災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。

マンション管理組合等は、マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、（マンションに係る自治会や災害協力隊があれば連携し、）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。

（2）防災教育・防災訓練の充実

区は、本章第1節の「2. 防災意識の啓発」（3）に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、都と連携し、次のとおり防災教育を実施していく。

- マンション防災に関するセミナーの開催
- マンション管理組合等へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化
- 防災対策に取り組む意欲のあるマンションに対してマンション管理士を派遣し、自主防災組織の設立に関する手続支援や円滑な合意形成に向けた助言等を実施

不動産会社等は、都が実施するセミナーや防災の専門家の派遣する制度を購入者に対し、（賃貸の場合は、賃借人に対し、）周知する。

マンション管理組合や管理会社等は、マンション居住者に対し、都が実施するセミナーや防災の専門家の派遣する制度を周知する。

第4節 消防団の活動体制の充実

（区総務部、深川・城東両消防署）

消防団は、消防署、区をはじめとする行政機関と災害協力隊や住民との間を繋ぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機（器）材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

区及び深川・城東両消防署の対策については次のとおりである。

- 消防団員の確保
 - ・ 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、大規模災害団員などの制度の活用、消防団の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等に努める。
- 消防団員の教育訓練
 - ・ 各種資機（器）材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた内容の教育訓練を実

施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。

- ・ 応急手当普及員を養成し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。
 - ・ 新入団員への入団教育を充実するとともに、災害活動技能の早期習得を図る。
 - ・ 消防団員が有している重機操作、自動車等運転等の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。また、消防団に対し機能別団員制度及び大規模災害団員制度の周知を図る。
 - ・ 消防団の活動等に係る自主学習用教材（eラーニング等）を配布するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進し、団員の仕事や家庭との両立を図る。
 - ・ 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- 消防団資機（器）材の整備支援
 - ・ 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、活動に必要な救助資機（器）材等の整備を支援する。
 - 地域等と連携した防災対策の推進
 - ・ 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

なお、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、区市町村は、消防団への加入促進、消防団員の処遇改善等について、必要な措置を講ずることが義務付けられた。

区は、平成26年度より江東区消防団運営委員会において審議し、深川・城東両消防署と連携し、消防団への加入促進等に向けた取組を推進している。

第5節 事業所による自助・共助の強化

（区総務部）

区は、事業所相互間の協力体制及び事業所と災害協力隊等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進する。

事業所は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

- 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記）
- 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- 災害時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備してお

く対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進

- 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- 組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
- 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成
- 東京商工会議所や東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

第6節 ボランティアとの連携

（区総務部・福祉部、都生活文化スポーツ局、深川・城東両消防署）

1. 方針

大規模災害時において、被災者に対する効果的な救援活動を実現するため、区は必要な情報・資機（器）材等を提供するなど、ボランティアとの連携に努める。

2. ボランティア活動の種類と区及び各防災関係機関の役割

（1）一般ボランティア

従事期間は長期・短期等多種多様にわたり、基本的な活動内容として想定されるものも、給食・給水、広報・印刷物の配布、救援物資等の仕分け、運搬・搬出入、清掃・洗濯、がれきの除去、高齢者・乳幼児等への対応、避難所の運営補助、引っ越しの補助、災害対策本部への情報伝達活動等と様々である。災害ごとに異なるニーズに即したボランティアとの連携に努める。

災害時に一般ボランティアが円滑に活動できるよう、活動分野・場所等の情報提供など、側面的な支援について江東区社会福祉協議会と連携して条件整備を図る（3.「ボランティアの受入体制」にて後述）。

（2）企業ボランティア

区内の事業所に勤務する人達により、構成される。区は、企業の有する人的・物的資源を活用するための条件整備を図り、災害時における協力態勢を確立する。

(3) 専門ボランティア

災害時のボランティア活動のうち、一定の知識、経験や特定の資格を有する者を指す。都は、「防災（語学）ボランティア」「応急危険度判定員」「被災宅地危険度判定士」「建設防災ボランティア」等の事前登録制度や講習・訓練等を行っているほか、医療・看護活動において、日本赤十字社は「東京都赤十字救護ボランティア」「地域赤十字奉仕団及び個人ボランティア」の登録を行っている。また、警視庁では、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」制度を運用している。

さらに令和6年度より、災害時の避難所運営等をサポートする「避難所運営サポーター」として、地域の若い世代の方を募集・育成している。申込者には防災知識の習得のため、防災士資格取得にかかる費用を区が全額助成し、今後、拠点避難所（令和6年度は城東地区35か所の区立小中学校）へサポーターを配置する。区はこれらの活動と連携して、充実を図る。

(4) 東京消防庁災害時支援ボランティア（「深川・城東両消防ボランティア」の育成及び活動）

深川・城東両消防署（東京消防庁）では、平成7年7月から消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。

今後も、災害時支援ボランティアが減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、深川・城東両消防ボランティアの一層の充実強化を図る。

第1 災害時支援ボランティアの登録要件

原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務又は通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者。

- ① 応急救護に関する知識を有する者
- ② 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者
- ③ 元東京消防庁職員
- ④ 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者

第2 活動内容

- ① 東京消防庁管内に震度6弱以上の地震が発生した場合等、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施する。
- ② 平常時には消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施する。チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施する。

- ③ 常時の火災発生時において、消防署長が支援を必要と認めた場合要請し、任意で参集し活動に従事する。

3. ボランティアの受入体制

(1) 一般ボランティアの登録

発災初期の一般ボランティアの登録及び活動のあっせん等は、区福祉部が、協定団体の江東区社会福祉協議会と協力して実施する。また、発災初動期において、ボランティアが不足した場合、江東区社会福祉協議会は、その登録ボランティアに対し、活動への参加を呼びかける。

(2) 一般ボランティアの活動拠点

区は、ボランティア活動の連絡及び活動の拠点として、「高齢者総合福祉センター」を活用する。

(3) ボランティアとの連携

区福祉部は、江東区社会福祉協議会と協力して、ボランティアの活動と行政活動の連携や相互支援を推進する。

(4) ボランティアの受入れ

江東区社会福祉協議会が作成している「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、円滑な受入態勢を整備する。

(5) 東京都との連携

区は、都及び東京ボランティア・市民活動センターと連携して、一般のボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

なお、区は、都から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置・運営する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

応急対策

第1節 自助による応急対策の実施

(区総務部)

災害時に最も重要となるのが区民の「自助」による活動である。まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。

災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。

地震発生後少なくとも数日間、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。自宅での生活が可能である場合は、避難所ではなく自宅生活の継続を基本とする。

第2節 地域による応急対策の実施

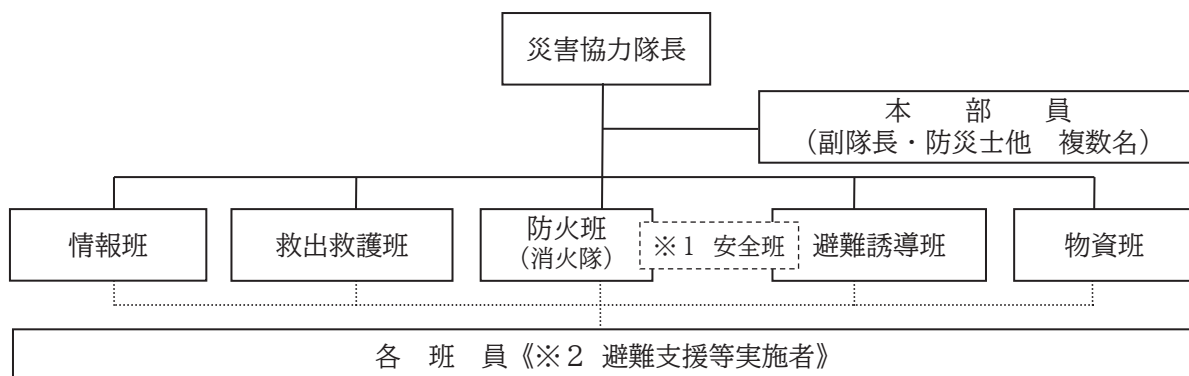
(区総務部、災害協力隊)

1. 災害協力隊による活動

(1) 災害協力隊の組織

各災害協力隊の組織の構成と必要な役割としての具体例は、次のとおりである。

必要な役割	主 な 活 動 内 容
本 部	① 拠点避難所への参集（本部の設置） ② 被害状況の全体把握 ③ 各班の調整・指示 ④ 区や関係機関との連絡調整
情報班	① 避難行動要支援者の安否確認情報や被害状況の把握 ② 住民への情報伝達・注意喚起
救出救護班	① 負傷者の救出・救護 ② 医療救護所設置の協力
防火班 (消火隊)	① 初期消火 ② 出火防止
安全班 避難誘導班	① 避難経路の安全確認 ② 避難誘導 ③ 避難場所等での誘導・整理
物資班	① 物資の調達・配給 ② 炊出し
《避難支援等実施者》	① 避難行動要支援者の安否確認、避難支援、救援要請



※1 高層住宅では、防火班と避難誘導班を兼ねた安全班を設置することもある。

※2 避難支援等実施者は、避難行動要支援者の安否確認や避難支援、救援要請等を行う。

災害時は地域全体で対応を必要とするため、平常時の町会・自治会・管理組合の組織に合わせた体制で編成する。

なお、固定的な性別役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画の促進及び女性リーダーの育成などを日頃から行うように努める。

(2) 避難所設置運営時

第2部第10章「避難者対策」を参照。

(3) 震災時対応の流れ

第1 被害状況の調査

災害発生後速やかに、拠点避難所となる最寄りの区立小・中学校等に参集する災害情報連絡員へ連絡する。

第2 避難

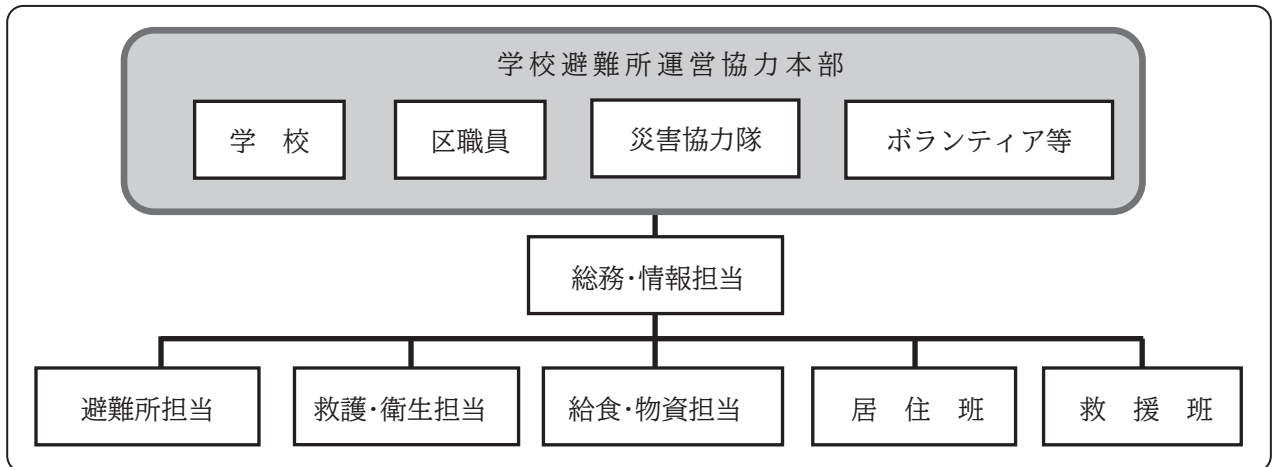
町会、自治会を単位に一時集合場所に集まり、区立小・中学校等の避難所又は避難場所に避難する。(第2部第10章「避難者対策」、資料編その1 P.資1-18 I-8-1～I-8-2「避難場所及び地区内残留地区一覧」「避難場所及び地区内残留地区図」、P.資1-21 I-9「災害時における避難所一覧表」、P.資1-35 I-13「拠点避難所別災害協力隊割当一覧」参照)

第3 避難所設置及び運営

1) 学校避難所運営協力本部／避難所運営本部

各拠点避難所では「学校避難所運営協力本部」を設置し、また拠点避難所以外の避難所では「避難所運営本部」を設置し、「施設(学校等)」「区(区派遣職員)」「災害協力隊」「ボランティア」が常に相互調整を図り、運営を行う。

【学校避難所運営協力本部の組織図】



避難所生活が長期化した場合、避難者の自立を促進するため、運営の主体は、施設（学校等）の職員から、災害協力隊へと段階的に移行する（避難所使用施設は、第2部第10章「避難者対策」、資料編その1 P.資1-21 I-9「災害時における避難所一覧表」参照）。

2) 災害協力隊の避難所運営時の組織と活動

避難所運営時の災害協力隊の活動内容は、別表のとおり。

3) 避難所設置運営手順

「災害協力隊活動マニュアル」に掲載の手順により行う。

【別 表】

必要な役割	活 動 内 容	災害協力隊の 関わり方(例)
総務・情報 担当	・避難所運営本部会議の開催 ・避難所の状況、避難者情報の把握 ・区との連絡調整 ・避難者名簿の作成と管理 ・外部からの問い合わせ、面接等の受付 ・ボランティアの受入れ	隊長・本部員 情報班
避 難 所 担当	・避難者の誘導・整理、部屋割り調整 ・施設内共有空間の清掃と整理 ・立入禁止区域、施設の設定と提示 ・避難所生活の基本ルールの作成 ・防火・防犯等の見回り	防火班 避難誘導班
救護・衛生 担当	・医療救護所等の設置と活動支援 ・負傷者の搬送と救護 ・避難所内の高齢者等要配慮者の発見 ・トイレ・ごみ集積所の確保・設置、衛生管理 ・ペットの管理と指導	救出救護班

必要な役割	活 動 内 容	災害協力隊の 関わり方(例)
給食・物資 担当	・飲料水、生活水の確保及び配給 ・備蓄物資の配給及び管理 ・救援物資の受入、整理、分類及び管理	物資班
居 住 班※	・居住者情報(人数・名簿内容)の把握 ・各居室の管理(防火・防犯、整理及び整頓等) ・居住者の要望の取りまとめ、居住者への情報伝達 ・物資の配給	避難者
救 援 班	・避難行動要支援者をはじめとする近隣住民等の応急救援活動支援 (発災からおおむね72時間程度の初期対応時)	防火班 避難誘導班

※避難所生活が始まった後で、生活する部屋(教室、体育館など)ごとにつくる班

2. 災害協力隊貸与物品一覧

区は、災害協力隊に対し次の物品の貸与を行っている。

被服一式(上衣、ズボン、帽子、半長靴、腕章、ヘルメット)、隊旗、救助用作業工具、救急箱、ハンドマイク、担架、サーチライト、避難ロープ及びスタンドパイプ(一部の災害協力隊のみ)

第3節 消防団による応急対策の実施

(区総務部、深川・城東両消防署、深川・城東両消防団)

消防団は、自らの身の安全を図るとともに、自助・共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

- 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動等を消防署隊と連携して行う。
- 所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、必要に応じて活動障害排除等の活動を行う。
- 救助器具等を活用し、消防署隊や地域住民と連携しながら救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、必要に応じて安全な場所への搬送を行う。

- 避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、「消防団は災害対応が本来業務、最優先事項である」とのもと、消防団長の命令により地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

第4節 事業所による応急対策の実施

(区総務部、深川・城東両消防署)

事業所は、以下の応急対策を実施する。

- 来訪者や従業員等の安全を確保する。
- 出火防災措置を実施する。
- 災害が発生した場合には安全確保した上で初期消火、救助活動、救護活動等を行う。
- 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。
- 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達する。
- 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- 事業所での災害対応完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。
- 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

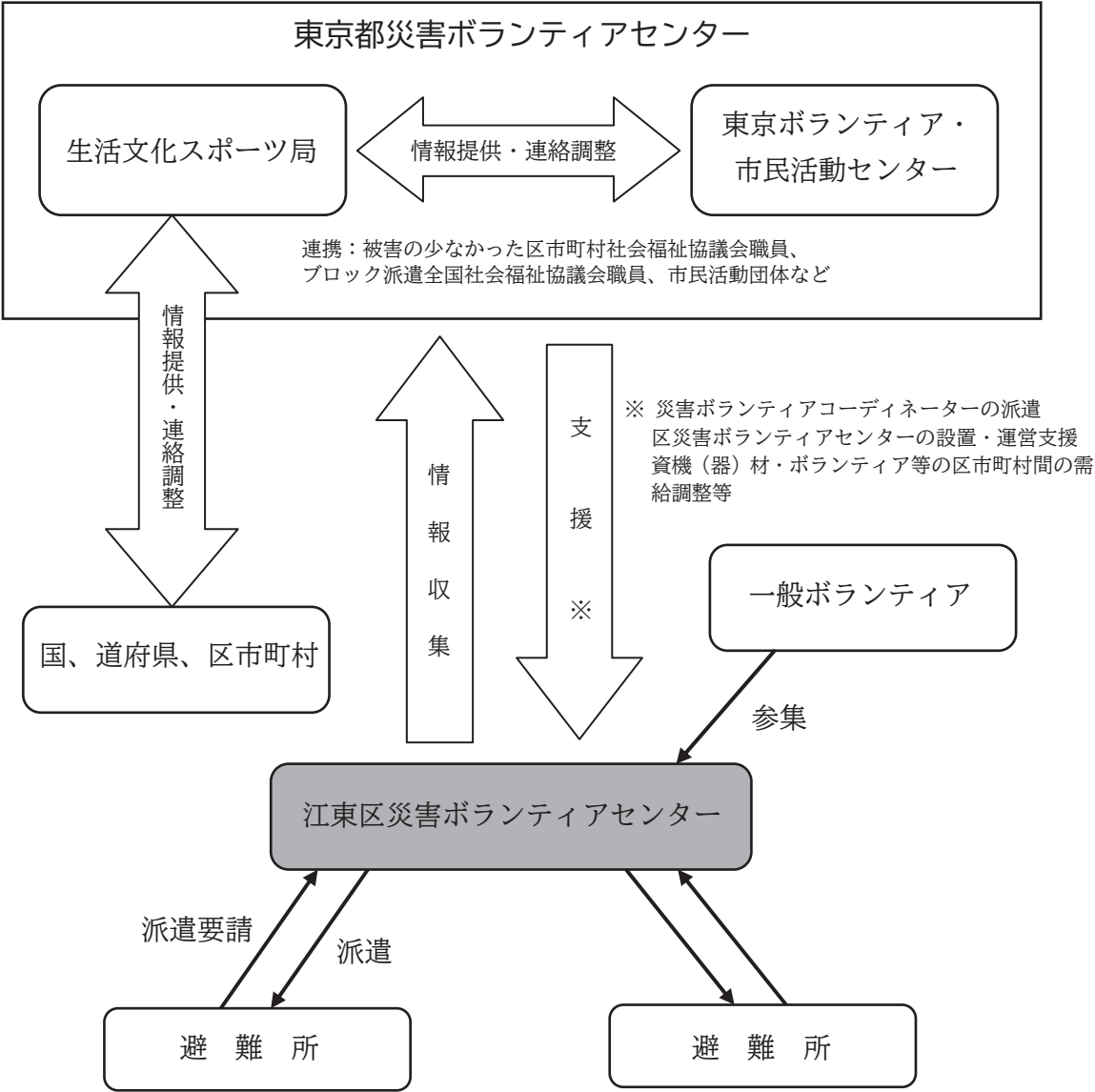
第5節 ボランティアとの連携

(区福祉部、都生活文化スポーツ局)

区は、災害時に区災害ボランティアセンターを設置し、都と連携して、一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう努める。

- 区社会福祉協議会等との協働による区災害ボランティアセンターの設置・運営。
- ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した区災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資機(器)材等の提供等、活動環境を整備し、ボランティア等と連携を図る。

【ボランティアとの連携による応急対策の流れ】



第1部
第2部
震災編
第3部
第4部
第1部
風水害編
第2部
第3部

第3章 安全な都市づくりの実現

【基本方針】	
【予防対策】	第1節 建築物の耐震化及び安全対策の促進
	第2節 液状化、長周期地震動への対策の強化
	第3節 出火、延焼等の防止
【応急対策】	第1節 社会公共施設等の応急対策による二次災害防止
	第2節 危険物等の応急措置による危険防止
【復旧対策】	第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

基本方針

災害時において、一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るとともに、区の都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。地震に強い都市づくりの実現に向けて、安全な市街地の整備、公園などのオープンスペースの確保などの取組を推進していく。

■建築物の耐震化及び安全対策の促進

江東区耐震改修促進計画に基づき、特に旧耐震基準で建てられた建築物の耐震診断や耐震改修等への助成、耐震化アドバイザーの派遣、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である緊急輸送道路の沿道建築物への積極的な意識啓発などを行うことにより耐震化を促進する。

また、室内の安全対策についても、家具類の転倒・落下・移動防止器具のあっせん及び取付費用の助成事業並びに各種広報媒体による普及・啓発等を推進し、区民の意識向上を図る。

■液状化対策の強化

都が実施する液状化予測図の見直しや東京都建築物液状化対策検討委員会の検討を踏まえた木造住宅などの建築物を対象とした液状化対策の指針などを、広く区民に情報提供する。

■不燃化の推進

北砂三・四・五丁目地区では、木造密集地域の解消に向け、「北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針」に基づく取組を着実に推進し、特に不燃化に資する道路・広場等を整備していく。また、不燃領域率の低いその他の木造住宅密集地域については、不燃化まちづくりに対する啓発運動などを継続し、木造住宅密集地域の不燃化を推進していく。

予防対策

第1節 建築物の耐震化及び安全対策の促進

(区地域振興部・福祉部・障害福祉部・都市整備部・土木部・教育委員会事務局、
都下水道局、第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

各種災害から建造物を保護し、その災害の軽減を図るとともに社会公共施設としての機能を維持するため、関係機関は相互に連絡協調を緊密にし、その有する機能を発揮して、防災に寄与するものとする。

1. 建築物の耐震化の促進

(1) 江東区耐震改修促進計画の策定

平成17年度に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、この法に基づき、平成19年度に江東区耐震改修促進計画（計画期間：平成19年度から平成27年度）を策定した。平成26年度に本計画を見直し、計画期間を令和2年度まで延長した。平成27年度及び令和元年度に、都の「東京都耐震改修促進計画」との整合を図るための一部改定を行った。令和2年度には、計画期間を延長し、「東京都耐震改修促進計画」との整合を図るための計画の一部改定を行った。

令和2年度の計画改定では、防災上重要な公共建築物、住宅、民間の特定建築物、一般緊急輸送道路沿道建築物について令和7年度まで（特定緊急輸送道路沿道建築物は、令和17年度まで）の耐震化目標を設定し、現在の耐震支援事業を強化発展させ、総合的に建築物の耐震化に取り組む。

なお、「東京都耐震改修促進計画（令和5年3月改定）」では、新たな目標として、新耐震基準（1981年）の耐震性が不十分な木造住宅（約20万戸）を2030年度末までに半減することが設定されたことを踏まえ、今後も、本計画の実施状況等の検証及び見直し、必要に応じた改定を行う。

(2) 建築物の耐震性の向上など

第1 公共建築物の耐震診断と耐震補強工事

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、江東区内の公共施設の建築物については耐震診断を行い、避難所となる区立小・中学校等については計画的に耐震補強工事を行い、平成21年度に完了した。また、その他の公共施設の耐震補強工事は、平成27年度に完了した。

本庁舎については、災害時に災害対策本部となることから、防災上重要な建築物として免震工事を行った。

新たに設計、建築する公共建築物については、新耐震の基準を適用するが、バランスのとれた構造の選定等、計画、設計、施工に当たっては、阪神・淡路大震災の被害調査報告

を反映させたものとする。

また、窓ガラス等の飛散・落下防止策や備品類の転倒・落下・移動防止策等の危険防止対策に努める。

第2 民間建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正により、国の耐震改修に対する補助制度が多様になったことを受け、区は以下の耐震診断・改修助成事業に取り組んでいる。

1) 木造住宅耐震診断・補強計画・耐震補強助成事業

大地震発生時に木造住宅の倒壊から居住者の生命を守り、また、倒壊による道路の閉塞を防止し、避難・救助活動に支障をきたさない安全なまちづくりを目的として、木造住宅耐震診断士による無料一般耐震診断を行う。

① 木造住宅耐震診断士の無料派遣

平成12年5月以前に建築された、木造2階建て又は平家建て住宅（昭和56年6月から平成12年5月までに建築されたものにあつては在来軸組構法によるものに限る。）に対して、木造住宅耐震診断士を無料で派遣し、一般耐震診断を行う。

② 耐震改修助成

上記①の結果、改修が必要と判断された住宅で、違反建築でないものについて、耐震補強計画費（上限15万円）及び耐震補強工事費の1/2（満65歳以上の助成対象者が居住している世帯又は助成対象者の三親等内で満65歳以上の者が助成対象建築物に助成対象者と同居している世帯の場合は2/3）（いずれも上限150万円）の助成を行う。

2) 耐震化アドバイザー制度

昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築されたマンションの管理組合又は対象建築物（階数2以上の耐火建築物又は準耐火建築物）の所有者に対して、江東区に登録された耐震化アドバイザーを無料で派遣し、耐震改修に必要なアドバイスなどを行う。（対象建築物ごとに8回まで）

3) 非木造住宅等耐震診断・耐震設計・耐震改修助成事業

鉄骨造等の非木造住宅等について、耐震診断費の2/3（上限100万円）、耐震設計費の2/3（上限100万円）、及び耐震改修工事費の2/3（上限200万円）の助成を行う。

4) 分譲、賃貸マンション耐震診断・耐震設計・耐震改修助成事業

耐火構造（準耐火構造を含む）のマンションについて、耐震診断費の1/2（上限150万円）、耐震設計費の1/2（上限150万円）、及び耐震改修工事費の1/2（上限2,000万円）の助成を行う。

第3 緊急輸送道路における沿道建築物の耐震診断・耐震設計・耐震改修助成事業

震災時に倒壊により道路を閉塞させるおそれがある緊急輸送道路沿道建築物について、耐震診断費の2/3（上限200万円）、耐震設計費の2/3（上限200万円）、及び耐震改修工事費の2/3（上限2,000万円）の助成を行う。

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

また、緊急輸送道路のうち、特に重要な路線として都が条例で定めた道路(特定緊急輸送道路)については、対象建築物の耐震診断の実施が義務化されている。当該建築物に対しては、緊急輸送道路より充実した助成を行う。

第4 民間特定建築物における耐震診断・耐震設計・耐震改修助成事業

病院、老人ホーム、幼稚園、物品販売店など多くの人が利用する一定規模以上の建築物について、耐震診断費の1/2(上限150万円)、耐震設計費の1/2(上限150万円)、及び耐震改修工事費の1/2(上限1,000万円)の助成を行う。

第5 老朽空家等への対策

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、令和5年度に江東区老朽空家等対策計画(計画期間：令和5年度から令和11年度まで)を策定した。

本計画は、区民の安全と安心の確保を第一の目的とし、本区が取り組むべき老朽空家等の対策を体系化するとともに、空家等の発生予防・抑制、適正管理の推進、利活用及び老朽空家等への措置等の施策を総合的かつ計画的に実施することとしている。

適切な管理がなされないまま放置された空家等の中でも、特に老朽化が著しく危険性の高い建物を優先し、耐震化を含めた老朽空家等対策に取り組む。

(3) 建築物、建築設備に関する定期報告

建築基準法に基づく完了検査や特定建築物等定期報告制度等を通じ、高層建築物の安全性を確保する。

高層建築物の建築について、建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。また、既存の超高層建築物及び地下街等に対して、建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年あるいは3年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。

第1 建築物等に関する定期報告

多人数を収容する特定建築物等(映画館、共同住宅、デパート等)は、その構造、防火避難施設、防火設備、建築設備等の不備や欠陥により大きな災害を招くことがあり、特に防災上の注意が必要である。このため、建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づき、区細則で定める特定建築物等の所有者又は管理者は、定期的に建築士及び特定建築物調査員等にその現状を調査させ、その結果を報告するよう義務づけられている。この報告制度により建築物の維持保全状態を把握し、事故を未然に防止するための適切な指導を行うとともに、必要に応じて勧告を行っている。

第2 建築設備に関する定期報告

昇降機を有する建築物や昇降機以外の建築設備を有する特定建築物等では、災害防止と安全確保のため、これらの建築設備が適法かつ適切に維持保全されている必要がある。

そこで、建築基準法第12条第3項の規定に基づき、昇降機及び区細則で定める特定建築物等に設けられた換気設備、排煙設備、非常用の照明装置及び給排水設備については、設置後の災害防止と安全確保のため、当該設備の所有者等から毎年定期に検査結果の報告を求め、事故の防止と是正指導に努めている。

(4) ビル落下物に対する安全性向上

ビル落下物による被害の未然防止と震災時の安全性確保を推進する。このため、区では既存建築物の外壁等の落下事故を防止するため、所有者等に対する改善指導を行う。

2. ブロック塀対策

ブロック塀は、大規模な地震時に倒壊する恐れがあり、歩行者が犠牲になるだけでなく、避難路を阻害する恐れがある。

このため、区が所有する施設のブロック塀については、当面の安全性を確保した上で、大規模改修や建替え等の際にフェンス等に改修を行う。

また、区内の道路に面するブロック塀等についてはブロック塀等撤去助成や生垣等緑化助成を通して撤去・取り替えを促進し、地震時における道路の通行人等の安全性を向上させていくとともに、都の耐震ポータルサイト等を活用して点検のチェックポイントや対策について啓発していく。

3. エレベーター対策

区は、エレベーター閉じ込め防止対策として、区施設にエレベーター閉じ込め防止装置を設置するとともに、非常用品を収納したエレベーターチェアを配備する。

地震発生時に、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図るため、エレベーター保守事業者においては「1ビル1台復旧」を原則としており、そのルールを普及啓発する。

なお、一般社団法人日本エレベーター協会では、エレベーターの復旧は、閉じ込めが発生している建物、要配慮者の利用する建物等に配慮し、下表の復旧優先順を原則としている。

優先順位	対応内容	建物種別	理由等
1	閉じ込め救出	閉じ込めが発生している建物	閉じ込め救出を最優先
2	停止したエレベーターの復旧	病院等、弱者が利用する建物	けが人等の対応が急増する建物
3		公共性の高い建物	各行政から災害対策本部等に指定される建物
4		高層住宅(地上高さ概ね60m以上)	一般の建物と比較し、生活に大きな支障の起こる可能性が高い建物
5		一般の建物	

4. 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

区では、平成19年度から、高齢者世帯や重度心身障害者の世帯に対して、家具転倒防止器具の取付けを行うとともに、家具転倒防止器具等の防災用品のあっせんや区ホームページ・パンフレット等による啓発活動を通して、区民の防災意識向上に努めている。

消防署では、「家具類の転倒・落下・移動防止対策」に係る普及啓発用資料の作成及び普及啓発イベント、講習会等を通じて室内安全対策の普及・啓発を実施するとともに、関係機関、関係団体等と連携し、対策の周知を図っている。

また、区は都と連携しながら、自動販売機について、転倒防止に努める。

5. 文化財施設の安全対策

(1) 事業計画

区内には、国指定文化財をはじめ、1,000件超の文化財が存在する。区民や文化財所有者・管理者等の文化財に対する防災思想の普及や火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調月間(10月～11月)及び文化財防火デー(1月26日)を通じて、防災・防火意識の高揚を図る。

(2) 実施計画

文化財所有者・管理者等には、文化財収蔵場所及び周辺における火気の使用に関する制限等の防火措置の徹底や自動火災報知設備、非常警報設備、防火壁等の防災設備の維持管理に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するよう指導を行う。

また、地震対策として美術工芸品等の文化財については、落下や倒壊による損傷を避けるための展示や収蔵方法を図り、文化財建造物については、耐震性の調査を行うよう指導する。さらに、適切な保護対策の取れない個人所有等の文化財については、区資料館への寄託を進めていく。

なお、消防署は、管内の文化財施設の所有者又は管理者に対して、以下の5項目の点検内容を実施するよう指導する。

- ① 文化財周辺の整備・点検
 - ア. 文化財の定期的な見回り・点検
 - イ. 文化財周辺環境の整理・整頓
- ② 防災体制の整備
 - ア. 防災計画の作成
 - イ. ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
- ③ 防災訓練の実施
- ④ 消防用設備等の維持管理と点検状況の確認
 - 立入検査により、消防用設備等の維持管理状況を確認するとともに、報告された消防用設備点検結果報告書により、不備欠陥事項を把握し是正指導を行う。

- ⑤ 緊急時の体制の整備
消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、
文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

6. 建造物防災上の注意事項

住家、事業所等の建造物の災害応急対策は、関係機関が所定の計画に従って対処するほか、建造物管理者、住民等もそれぞれ次に掲げるような自衛措置を講ずるものとする。

第1 風害に対して

- ① 風によって屋根が飛ばされないような措置を講ずること。
- ② 瓦、トタン屋根葺材料が飛ばされないよう補強すること。
- ③ 外壁の主要な部分に丸太等で控柱をとること。
- ④ 外壁の主要な部分に貫材等で仮筋かいをすること。
- ⑤ 風が直接屋内に吹き込まないように開口部を補強すること。
- ⑥ 建具が飛ばされないように、建具は敷居、鴨居に繫結すること。
- ⑦ このほか必要と思われる措置を講ずること。

第2 水害に対して

- ① 地下室に水が入らないような措置を講ずること。
- ② 浸水しやすい地域では早目に準備をしておくこと。

第3 地震災害に対して

- ① 地震はいつ起るか予測が困難なので、平常時においても高所から物品が落下しないようにしておくこと。
- ② 揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動すること。
- ③ 丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れが収まるまで様子を見ること。
- ④ 屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らないこと。

第4 火災に対して

- ① 火災を出さないため、火気使用設備、器具、使用に際して火災発生のおそれのある設備、器具は常に安全な状態で使用すること。
- ② 初期消火に十分な消火設備を設けておくこと。
- ③ 防火設備、避難設備、消火設備、避雷設備等は常に点検し、機能保持に努めること。
- ④ 避難する場合は風上等の安全な場所に避難すること。
- ⑤ このほか必要と思われる措置を講ずること。

第5 災害全般に対して

- ① 災害には火災が付き物であるから、初期消火に十分な消火設備を準備しておくこと。
- ② 鋸、てこ棒、釘抜き、斧等を準備しておくこと。

- ③ 非常持出物は、応急食料、毛布、貯金通帳、印鑑等最少限にとどめ一箇所にまとめておくこと。
- ④ 可燃性ガス等を使用する施設のある場合は、元栓の位置、締め方を家族全員に知らせておくこと。
- ⑤ 携帯ラジオ、家庭医薬品を備えておくこと。
- ⑥ 災害によって、電線が切断されることがあるから十分注意すること。
- ⑦ 共助の方法を講じておくこと。
- ⑧ 避難する場合は、関係機関の指示、誘導に従うこと。
- ⑨ 公共機関からの情報を信じ、デマに惑わされないようにすること。

第2節 液状化、長周期地震動への対策の強化

(区都市整備部・土木部、都水道局・下水道局、第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

1. 液状化対策の強化

液状化被害の発生危険性のある箇所について、インフラ施設等の液状化対策を実施するほか、都が作成・公開している液状化対策ポータルサイトや「東京の液状化予測図」、「液状化による建物被害に備えるための手引」などの液状化に備えるツールを区民に対して情報提供するなど、適切な対策を講じていく。(資料編その1 P.資1-17 I-7「東京の液状化予測」参照)

- 木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者等に対して的確な対策を講じるよう促していく。
- 液状化のおそれのある地域に公共施設等の工事をする際、液状化対策として建物自体を強化する方法、地盤を改良する方法などを採用し、公共建築物の液状化対策を促進する。
- 大規模な開発を行う場合、関係者との連絡・調整について考慮する。
- 都下水道局は、マンホールの浮上抑制対策などの液状化対策を進める。
- 都水道局は、液状化危険度や耐震継手化の進捗等を踏まえ、都の被害想定で震災時の断水率が高い地域について優先的に水道管を耐震継手管に取り替えるなどの液状化対策を進める。

2. 長周期地震動対策の強化

消防署は、超高層建築物等における長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止対策等の重要性について広く区民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進するとともに、危険物等施設における被害防止と安全対策を推進する。

第3節 出火、延焼等の防止

(区総務部・地域振興部・福祉部・障害福祉部・健康部・都市整備部、
第七消防方面本部、深川・城東両消防署、深川・城東・東京湾岸各警察署)

地震による火災や延焼等の防止を図るため、消防水利の整備や消防活動路の確保等の防火安全対策を推進する。

1. 不燃化の推進

区では、地震発生時において大規模な市街地火災や都市機能の低下を防ぐため、北砂三・四・五丁目地区において、平成26年度から東京都の実施する「木密地域不燃化10年プロジェクト」に基づく不燃化特区制度を活用し、不燃化特区の指定を受けて地域の防災性向上に取り組んでいる。

地区内に設置した不燃化相談ステーションを活用し、不燃化建替え等の個別相談、老朽建築物の除却費助成等を実施するほか、平成30年6月に策定した「北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針」に基づき、道路・広場(公園)等の基盤整備や地区計画の策定、老朽建築物の除却等を推進していく。

なお、不燃化特区制度の事業期間が令和7年度まで延伸することとなり、令和3年4月に東京都から不燃化特区の再指定を受けたところである。今後とも、北砂三・四・五丁目地区において不燃化まちづくりを推進していく。

また、不燃領域率の低いその他の木造住宅密集地域については、不燃化に関する講演会等の開催による意識啓発活動を実施し、木造住宅密集地域の不燃化を推進していく。

2. 消防水利の整備、防火安全対策

(1) 建造物防災計画

消防署は、消防法に基づいて次のとおり指導を行う。

第1 一般建造物

- ① 建築基準法に基づく消防署長の消防同意に際して、防火・防災設備を関係法令の基準に適合した状態に施工するよう指導する。
- ② 消防関係法令に基づく立入検査を実施し、消防用設備等の維持管理及び点検の状況や、法令上の不備欠陥事項等について、必要な是正指導等を行う。

第2 高層建築物(高さ31m以上の建築物)

第1の①及び②に準ずるほか、防火管理体制の強化を図る。

(2) 出火防止計画

地震時には、その震動等により火気使用設備器具及び危険物、化学薬品等から相当数の出火が予想される。消防署は、指導の強化等により安全対策を強力に推進するとともに、区民に対して防災意識の高揚と行動力の向上を図り、出火を防止する。

第1 火気使用設備・器具の安全化

現在、都内で使用されている火気使用設備・器具等は、膨大な数であり、地震時にこれらの火気使用設備、器具等から出火する危険性は極めて高い。

このことから、東京都火災予防条例に基づき、対震安全装置付石油ストーブの普及の徹底、火気使用設備、器具周囲の保有距離の基準化並びに火気使用設備の固定等各種安全対策の推進を図っている。

石油ストーブ等の対震自動消火装置の機能確保のための点検整備の徹底、家具転倒防止対策の必要性について、さらに指導を強化するとともに、燃料消費量が多く、高温で熱量も大きい工業炉については、「地震時における工業炉の出火危険と対策」の提言を踏まえ、工業炉等を使用する事業所の立入検査により地震時の安全指導の強化を図る。

第2 電気設備等の安全化

電気設備の安全対策については、火災予防条例に定める出火・延焼防止の規制や熟練者による維持管理の義務付けなどにより推進を図るとともに、耐震化及び不燃化を強力に指導していく。

また、電気器具や配線からの出火を防止するため、感震機能付分電盤等の普及促進を図るとともに、信頼性の高い安全装置の設置について指導する。さらに、発災直後の出火以外にも地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、区民への指導を行う。

第3 その他出火防止のための査察・指導

人命への影響が極めて高い地下街、飲食店、百貨店、病院、多量の火気を使用する工場及び作業場等に対して立入検査を実施し、火気使用設備・器具の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、地震発生時の対策として従業員の対応要領等を指導する。

その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所(営業用)、化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても、立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に対して適正な貯蔵取扱い及び出火危険の排除のための安全対策についての指導を強化する。

また、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画を未作成の事業所には、計画の作成についてを指導する。

第4 区民指導の強化

各家庭からの出火や火災の拡大防止を図るため、住宅用火災警報器をはじめ、住宅用防災機器等の普及を図る。また、住宅火災による死者を減少させるため「住宅防火10の心得」や、地震時の備えを周知するため「地震その時10のポイント」及び「地震に対する10の備え」、要配慮者の防災行動力向上を目的とする「地震から命を守る『7つの問いかけ』」を活用した防災教育を推進するとともに、実践的な防災訓練を通じて区民の防災行動力の向上を図る。

1) 「住宅防火10の心得」の周知

- ① 調理中は、コンロから離れないようにしましょう。
- ② 寝たばこは、絶対にやめましょう。
- ③ ストープの周りに、物を置かないようにしましょう。
- ④ 家の周りを整理整頓しましょう。
- ⑤ ライターやマッチをこどもの手の届く場所に置かないようにしましょう。
- ⑥ コンセントの掃除を心掛けましょう。
- ⑦ 住宅用火災警報器を全ての居室・台所・階段に設置し、定期的な作動確認をしましょう。
- ⑧ 寝具類やエプロン・カーテンなどは、防災品にしましょう。
- ⑨ 万が一に備え、消火器を設置し、使い方を覚えましょう。
- ⑩ ご近所同士で声をかけあい、火の用心に心掛けましょう。

2) 「地震その時10のポイント」の周知

- ① 地震時の行動
 - 地震だ！まず身の安全
- ② 地震直後の行動
 - 落ちついて 火の元確認 初期消火
 - あわてた行動 けがのもと
 - 窓や戸を開け 出口を確保
 - 門や塀には近寄らない
- ③ 地震後の行動
 - 確かめ合おう わが家の安全 隣の安否
 - 協力し合って 消火・救出・応急救護
 - 正しい情報 確かな行動
 - 避難の前に 安全確認 電気・ガス
 - 火災や津波 確かな避難

3) 「地震に対する10の備え」の周知

- ① 身の安全の備え
 - 家具類の転倒・落下・移動防止対策をしておこう
 - けがの防止対策をしておこう
 - 家屋や塀の強度を確認しておこう

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

② 初動対応の備え

- 消火の備えをしておこう
- 火災発生の早期発見と防止対策をしておこう
- 非常用品を備えておこう

③ 確かな行動の備え

- 家族で話し合っておこう
- 地域の危険性を把握しておこう
- 防災知識を身につけておこう
- 防災行動力を高めておこう

4) 地震から命を守る「7つの問いかけ」の普及啓発

地震が起こった時に、自分に支援が必要か、まわりに支援や配慮が必要になる方はいないか考えておく。

① 地震時の行動

- ゆれから身を守ることができますか？

② 地震直後の行動

- ゆれの後、危険に気づくことができますか？
- 自分で、火を消すことができますか？
- 大切な情報を知ることができますか？

③ 地震後の行動

- 頼れる人と、連絡をとることができますか？
- 命にかかわる大切なものは何ですか？
- 安全に避難することができますか？

(3) 初期消火体制の強化

地震時の延焼火災を防止するためには、出火防止とともに初期消火対策の確立が重要である。このため、消防署及び区は、消防用設備等の適正化、初期消火資機（器）材の普及並びに家庭、事業所に対する防災教育、防災訓練を通じた普及啓発活動により区民の防災行動力を高め、初期消火体制を確立する。

第1 消防用設備等の適正化指導

防火対象物に設置されている消防用設備等については、地震時においても十分にその機能が発揮され、発生した火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震措置の実施についてさらに指導を進めるとともに、過去の地震被害調査結果等を参考に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備の貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等が地震時に確実な機能確保を図れるよう、指導を強化する。

第2 出火防止器具及び初期消火資機（器）材の普及

震災時における同時多発火災を防止するためには、家庭や事業所等における出火防止や初期消火が不可欠である。

1) 消火器の整備

同時多発火災の発生は、延焼火災となって拡大し、多くの被害が生じることが予想される。区では、これらに対処するため、出火時における初期消火の重要性に鑑み、昭和46・47・51・平成6・11及び14年度で、区内全域に対してABC粉末10型消火器及び強化液6型消火器（平成28年度より強化液3型に切替）3,064本を配置し、有事に際し使用不能器のないよう随時点検を実施している。また、平成2年度に消火器格納箱を緑色のデザインに変更し、平成7年度までに取り替えを完了した。更に令和3年度より、不燃化特区及び不燃化領域率の低い地域の町丁目（三好2丁目、亀戸3・5丁目、大島7丁目、北砂3～7丁目、東砂4丁目）に新しい赤色の格納箱を順次導入している。

【地区別計画本数】

地 区	種 類		
	強 化 液	粉 末	計
白 河	258	134	392
富 岡	183	82	265
豊 洲	203	107	310
小松橋	197	71	268
東 陽	190	61	251
亀 戸	300	142	442
大 島	254	104	358
砂 町	366	169	535
南 砂	171	72	243
合 計	2,122	942	3,064

2) 家庭用消火器・薬剤詰替あっせん助成

地震による火災発生時の初期消火対策として、家庭用消火器の普及を図る目的から、区において、家庭用消火器を廉価で購入できるように、消火器の購入及び消火器の薬剤詰替の費用を一部助成する「家庭用消火器・薬剤詰替あっせん助成事業」を実施している。

また、消火器の安全な回収とリサイクルを推進するため、一般社団法人日本消火器工業会は、平成22年1月より消火器リサイクルシールの貼付と廃消火器回収システムを導入した。これに伴い、消火器の回収窓口が広がり、確実なりサイクルが可能になったことで、効率的な回収システムが構築された。

第3 区民、事業所の自主防災体制の強化

1) 区民の防災行動力の向上

区民一般を対象とした基礎訓練、都民防災教育センター(防災館)の体験コーナー等を活

用した体験訓練及び災害協力隊等を対象とした発災対応型訓練を推進する。

また、地域の協力体制づくりを進め、避難行動要支援者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

2) 事業所の自主防災体制の強化

全ての事業所は事業所防災計画を作成し、各種訓練や指導等を通じて自衛消防隊の活動能力の充実・強化及び帰宅困難者対策の促進を図る。

また、事業所相互間の協力体制及び災害協力隊等との連携を強めるとともに、保有資機(器)材を整備し、地域との協力体制づくりを推進する。

第4 感震ブレーカーの設置

震災時の通電火災予防と被害軽減のため、感震ブレーカーの設置について普及・啓発を行う。

なお、区では令和5年度より、家庭における出火を抑制するため、火災危険度の高い地域を対象に感震ブレーカーの配布及び設置・助成を行っている。

第5 事業所防災体制の充実

1) 事業所自衛消防隊の防災体制の充実、強化

事業所に対して震災を想定した自衛消防訓練の指導を推進する。特に自衛消防活動中核要員の配置義務のあるホテル、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

また、防火管理者の選任を要しない事業所は、自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うとともに、震災発生時においては、編成された組織が自衛消防隊として有効に活動できるよう自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

2) 事業所防災計画の作成指導

事業者は、その用途や規模に関わらず、事業所単位に事業所防災計画が義務付けられている。

このうち防火管理者の選任を要する事業所については、消防署が震災に備えての事前計画、震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画について消防計画に定めるよう指導し、防火管理者の選任を要しない事業所についても、消防署は事業所防災計画の作成を指導する。

また、都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、消防署は事業所防災計画の作成を指導する。

3) 危険物施設の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するよう推進する。

4) 事業所自衛消防訓練の指導

事業所の自衛消防組織が地震時において、迅速、的確な防災活動を行うため、消防計画又は事業所防災計画に基づく各種自衛消防訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識、技術を身につけておくことが必要である。

このため、各消防署では、これまでも事業所が定期的に行う消火、通報連絡、避難等の自衛消防訓練指導や防災に関する講習会等を行ってきた。

特に、百貨店、病院、ホテル等不特定多数の者を収容する事業所及び電気、ガス等大規模事業所については、自衛消防隊を組織させ、消火訓練や避難訓練等の自衛消防訓練を、年間2回以上実施するよう指導している。

今後も事業所自衛消防組織の活性化を図るため、訓練を積極的に実施するよう、各事業所に働きかけていくとともに、各種訓練の技術指導に努めていく。

(4) 避難行動要支援者の安全体制の確保

第1 江東区避難行動支援プラン（全体計画）の策定

阪神・淡路大震災や東日本大震災等では、高齢者や障害者などの要配慮者が多数犠牲となった。こうした教訓を踏まえ、国は平成25年6月に災害対策基本法を改正するとともに、それまでの「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を改定して同年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定し、自治体に速やかな対応を求めた。

災害協力隊が作成、保管している「防災カルテ」とあわせ、区では災害対策基本法の改正を受け、平成26年3月に「江東区避難行動支援プラン（全体計画）」を策定し、次の取組を行った。

第2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と共有

災害対策基本法では、高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する者を「要配慮者」と定義している。区は、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」を以下のとおり定義し、避難行動要支援者名簿を作成して原則年1回の更新を行う。

また、避難行動要支援者名簿の外部提供について同意した者に対して、災害協力隊をはじめとする地域団体等が中心となって訪問等調査を実施し、避難支援等を実施するための個別避難計画を作成する。

なお、詳細は本計画の下位計画である「江東区避難行動支援プラン（全体計画）」に記載している。

1) 避難行動要支援者

- ① 75歳以上のひとり暮らしの高齢者又は75歳以上のみの世帯の世帯員である者
- ② 介護保険制度における要介護3から5に該当する者
ただし、特別養護老人ホームに入所している者を除く。
- ③ 身体障害者手帳の肢体不自由（各個別等級）1級及び2級、視覚、聴覚障害の1級及び2級に該当する者
- ④ 愛の手帳の1度及び2度に該当する者

⑤ 上記①～④に該当しない要配慮者のうち、災害時の避難に支援を希望する者

避難行動要支援者及び要配慮者には、適切な防災行動をとりにくい個々の特性があるため、避難支援等関係者（※）は、その点を十分認識した上で適切に対応することが重要である。

※ 避難支援等関係者

避難行動要支援者の安否確認や情報提供、避難誘導等を行う者（警察、消防、社会福祉協議会、災害協力隊、民生・児童委員、地域包括支援センター職員、その他の福祉関係機関、拠点避難所（区立小・中学校等）に設置する学校避難所運営協力本部において編成する救援班）。

区は、避難支援等関係者に対して、可能な範囲で避難行動要支援者への日頃の声掛けや、いざという時の安否確認、避難の手助けを依頼するものであり、責任を負うものではないことを周知する。また、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等が行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

2）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と共有

- ① 避難行動要支援者を掲載した名簿を作成し、原則年1回の更新で消防署、警察署、社会福祉協議会に加え、災害協力隊等、民生・児童委員、長寿サポートセンター（地域包括支援センター）へ提供し、拠点避難所（区立小・中学校等）に配置する。

なお、災害協力隊等、民生・児童委員、長寿サポートセンター（地域包括支援センター）については、名簿登録者本人から個人情報の外部提供についての同意を得た上で名簿を提供する。消防署、警察署、社会福祉協議会については、江東区避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例第3条第2項の規定により、本人同意の有無に関わらず名簿を提供する。

- ② 個別避難計画は、災害協力隊をはじめとする地域団体等が中心となって避難支援等関係者と連携しながら進めていく。また、個別避難計画の作成は、対象者に位置付けてから概ね5年以内で完成させ、以降随時更新に努め、最新の状態に保つ。

3）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に記載する項目

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画には、原則として区で保有する情報に基づき、以下の項目を記載する。

避難行動要支援者名簿：①氏名 ②性別 ③生年月日 ④住所（居所） ⑤電話番号
⑥FAX番号 ⑦登録事由（登録される事由となる身体状態等の別）
⑧同意・届出の有無 ⑨その他、避難支援等の実施に関し区長が必要と認める事項

個別避難計画：上記①～⑥、⑨に加え、⑩要支援者の状況 ⑪避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号 ⑫拠点避難所の名称

※④、⑤、⑥は、本人から提出される届出書等により把握を行う。

4）個人情報保護対策

区では、避難行動要支援者の個人情報を保護するため、名簿提供先団体に対して以下の個人情報の保護対策を講じる。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

① 災害協力隊、民生・児童委員、長寿サポートセンター（地域包括支援センター）

○ 教示書による教示

以下の内容を規定した「江東区避難行動要支援者情報の取扱いに関する教示書」による教示を行う。

- ・ 災害対策基本法、避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例及び本教示書の規定の遵守
- ・ 訪問等調査実施時における個人情報の管理
- ・ 名簿の保管方法
- ・ 災害時の使用
- ・ 名簿の返還 など

○ 誓約書の提出

災害対策基本法、避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例及び教示書の規定の遵守について記載した誓約書を名簿提供先団体に提出させる。

② 警察署、消防署、社会福祉協議会

個人情報の取扱いに関する特記条項を明記した協定を締結する。

5) 避難のための情報伝達

第2部 第10章 応急対策 第2節 1.「避難指示等の基準並びに伝達の方法」参照。

第3 地域における安全体制の確保

避難行動要支援者の安全確保については、災害協力隊をはじめとする地域団体等や地域住民による協力、連携体制を平常時から確立しておく必要がある。このため、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制を指導している。

第4 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等においては、初期消火、避難誘導等が極めて重要であることから、施設と周辺地域の事業所、町会・自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定の締結を促進している。また、各施設の自衛消防訓練において適切な避難行動を習得できるよう指導している。

第5 消防の地域協力体制づくり

消防署は、要配慮者に対する緊急時の救護について、地域住民、災害協力隊及び事業所の支援、協力を得るための地域協力体制づくりを推進する。

また、町会・自治会等と連携し、自主防災意識の啓発を図り、地域協力体制づくりについて助言するほか必要な情報を提供するなど、構築に向けた支援を行う。

(5) 火災拡大防止計画

第1 消防活動体制の整備強化

1) 江東区内の常備消防

区内の常備消防は2消防署、1消防分署、7消防出張所、消防車両等59台を擁し災害に備えている。

消防署においては、平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図る。

【消防車両の現況（令和6年4月1日現在）】

<深川消防署>

ポンプ車	化学車	はしご車	救助車	屈折放水塔車	活動二輪車	救急車	その他	合計
9	2	1	1	1	2	5	13	34

<城東消防署>

ポンプ車	化学車	はしご車	救助車	特殊災害対策車	補給車	救急車	その他	合計
6	2	1	1	1	1	5	9	26

2) 装備資機(器)材の整備

地震時において、常備消防力を最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた資機(器)材の整備を図る。

① 消防隊用可搬ポンプ

路面の損壊、道路周辺建物の倒壊、あるいは地盤の液状化により消防ポンプ車の活動が困難となる地域が広範囲に予想されることから、この地域の消防活動体制を確保するため、消防隊用可搬ポンプの整備に努める。

② 大規模災害用個人装備

震災時に消防機動力を最大限有効に活用するため、消防車両等の整備と併せ個人用装備品の配置に努める。

3) 消防水利の整備

東京消防庁は、震災時の市街地大火に備えた巨大水利として、深井戸や耐震性を有する防火水槽の整備及び木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓の水道施設について、都水道局と連携し、自主防災組織が初期消火に使用する水源として活用を図っている。また、都、区及び関係機関と連携して、河川、海等あらゆる水源の有効活用を図るために、消防水利の確保に努めている。

区においても、耐震性を有する防火水槽等の整備を推進するとともに、都や消防署と連

携した水利整備方策の推進に努める。

区が公共施設及び特殊建築物を整備する際は、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、各区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める(資料編その1 P.資1-47 I-16 「防火用水利一覧表」 参照)。

4) 消防団体制の強化

本区内における消防団は2団18分団で定数570名である。これらの消防団員は、震災時には、消防署隊と連携し、消防活動に当たるとともに、平常時には住民に対し初期消火、応急救護等の技術的な訓練指導を行うなど、地域住民の中核として重要な役割を担っている(資料編その1 P.資1-43 I-15-1～I-15-2 「消防団受持区域及び消防団格納庫所在地表」「消防団受持区域図」 参照)。

そのため、都市構造、人口動態、職業構成など、都市の特性に対応した事業所団員等、消防団員の確保策を推進し、区民に対する防災指導体制の充実を図るとともに、消防団組織を強化する。

また、東京消防庁では、消防団員の活動拠点である分団本部を整備している。

さらに、可搬ポンプ積載車(緊急車)を増強、救助資機(器)材及び携帯通信機器を整備し、消防団の機動力向上と迅速な出動態勢の充実を図るなど震災時の消防団活動体制の充実強化を図っている。

なお、消防団員が、生業において使用する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備している。

5) 消防活動路等の確保

震災時には、建物、電柱等の倒壊により、消防車両等が通行不能になることが予想されることから、消防活動路を確保するため、消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あいな道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅切り整備などを関係機関に要望するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開について警察署との連携体制を継続する。

6) 消防活動が困難な地域への対策

震災時には、道路の狭あいに加え、木造住宅の密集等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。このため、消防水利の充実、消防隊用可搬ポンプ等の整備、消防団体制の充実等の施策を推進するとともに、消火活動の阻害要因の把握及び分析並びに延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。

7) 地域防災体制の確立

第5期火災予防審議会の答申「防災市民組織等の地震時消火活動力の現状と対策」に基づき、次の対策を推進する。

① 事業所と災害協力隊等との連携体制

地震時に、火災等の災害から区民や地域社会を守るには、地域ぐるみの対応が必要であることから、地域の災害協力隊と事業所の自衛消防隊等が相互に協力して連携できる体制を整備するほか、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の災害協力隊等の一員として活動するよう指導する。

② 要配慮者に対する協力体制

高齢者や障害者等の要配慮者は、災害等が発生した場合に、自力による避難等が困難である。このため、これらの要配慮者の人命安全確保のため、要配慮者家庭に対する近隣住民の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する近隣災害協力隊等の協力体制づくりを推進する。

③ 災害時支援ボランティアの育成

震災時等における被災者の救護等の重要性を十分認識させ、有効な活動ができるよう育成する。

④ 合同防災訓練の実施

地域の防災力を向上させるには、消防機関の活動に加え、専門的な知識技能を有する災害時支援ボランティアの支援活動並びに災害協力隊及び事業所の自衛消防隊等の協力が必要であることから、これらの組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。

8) 災害協力隊の充実

区は、災害協力隊の防火班として位置付けられている消火隊の編成拡大を図るとともに、平成24年度には、消防活動の困難な地域への対策として、スタンドパイプを整備した。

消防署は、災害協力隊が行う各種訓練の一層の充実を図るため、区と連携し、訓練の技術指導を行う。

また、災害協力隊の役割を踏まえた実践的な訓練指導を実施するとともに、訓練を通じて災害時における災害協力隊の任務の周知に努める。

なお、区は未結成地域の解消を図るとともに、区民の自主的な参加を促すため、周知を行う。

第2 防災空地の確保

1) 方針

本区防災対策の諸施策の一環として、特に震災対策に重点を置いて災害対策を確立する必要があるが、中でも、地震に伴う延焼火災の発生及び拡大防止により被害を最小限度に留める対策が必要である。

そのため、区は、昭和49年10月江東区防災空地条例を制定し、区内火災危険地域に順次防災空地を設置し、災害から区民の生命、財産を守るべく推進してきた。

2) 設置方法

上記1の方針に基づき、次の方法により防災空地を設置する。

- ① 防災空地の機能
 - 震災に伴い発生するおそれのある二次災害の火災については、延焼拡大防止とともに消火活動の拠点とする。
 - 付近住民の避難時の一時集合場所とする。
 - 平常時においては、公園に準ずる簡易な運動のできる憩いの広場としての機能を持たせる。
- ② 防災空地の設置地域及び規模
 - 設置地域は延焼拡大防止機能を必要とする地域（火災危険地域）を選定する。
 - 選定に当たっては、既存の市街地形態を調査し、道路、河川、公園等延焼拡大防止機能を有する空間地帯及び物理的延焼防止帯としての耐火建造物群を考慮する。
 - 規模は500㎡のスペースを最低基準とする。
- ③ 防災空地の設備
 - 延焼拡大防止の目的から、基本的に延焼の媒体となる設備は当然に除外するとともに、火災時の消火活動の拠点となるため、その活動に支障のないよう防災空地は原則として全面平地の状態を確保する。
 - 防災空地の管理上、周囲をフェンス設備することにより、車等の侵入、駐車を防止し、空地機能を確保するとともに境界の明確化を図る。
 - 延焼拡大防止の積極的消火活動を保障するため、地下貯水槽を設置する。
 - 平常時は簡易運動場と憩いの場所としての公園機能を持つため、休息用ベンチ、照明灯の設置と緑化推進の施策ともあいまって植栽するが、森林的植樹による延焼の媒体化を避けるとともに、消火活動に支障のないよう樹木間隔を配慮し、周辺部分に常緑で防火効果が高い高木及び灌木類により緑化する。
- ④ 防災空地の指定
 - 防災空地の機能を最も多く有する空間地帯としての既存の公園、運動場等については、区並びに国又は他の地方公共団体及び民間の所有又は管理するもので防災空地設置地域にある場合は、これを防災空地として同意を得て指定する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
風水害編	第4部
	第1部
	第2部
	第3部

- 指定した防災空地については、それぞれの所有者又は管理者において管理するものとするが、管理上の指導助言をしていくものとする。

⑤ 復興小公園の機能強化

- 区立公園のうち、関東大震災による帝都復興計画に基づき、復興小学校に隣接して整備された復興小公園について、拠点避難所と一体となった防災拠点として防災機能の充実を検討していく。

復興小公園	隣接小学校
元加賀公園	元加賀小学校
八名川公園	八名川小学校
森下公園	深川小学校
臨海公園	臨海小学校
東陽公園	東陽小学校
扇橋公園	扇橋小学校
川南公園	川南小学校

3) 現 況

① 設置防災空地

設置防災空地	大島 2-27-19	2,903.34 m ²

② 指定防災空地

区 立 公 園	123 か所	609,086.18 m ²
区立児童遊園	5 か所	2,661.75 m ²
区 営 運 動 場	2 か所	11,741.00 m ²
都 立 公 園	1 か所	80,889.95 m ²
区 内 事 業 所	9 か所	148,030.18 m ²
計	140 か所	852,409.06 m ²

※昭和 53 年江東区告示第 73 号

3. 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

(1) 石油等危険物施設の安全化

区内の石油等の危険物施設は次のとおりである。

区 分	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所				合 計	
		屋 内	屋 外	屋 内 タ ン ク	屋 外 タ ン ク	地 下 タ ン ク	移 動 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	給油 取扱所		販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所		移 送 取 扱 所
									営 業 用	自 家 用				
施設数	2	96	15	52	45	200	49	2	33	65	14	219	0	792

これらの危険物施設は、出火のみならず延焼拡大の要因ともなる。このため、従来から査察や業界に対する集合教育により安全化を進めてきたところである。

今後は、これらの施設に対し、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機（器）材の整備促進、立入検査の強化などにより出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いの指導を図っていく。

(2) 化学薬品の安全化

地震時における危険物、化学薬品からの出火は、宮城県沖地震（昭和 53 年 6 月）の例をみても、出火原因の中で大きな比率を占めている。

東京消防庁で行った、化学薬品等の混合混触による出火性状を調査研究し、約 6,000 種類の組合せによる出火危険性の予測評価をもとに、各消防署においてはより具体的な安全対策を推進する。

また、昭和 62 年 3 月火災予防審議会が答申した「地震時における地域別の総合出火危険予測と対策」の提言を踏まえ、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対しては、個別的、具体的な安全対策及びこれらの保管の適正化を指導するとともに、事業所に対しては、実態調査を行うことにより個別的な安全対策を推進する。

<主な指導事項>

- ① 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- ② 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- ③ 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置

- ④ 化学薬品等収納場所の整理整頓
- ⑤ 初期消火資機（器）材の整備

（3）有毒物質等の安全化

第1 届出状況

1）放射線施設

種別	Ni 63	X線	Co 60	イリジウム	その他	合計
施設数	7	0	0	1	25	33

2）高圧ガス施設

種別	L. P. G	C ₂ H ₂	O ₂	CO ₂	フreon	その他	合計
施設数	131	38	30	5	0	20	224

第2 高圧ガス・有害物質等の安全化

1）高圧ガス保管施設

消防署は、高圧ガス取扱事務所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

2）毒物・劇物取扱施設

消防署は、毒物・劇物取扱施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。また、区保健所及び都福祉局・都健康安全研究センターは、毒物劇物取締法に基づき、震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況等を指導する。

3）放射線等使用施設

消防署は、放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

4）石綿含有建築物等

区は、都環境局、協定締結団体と協力して、年1回災害訓練を実施し、石綿含有建築物等からの石綿飛散防災体制の構築を図る。

第3 放射線等使用施設

消防署は、放射線物質を保有する施設に対し、火災予防条例第59条により、その品名、数量その他貯蔵、取扱いに関し消防活動上必要な事項の届出について指導する。また、消防法第8条に該当する事業所に対しては、消防計画を樹立し、予防管理組織及び自衛消防組織を強化することにより、防火管理を中心とした自主保安体制を確立するよう指導する。

また、立入検査を実施して防災設備の維持管理の適正を図ると同時に、装備資機（器）材の充実を図り災害に対処する。

4. 危険物等の輸送の安全化

石油類、高圧ガス、毒物・劇物の輸送はタンクローリー、トラックなどにより行われており、都内の走行車両台数は4,000台に達している。

石油類、高圧ガス、毒物・劇物を大量に輸送する場合、車両走行については転倒、転落防止義務、警戒標識等の標示義務、消火器等安全器材の携帯義務等種々の規制が行われている。

昭和60年5月に目黒区で発生したタンクローリー火災は、改めてこの種の災害の社会に及ぼす影響の大きさが指摘された事故である。

今後も、関係行政機関と連携した危険物車両の運行の安全性を高めるとともに、保安管理の徹底を図る。

さらに、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

- ① タンクローリーについては、立入検査を適宜実施し、構造・設備等については、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。
また、指導に当たっては、隣接各県と連携を密にし、安全指導を進める。
- ② 鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づいて関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。
- ③ タンカーによる危険物輸送について、受入施設を有する事業所に対して、荷役中における被害の軽減を図るための各種対策の指導を強化する。
- ④ トラック等の危険物を運搬する車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。
- ⑤ 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

5. 劇場、百貨店及び地下施設等の安全化

第1 劇場、百貨店等の混乱防止

大地震発生時、不特定多数の人々が集まる劇場、百貨店においては、激しい地震動による停電や落下物あるいは、火災などのため人々が出入口に殺到するなど大きな混乱が生ずる可能性がある。このため各消防署では次の項目に基づく訓練指導を推進している。

① 防災計画に掲げた対策項目

- ア. 非常災害対策本部の開設、運営、施設、設備の被害状況の把握
- イ. 来場者の避難誘導
 - 迂回路、一方通行の設定等、避難誘導等経路の決定、階段規制
- ウ. 来場者への規制
 - ・放送設備の活用
 - ・非常照明の早期確立
 - ・行政機関への応援要請

② 従業員に対する教育、訓練の実施

第2 共同溝及び洞道の安全対策

昭和59年11月に、世田谷電話局の洞道内で発生した地下ケーブル火災は、極めて困難な消防活動を余儀なくされるとともに、長期にわたり約9万戸の電話通信回線の不通により、経済的、社会的混乱を招き都市型災害として社会に大きな影響を与えた。

このような都市型災害に対処するため、一定規模以上の洞道、共同溝について消防活動上必要な事項を制度化し、事前の消防対策を確立する。

応急対策

第1節 社会公共施設等の応急対策による二次災害防止

(区総務部・都市整備部・土木部・教育委員会事務局、
第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

1. 公共土木施設等の応急対策

公共土木施設等が地震・津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。被害を受けたときは、速やかに応急対策を行う。また、二次災害危険地区調査を実施するとともに、延焼火災、危険物の流出などの二次災害危険地域から、住民等の避難誘導を行い、二次災害を防止する。

(第2部 第5章「津波等対策」参照)

2. 区有施設等の応急対策

地震が発生したとき、災害時対応上重要な役割を果たす区有施設等について、余震等による倒壊、仕上部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

- 区有施設等が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。その判定業務が困難な場合、都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。
- 応急危険度判定技術者が不足する場合、東京都へ東京都防災ボランティア(被災建築物応急危険度判定員)の派遣要請や他団体への協力を要請し、被災建築物応急危険度判定員及び江東区被災建築物応急危険度判定員の受入れを行う。
- 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、区有施設等に準じて、社会公共施設の判定を実施する。

本庁舎・学校等の公共施設は、大半が災害対策本部の施設又は避難所として指定されている関係上、被災したときは直ちに応急修理を行う必要があるため、事故発生の報告に基づき、人員、資材等を迅速に輸送し修理を行うものとする。

区有施設の電気、ガス、水道等の復旧や仮設電話等の設置に関しては、各インフラ業者の復旧計画等に準じて優先復旧計画の策定に努める。

第2節 危険物等の応急措置による危険防止

(区総務部・健康部・環境清掃部、東京海上保安部、都港湾局、東京湾岸警察署、
第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

危険物保管施設は、地震、火災及び水災に際し、火薬類保管施設は火災に際し、放射性物質、高圧ガス及び毒物・劇物保管施設は火災及び大量放出に際し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係各機関は緊密な協調の下に活動を開始するものとする。

- ① 危険物保管施設は、震害、水害のおそれのある低水位地域、沿岸地域等にある屋外タンク貯蔵所を目標とする。
- ② 火薬類保管施設は、火災等による被害拡大のおそれがある施設を目標とする。
- ③ 放射性物質保管施設は、大量貯蔵所を目標とする。
- ④ 高圧ガス保管施設は、大量貯蔵所を目標とする。
- ⑤ 毒物、劇物保管施設は、大量貯蔵所及び取扱所を目標とする。

1. 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

区は、ここで掲げる全ての事態において、関係機関と連携して情報収集を行うとともに、必要に応じて避難指示を行い、避難所を開設し、情報を提供する。

(1) 石油类等危険物保管施設の応急措置

消防署等は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- ① 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- ② 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ③ 危険物による災害時の自衛消防組織と活動要領の制定
- ④ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

(2) 高圧ガス保管施設の応急措置

消防署は、災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は区に通報し、ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫し、区に通報するいとまがない場合においては、関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報を行う。

また、事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行うとともに、関係機関との間に必要な情報連絡を行い、これらの施設に対する災害応急対策については、第2部 第6章 応急対策 第2節「消火・救助・救急活動」により対処する。

(3) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

消防署は、災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は区に通報し、有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫し、区に通報するいとまがない場合においては、関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報を行う。

区保健所及び都福祉局・都健康安全研究センターは、毒物劇物取締法に基づき、次に掲げる措置及び応急措置を講ずるよう当該毒物・劇物取扱施設に指導する。

- ① 毒物・劇物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- ② 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ③ 毒物・劇物による災害時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- ④ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動

また、関係機関との間に情報連絡を行い、これらの施設に対する災害応急対策については、第2部 第6章 応急対策 第2節「消火・救助・救急活動」により対処する。

(4) 化学物質関連施設の応急措置

区は、化学物質対策として、適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

また、PCB（ポリ塩化ビフェニル）対策として、PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏洩している機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示し、関係機関に情報を提供する。

(5) 放射線等使用施設の応急措置

東京消防庁は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置をとるよう使用者に要請する。

- ① 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- ② 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

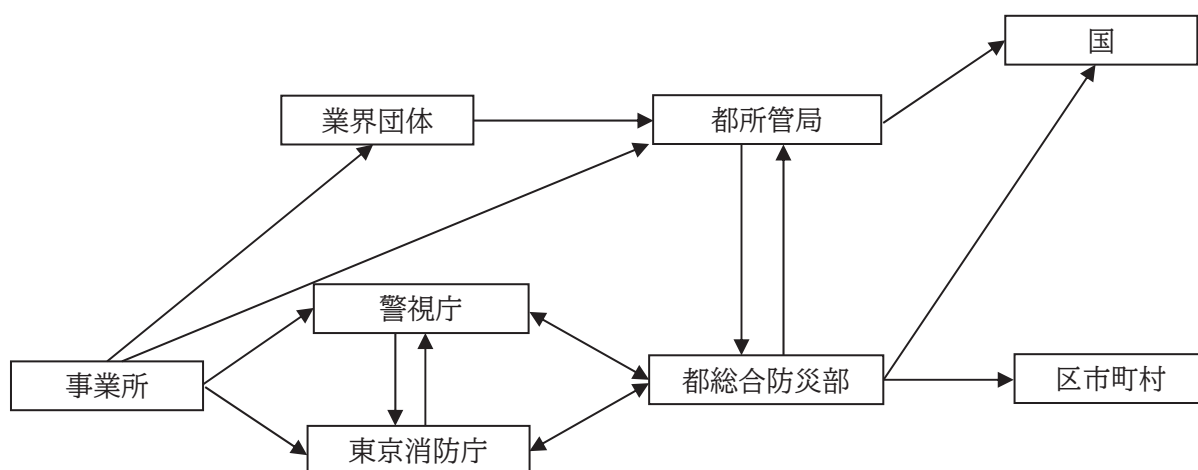
また、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

(6) 石綿含有建築物等の応急措置

区は、住民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行うとともに、建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施する。

また、都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。

【一般的な事故報告等の流れ】

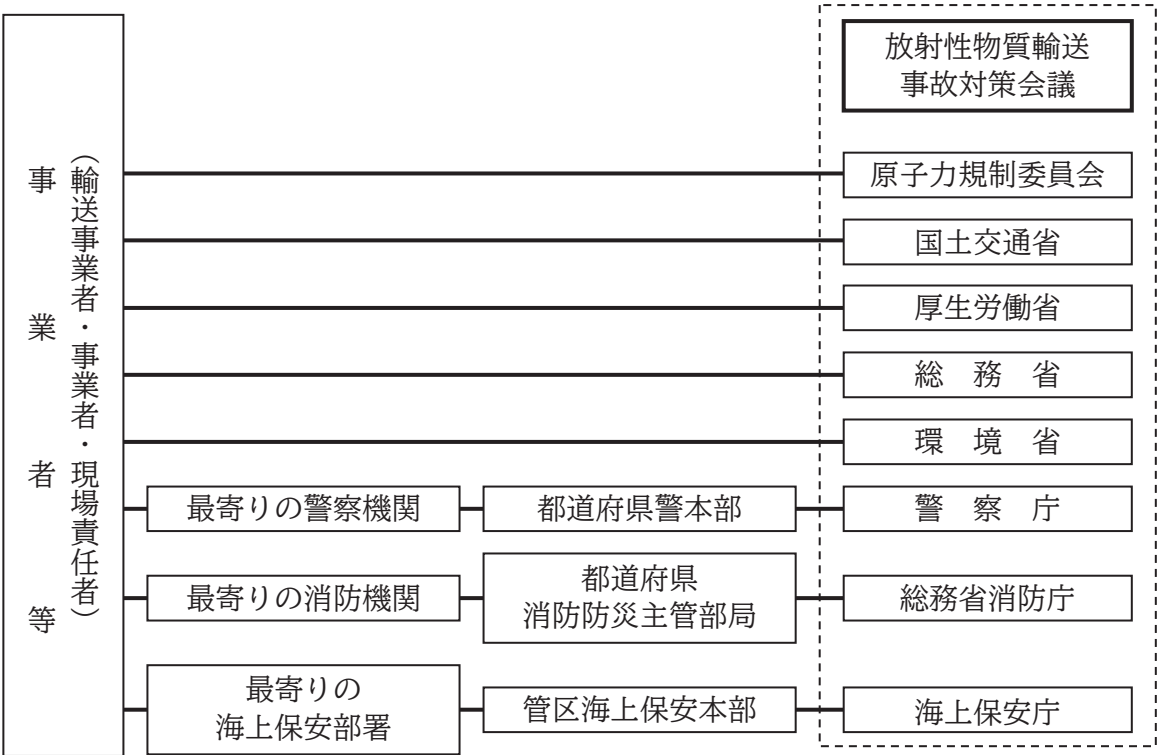


2. 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 高圧ガス輸送車両等の応急対策

消防署は、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行うとともに、災害応急対策は、第2部 第6章 応急対策 第2節「消火・救助・救急活動」により対処する。

(2) 核燃料物質輸送車両の応急対策



東京消防庁が事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

(3) 毒物・劇物輸送車両の応急対策

消防署、区保健所、都福祉局、都健康安全研究センターは事故の状況に応じ、毒物・劇物の漏えいの防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

3. 流出油、流木の応急対策

(1) 流出油応急災害対策計画

ここでは、海上及び河川において、船舶の座礁、衝突火災等の事故が発生し、又は沿岸の危険物貯蔵所の事故等により、大量の油が流出した場合、あるいは、これに伴う油火災が発生した場合、人命の救出、消火活動、油拡散防止及び沿岸住民への被害防止等を図るため関係機関のとるべき措置について定める(東京海上保安部における措置については、第2部 第4章 応急対策 第3節「河川・港湾施設等」参照)。

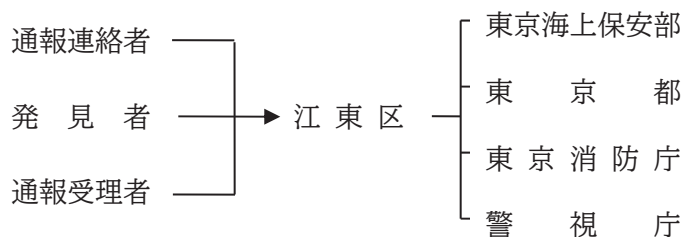
第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

震災編

風水害編

第1 通報連絡体制

区が通報連絡を受けた場合の体制は次のとおりとする。



第2 災害時の措置

関係機関と協力し、情報収集や状況調査を行うとともに、舟艇で負傷者・被災者の避難誘導及び救出活動、火災発生時には初期消火及び延焼防止に当たる。また、再発事故防止のため、現場への立入禁止又は制限し、付近の警戒を実施する。

なお、消防機関の対応措置については次のとおりである。

1) 災害時の作業態勢

- ① 人命救助
- ② オイルフェンスの展張
- ③ 流出油の処理、油拡散防止のための油処理剤の散布
- ④ 初期消火及び延焼防止措置
- ⑤ 警戒及び立入制限
- ⑥ 油処理剤、消火剤、オイルフェンス等の応急資材の調達輸送
- ⑦ 避難船移動に係る関係機関への要請
- ⑧ タンカーバージによる残油移替に係る関係機関への要請
- ⑨ 関係機関に対する船艇、航空機の動員要請
- ⑩ 消火資機（器）材の確保
- ⑪ その他の応急処理

2) その他

- ① 海上及び河川における火気使用禁止に係る広報
- ② 沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対する火気管理の指導、広報
- ③ 沿岸住民への被害拡大防止措置の指導
- ④ 沿岸住民に対する避難指示等、退去命令の伝達及び避難誘導
- ⑤ 危険物貯蔵所の自衛措置の強化指導
- ⑥ その他必要な措置

第3 流出油の防除

都及び港湾・漁港・河川及び海岸の管理者は、必要に応じ、協力して、沿岸に漂着した油の除去のための措置を実施する。

また、区は、沿岸に漂着した油の除去作業に対処するため、オイルフェンス等の備蓄を行い、速やかに対応する態勢を整えるものとする。

(2) 流木応急災害対策計画

消防署は、関係機関からの通報により必要と認められる場合は、状況に応じて消防車等を出場させ、監視警戒に当たる。(東京海上保安部における措置については、第2部 第1章「区の基本的理念と役割」参照)

4. 危険動物の逸走時対策

住民が飼養している特定動物等(特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物)の逸走の通報があった場合は、関係各署の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
都 保 健 医 療 局	○ 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整
都 産 業 労 働 局	○ 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導
都 建 設 局	○ 都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置
警 察 署	○ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置(警察官職務執行法)
消 防 署	○ 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送
区	○ 住民に対する避難指示等 ○ 住民の避難誘導 ○ 避難所の開設、避難住民の保護 ○ 情報提供、関係機関との連絡

復旧対策

第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

(区総務部・都市整備部・土木部・教育委員会事務局、
第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

1. 河川施設等の復旧

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

(第2部第5章「津波等対策」参照)

2. 区有施設等の復旧

施設の被害状況を調査し、復旧を実施する。被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【基本方針】

【予防対策】

- 第1節 道路・橋梁
- 第2節 鉄道等交通施設
- 第3節 河川・港湾施設等
- 第4節 緊急輸送ネットワークの整備
- 第5節 水道
- 第6節 下水道
- 第7節 電気・ガス・通信等
- 第8節 ライフライン復旧活動拠点の確保

【応急対策】

- 第1節 道路・橋梁
- 第2節 鉄道等交通施設
- 第3節 河川・港湾施設等
- 第4節 水道
- 第5節 下水道
- 第6節 電気・ガス・通信等

【復旧対策】

- 第1節 道路
- 第2節 鉄道等交通施設
- 第3節 河川・港湾施設等
- 第4節 水道
- 第5節 下水道
- 第6節 電気・ガス・通信等

基本方針

道路や橋梁、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、区民の生命を守るため、災害時においてもその機能を確保する必要がある。また、発災後の区民の暮らしを支えるためには、上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能確保及びそのためのエネルギー（電力）の確保が不可欠である。

本章では、区民生活や都市機能を支える交通ネットワークやライフライン、エネルギーの確保についての対策を示す。

■交通関連施設の安全確保

道路や橋梁、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤としての重要な役割を担っている。これらの施設が損壊等の直接的被害や、交通渋滞、車両火災などの間接的被害により機能不全に陥ると、人命救助や消火活動、物資輸送等の円滑な実施が困難になるおそれがある。

交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、細街路の拡幅、無電柱化、道路・橋梁等の安全確保や新たな交通規制の実施、鉄道事業者による防災体制の確保など、ハード・ソフト両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。

■ライフライン等の確保

水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

■エネルギーの確保

円滑な災害応急対策の実施や事業継続の観点から、区施設において、非常用発電設備の活用や企業等との協定締結などにより、安定した電力確保体制の構築を図る。

予防対策

第1節 道路・橋梁

(区都市整備部・土木部、都建設局、首都高速道路)

1. 道路防災計画

(1) 道路防災計画

区内の道路は、国道 9,839m、都道 55,082m、区道 315,402mである。今後も良好な道路状況を保つため、計画的に整備工事を行っていく。

区内で都市計画道路となっているのは、国道、都道及び区道のうちの主要な道路であるが、令和6年3月31日現在の整備状況は、総延長約 95 kmのうち完成及び概成は約 89.9 km (94.7%)、事業中は約 2.2 km(2.3%)、未整備は約 2.8 km(3.0%)となっている。

都と特別区及び26市2町では、平成27年度に「東京における都市計画道路の整備方針」(第四次事業化計画)を策定し、平成28年度から令和7年度の10年間に優先的に整備すべき路線として320区間、延長約226kmが選定された。本区の対象路線は、放射31号線(新大橋通り)、放射32号線(四ツ目通り)、補助144号線(新砂～夢の島)の3路線及び補助199号線に架かる浜園橋、蛤橋の2橋で、延長は3.1kmである。

現在区内で事業中の路線は、以下のとおりである。

	延長(m)	幅員(m)	事業期間(予定)
環状3号線支線1・2号 塩浜二丁目～枝川二丁目	350	36～40	平成8年度 ～令和6年度
放射16号線・補助116号線 南砂二丁目～新砂三丁目	545 390	30～35 25～30	平成12年度 ～令和6年度
放射32号線 東陽三丁目～東陽五丁目	470	27	平成19年度 ～令和7年度
補助144号線 東砂五丁目～東砂六丁目	385	20	平成27年度 ～令和10年度

(2) 道路付帯施設整備計画

道路の排水施設は、道路冠水、滞水を防ぎ宅地内への浸水を未然に防ぐために重要であるため、区道の改修整備と合わせ、排水施設の整備も行っている。

また道路の付属物(ガードレール、街路樹、街路灯、標識等)については、交通安全、防火、防犯等必要な箇所を中心に整備を進めている。

【区内の道路現況】

種 別	舗装道		舗装率	
	延長m	面積㎡	延長%	面積%
国 道	9,839	371,071	100	100
都 道 (一般道路)	55,082	1,736,346	100	100
都 道 (自動車専用道路)	16,899	565,664	100	100
区 道	315,402	3,096,278	100	100
計	397,222	5,769,359	100	100

(3) 細街路拡幅整備計画

震災や火災などの非常時における避難路の確保、消防・救助活動等の円滑化を図るため、幅員4mに満たない狭い道路（細街路）を4mに拡幅する事業を推進する。

全体計画	5年度末現況	年度別計画				令和11年度末 計画
		7年度	8年度	9年度	10年度	
拡幅整備 延長	22,179m	1,000m	1,000m	1,000m	1,000m	28,179m

(4) 道路の無電柱化

区道では、管理道路延長315,402mのうち、24,023mで道路の無電柱化の整備を完了している。現在は、仙台堀川公園周辺路線及び江東運転免許試験場前の無電柱化事業に着手している。

また令和2年3月、無電柱化事業をさらに推進するため、「江東区無電柱化推進計画」を策定した。本計画では、無電柱化の基本的な方針や具体的な整備路線、整備目標を定めており、より一層の無電柱化の推進に取り組む。

【優先整備路線の整備（無電柱化推進計画より）】

	路線名	整備延長	事業年度										
			令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	
優先整備路線	深川江戸資料館通り	0.7km						令和7年度以降着手予定					
	大門通り	0.7km	着手時期未定										
	亀戸駅前～亀戸乗船場	0.5km						令和7年度以降着手予定					
	砂町文化センター通り 砂町銀座商店街	1.3km	着手時期未定										
	塩浜通り	1.6km	着手時期未定										
	江東運転免許試験場前	0.2km	令和2年度着手～令和8年度完成予定										

2. 首都高速道路防災計画

(1) 道路の現況

路線名	区内延長	入 口	出 口	非常電話	非 常 口
高速 7 号小松川線	2.6 km	[上 り] 錦糸町	[上 り] 錦糸町	[上 り] 4 か所 [下 り] 4 か所	[上 り] 2 か所 [下 り] 3 か所
高速 9 号 深 川 線	4.9 km	[上 り] 木場 [下 り] 福住、塩浜	[上 り] 枝川、福住 [下 り] 木場	[上 り] 12 か所 [下 り] 12 か所	[上 り] 1 か所 [下 り] 4 か所
高速 10 号 晴 海 線	1.5 km	[下 り] 豊洲	[上 り] 豊洲	[上 り] 1 か所 [下 り] 1 か所	[上 り] 1 か所 [下 り] 1 か所
高速 11 号 台 場 線	1.2 km	—	—	[上 り] 2 か所 [下 り] 2 か所	—
高 速 湾 岸 線	6.1 km	[東行き] 有明、新木場 [西行き] 新木場、臨海副都心	[東行き] 新木場 [西行き] 新木場、有明	[東行き] 16 か所 [西行き] 16 か所	[東行き] 3 か所 [西行き] 3 か所
計	16.3 km				

(2) 耐震性と施設の安全対策

- ① 首都高速道路株式会社東京東局の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（建設省道路局：平成7年5月）や、これを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」（建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月）に従い、地質、構造等の状況に応じ、阪神・淡路大震災クラスの地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施している。
- ② トンネル、高架橋等には、非常口を整備し、災害時においても、利用者がこれらの非常口から安全に脱出できるよう安全性を確保している。
- ③ 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、阪神・淡路大震災クラスの地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施し、おおむね終了した。
- ④ その他、利用者の安全対策等地震防災対策のより一層の向上充実を図る。
- ⑤ 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。
- ⑥ 「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、落橋防止システム及び支承部構造の安全性を向上させる対策を実施し、おおむね終了している。
- ⑦ 具体的には、鋼製支承を性能の優れたゴム支承に取り替える事業を実施している。
- ⑧ なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度、地盤流動化対策（鋼管矢板壁工法）は平成11年度をもって完了している。
- ⑨ 道路構造物、管理施設等の常時点検を行う。
- ⑩ 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検を行う。
- ⑪ 震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確にできるよう総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。

ア．実施時期・回数：年1回以上

イ．訓練項目：初動対応訓練、情報受伝達訓練、災害対策本部運営訓練、応急対策訓練、避難誘導訓練、その他訓練

3. 橋梁防災計画

区の管理橋梁は別表のとおり81橋であるが、老朽化や阪神・淡路大震災以降の設計基準の大幅な改定によって現行の基準を満たさない橋梁があり、区は、これらの橋梁の機能を確保するため、架替・改修工事を進めているところである。

また、阪神・淡路大震災クラスの大地震による橋桁の外れ等の橋梁被害を防ぎ、避難路を確保するため、落橋防止システムの設置を緊急に事業化し、全ての管理橋梁に対して、順次耐震補強工事を実施した。（平成25年度事業完了）

【区内の橋梁現況】

種 別	鉄 橋	混合橋	コンクリート橋	計	延長 m	面 積 m ²	歩道橋
国 道	6	0	0	6	8,307.6	94,309.4	5
都 道	34	4	1	39	6,755.5	142,396.1	30
都 港 湾 局	10	0	0	10	4,646.2	109,745.8	0
都都市整備局	3	0	0	3	449.7	15,843.0	0
都市再生機構	0	0	0	0	0	0	1
区 道	78	0	3	81	4,815.3	65,366.3	4
計	131	4	4	139	25,023.9	428,067.0	41

※ 2区に架かる橋梁については、行政順位における先の区にて計上。

第2節 鉄道等交通施設

(東京地下鉄、都交通局、東武鉄道、東京臨海高速鉄道、ゆりかもめ、都総務局)

1. 東京地下鉄施設防災計画

(1) 計画方針

地震、豪雨、洪水等による被害の未然防止を図るとともに、災害が発生した場合は、被害の迅速かつ的確な復旧を図り、輸送の安全確保に努めるものとする。

(2) 施設の現況

東京地下鉄の路線は、銀座線、丸ノ内線、日比谷線、東西線、千代田線、有楽町線、半蔵門線、南北線及び副都心線があり、営業キロ 195.0 kmである。

区内の駅数は9駅(門前仲町、木場、東陽町、南砂町、豊洲、辰巳、新木場、住吉、清澄白河)あり、1日平均約77万人の乗降客がある。

(3) 災害予防計画

第1 防災体制の確立

営業路線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに防災体制を確立する。

第2 構造物の耐震性

主要構造物の設計基準は、原則として気象庁震度階級の震度6相当の地震まで耐え得るよう考慮してあるが、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同等クラスの地震にも崩壊することがないようにものとする。

既設構造物においては、上記の耐震性が得られるよう必要な補強工事を推進している。

第3 建築施設等の耐震性

地上建築物は、法規で定められた構造、強度基準で設計、構造してある。また、変電所設備用鉄構は、水平震度0.3(震度階級6程度)で建造してある。

第4 排水施設

トンネル内の排水については、約750mに1か所の割合でポンプ室を設置し、それぞれ毎分1～1.5tの排水が可能なポンプ3台を配備してある。

第5 浸水対策

豪雨、洪水等による地下鉄道への浸水防止のため、江東地区のトンネルには通風口を設けず、換気塔により強制換気を行い、駅出入口については、路面より1段以上階段を高くし、さらに止水板により浸水を防止する。また、万一の場合を考慮して、この地区の各駅には、防潮扉を設け、浸水に対処している。

第6 車両の防火対策

車両の構体は、金属性で不燃性のものを、シートその他は難燃性以上の判定を受けたものを使用している。また、各車両には消火器を備え付けてある。

第7 停電対策

多系統から電力供給を受けているので、全ての系統の供給が停止するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。しかし、万一に備えて、駅では蓄電池を電源とする非常灯と誘導灯を設置しているほか、列車も蓄電池により点灯するようになっている。

さらに、非常用発電設備により、防災設備に給電できるようになっている。

2. 東京都交通局都営地下鉄施設防災計画

(1) 計画方針

災害による被害を未然に防止するために様々な対策を行うとともに、災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害の復旧を図り、輸送の安全確保に努めるものとする。

(2) 施設の現況

都営地下鉄の路線は、浅草線、三田線、新宿線、大江戸線の4線があり、営業キロは109 kmである。そのうち区内の駅は、新宿線の森下、住吉、西大島、大島、東大島及び大江戸線の森下、清澄白河、門前仲町の8駅がある。7駅は隧道部の駅で、東大島駅のみ地上駅となっている。

(3) 災害予防計画

第1 防災体制の確立

営業路線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに防災体制を確立する。

第2 構造物の耐震性

地下鉄の箱型トンネル及びシールドトンネルは、十分耐震性を考慮した設計、構造となっているので、関東大震災級相当の地震にも耐えられるよう考慮してある。

第3 建築施設等の耐震性

地下鉄構築物は、法規で定められた構造、強度基準で設計、構造してある。また、変電所設備用鉄構は、水平震度0.3(震度階級6程度)で建造してある。

第4 排水施設

トンネル内の排水については、駅及び駅中間の必要な箇所にポンプ室を設置し、それぞれ毎分1～2 tの排水が可能なポンプ2～3台を配備してある。

第5 浸水対策

豪雨、洪水等による地下鉄への浸水防止のため、江東地区のトンネルには通風口を設けず換気塔により強制換気を行っている。

また、地下部の駅出入口では、万が一の場合を考慮して、止水板及び防水扉を設けている。

第6 車両の防火対策

車両の構体は、金属性で不燃性のものを、シートその他は難燃性以上の判定を受けたものを使用している。また、各車両には消火器を備え付けてある。

第7 停電対策

多系統から電力供給を受けているので、全ての系統の供給が停電するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。また、全系統の供給が停電になっても、防災設備の電源は非常用発電機及びバッテリーによる無停電方式となっている。

3. 東武鉄道施設防災計画

(1) 計画方針

災害の未然防止と災害による被害を最小限に留めるため諸施設の改善、整備に努めるとともに、災害が発生した場合は、被害を安全かつ迅速に復旧を図り、輸送の安全確保を期するものとする。

(2) 施設の現況

- ① 区内の営業キロは約1 kmで、駅数は2駅(亀戸駅・亀戸水神駅)である。
- ② 各施設については、十分な耐震性を考慮して、設計・施工されているが、老朽化等による耐震性の低下を考慮し、毎年調査を行い必要に応じて補修及び改良工事を実施している。

(3) 災害予防

- ① 輸送の確保及び車両・建築物等の防災設備を充実し、災害による被害を最小限に食い止め、また、人的被害を防止すべく自衛災害対策組織を設け駅長の指示により安全確保と混乱の防止を図る。
- ② 旅客の避難誘導及び救護に当たっては、自衛消防計画により旅客の救出避難に当たる。

(4) 計画目標

計画の目標を達成するため、輸送施設等の整備を図るとともに教育訓練の充実により、災害に対処する。

4. 東京臨海高速鉄道施設防災計画

(1) 計画方針

地震災害を未然に防止するため、大地震による被害実態を検討し、被害想定のも確化により、輸送施設の改善・整備を図るとともに、各部署が連絡を密にして、迅速に救急・復旧体制を確立し、輸送の安全確保に努めるものとする。

(2) 施設の現況

りんかい線は、延長約12.2 kmであり、そのうち区内5.8 kmには、新木場、東雲(地上駅2駅)、国際展示場、東京テレポート(地下駅2駅)の4駅があるほか、変電所設備1か所、換気立坑1か所及び排水設備1か所がある。

(3) 災害予防計画

第1 建造物の耐震性

線路建造物の耐震設計は、旧日本鉄道建設公団の建造物設計標準、耐震設計指針等に基づき関東大震災級規模の地震に耐え得る構造としている。さらに、阪神・淡路大震災級規模の直下型地震の検討を行い、橋脚、トンネル中柱等の補強工事を行っている。

また、臨海副都心地域など、地震時に液状化が予測される地域では、液状化の判定結果に基づき地盤改良を行い、基礎杭については支持層まで打ち込む等の対策を行っている。

第2 建築施設等の耐震性

駅舎、変電所等の建築物については、建築基準法に基づき設計しており、水平震度 0.2 に耐えられる構造としている。

また、液状化のおそれのある地域の建築物については、液状化の判定を行うとともに、基礎杭を支持層まで打ち込む等の対応をしている。

第3 排水施設

区内の排水設備は、東臨トンネル入口(新木場起点 2,820m)に設備されている。

各ポンプ室には、出水量に見合った排水能力のポンプ(3台)を設置し、自動交互運転を行っている。

第4 浸水対策

地下駅の出入口は、立地上高潮水位以上の地に設置しており、東京都が想定する津波等には十分対応できるが、局所的な出水、事故に対し、土のう等で対処する。

第5 車両の防火対策

車両の構体は、金属製で不燃性のものを、シートその他は難燃性以上の判定を受けたものを使用している。また、各車両には消火器を備え付けてある。

第6 停電対策

東京電力グループから2回線で受電しており、2回線全てが停電した場合、地下駅においては、非常用発電機から防災設備に給電できるようになっている。また、全駅において蓄電池を設置し、非常照明と誘導灯に給電することができる。さらに、列車の照明においても車両に設置している蓄電池により点灯することができる。

5. ゆりかもめ施設防災計画

(1) 計画方針

地震被害による被害を最小限に留めるため、輸送施設の改善、整備を図るとともに、災害が発生した場合は、迅速に救急・復旧態勢を確立して、輸送の安全確保に努めることとする。

(2) 施設の現況

- ① ゆりかもめの営業キロは現在 14.7km であるが、そのうちの約 43% に当たる 6.3km が区内を走行し、駅数は 9 駅(東京国際クルーズターミナル、テレコムセンター、青海、東京ビッグサイト、有明、有明テニスの森、市場前、新豊洲、豊洲)で、全駅乗降人員の約 49.9%、一日平均約 10.9 万人余りの乗降客が利用している。
- ② 各施設は、関東大震災級の規模の耐震性を考慮して設計・施工されている。

(3) 災害予防計画

第1 防災態勢の確立

営業路線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに防災態勢を確立する。

第2 建造物の耐震性

主要構造物の設計は、関東大震災級の規模まで耐え得るよう考慮してあるが、阪神・淡路大震災級の規模の直下型地震においても限定的な損傷に留めるように、橋脚部分の補強工事と桁間連結装置の補強工事を行った。

第3 車両の防火対策

車両の構体は、金属性で不燃性のものであり、シート等は難燃性のものを使用している。また、各車両には消火器を備えている。

第4 駅の防災対策

駅舎及び各ホームには、火災報知器、通信設備、消火栓、消火器等を備えている。

第5 停電対策

電力会社からは 2 回線で受電しており、この全てが断たれた場合は、本社屋にある非常用発電機で防災設備と架線に給電することができるようになっている。

第3節 河川・港湾施設等

(区土木部、都建設局・港湾局)

資機(器)材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、災害時に対応できる体制を整える。

- 土のう等、水防資機(器)材を備蓄する。
- 水防管理団体は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資機(器)材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。
- 水防管理団体は、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

第4節 緊急輸送ネットワークの整備

(区総務部、都建設局、荒川下流河川事務所)

荒川下流河川事務所は災害時における緊急用輸送路として緊急用河川敷道路を区内荒川高水敷に整備している。

- 幹線道路接続箇所 放射線 16 号に取り付け予定
- 江東区新砂及び江戸川区小松川に緊急用船着場を設置済み

都は、震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点を定め、緊急輸送ネットワークを整備している。

区では、本庁舎や保健所などが指定されており、この中で輸送路の多ルート化を図る。

(資料編その1 P.資 1-101 I-28「緊急輸送道路により連絡する防災拠点一覧」 参照)

また、区が管理する防災船着場について、少なくとも船着場の位置が水上から確認できる程度の照度を確保していくとともに、災害時に商用電源が使えない事態も想定し、投光器等により照明を確保する。

第5節 水 道

(都水道局東部第一支所)

1. 計画方針

災害によるライフライン施設への被害は、社会、経済活動及び住民生活に非常に大きな影響を及ぼすばかりでなく、災害時の避難、救護などの応急活動に支障をきたすことになる。

このため、ライフライン施設は万全の防災対策をとることにより、被害を最小限に留める。

2. 上水道施設防災計画

(1) 基本方針

水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化する。

(2) 事業計画

第1 水道施設の耐震化の着実な推進

震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の施設の耐震化を着実に進めていく。

第2 耐震継手管への取替え

管路については、より効果的に震災時の断水被害を軽減できるよう、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルート of 耐震継手化を完了するとともに、小学校・大学・高等学校・公民館等の避難所や主要な駅などの重要施設への供給ルートの耐震継手化を実施し、令和4年度末に概成した。今後は、都の被害想定で震災時の断水率が高い地域を取替優先地域と位置づけ、当該地域の耐震継手化を重点的に進める。

第3 バックアップ機能の更なる強化

震災などで浄水場等の機能が停止しても可能な限り給水できるよう、広域的な送水管のネットワーク化を進めていくとともに、給水所への送水管の二系統化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。

第4 自家用発電設備の新設・増強整備による電力の自立化

大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を確保するため、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにしていく。

(3) 施設の現況

第1 給水所等施設

施設名	所在地	確保水量 (m³)
豊住給水所	東陽 6-1-8	13,300
亀戸給水所	亀戸 2-6-50	20,000
江東給水所	新砂 3-6-17	22,000
有明給水所	有明 3-1-8	6,600
区立南砂三丁目公園内応急給水槽	南砂 3-14-21	1,500
都立辰巳の森海浜公園内応急給水槽	辰巳 2-1	1,500
都立大島小松川公園内応急給水槽	江戸川区小松川 1-7	1,500

第2 配水管

東部第一支所管内(江東区・墨田区・江戸川区)
(令和6年3月31日現在)

管種	延長 (m)
配水本管 (φ400 mm以上)	259,795.4
配水小管 (φ50～φ350 mm)	2,269,270.0

第6節 下水道

(都下水道局)

1. 基本方針

下水道局では、震災後においても下水道機能を確保するため、下水道管路施設、水再生センター及びポンプ所等の耐震化を進める。

2. 施設の状況

(1) 下水道管路施設

避難所や災害拠点病院などトイレ機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を完了しており、さらに、ターミナル駅、国、都、区の庁舎など災害復旧の拠点となる施設のほかに、一時滞在施設や災害拠点連携病院に対象を拡大するとともに、地区内残留地区の耐震化を進めていく。

また、災害時の交通機能を確保するため、液状化の危険性の高い地域にある緊急輸送道路のマンホール浮上抑制対策を完了しており、さらに、避難所などと緊急輸送道路を結ぶ道路に加え、無電柱化している道路、緊急道路障害物除去路線に対象を拡大するとともに、地区内残留地区の道路についてもマンホール浮上抑制対策を進めていく。

(2) 水再生センター・ポンプ所等

想定される最大級の地震動に対し、区民生活を支える必要最低限の施設能力を確保するため、耐震対策を推進する。

また、停電時における非常用電源の確保や、断水時でも運転可能な無注水形ポンプの整備を進めている。

第1部

第2部

第3部

第4部

第1部

第2部

第3部

風水害編

第7節 電気・ガス・通信等

(東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、NTT東日本)

1. 電気施設防災計画

(1) 耐震対策

架空送電設備：電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。

地中送電設備：終端接続箱・給油装置等は、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき、洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。

変電設備：変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行っている。

架空配電設備：電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。

地中配電設備：地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計としている。

通信設備：電力保安通信規定に基づき耐震設計を行っている。

電力系統は、発電所から伸びる放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らせた二重三重の環状送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い供給するように構成されている。

送電線は、変電所で接続変更できるようになっていることから、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができるようになっている。

(2) 整備計画

電力供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、送配電線の切替等によって、早期に停電が解消できるよう連携の強化を図る。

2. ガス施設防災計画

(1) 計画方針

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、防災対策の推進を図る。

(2) 施設の現況

第1 導 管

- ① 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。既設設備はその重要度を考慮し、計画的に取替え又は補強等必要に応じた対策を講じる。
- ② 二次災害の発生を防止するため、低圧・中圧導管網をブロック化する。
- ③ 環状にループ化された高圧導管は、一定区分で分離できるように遮断装置を設置するとともに、緊急減圧するための放散塔を設置する。
- ④ 暴風雪・大雨等の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線・橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

第2 整圧器

二次災害を防止するため、低圧供給を行う整圧器には感震遮断・遠隔遮断装置を設置する。

第3 主要ガス設備

工場やガスホルダーをはじめ、地下街や高層ビルなどの大規模施設には、「緊急遮断装置」を設置する。

第4 顧客設備

需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)又は緊急遮断装置の設置を推進する。

第5 その他

1) 検知・警報設備

災害時等において、速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ整圧所等に次の設備を設置し、遠隔監視する。

- 地震センサー(S I センサー、液状化センサー)
- ガス漏れ警報設備
- 火災報知器
- 圧力計
- 流量計

2) 通信設備

災害時の情報連絡・指令・報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため無線通信設備等を整備する。

3) コンピュータ設備

災害に備え、コンピュータシステムやデータベース等のバックアップ対策を講ずる。

4) 自家発電設備等

常用電力の停電などにおいて防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等の整備をする。

3. 電気通信設備等防災計画

(1) 基本方針

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を実施する。

- ① 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。
 - ア. 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
 - イ. 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
 - ウ. 地震又は火災に備えて、電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を実施する。
- ② 通信ネットワークの一部が、他に重大な影響を及ぼさないよう通信網についてシステムとしての信頼性の向上を図る。
 - ア. 伝送路を多ルート構成とする。
 - イ. 中継交換機を分散設置する。
 - ウ. 大都市において、とう道(共同溝を含む)網を構築する。
 - エ. 通信ケーブルの地中化を推進する。
 - オ. 電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- ③ 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保する。
 - ア. 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを確保する。
 - イ. 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- ④ 災害を受けた通信設備の早期復旧に備える。
 - ア. 災害対策に関わる体制を確立し、対策要員のデータベースを整備するとともに、育成を図る。
 - イ. 災害対策用機器等を合理的に配置するとともに、対象設備に合わせて整備する。

- ウ. 伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成する。
- エ. グループ会社、通信建設会社等と連携を図る。

(2) 具体的施策

- ① 災害用伝言ダイヤル（171）及び、災害用伝言板（web171）の運用
- ② 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
- ③ 広域停電時の公衆電話無料化
- ④ 重要通信の確保

詳細な内容は、本章 応急対策 第6節 3.「通信設備応急対策計画」を参照のこと。

(3) 区内電話加入区域及び管内取扱支店電話収容区域一覧表

区内の通信設備の所管分類は次による。

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

支店名	収容区域（町丁別）		
東京東支店	新大橋1～3丁目	常盤1～2丁目	
	森下1～5丁目	高橋	
	猿江1～2丁目	住吉1～2丁目	毛利1～2丁目
	清澄1～3丁目	白河1～4丁目	
	三好1～4丁目	平野1～4丁目	
	冬木	富岡1～2丁目	
	深川1～2丁目	門前仲町1～2丁目	
	福住1～2丁目	佐賀1～2丁目	
	永代1～2丁目	牡丹1～3丁目	
	古石場1～3丁目	越中島1～3丁目	
	扇橋1～3丁目	石島	千田
	海辺	千石1～3丁目	
	東陽1～7丁目	木場1～6丁目	
	北砂1～7丁目	東砂1～8丁目	南砂1～7丁目
	新砂1～3丁目	塩浜1～2丁目	潮見1～2丁目
	枝川1～3丁目		
	大島1～9丁目	亀戸1～9丁目	
	東雲2丁目	有明1～4丁目	
	辰巳1～3丁目	新木場1～4丁目	
	10号～15号埋立地		
東京南支店	豊洲1～6丁目	東雲1丁目	

第8節 ライフライン復旧活動拠点の確保

（都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、NTT東日本）

ライフライン復旧のための活動拠点については、各事業者が自ら確保することを基本とするが、全国からの応援により人員・資機（器）材の数が膨大になる。都は、広域応援を受け入れるため、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場21か所（区内：有明清掃工場、新江東清掃工場）を救出及び救助の活動拠点（ライフライン復旧活動拠点）として指定するとともに、若洲ゴルフリンクス及び白鬚東地区を候補地としてライフライン復旧活動拠点を確保し、災害時に活用する。

応急対策

第1節 道路・橋梁

(区土木部、都建設局、首都高速道路、
警視庁第一・第七方面本部、深川・城東・東京湾岸各警察署)

1. 計画方針

第一次・第二次交通規制の実施状況の把握、緊急通行車両等の確認、道路・橋梁の情報収集、緊急道路障害物除去等を行う。

道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、都、防災関係機関及び関係団体等と連携し、相互に情報の共有化等を図るなど、各対策における円滑な調整に必要な体制を構築する。

- 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集する。
- 道路上の障害物の除去等を実施する。

2. 交通規制

大震災発生直後は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車の円滑な通行を確保するための交通規制（第一次交通規制）を実施し、その後、災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路を確保する交通規制（第二次交通規制）に移行する。

(1) 都内に震度6弱以上の地震が発生した場合

第1 第一次交通規制（道路交通法）

大震災が発生した場合は、現場の警察官は命令を待つことなく、速やかに次の規制措置をとる(資料編その1 P.資 1-105 I-29-1 「大震災時における交通規制図 第一次交通規制（道路交通法）」 参照)。

1) 環状七号線内側方向への一般車両の流入禁止

環状七号線内側の滞留車両の外側への流出を促すとともに、首都高速道路・高速自動車国道からの車両排出を容易にする。

環状七号線内側の道路を通行中の自動車（高速道路を降りた自動車を含む。）は、速やかに駐車場など道路外の場所への移動や、環状七号線の外側への移動を促す。

2) 環状八号線内側方向への一般車両の流入抑制

環状八号線で都心方向への青信号の時間を短縮し、流入を抑制する。

3) 緊急自動車専用路の指定

次の路線を緊急自動車専用路に指定し、一般車両の通行を禁止する。

国道4号ほか（日光街道ほか）	国道17号ほか（白山通りほか）
国道20号（甲州街道ほか）	国道246号（青山通りほか）
都道8号ほか（目白通り）	都道405号ほか（外堀通りほか）
都道8号（新目白通り）	
首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道	

第2 第二次交通規制（災害対策基本法）

被災地域・被災状況等の実態に応じた交通規制を実施する。この場合、第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じ、その一部を変更又は解除する（資料編その1 P. 資1-106 I-29-2「大震災時における交通規制図 第二次交通規制（災害対策基本法）」参照）。

1) 緊急交通路の優先指定

上記の緊急自動車専用路を優先的に緊急交通路に指定する。

緊急交通路では、災害応急対策に従事する車両（緊急自動車及び災害対策基本法に基づく標章を掲示している車両）以外の通行を禁止する。

2) その他の緊急交通路の指定

被害状況を踏まえ、必要に応じて下記の路線を緊急交通路として指定する。

国道1号 （永代通り）	国道6号 （水戸街道ほか）	国道14号 （京葉道路）	国道15号 （第一京浜ほか）
国道1号 （第二京浜ほか）			
国道17号 （新大宮バイパス）	国道122号 （北本通りほか）	国道254号 （川越街道ほか）	国道357号 （湾岸道路）
都道2号 （中原街道）	都道4号ほか （青梅街道ほか）	都道7号ほか （井の頭通りほか）	都道312号 （目黒通り）
		都道7号 （睦橋通り）	
都道315号 （蔵前橋通りほか）	国道16号 （東京環状ほか）	国道20号 （日野バイパスほか）	国道139号 （旧青梅街道）
	国道16号 （東京環状）		
	国道16号 （大和バイパスほか）		

国道 246 号 (大和厚木バイパス)	都道 9 号 (稲城大橋通ほか)	都道 14 号 (東八道路)	都道 15 号 (小金井街道)
都道 17 号 (府中街道ほか)	都道 18 号 (鎌倉街道ほか)	都道 20 号ほか (川崎街道)	都道 29 号ほか (新奥多摩街道ほか)
都道 43 号ほか (芋窪街道ほか)	都道 47 号 (町田街道)	都道 51 号 (町田厚木線)	都道 59 号 (八王子武蔵村山線)
都道 121 号 (三鷹通り)	都道 153 号 (中央南北線ほか)	都道 158 号 (多摩ニュータウン通 り)	都道 169 号ほか (新滝山街道ほか)
都道 173 号 (北野街道)	都道 248 号ほか (新小金井街道)	都道 256 号 (甲州街道)	

(2) 都内に震度5強の地震が発生した場合

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状七号線内側への一般車両の流入を禁止し、かつ、環状八号線内側への一般車両の流入を抑制する。

(3) 緊急物資輸送路線の指定

避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

(4) 緊急通行車両等の確認事務等

警察署長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点、都県境直近の交差点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

(5) 広報活動

① 報道機関への広報要請

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報要請を行う。

② 運転者等に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う(資料編その1 P.資 1-107 I-29-3 「運転者の取るべき措置(警視庁)」参照)。

3. 首都高速道路応急対策計画

(1) 情報連絡窓口

災害時の情報連絡窓口は次のとおりとする。

自治体名	窓 口	電 話 番 号
江 東 区	東京東局保全管理課 東京東局交通管制室	(5640) 4854 (5640) 4800

(2) 災害時における体制

地震による災害が発生したときは、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制をとり、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講ずる。

(3) 災害応急対策

地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

- ① 大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、管理局は警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報する。
- ② 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- ③ 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
- ④ 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

4. 緊急道路障害物除去

災害時には、道路上に落下物、倒壊した電柱、家屋及び放置された自動車などの障害物が散乱し、また、道路の陥没や亀裂などにより、被災者の救援救護活動はもちろん緊急物資の輸送に支障をきたすおそれがある。

このため、国、都及び区は、災害時における救援救護に必要な緊急車両の走行帯の確保を図るため、避難所や救急医療機関に接続する路線等を緊急道路障害物除去路線として選定し、これらの道路上の障害物の除去や亀裂などの応急措置を他の道路に先駆けて行うこととする。

(1) 作業の内容

- ① 落下物、倒壊物、放置された自動車等によって生じた路上障害物を除去し、救援活動のための車両の走行帯(原則として一車線)を確保する。
- ② 陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車走行に支障のないよう速やかに応急措置を行う。

(2) 作業の実施分担

- ① 各実施機関は、緊急道路障害物除去(道路啓開)作業に当たっては連絡を密にし、迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて優先順位を定め、作業の効率化を図るものとする。
- ② 都が分担する緊急輸送道路の道路障害物除去作業については、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が実施する。
- ③ 区が選定した緊急道路障害物除去路線については、江東区防災協力連合会及び協力業者との協定「災害時の応急対策活動に関する協定」に基づき、委託実施する。

(3) 資機(器)材の整備

都建設局及び区は、協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資機(器)材の確保に努める。

5. 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

災害対策基本法の一部改正(平成26年11月21日)に伴い、国、都及び区の各道路管理者は、必要に応じ緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対し移動を命令するほか、運転者の不在時等は、道路管理者自らが車両を移動する。

第2節 鉄道等交通施設

(JR東日本、東京地下鉄、都交通局、東武鉄道、東京臨海高速鉄道、ゆりかもめ)

1. JR施設応急対策計画

(1) 基本方針

震災が発生したときは区内各駅における旅客公衆の生命財産の安全確保を優先するとともに、駅財産の保護を図るため、社員が一致協力して被害の拡大を防止する。

(2) 列車の運転

強い地震が発生した場合は、東京圏輸送管理システム(ATOS)指令等により全列車の運転中止及び速度規制を実施する。

(3) 避難場所

震災が発生したときは、都・区指定の避難場所へ一時誘導する。

(4) 避難路

避難場所への通路は、初動対応マニュアルに定める避難経路へ誘導する。

（５）二次災害防止

- ① 強い地震を感じたときは、社員は失火防止に万全の注意を払わなければならない。
- ② 万一、失火を発見したときは、備えつけの消火器又は消火用水を使用して消火に努めなければならない。

（６）非常持出

震災を被ったときは、駅指定の非常持出品の他は持ち出さないようにし、不用意に持ち出した物品のために通路を妨げることをないように心がける。また、応急救護品、災害用物品等は、いつでも持ち出せる用意をしておく。

（７）教 育

震災発生時の二次災害を防止するため、社員は次の諸点を平生心がけるとともに、必要により訓練を行うものとする。

- ① 地震は突発的に発生し、広範囲にわたる場合が多いので、被害者の救出、避難誘導等、冷静に、秩序ある行動をとれるよう相互に協力し合うよう訓練に努め、自身の安全のため勝手な行動をとらないようにする。
- ② 各職場の責任者の指揮に従い、それぞれが定められた防災組織の一員として活動すること。
- ③ 高所からの落下物を防止するため、室内を整理整頓しておくこと。また、調度用品は安定した位置に置くようにする。
- ④ 通路に物品を置き去りにしないこと。
- ⑤ 地震を感じ、火を使っている時は、揺れが収まってから慌てず火の始末をする。
- ⑥ 屋外に避難しやすい地点にいる場合は屋外へ避難し、屋外へ避難し難いときは、堅固な調度品に身を寄せて主震動が収まるのを待つ（主震動＜約１分＞が、経過した後は直接の危険はないので落ち着いて行動する）。

（８）勤務時間外の社員の行動

- ① 地震を感知したら、テレビなどのマスコミ報道によって震度を確認する。
- ② 震度６弱以上のときは、あらかじめ指定された箇所まで自主的に非常参集する。

2. 東京地下鉄施設応急対策計画

（１）基本計画

第１ 活動態勢

風水害及び震災が発生した場合は、災害対策本部を設置し、当社の全機能を挙げて旅客の安全確保に当たる。

第2 通信連絡態勢

通信連絡態勢については、別に定める通信連絡態勢による。

第3 応急資機（器）材の確保

応急資機（器）材については、必要量を各現業機関に常時確保している。

（2）初動措置計画

第1 列車の措置

- ① 総合指令所は、強い地震が発生し、地震警報装置又は早期地震警報システムに地震警報の表示があった場合は、直ちに一齐発車待ち装置及び無線装置により、全列車を一旦停止させたのち、地震警報に応じた運転規制を行う。
- ② 乗務員は列車運転中、異常な動揺、線路の蛇行又は架線の動揺等により地震を感知し、危険と認めた場合又は総合指令所から緊急停止の指令があった場合は、直ちに列車を停止させたのち、総合指令所に状況を報告し、列車の進退について指示を受ける。

第2 駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な判断と的確迅速な行動により、旅客の安全退避に努める。

第3 火災発生の措置

火災が発生した場合は、消防・警察署へ通報するとともに、初期消火によりその他の施設への延焼を防止する。また、火災の状況によっては、旅客の避難の誘導に努める。

第4 停電の措置

- ① 駅構内停電の場合には、予備電源を付置した非常灯、誘導灯が蓄電池に切り替わり、非常灯は1時間、誘導灯は20分以上点灯する。また、携帯用の照明灯、合図灯、懐中電灯を常備しており、これらにより避難誘導に努める。
- ② 列車内停電の場合には、自動的に列車積載の蓄電池に切り替わり、照度2～5ルクスで1時間程度予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。

（3）旅客に対する避難誘導計画

責任者は、正確な情報判断のもとに職員を指揮して、次により旅客の避難誘導に当たる。

この場合、老人、小児等単独で避難することが困難な旅客に対しては、他の旅客の協力を得るとともに、負傷のため単独避難が不可能な旅客に対しては、構内の安全な場所に一時退避させる。

第1 地下よりも地上が安全と認めたとき

あらかじめ指定を受けた避難場所を放送で徹底し、その方向の出口へ誘導する。

第2 地上よりも地下が安全と認めたとき

被害の少ない最も安全な場所へ誘導する。この場合、浸水の危険を考慮して、地上への避難が有利な場所を選定して誘導する。

3. 都営バス施設応急対策計画

(1) 活動方針

第1 風水害等

風水害の発生が想定される場合は、速やかに非常配備態勢をとり、交通局危機管理対策計画に基づき、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に当たる。

第2 震災

震災発生の場合は、直ちに非常配備態勢をとり、交通局危機管理対策計画に基づき、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に当たる。

(2) 応急対策

第1 風水害等

- ① 被害が予想される地区は、特に局本部並びに近接営業所との相互連絡を密にし、また所内担当者全員に状況を周知し、車両等の浸水防止に万全を期す。
- ② 被災の危険が予想される場合は、状況に応じて車両等を安全な場所に退避させる。

第2 震災

乗務員はバスを運転中に地震が発生し、運行が不能となった場合は、乗客の安全をまず考慮し、震災時における対応マニュアルに基づき直ちに運転を中止し、乗客の安全の確保に努める。

4. 都営地下鉄施設応急対策計画

(1) 基本方針

震災発生の場合は、直ちに非常配備態勢をとり、交通局危機管理対策計画等に基づき、被害を最小限に防止するとともに、速やかに復旧に当たる。

また、首都直下地震発生時、利用者を一時的に駅構内で保護するために必要な物資(飲料水、防寒用ブランケット、簡易マット、簡易トイレ、携帯トイレ、簡易ライト等)を交通局が管理する都営地下鉄全101駅に配備し、利用者の保護を行う。

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

(2) 応急対策

- ① 総合指令所等に設置してある地震計が震度5弱以上を感知したとき、総合指令所長は直ちに全線に対して運転中止の指令をするとともに、災害情報を収集し、電車部長及び関係所属長へ通報する。
その後、運転開始に当たっては、関係各所長と相互の連絡を密にし、駅務管区長及び保守担当管理所長からの震災箇所点検確認報告に基づき、安全確認後、運転規制を解除する。
- ② ずい道内の震災等非常対策として、路線の状態を把握し、駅間の連絡を密にする。
また、ずい道内に浸水のおそれがある場合は、浜町駅及び森下駅にあるずい道内の防水扉を閉扉する。
- ③ 全線運転中止の場合は、直ちに関係連絡社線に連絡するとともに、振替輸送を実施し、旅客輸送の確保に努める。また、一部運転中止が生じたときは、直ちに折返し運転計画により、旅客輸送に万全を期する。
- ④ 列車が駅間に停止し、運転不能となった場合は、直ちに最寄駅より救援を出して旅客の避難誘導に当たり、安全の確保に努める。
- ⑤ 乗務員は、列車を運転中に強い地震を感知し、列車の運転をすることが危険と認めた場合、又は列車無線により運転中止の指令を受けたときは、次の取扱いをする。
ア. 駅に停車中のときは、出発を見合わせて、駅長の指示に従う。
イ. 走行中のときは、前途の支障の有無に注意して、速度を節制の上、次駅までの走行に努める。
ウ. 駅間に停止したときは、状況を判断して運輸指令所に連絡し、乗客の安全確保に努める。
- ⑥ 駅長は、地震を感知し、列車を運転することが危険と認めた場合、又は運転中止の規制が実施された場合は、列車の出発を見合わせるとともに、状況により旅客の避難誘導に当たり、安全の確保に努める。

5. 東武鉄道施設応急対策計画

(1) 活動方針

非常災害に際しては人命尊重・安全確保を第一とし、その被害を最小限にとどめ、輸送を確保することが最も大切なことである。したがって、各職場においては平素から災害の予防はもちろん、災害発生の場合の応急対策を事前に樹立し、関係者に周知徹底する。

(2) 応急対策

災害時における活動組織の編成は、次のとおりである。

① 災害対策本部(本社)

災害対策本部長は、防災対策協議会の委員長がこれに当たり、必要な委員を対策委

員に指名して常駐させ、災害復旧の計画、指揮を行う。

② 現地対策本部(災害現場)

災害現場付近には、鉄道運転事故応急処理手続により、現地対策本部を設置して復旧に努める。

③ 駅区場の体制

駅区場には、防災組織が編成又は組織化され、有事に備えている。

第1 列車の運転体制

強い地震を感知又は報告を受け、列車運転に危険と認めたときは、指令電話(又は情報無線機を活用)により、列車運転見合せを指令する。また、運転士が強い地震を感じたときは、安全な位置に停止し、異常がないときは、25 km/h 以下の速度で注意運転する。

第2 旅客に対する避難誘導

- ① 駅長は、震動が静まったとき、放送設備(連絡員を含む)等により、旅客の動揺制止、構内設備損傷状況の把握に努める。なお、負傷者がある場合は、救出・救護等臨機の処置をする。また、駅における旅客の避難誘導は旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動により適切、機敏な旅客誘導を図る。
- ② 列車乗客の避難誘導は乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切、機敏に乗客の不安除去に努め混乱防止を図るとともに、最寄駅に状況を知らせて、その指示を受ける。

6. 東京臨海高速鉄道施設応急対策計画

(1) 基本計画

第1 活動体制

災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、全機能を挙げて旅客の安全確保に当たる。また、被災地において非常措置、応急復旧を行う場合は、必要により現地対策本部を設置する。

第2 通信連絡体制

通信連絡体制については、別に定める通信連絡体制による。

第3 応急資機(器)材の確保

応急資機(器)材については、必要量を各事業所に常時確保している。

(2) 初動措置計画

第1 列車の措置

1) 運輸指令室長の取扱い

<運転規制>

① 相当震度3以下（59ガル以下）の場合

特に運転規制は行わない。

② 相当震度4（60～99ガル）の場合

直ちに全列車停止を指示し、その後、全列車に対し 25 km/h 以下の徐行運転を指示する。

③ 相当震度5以上（100ガル以上）の場合

直ちに全列車停止を指示する。その後の取扱いは、別に定める取扱事項による。

2) 列車乗務員の取扱い

<列車走行中に地震に遭遇した場合>

① 乗務員は、列車運転中震動、線路の蛇行又は架線の動揺等により地震を感知し、危険と認めた場合又は運輸指令長から緊急停止の指示のあった場合は、直ちに列車を停止させる。この場合、停止した箇所が危険のおそれがあると認めたときは、進路の安全を確かめた上、安全と思われる箇所まで移動する。

② 乗務員は列車を停止させたときは、相互に打合わせた上、その状況(停止の地点、列車被害、旅客の状況、運転継続の可否、線路構造物の被害状況、二次災害の発生危険、救護及び列車防護措置の要否その他必要事項)を運輸指令室長に報告し、列車の進退について指示を受ける。

第2 駅の措置

地震が発生した場合は、旅客の安全確保を第一とし、円滑な旅客誘導を図る。

第3 トンネル内に浸水した場合の措置

トンネル内の浸水により、列車の運転に支障のおそれがあると認められたときには、次の取扱いを行うものとする。

1) 駅における行動

駅長は、運輸指令室長に報告し、その指示により乗客を駅に下車させ、安全な箇所へ誘導するとともに、列車を浸水のおそれのない箇所へ回送する手配を行う。

2) 列車における行動

運転士は、運転の途中であるときは列車を停止させ、その状況を運輸指令室長に報告し、指示を受ける。

第4 火災発生の際の措置

火災が発生した場合は、直ちに消防署に通報、列車の通過、停止手配、旅客の誘導、出札停止等を実施し、旅客を安全な場所に避難させる。

第5 強風の場合の措置

- ① 運輸指令室長は、風速 25m/s 以上を観測した場合、又は列車の運転が危険であると認めた時、区間を定めて、必要により速度規制又は列車の運転を一時見合わせる。
- ② 運輸指令室長は、風速 30m/s 以上になった場合は、区間を定めて列車の運転を中止する。

第6 停電の措置

各駅には非常灯、誘導灯を建築基準法、消防法その他関係法令に定められた基準により設備し、停電した場合はそれぞれ蓄電池又は非常電源に切り替わり、非常灯は1ルクス以上の照度で30分以上、誘導灯は20分以上点灯する。また、携帯用の照明灯、合図灯を常備し活用する。

(3) 旅客に対する避難誘導計画

駅長は、的確な状況判断のもとに、駅係員を指揮して次により旅客の避難誘導に当たる。

なお、高齢者、小児等単独で避難することが危険と認められる旅客に対しては、他の旅客の協力を得て避難誘導する。

第1 地下より地上が安全と認めたとき

避難場所を、放送装置などを利用して旅客に周知し、その方向の出口に誘導する。

第2 地上より地下が安全と認めたとき

駅構内で被害が少なく、かつ地上への緊急退避に有利な場所を選定し誘導する。

第3 いずれも危険と認めたとき

状況を判断し、最も安全適切と認められた処置をとり、旅客の安全退避に努める。

なお、このような状況下においても、迅速かつ的確に旅客の誘導が行えるよう、平素から災害を想定した教育訓練を実施し、管理体制の確立を図る。

7. ゆりかもめ施設応急対策計画

(1) 基本方針

災害が発生した場合は、事故復旧本部を設置し、災害が継続又は拡大するおそれがあり、輸送に著しい影響を及ぼすと認められる場合は、事故・災害対策本部を設置する。

また、運転中止の場合は、直ちに関係交通機関に連絡し、振替輸送を実施して旅客輸送の確保に努める。

(2) 応急対策

第1 地震発生の場合

- ① 第1次警報(震度4)の場合は、全列車に一時停止を指令し、地震による振動が終息した後は、20km/h以下の運転規制を行うとともに、必要により改札規制を行う。
- ② 第2次警報(震度5弱以上)の場合は、自動的に全線の一斉非常列車停止措置及びき電停止措置が行われる。地震による振動が終息した後は、施設点検を行うとともに、券売機・改札機の取扱いを中止して入場制限し、旅客を改札機外に誘導して動揺防止を図る。
- ③ 運輸指導は、列車を手動運転中に強い地震を感知し危険と認められる場合又は運転中止の指示を受けた場合は、直ちに停止してその後の指示を受けることとする。
- ④ 運転再開については、施設の点検が終了した後、速度を制限又は注意運転で安全が確認された後に規制を解除する。

第2 火災発生の場合

- ① 車両火災の場合は、消防隊の出動を要請するとともに、旅客を他の車両に移動させ、次の駅まで走行することを原則とする。ただし、運転継続不能と判断したら、非常停止後、直ちにき電を停止し、避難誘導を行う。
- ② 駅火災の場合は、消防隊の出動を要請するとともに、旅客を駅外に避難させて負傷者の有無を確認し、接近中の列車があれば停止させる。長時間を要する場合は、退行運転の手配をする。

第3 強風の場合

風速 25m/s 以上となり、運転継続が危険と思われるときは、駅停止中の列車は出発を見合せ、駅間の列車は 30km/h 以下の速度で次駅まで運転し、運転を見合わせる。

(3) 旅客に対する避難誘導計画

運輸区長は的確な状況判断のもと、係員を指揮して次により旅客の避難誘導に当たる。

- ① 避難場所を放送装置などを利用して旅客に周知し、改札機外に誘導する。
- ② 状況を判断し、最も安全適切と認められた処置をとり、旅客の安全退避に努める。

なお、どのような状況下においても、迅速かつ的確に旅客の誘導が行えるよう平素から災害等を想定した教育訓練を実施し、安全管理体制の確立を図る。

第3節 河川・港湾施設等

(区土木部、都建設局・港湾局、東京海上保安部、東京湾岸警察署、
第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

1. 交通規制

(1) 海上における震災応急対策計画

第1 津波情報等の伝達

- ① 東京海上保安部は、気象庁から地震に起因する津波、高潮に関する警報等の通報を受けた時及び地震発災後に二次災害を惹起する可能性がある気象、海象等に関する警報等の通報を受けた時は、次の周知活動を行う。
 - ア. 港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知する。
 - イ. 東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、無線電話（国際VHF）により放送周知する。
 - ウ. 第三管区海上保安本部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通信により周知する。
 - エ. 台風・津波等対策委員会連絡系統を通じ、電話等により関係者及び在港船舶に周知する。
 - オ. 各放送機関との間で締結している協定（「災害時等における放送要請に関する協定」平成16年8月2日締結）により周知する。
- ② 東京海上保安部は、航路障害物の発生及び航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限又は禁止に関する措置を講じたときは、速やかに安全通信を行うとともに、海事関係団体及び都災害対策本部等に伝達し、併せて巡視船艇の配備等必要な措置を講じる。
- ③ 東京海上保安部は、大量の油等の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、速やかに安全通信を行うとともに、海事関係団体及び都災害対策本部等に伝達し、併せて巡視船艇による周知活動等必要な措置を講じる。
- ④ 区災害対策本部は、都災害対策本部より各通報を受けた場合、区民への周知活動等必要な措置を講じる。

(津波等災害時に関する応急対策については第2部 第5章 「津波等対策」参照)

第2 震災に関する情報の収集

東京海上保安部は、東京都庁に職員を派遣するほか海事関係団体等と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇等により次に掲げる事項に関する情報を収集する。また、必要に応じ

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

て海事関係団体及び都災害対策本部等に、これらの事項を通報する。

区災害対策本部は、都災害対策本部よりこれらの情報を収集する。

① 被災状況

- ア. 船舶、海洋施設、港湾施設等の被災状況
- イ. 水路及び航路標識の異常の有無
- ウ. 航路障害物の状況
- エ. 沿岸部における油保管施設及び危険物取扱施設の被災状況
- オ. 沿岸付近における火災等の状況

② 港内の状況

- ア. 在泊船舶の状況
- イ. 船舶交通の状況

③ 海上における遭難者及び海浜地区における避難者の状況

④ 震源地付近における海面変動の状況

⑤ 関係機関等の対応状況

⑥ その他震災応急対策実施上必要な事項

第3 海難救助等

- ① 東京海上保安部は、船舶海難、人身事故等に関する情報を入手したときは、巡視船艇・航空機等を集中的かつ効率的に運用し、人命救助を最優先に海難救助を実施するものとする。
- ② 東京海上保安部は負傷者の救出・救護に当たっては、都・日赤・東京消防庁等関係機関と協力して救助活動の実行を期する。

第4 火災対応

- ① 東京海上保安部は、船舶、海洋施設又は危険物の海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等により消火、延焼防止、人命救助等の消防活動を実施するとともに、必要に応じ、船舶所有者に対し消火、延焼防止その他必要な措置を講ずべきことを命じる。
- ② 東京海上保安部は、消防活動のため必要があるときは、船舶、海洋施設その他の財産を使用し、移動し、若しくは処分し、又はその使用を制限する。
- ③ 東京海上保安部は、海上火災が発生した場合は、必要に応じ、事故現場海域の船舶の航行等を制限し又は禁止する。

第5 排出油等の防除

東京海上保安部は、船舶、海洋施設又はその他の施設から海上に大量の油又は有害液体物質が排出されたときは、原因者等への指導等を行い、原因者が必要な措置を講じていない又は原因者のみでは防除が困難な場合は自ら防除活動を行うなど、次に掲げる措置を講

じる。

- ① 船艇・航空機による状況確認を実施するとともに、関係各機関との情報連絡体制を密とし、救助・防除体制を確立する。
- ② 遭難船等に対する災害軽減措置の指導を行う。
 - ア．流出箇所の閉鎖
 - イ．自船保有の資機（器）材による防除活動
 - ウ．積荷油の空タンク等への移送
- ③ オイルフェンスの展張
流出油の拡散防止及び効率的な回収のため、遭難船等の付近に展張の指導を行う。
- ④ 流出油の回収等
流出油処理のため油回収船、油吸着材、油処理剤等による流出油処理作業の指導を行う。
- ⑤ 消火及び延焼防止
海上火災が発生した場合、必要に応じ消火及び延焼防止措置を命じる。
- ⑥ 警戒及び立入制限等
 - ア．海面流出油の警戒及び拡散状況の調査並びに二次災害の防止に当たる。
 - イ．現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。
- ⑦ 被害の拡大防止のため船艇、航空機の動員、原因者等に対する防除措置の命令、一般財団法人海上災害防止センターに対する防除措置の指示、関係行政機関の長等に対する防除措置の要請等を行う。
- ⑧ 船舶の交通規制
油等が流出した場合又は海上火災が発生した場合、必要に応じて、事故現場海域及びその周辺海域の船舶の航行等を制限し、又は禁止する。
- ⑨ その他の応急措置
原因者が必要な措置を講じていない場合、又は原因者のみでは防除が困難な場合は、防除措置を行う。
- ⑩ その他
 - ア．海上火災が発生するおそれがある海域にある者に対し、火気の使用を制限し、又は禁止する。
 - イ．船舶交通の安全のため災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送、巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し周知を行う。
 - ウ．東京港排出油等防除協議会の連絡網により事故発生情報等を会員に周知する等、必要な措置を講じる。
 - エ．都及び港湾等の管理者による沿岸漂着油の除去に必要な応急資機（器）材の緊急輸送等に協力する。

(第2部 第3章 応急対策 第2節 3.「流出油、流木の応急対策」参照)

第6 海上交通安全の確保

東京海上保安部は、海上交通の安全の確保のため、次に掲げる措置を講じる。

1) 船舶交通の整理指導・制限等

船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置する等して船舶交通の整理指導を行うとともに、次に掲げる場合等で船舶交通に危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生じるおそれがあるときは船舶交通を制限し又は禁止する。

- ① 海難の発生
- ② 岸壁等係留施設、その他の海上構造物の損壊
- ③ 大量の危険物等の海上への流出
- ④ いかだ、木材、コンテナ及びその他の航路障害物の海上への流出

2) 航路障害物の除去

海難船舶、漂流物及び沈没物等により、船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれのあるときは、関係行政機関又は所有者及び占有者と調整し、除去に係る必要な措置を講じる。

3) 航路標識等の復旧

航路標識及び管制施設が損壊又は流出した場合は、速やかにその復旧を行い、必要に応じて応急標識を設置し水路の安全を図る。

第7 海上における治安の維持等

東京海上保安部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講じる。

- ① 災害発生海域において、巡視船艇により挙動不審船に対する立入検査及び職務質問等を実施し、犯罪の予防・取締りに当たる。
- ② 巡視船艇等により重要施設周辺海域等の警戒を実施する。
- ③ 警察及び公安機関等と連絡を保ち、治安情報等の収集に当たる。

第8 海上緊急輸送

東京海上保安部は、巡視船艇による緊急輸送を的確に行うため、次に掲げる措置を講じる。

1) 人員及び救援物資

区災害対策本部等から傷病者、医者及び避難民等又は救援物資の緊急輸送の要請を受けたときは、関係機関と調整して海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、これを実施する。

2) 災害復旧資材の輸送

区災害対策本部等から岸壁、護岸及び防波堤等が損壊し、復旧作業のために必要な資材の海上輸送の要請を受けたときは、巡視船艇で輸送可能なものについては、海上における

災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、その要請に応じる。

2. 河川関係障害物除去計画

一・二級河川のうち、都が管理する河川については、都建設局が災害復旧として行う。「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき区が管理する河川については、日常の維持管理を区、災害復旧を都建設局が行う。

普通河川については、区において除去する。なお、港湾部については、都港湾局による。

防災船着場の運用について、区は、都建設局の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。

第4節 水 道

(都水道局東部第一支所)

1. 計画方針

水道施設に被害が生じ、平常給水に影響がある場合に応急活動を迅速・的確に実施できる態勢を作り、一刻も早い平常給水への回復及び可能な限りの飲料水の確保を図る。

2. 上水道施設応急対策計画

首都中枢機関、災害拠点病院等の供給ルートの復旧を最優先とし、送配水幹線、配水本管、配水小管の順に復旧を進め、給水を再開するものとする。

＜配水管路の応急復旧優先順位＞

- ① 首都中枢機能等を保持するための当該施設に至る管路
- ② 送水管及び広大な区域を持つ配水本管
- ③ 配水本管及び配水小管のうち骨格となる路線
- ④ 震災対策用応急給水施設及び二次救急医療機関（首都中枢機関等に該当するものを除く。以下同じ。）、災害拠点連携病院、避難所等に至る管路

第5節 下水道

(都下水道局東部第一下水道事務所)

1. 下水道施設応急対策計画

(1) 方針

下水道局災害対策本部を設置し、下水道施設の調査、点検を行い、被害状況を把握し、復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合、被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じるとともに、工事現場の応急対策を実施する。

(2) 応急対策

第1 管きょ等

- ① 緊急輸送通路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- ② 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、管きょの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況等、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

第2 水再生センター・ポンプ所等

- ① 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- ② 万一、機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図る。
- ③ 水再生センター・ポンプ所等において、停電が発生した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。
- ④ 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、東京都石油業協同組合及び東京都石油商業組合との優先供給協定により、確保に努める。

第3 工事現場

- ① 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えけるとともに、二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。また、避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行う。
- ② 発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機(器)材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第4 広報活動

区は、都と連携して復旧、下水道の使用自粛などを広報する。

第6節 電気・ガス・通信等

(東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、NTT東日本)

1. 電気施設応急対策計画

(1) 防災体制の確立

第1 非常態勢の発令

原則として、関係組織と協議し、あらかじめ定められた態勢区分に応じた非常態勢を発令する。

なお、発令者が不在の場合は、あらかじめ指定した代理者が発令する。

第2 災害対策組織

災害対策組織は非常災害態勢の発令に基づいて設置する。供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に非常態勢に入る。

第3 要員の確保

非常態勢が発令された場合は、対策要員は、速やかに所属する本(支)部に出動する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員は呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。

(2) 応急対策

第1 情報の収集・報告

気象、地震情報や一般被害情報および当社被害情報、東京電力グループ被害状況を迅速、的確に把握し、速やかに上級本(支)部に報告する。

第2 広報活動

停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

第3 資材の調達・輸送

1) 資材の調達

予備品、貯蔵品などの在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、隣接する事業所間の相互融通又は東京総支社本部に速やかに請求し確保する。

2) 資機（器）材の輸送

事前に行政諸機関と連絡を取り指定された路線等（緊急道路障害物除去路線等）を使用し、あらかじめ設定した場所へ配送する。

自社名称が表示されていない車両・船舶を使う場合は、関係する行政諸機関へ連絡し、指示を仰ぐ。

第4 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防などから要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

第5 復旧要員の確保

復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは上級本（支）部へ応援の要請を行う。

第6 応急工事

恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

(3) 復旧対策

- ① 災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。
- ② 陸路が途絶する等の有事の際は、江東区防災船着場（資料編その1 P. 資 1-111 I-33 「江東区防災船着場一覧図」）を使用する。

2. ガス施設応急対策計画

(1) 基本方針

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、防災対策の推進を図る。

(2) 災害応急対策

第1 通報・連絡

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

第2 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、災害情報、被害情報等を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

第3 広報活動

- ① 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、災害発生前、災害発生直後、復旧作業中等の各時点において、状況に応じた広報活動を行う。
- ② 災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。
- ③ 広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、区（地方自治体）等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

第4 対策要員の確保

- ① 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本(支)部に出動する。
- ② 協力会社等については、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。

第5 事業継続計画の策定・発動

事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全及び被害拡大の阻止を前提とした上で、最低限維持しなければならない以下の業務を最優先する。

- ① ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
- ② ガスの供給が停止した場合には、その復旧対策に関する業務
- ③ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- ④ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

第6 復旧用資機（器）材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機（器）材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、区（地方自治体）等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

第7 危険予防措置

- ① ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。
- ② 地震が発生した場合、大きな災害が確認された場合には、当該低圧ブロックについて即時にガスの供給を停止する。

第8 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。また、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、対策要員の安全衛生についても十分配慮して実施する。

3. 通信設備応急対策計画

(1) 災害用伝言ダイヤル「171」等の運用

安否確認等の電話が集中することで重要通信の疎通に影響を及ぼさないよう、災害用伝言ダイヤル（171）及び、災害用伝言板（web171）サービスを提供するとともに、ホームページやマスコミを通じてサービス提供開始の周知を行う。

(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

指定された避難所の運用が開始された場合、事前設置した特設公衆電話を避難者の為に開放する。

(3) 広域停電時の公衆電話無料化

災害救助法の適用される規模の災害が発生し、かつ、広域停電が発生している場合、被害の状況により公衆電話の無料化を行う（ただし、国内通信に限る）。

(4) 重要通信の確保

災害時は、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ復旧順位を参考に適切な措置をもって復旧に努める。

非常災害により被害を受けた通信回線の復旧の順位は下表のとおりとするが、弾力的対策を行うものとする。

順位	重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第7節 エネルギーの確保

(区総務部)

区は、非常用発電設備等の活用により、区役所本庁舎・防災センターなど行政機能に関わる施設、その他避難所となり得る施設や公園など災害時の拠点となる施設の機能維持を図る。

なお、停電時における区の重要施設に係る電力の確保は、施設に整備された非常用発電設備等の稼働を前提とするが、設備の損傷や発電量の不足等のリスクを想定し、区内企業と協定を締結している。（「災害時の電源供給に関する協定」平成25年10月22日締結）

また、東京都石油商業組合江東支部との協定（「災害時における石油類等の優先供給に関する協定書」昭和61年5月26日締結）、株式会社辰巳菱機との協定（「災害時の電源供給に関する協定」平成25年10月22日締結）及び東京都交通局との協定（「燃料電池バスによる災害時の電源供給に関する協定」平成30年3月28日締結）に基づき、災害時における区民生活の安定を目的として重要施設への燃料油及び電源の優先供給を図る。

復旧対策

第1節 道路

(区土木部、都建設局・港湾局・下水道局、首都高速道路)

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、物資、人員の輸送が円滑に行われるように努める。

- ① 区道においては、緊急道路障害物除去路線以外の路線について、優先順位を付け障害物の除去及び復旧を行う。
- ② 都道が被害を受けたときは、都は速やかに排土作業や盛土作業等その被害の状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。
- ③ 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設及び道路管理者に通報する。緊急の場合は、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置を取り、事後連絡する。

第2節 鉄道等交通施設

(JR東日本、東京地下鉄、都交通局、東武鉄道、東京臨海高速鉄道、ゆりかもめ)

各鉄道事業者は、施設の被害状況に応じた復旧を行う。

復旧作業に当たっては、被害状況、工事の難易度及び運転開始による効果の大きさを勘案し、復旧工事の計画を策定する。

第3節 河川・港湾施設等

(区土木部、都建設局)

区及び都は、それぞれ、区管理の河川管理施設の応急復旧、都建設局所管施設の緊急工事等を行う。

<区の実施内容>

- 区内の河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策を実施する。
- 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。
- 区内の河川管理施設の応急復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。

第4節 水 道

(都水道局東部第一支所)

都水道局は、施設、管路、給水装置等の復旧を行う。
※給水装置の復旧範囲は、第一止水栓以降メータ上流部までとする。

第5節 下水道

(都下水道局東部第一下水道事務所)

都下水道局は、下水道管、水再生センター・ポンプ所、工事現場等の復旧を行う。

第6節 電気・ガス・通信等

(東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、NTT東日本)

各事業者は、復旧効果の大きさ、二次災害防止等の観点から復旧を行う。

<電力に関する取組内容>

- 各設備の復旧は、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧を行う。
- 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報を行う。

<ガスに関する取組内容>

- 災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の発生防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。
- 復旧作業については、社有のシステムで策定する最も効率的な作業計画に基づいて実施する。原則として、道路や家屋などの被害が比較的軽いブロックを優先して復旧作業を行うが、必要に応じて、社会的優先度が高い病院や避難所には「移動式ガス発生設備」を用いて、局所的にガス臨時供給の対応を行う。
- 都市ガスの供給停止地域、復旧予定などの情報について広報する。また、地震が発生した際は、安全な換気方法やガスメーターの復帰方法について広報する。

<通信に関する取り組み内容>

- 災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の発生防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。
- 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。
- 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

第5章 津波等対策

【基本方針】

【予防対策】

- 第1節 地震・津波・高潮に対する危機管理体制の強化
- 第2節 水防組織
- 第3節 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化
- 第4節 津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定

【応急対策】

- 第1節 河川、海岸、港湾施設等の応急対策
- 第2節 津波警報・注意報等の伝達体制
- 第3節 津波に対する避難誘導態勢

【復旧対策】

- 第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等

基本方針

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）における津波による甚大な被害は、東北地方や関東地方の太平洋沿岸地域のみならず全国に大きな衝撃を与えるものであった。一方、東京湾はその形状から大きな津波は起こりにくく、歴史的にも東京における津波による大きな被害は確認されていない。また、高潮対策として防潮堤や水門等が東京湾及び河川流域に整備されているため、江東区内に大きな津波が押し寄せる心配はないとされている。

なお、首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）において、「大正関東地震」及び「南海トラフ巨大地震」の津波浸水が想定されており、それぞれの地震における最大値の津波の高さが算出された。

本区の想定津波におけるそれぞれの最大津波高は、「大正関東地震」では、2.22m、「南海トラフ巨大地震」は2.63mと算出されており、河川敷は浸水するが住宅地等は浸水しない想定である。なお、想定地震で対象とした「都心南部直下地震」で発生する津波高は、河川や海岸の堤防を越える高さとはならない想定である。

伊勢湾台風級の高潮の発生を想定して整備されている東京湾の水防施設は、本区を囲む外郭防潮堤が4.466m～6.866mの高さを有しているなど、現在想定されているあらゆる津波の被害を抑えられる前提に基づいている。

しかしながら、最大級の地震動によって防潮堤や水門などが損傷を受け、機能不全に陥った場合においては、現在の想定を超える浸水被害の発生も考えられる。また、東日本大震災の教訓や、河川や運河などに囲まれ海拔ゼロメートル地帯を有する本区の地理的特徴を鑑みると、万一に備え、浸水被害の抑制と確実な避難の実施という両面から十分な対策を講じていく必要があるといえる。そのため、津波からの避難スペースの拡充や、津波警報等の情報収集・伝達体制の強化とともに、防潮堤や水門等、水防施設の耐震性の向上に資する施策

の確実な実施について、国や都に対する継続的な働きかけを行うなど、総合的に安全・安心対策を推進する。

※ 津波高、防潮堤の高さはいずれも海拔（T.P.）表示

■水害時安心協定の締結

民間企業や集合住宅等との協定・覚書の締結による一時避難施設の確保について、地域バランスを考慮した協定締結の推進により、津波に対する避難体制を強化し、区民等の安心感の充足に繋げていく。

■情報伝達、避難誘導

都や関係機関等と連携し、津波警報・注意報等の情報収集・伝達体制を強化するとともに、迅速かつ的確な避難誘導を行うための態勢整備の強化を図る。

予防対策

第1節 地震・津波・高潮に対する危機管理体制の強化

(都港湾局)

都は、高潮対策センターの2拠点化や、通信網の多重化による相互バックアップ機能の強化を図るとともに、陸こうの閉鎖等を迅速・確実に行えるよう、遠隔制御システムの導入などにより、操作体制の強化に取り組んでいる。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

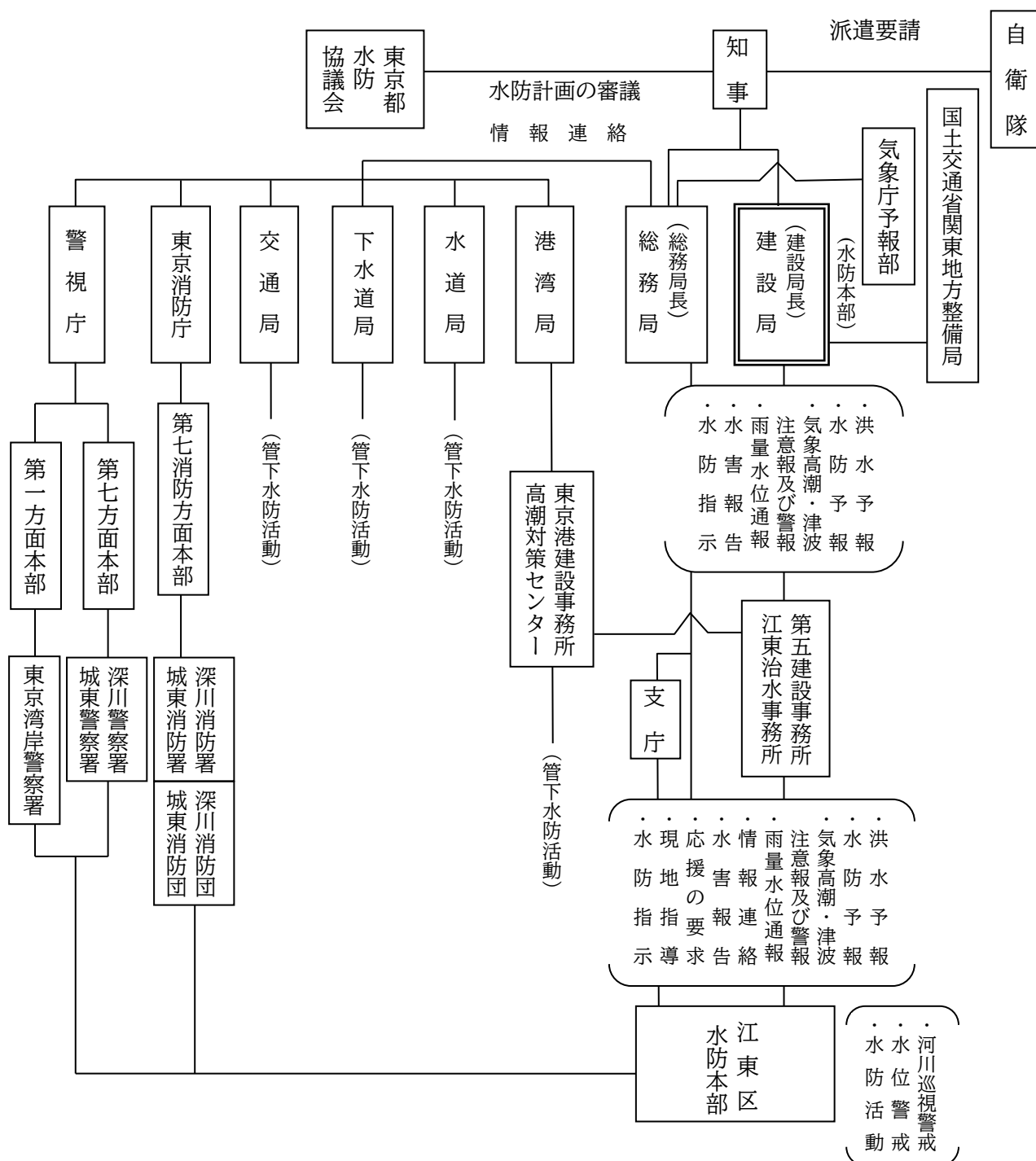
第3部

第2節 水防組織

(都建設局・港灣局、他水防関係機関)

水防活動とは、洪水や高潮の場合に、河川を巡視し、危険な場合には土のうの積上げ、シートの設置など水害の被害を未然に防止・軽減する活動の総称である。水防組織が連携して、水防活動に取り組む。

都における水防組織は、次のとおりである。



第3節 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化

(区総務部)

地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、区は、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、区民や労働者、観光客等にいち早く伝達する体制の強化に継続的に取り組む。

- 津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に伝達する手段に関して、都や他の区市町村及び港湾管理者等と共に検討し、体制の改善に努める。
- 津波警報・注意報等の情報伝達は、防災行政無線（同報無線）や携帯電話（緊急速報メール機能、「東京都防災アプリ」等、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を含む）、安全安心メールをはじめ、自動起動や連携による放送や情報配信などによる伝達手段の多重化・多様化や、迅速かつ正確な情報伝達の仕組みを整えていく。
- 区民等の適切な避難行動を担保するために、東京湾沿岸部で想定される津波の正確な知識を普及啓発していく。

第4節 津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定

(区総務部)

区は、民間企業や集合住宅の管理組合等と「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」（以下この章において「協定」という。）を締結し、東京湾内湾に大津波警報が発表された場合などにおいて、区民等が一時的に避難できるスペースとして一時避難施設を確保する（資料編その2 P. 資 2-289 II-101「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定等一覧」参照）。これにより、想定を超える津波被害に不安を抱く区民等に安心を提供するとともに、荒川氾濫等、万が一の大規模水害にも備えるものとする。

- 協定の締結に際しては、施設の規模や収容可能人数、指定の地域バランス等を総合的に勘案する。
- 必要に応じ、集合住宅の自治会等と「津波等の水害時における隣保協同に関する覚書」（以下この章において「覚書」という。）を併せて締結し、一時避難施設の円滑な利用体制を整備する。
- 一時避難施設を防災マップやホームページへ掲載する等、平時より区民等に対し、その周知に努める。
- 地域防災力の強化を図るため、町会・自治会と、事業所や集合住宅管理組合等との間で、津波等の水害時における一時避難施設としての提供・使用に関する自主的な取決めが図られるよう、必要な情報提供及び支援を行う。
- 都住宅政策本部及び東京都住宅供給公社と「大規模な水害時における緊急避難に関する覚書」を締結し、公共施設や一時避難施設へ避難する時間的余裕がない時には、都営住宅や公社一般賃貸住宅への避難が可能であることについて確認した。

応急対策

第1節 河川、海岸、港湾施設等の応急対策

(区土木部、深川・城東両消防署)

河川管理施設や海岸保全施設などの応急対策について定める。各施設が地震・津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒し、予防措置を実施する。また、被害を受けたときは、速やかに応急・復旧対策を行う。

- 堤防、護岸の崩壊による災害の発生防止のために、水防活動や必要な場合は応急対策工事を行う。
- 第五建設事務所、江東治水事務所、都建設局河川部、都港湾局東京港建設事務所に速報する。

水防法第7条に基づき水防計画に定められた水防業務の円滑な実施に必要な事項の規定等に従い、各主体間が連携し、速やかに水防活動を実施する。

- 堤防、護岸の崩壊による災害発生及び崩壊の拡大防止のため、緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を行う。また、区は、堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

第2節 津波警報・注意報等の伝達体制

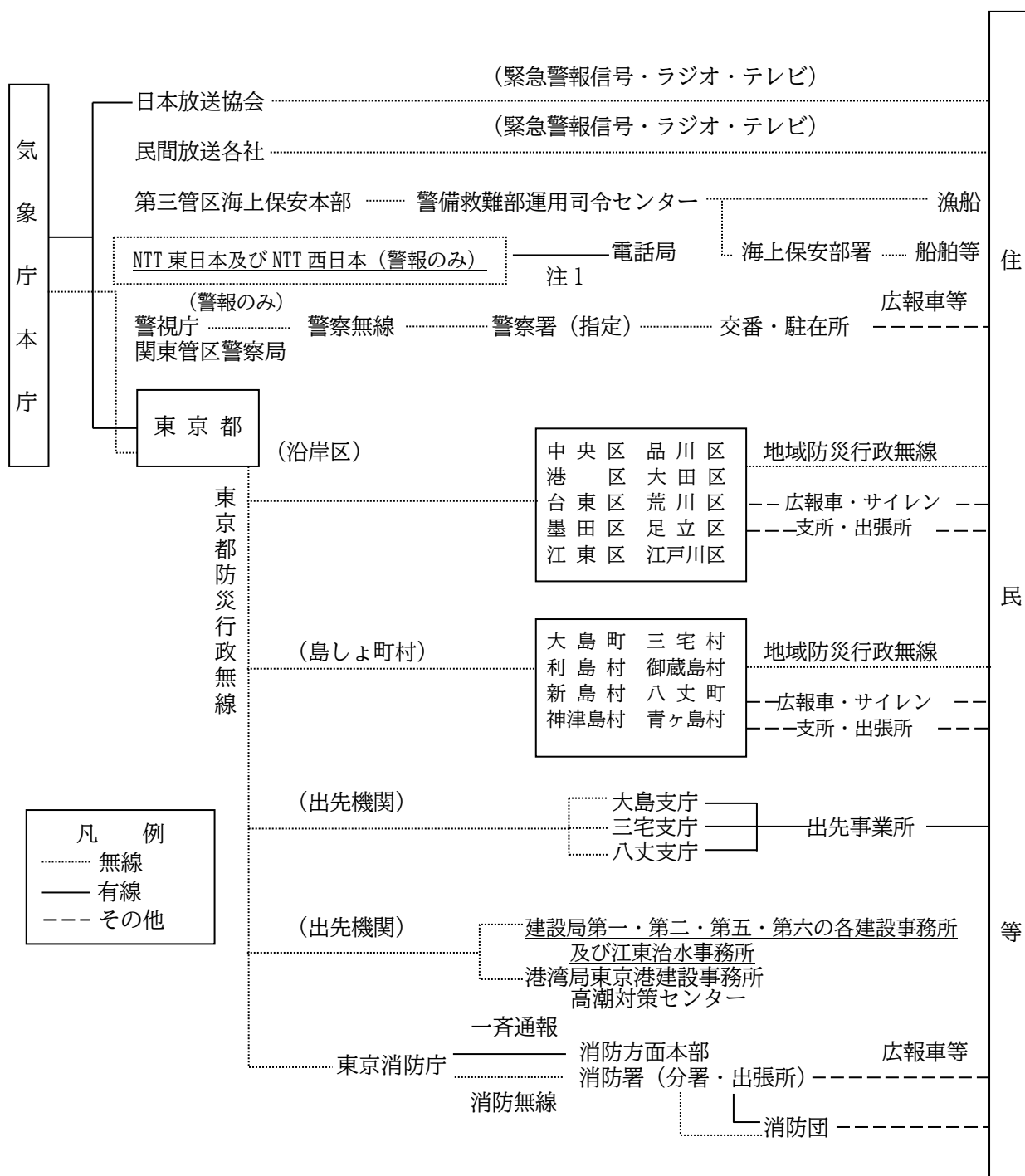
(区政策経営部・総務部)

区は、都、気象庁及び関係機関と連携し、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、区民や労働者、観光客等にいち早く伝達する体制を確立する。

- 津波警報・注意報等の通報を受けたときは、港湾管理者等と連携して対策を行う。
- 津波警報・注意報等の情報伝達は、防災行政無線（同報無線）や緊急速報メール、区ホームページ、安全安心メール、各種SNS、Yahoo!防災速報、CATV、コミュニティFM、公用車等、警報の状況に応じて、津波が到達するまでの間に、あらゆる手段を活用した迅速かつ正確な情報伝達を住民等に対して行い、その安全確保に努める。
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）など、地上情報通信網以外にも多様な情報通信手段を用いて、迅速に津波情報や緊急地震速報等の情報把握に努める。

消防署は、都からの情報に基づき、津波の発生するおそれがあるときは、直ちに消防団に一斉通報するとともに、関係機関との連携を密に区民への周知を図る。

【津波予報（注意報・警報）伝達系統図】



- ① 気象庁本庁から「NTT 東日本及び NTT 西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。なお、「NTT 東日本及び NTT 西日本」からは、地元電話局を経由して島しょの町村及び都支庁に伝達される。
- ② 小笠原村については、気象庁本庁から父島気象観測所あて情報を通報して、小笠原村役場を通じて防災関係機関、一般市民に通知される。
- ③ 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ発信する。

第3節 津波に対する避難誘導態勢

(区総務部、深川・城東両消防署)

区は、東京湾内湾に津波警報・注意報が発表された場合は、直ちに住民等に対して避難指示等を発令し、水辺から離れた安全な場所（堅牢な建物（公共施設等）の3階以上など）へ避難するよう、防災行政無線（同報無線）等を用いた注意喚起を行う。なお、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、避難場所等への立ち退き避難をすることが望ましいことから、緊急安全確保は基本的には発令しない。

東京湾内湾に大津波警報が発表された場合は、堅牢な建物（公共施設等）の3階以上に加え、「協定」及び「覚書」に基づく一時避難施設も避難先とする。その際は、施設管理者に協力を要請するとともに、防災行政無線（同報無線）等あらゆる媒体を活用し、区民等の避難誘導を行う。

消防署は、津波の規模、来襲の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、避難状況等に関する情報を区等関係機関に提供する。

消防団は、「自分の命、家族の命を守る」ための避難行動を最優先にした後、「消防団は災害対応が本来業務、最優先事項である」とのものと、消防団長の命令により区民等に対し、堅牢な建物（公共施設等）の3階以上、又は区と「協定」若しくは「覚書」を締結している企業施設や集合住宅（団地等）への避難誘導を行う。その際、町会・自治会（災害協力隊）、事業所等と連携する。

<避難行動の考え方>

- 強い揺れや、弱くても長い揺れの地震に遭遇した場合や、東京湾内湾に大津波警報・津波警報が発表された場合は、直ちに沿岸部や河川から離れ、堅牢な建物（公共施設等）の3階以上、又は「協定」若しくは「覚書」に基づく一時避難施設に避難する。その際、可能な限り上階に避難する。
- 一時避難施設は、原則として東京湾内湾に大津波警報が発表された場合に開放されるものとする。

※ 第2部 第10章 応急対策 第2節「避難誘導」に準ずる。

復旧対策

第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等

(区土木部)

区の河川管理施設の応急復旧、所管施設の緊急工事等を行う。

- 水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。
- 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。
- 区内の河川管理施設の応急・復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

【基本方針】	
【予防対策】	第1節 初動対応体制の整備
	第2節 事業継続体制の確保
	第3節 消火・救助・救急活動体制の整備
	第4節 応急活動拠点の整備
【応急対策】	第1節 初動態勢
	第2節 消火・救助・救急活動
	第3節 応援協力・派遣要請
	第4節 労働力の確保

基本方針

区内地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、区民の生命、財産を保護するため、区及び各防災関係機関が一体となって迅速かつ的確な初動対応を行うことが重要である。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、都及び他自治体等との広域的な連携体制の強化を図るため、初動時からの円滑な応援調整の体制を整備する。

■初動対応体制の構築

区と防災関係機関が一体となって活動を展開できるよう、円滑な初動対応体制を構築する。

■広域連携体制の強化

東日本大震災での教訓等を踏まえ、防災関係機関や他自治体等との連携を推進する。

予防対策

第1節 初動対応体制の整備

(区総務部・区民部、深川・城東・東京湾岸各警察署、
深川・城東両消防署、災害協力隊)

1. 防災活動拠点等の整備及び災害対策要員の確保

(1) 防災センターの統括防災活動拠点化

江東区防災センターは、迅速・的確な災害応急対策活動を実施するための拠点施設として、災害対策本部室などの会議室や無線基地局、防災倉庫などを備えている。

なお、平常時は防災関連部署などの執務場所としている。

(2) 出張所の地域防災活動拠点化

災害時には、各出張所・豊洲特別出張所を管内の情報収集・集計・伝達等の応急対策活動を行うための地域活動拠点とする。

(3) 災害対策職員用住宅の整備

初動態勢の強化を図るため、耐震性に配慮した災害対策職員用住宅を区内に確保することを検討する。

2. 災害時の受援体制の整備

災害時には、国及び都などから、支援物資や人的支援等を受けることになるが、それらの支援を受け入れるための体制を構築するなど、区の受援体制を整備する。

3. 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練

第1方針

本計画の習熟及び各種主体の災害対応力向上を目的として、区、及び防災関係機関、災害協力隊、区民が一体となって総合防災訓練を実施し、都災害対策本部も含めた相互協力体制の確立を目指す。

第2 実施計画

区及び防災関係機関等が協議し、「江東区総合防災訓練実施要領」を定め、同要領に基づき実施する。訓練内容は、近年の大規模地震災害の教訓から、住民参加型の実践的なものとし、特に拠点避難所となる区立小・中学校等を会場とする訓練では、避難所運営に関する訓練を必ず取り入れるものとする。

(2) 警備訓練（深川・城東・東京湾岸各警察署）

9月1日の震災警備総合訓練及び宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区及び地域住民と協力して随時実施する。

第1 訓練項目

- ① 警備要員の招集及び部隊編成訓練
- ② 情報収集伝達訓練
- ③ 警備本部設置訓練
- ④ 交通対策訓練
- ⑤ 避難誘導訓練
- ⑥ 広報訓練
- ⑦ 救出救護訓練
- ⑧ 津波対策訓練
- ⑨ 通信伝達訓練
- ⑩ 装備資機（器）材操作訓練

第2 参加機関等

区、防災関係機関、災害協力隊、地域住民、事業所等

(3) 消防訓練（深川・城東両消防署）

震災等発生時の各種災害に対処するため、消防署は、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所及び地域住民等を対象として定期的に消防訓練を実施する。

また、災害協力隊（消火隊）の訓練に関しては、区と消防署が連携し実施する。訓練の実施に当たっては、区民、事業所等の自助・共助体制の強化に重点を置いた発災対応型の訓練を実施する。

第1 参加機関及び訓練項目

地震火災等の防止は、各行政機関と地域の各団体及び事業所等が一致協力して当たらなければ、その成果は期待できない。各参加機関等は、特に次の項目について訓練を推進する。

- ① 消防団訓練
 - ア. 情報活動訓練
 - 7) 参集(情報収集)及び初動措置(災害対応)訓練
 - イ) 情報整理及び通信運用訓練

- イ. 部隊編成訓練
 - ウ. 消火、救出・救護訓練
 - エ. 消防署隊との連携訓練
 - ・巨大水利活用訓練
 - ・長時間遠距離送水訓練
 - オ. 災害協力隊（消火隊）等との連携訓練
 - カ. 地域住民との協働による消火、救出・救護活動訓練
- ② 災害協力隊（消火隊）
- ア. 災害協力隊本部運営訓練
 - イ. 情報伝達訓練
 - ウ. 身体防護訓練
 - エ. 出火防止訓練
 - オ. 初期消火訓練
 - カ. 救出・救助訓練
 - キ. 応急救護訓練
 - ク. 通報連絡訓練
 - ケ. 避難誘導訓練
 - コ. 避難所運営訓練
 - サ. その他の訓練
- ③ 東京消防庁災害時支援ボランティア
- ア. ボランティア技術習得訓練
 - ア) 応急救護活動
 - イ) 後方支援活動
 - イ. 都民指導技術習得訓練
 - ア) 応急救護指導要領
 - イ) 初期消火指導要領
 - ウ) その他都民指導要領
- ④ 地域住民及び事業所
- ア. 身体防護訓練
 - イ. 出火防止訓練
 - ウ. 初期消火訓練
 - エ. 救出・救助訓練
 - オ. 応急救護訓練
 - カ. 通報連絡訓練
 - キ. 避難訓練
 - ク. その他の訓練

第2 実施時期

作成した年間防災訓練計画に基づき、防災週間、火災予防運動、防災とボランティア週間等の時期を捉えて実施する。

(4) 救急救助訓練

建物の倒壊等により多数の負傷者が発生する救助救急事象や大規模な市街地火災に対処するため、区、警察、消防、自衛隊、地域の医師会（江東区医師会）及び協定団体等は公助としての役割を一体となって果たすとともに、「自らの身の安全は自らが守る。自分たちのまちは自分たちで守る。」という自助・共助の理念に基づく区民一人ひとりの防災意識高揚と災害対応力の強化を図ることを目的に、大規模かつ総合的な救急救助訓練を実施する。

第1 訓練方針

訓練は、災害協力隊をはじめ防災関係機関及び地域の医師会、協定団体等の参加を得て、次の基本方針に沿って実施する。

- ① 実践的、効果的な訓練の推進
- ② 「自助・共助」の理念の浸透、区民の防災意識の高揚
- ③ 防災関係機関相互の連携の促進と災害対応力の向上
- ④ 地域防災計画の検証

第2 実施時期

防災の日又はその前後の日程で行われる総合防災訓練と合わせて実施するほか、各地域の実情に合わせて実施時期を決定する。

第2節 事業継続体制の確保

(区)

1. 事業継続計画（BCP）の策定

(1) 目的と概要

区は、災害応急対策活動を行う一方で、継続すべき重要な行政サービスについても、最低限の機能を確保するとともに、全ての業務が最短の期間で復旧する体制を構築する必要がある。

このため、中央防災会議の「首都直下地震対策大綱（大規模地震防災・減災対策大綱の策定により現在は廃止）」や都の「都政のBCP（東京都業務継続計画）＜地震編＞」、東日本大震災で発現した事象等を踏まえ、平成24年3月に「江東区事業継続計画（震災編）」（以下この節において「区BCP」という。）を策定した。

区BCPは、首都直下地震の発生時において、職員・庁舎・設備・資機（器）材・ライフライン等の人的・物的資源に被害が生じることにより、区の行政機能が低下する事態をあらかじめ想定し、非常時優先業務や、それらの業務の継続及び早期再開に資する事前対策等を明記したものである。これは、地域防災計画の対応面の実効性を確保するとともに、区の防災力の強化を図るものであり、地域防災計画を補完するものとして位置付けられる。

令和5年度には、地域防災計画の大幅な改定に伴い、区BCPを改定し、特に発災時における非常時優先業務の絞り込みなどにより、災害応急対策活動の実効性を高める。

(2) 計画の構成

第1本編

第1章 江東区事業継続計画に係る基本事項

事業継続計画全般に関わる事項をまとめている。

第2章 被害の想定等

当計画の前提となる区内全般や区役所各庁舎の被害想定等を示している。

第3章 事業継続に必要な態勢の確立

災害時における区の職員態勢に関する事項を掲載している。

第4章 区が実施する非常時優先業務

大規模地震発生時に、区が実施すべき業務として選定した非常時優先業務について掲載している。

第5章 事業継続に必要な各種環境・資源の確保

非常時優先業務を遂行する上での課題と事前対策について掲載している。

第6章 事業継続管理（BCM）

当計画の継続的な改善の取組である「事業継続管理（BCM）」について、その基本的な考え方や運用・管理体制を示している。

第7章 その他

当計画書の用語集を掲載している。

第2資料編

当計画に関する詳細資料を掲載している。

2. 事業継続管理（BCM）の推進

(1) BCMの意義

現行の区BCPは、平成24年4月に東京都より発表された「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提に、平成28年度時点における区の人的・物的資源の状況や災害対応能力を踏まえて策定（時点修正）されていたが、内閣府（防災担当）が令和5年に「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を見直したこと及び令和4年5月に東京都が公表した首都直下地震等における新たな被害想定や最新の関係法令・関連計画等を検証し、江東区地域防災計画を令和5年度に改定したことに伴い、更なる災害対応力向上を図るため、令和6年3月に大幅な修正を行った。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

当計画の実効性を担保するためには、地域防災計画や被害想定 of 修正をはじめ、組織改正や人事異動による職員の配置転換等、計画の前提となる条件の変化に対応する定期的な修正が必要である。

同時に、当計画に記載された事前対策の進捗や、職員への教育・訓練の実施等により、区の防災力の向上が認められる場合において、業務開始目標時間の短縮や新たな事前対策の設定等、より高次の計画への改訂が可能となる。

事業継続管理（BCM）とは、上記のような見直し・改訂を通じて、区BCPの実効性を確保し、区の防災力を総合的に向上させるために実施される継続的な改善の取組をいう。

（2）マネジメントのスキーム

区は、全庁的な組織として「江東区事業継続管理委員会」を設置し、下記のとおりPDCAサイクルを用いることにより、区事業継続体制の継続的改善をマネジメントしていく。

- ① Plan ……年度方針の決定、計画等の策定・修正・更新
- ② Do ……事前対策の実施、職員への教育・訓練の実施、
全庁的な情報共有、危険の予知・発見、災害発生時の対応
- ③ Check ……区BCPの実効性の検証、事前対策実施状況の評価
- ④ Act ……区BCP等 of 見直し・改善

（3）職員に対する防災教育

区災害対策本部が設置されたときは、非常配備態勢内の全職員が災害対策活動に従事することとなるため、区は平常時から、職員に対して区の防災計画、関係法令、活動態勢等、災害時における区、防災関係機関及び区民が一体となった総合的な活動を周知するとともに、職員に対する実効的な教育・訓練を実施し、災害対応力の向上及び防災意識の高揚に努める。

なお、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成9年度において「江東区職員用防災ハンドブック」を大幅に改訂した「江東区職員防災マニュアル」を作成し、全職員に配付した。平成23年度及び平成24年度には同マニュアルを改訂するなど、諸計画・法令との整合性確保の観点等から適時見直しを行うこととしている。

<研修・訓練内容（例）>

- ① 新任職員に対する研修
- ② 災害対策本部員・本部連絡員等を対象とする「災害対策本部運営訓練」
- ③ 幹部職員等を対象とする「災害対応イメージトレーニング」
- ④ 災害情報連絡員等を対象とする「無線通信訓練」「避難所開設・運営訓練」
- ⑤ 非常配備態勢内の職員を対象とする「災害応急対策訓練」

第3節 消火・救助・救急活動体制の整備

(警視庁第一・第七方面本部、深川・城東・東京湾岸各警察署、第七消防方面本部、
深川・城東両消防署、深川・城東両消防団)

1. 救出救助体制

警視庁は、災害時に必要な装備資機（器）材の整備及び充実強化を図り、効果的に資機（器）材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにする。

2. 消防活動体制

(1) 東京消防庁の消防活動体制

東京消防庁は、同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、過去の地震被害状況及び都被害想定等を踏まえた各種計画等を策定するとともに、各種、震災に有効な装備・資機（器）材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備している。

また、東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会等、関係機関と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図っている。

(2) 消防団の消防活動体制

災害時に、消火活動、救出・救助活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割は極めて重要である。消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機（器）材（分団本部施設、消防団資機（器）材等）の整備を図るなど、活動体制の充実を図る。

(3) 自助による区民の防災力の向上

消防署は、区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、区民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

(4) 地域による共助の推進

災害時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。

消防署は、「自分たちのまちは自分たちで守る」自助・共助の意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

(5) 事業所による自助・共助の強化

各事業所は、災害時に企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して対策を図っておくことが必要である。

災害時には、地域の一員として救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるなど地域住民の生活の安定化に寄与するといった役割が求められている。

よって、日頃から地震に係る自衛消防活動の充実・強化を図るとともに、事業所防災計画の実効性の検証、事業継続計画の整備、近隣の町会・自治会等との災害時応援協定の締結等を推進し、地域全体の自助・共助体制の強化に努める。

第4節 応急活動拠点の整備

(区総務部、第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

1. オープンスペースの確保

震災時に、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、震災後の区民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。そのため、事前にこれらの活動に供する土地及び家屋の確保に努めることが東京都震災対策条例で定められている。

区は、都及び関係機関と連携し、区内の利用可能なオープンスペースの把握に努める。

2. 大規模救出救助活動拠点等の確保

都は、自衛隊、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点等）をあらかじめ確保している。区部においては、大きな被害が想定される地域に近接し、大型ヘリコプターの臨時離発着スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして1.5ヘクタール以上の活動面積の確保が可能な都立公園等屋外施設11か所、車両スペースの確保が可能な清掃工場等屋内施設21か所を、候補地としている。

本区内では、都立木場公園、有明清掃工場及び新江東清掃工場が指定されている他、若洲海浜公園、東京ビッグサイト及び有明の丘防災拠点（東京臨海広域防災公園）が候補地とされている。

3. ヘリサインの設置

震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、ヘリコプターによる迅速・効率的な応急対策活動を行うため、区は、区立小・中学校等の屋上へ、ヘリサインの整備を進める。

応急対策

第1節 初動態勢

(区)

1. 活動態勢

(1) 責 務

区は、区内地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、都地域防災計画及び区地域防災計画の定めるところにより、都及び指定地方行政機関等並びに区内の公共的団体（※）、災害協力隊及び事業所の防災組織、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

※公共的団体とは、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等をいう。

(2) 活動態勢

- ① 区の前記（１）の責務を遂行するために必要があるときは、下記３-(１)に定めるところにより、区災害対策本部（以下この節において「区本部」又は「本部」という。）を設置し、災害対策に従事する職員を配置する。
- ② 区本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、本部が設置された場合に準じて処理する。
- ③ 区内地域に災害救助法が適用されたときは、区長(区本部長)は都知事(都本部長)の指揮を受けて、救助事務を実施する。
- ④ 区総務部危機管理室が、本部の事務局として有事における総合調整を担う。

2. 本部の組織

区本部の組織は、江東区災害対策本部条例及び同施行規則の定めるところによる。（資料編その２ P.資 2-7 I-4「江東区災害対策本部条例」、P.資 2-8 I-5「江東区災害対策本部条例施行規則」 参照）

3. 本部の設置及び廃止

(1) 本部の設置

- ① 区長は、区内の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、４．「本部の非常配備態勢」の非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、区本部を設置する。なお、区内で震度５強以上の地震が発生（観測）された際には、自動的に災害対策本部が設置され、第４非常配備態勢が発令されたものと

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

みなす。（非常配備態勢の詳細は「4. 本部の非常配備態勢」で後述）

- ② 区において部長の職に充てられている者は、区本部を設置する必要があると認めた時は、副区長に区本部の設置を要請することができる。
- ③ 副区長は、②の要請があった場合、又はその他の状況により、区本部を設置する必要があると認めたときは、規則第5条第1項の本部員の職に充てられている者を招集して協議の上、区本部の設置を区長に申請しなければならない。

（2）本部の設置の通知等

- ① 総務部長は、本部が設置されたときは、次に掲げる者のうちア、イについては直ちに、その他の者については必要と認めた場合に、本部設置の通知をしなければならない。

- ア. 区各部長
- イ. 都知事
- ウ. 防災関係機関
- エ. 隣接区の区長

- ② 各部長は、前記の通知を受けたときは、直ちに所属職員に対し周知徹底しなければならない。

（3）本部の標示の掲出

本部が設置された場合は、防災センター「災害対策本部室」に「江東区災害対策本部」の標示を掲出する。

（4）本部の廃止の通知等

- ① 区長は、区内の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、区本部を廃止する。
- ② 区本部の廃止の通知等は、前記（2）に準じて処理する。

【本部組織の体制】

災害対策本部				
災害対策本部長室				
本部長 ・区長		副本部長 ・副区長・教育長		
	本部員		本部連絡員	
政策経営部	・政策経営部長		・企画課長 ・財政課長 ・広報広聴課長	・企画班 ・予算班 ・広報班
総務部	・総務部長 ・危機管理室長 ・被災者支援担当部長 ・会計管理室長 ・監査事務局長 ・区議会事務局長		・総務課長 ・職員課長 ・経理課長 ・危機管理課長 ・防災課長 ・災害時要配慮者担当課長 ・選挙管理委員会事務局長	・総務班・人事班 ・物資班・営繕班 ・情報通信班 ・出納班・協力班 ・災害情報連絡員
地域振興部	・地域振興部長		・地域振興課長	・庶務班・商工班 ・避難所協力班
区民部	・区民部長		・区民課長	・庶務班・輸送班
福祉部	・福祉部長		・福祉課長	・庶務班・高齢者対策班
障害福祉部	・障害福祉部長		・障害者施策課長	・障害者対策班
生活支援部	・生活支援部長		・医療保険課長	・庶務班・避難所班
健康部（保健所）	・健康部長 ・健康部次長		・健康推進課長	・保健管理班・衛生班 ・保健予防第一班 ・保健予防第二班 ・保健予防第三班 ・保健予防第四班 ・保健予防第五班
こども未来部	・こども未来部長		・こども家庭支援課長	・庶務班・保育班
環境清掃部	・環境清掃部長		・温暖化対策課長	・庶務班・清掃班
都市整備部	・都市整備部長		・都市計画課長 ・建築課長 ・建築調整課長	・庶務班・調査班 ・建築班・指導班
土木部	・土木部長		・管理課長 ・道路課長 ・河川公園課長 ・施設保全課長	・庶務班 ・工務班
教育委員会事務局	・教育委員会事務局次長		・庶務課長	・庶務班・営繕班 ・学務班・指導班 ・図書館管理班

※ 江東区災害対策本部運営要綱第14条第2項に基づき、本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室に区内の消防署長又はその指名する消防吏員等、構成員以外の者の出席を求めることができる。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

4. 本部の非常配備態勢

(1) 第1非常配備態勢

第1 発令時期

第1非常配備態勢は、おおむね24時間後に災害が発生するおそれがある場合において、又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたときに、その指令を発する。

第2 態勢

第1非常配備態勢は、水防その他災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢とする

(2) 第2非常配備態勢

第1 発令時期

第2非常配備態勢は、おおむね12時間後に災害が発生するおそれがある場合若しくは局地災害が発生した場合、又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたときに、その指令を発する。

第2 態勢

第2非常配備態勢は、第1非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢とする。

(3) 第3非常配備態勢

第1 発令時期

第3非常配備態勢は、事態が切迫し、区内の数地域について災害が発生されると予想される場合若しくは区内の数地域について災害が発生した場合、又はその他の状況により、本部長が必要であると認めたときは、その指令を発する。

第2 態勢

第3非常配備態勢は、区内の数地域についての災害に直ちに対処できる態勢とする。

(4) 第4非常配備態勢

第1 発令時期

第4非常配備態勢は、災害が拡大し、第3非常配備態勢では対処できない場合、又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたときは、その指令を発する。

第2 態勢

第4非常配備態勢は、本部の全力をもって対処する態勢とする。

(5) 参集職員に係る参集場所及び担当業務

参集する職員の勤務先等の区分に応じて、それぞれ次の表に定める参集場所及び担当業務とする。

なお、この規定に関わらず、災害情報連絡員(資料編その2 P. 資 2-18 I-6 「江東区災害対策本部運営要綱」 参照)は、指定された拠点避難所(区立小・中学校等)に参集し、情報収集、通信連絡及び避難所の開設準備等を行う。

勤 務 先 等	参 集 場 所	担 当 業 務
本庁舎・防災センター	江東区災害対策本部 (本庁舎・防災センター)	本部の開設、本部の情報収集・伝達等通信活動その他
その他の施設	当該職員が勤務する施設	施設の災害応急対策業務
勤務先に関わらず、本部活動に欠くことのできない職にある者	江東区災害対策本部 (本庁舎・防災センター)	本部の開設、本部の情報収集・伝達等通信活動その他

(6) 非常配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

(7) 第1非常配備態勢から第4非常配備態勢に基づく措置

- ① 部長はあらかじめ、部の班が第1非常配備態勢から第4非常配備態勢までの種別に
応じて措置すべき要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。
- ② 部長は、第1非常配備態勢から第4非常配備態勢までの指令を受けたときは、前記
①の要領に基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

(8) 職員の配置

- ① 部長はあらかじめ、別記第1号様式により非常配備態勢別の職員の動員表を作成し、
本部長に報告するとともに、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。
- ② 部長はあらかじめ、職員の非常参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底させてお
かななければならない。
- ③ 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の措置
をとらなければならない。
 - ア. 動員表に基づき、職員を所定の部署に配置すること。
 - イ. 職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること。
- ④ 災害に対応する高次の非常配備態勢を必要とするときは、関係部長が協議の上、職員
を配置するものとする。

(9) 職員の服務

すべての職員は、本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。

- ② 不急の行事、会議、出張等中止すること。
- ③ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
- ④ 勤務場所を離れている場合においても常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること。
- ⑤ 非常配備態勢が発令されたときは、動員表に従って万難を排して参集すること。

(10) 本部各部職員割当

各部の職員は非常配備態勢動員表(資料編その1 P.資1-94 I-24 「江東区非常配備態勢動員表」参照)によって配置するが、本部職員を必要とする場合は各部から選出配置し、特殊職員(無線資格者等)等は各部相互調整するものとする。各班の配置は各部において行う。

第1号様式

第 非常配備態勢表			
			部
班 名	職 氏 名	班 名	職 氏 名

年 月 日 部長 氏名

(印)

5. 休日・夜間警戒態勢

(1) 休日、夜間等勤務時間外における警戒態勢

休日、夜間等勤務時間外に発生する災害に対処するため、管理職員1名による警戒態勢を次のように取っている(資料編その2 P.資2-26 I-7 「江東区非常災害の警戒待機に関する勤務規程」参照)。

第1 従事場所

防災センター4階 警戒勤務室

第2 職務

- ① 非常災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- ② 都及び防災関係機関との連絡に関すること。
- ③ 初動配備態勢設置要領に基づき参集した職員の指揮監督に関すること。
(総務部長、総務部危機管理課長又は総務部防災課長が登庁するまで)
- ④ 本部の設置準備に関すること。

(2) 初動配備態勢

休日、夜間警戒態勢を円滑に遂行するため、政策経営部広報広聴課及び総務部に所属し、かつ区内に居住する職員等で構成する「初動配備態勢」により、休日・夜間等の初動態勢を確保する(資料編その2 P.資2-28 I-8 「江東区初動配備態勢設置要領」参照)。

第1 態勢の発令

態勢は、次の①及び②の場合に、警戒勤務に従事する職員等からの招集により発令され、その場合、構成員は直ちに登庁しなければならない。

- ① 区内に大規模火災、水害等の突発的事故が発生した場合
- ② 都等からの要請があった場合

第2 職務

- ① 災害に関する情報収集及び情報の整理に関すること。
- ② 区長、都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ③ 災害対策本部の設置準備に関すること。
- ④ その他、必要なこと。

なお、この初動態勢は、災害対策本部等が設置され、災害の状況に応じた非常配備態勢が整った段階で、その態勢における政策経営部及び総務部に吸収される。

6. 本部運営を確保する施設

災害対策本部の設置場所を、江東区防災センターとする。

江東区防災センターは、区の災害対応拠点の中核として、防災関係機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う施設である。江東区防災センターは、次の機能を有する。

- 情報収集、蓄積、分析、伝達機能
- 審議、決定、調整機能
- 指揮、命令、連絡機能

区は、防災センターの各機能・設備の充実や効果的な運用を図るとともに、災害対策の中核である区本部の円滑な運営を確保するため、非常用発電機の監視・維持管理に努める。災害時は、情報システム等施設機能に関する被害状況を調査し、被害が生じた場合は緊急的に機能を確保する応急措置を行い、復旧を図る。また、必要に応じて応急対策の分野別に関係機関の職員の協力を求め、調整を図る。

7. 区議会・議員対応

(1) 区議会災害対策本部の設置

区議会事務局は、区議会議員の参集状況・安否状況及び被害状況を把握するとともに、区議会と情報共有、連絡調整を行う。

また、必要に応じて区議会災害対策本部を設置し、全員協議会の開催及び運営の調整・支援を実施する。

(2) 都議会・他区議会等との連絡調整

円滑な災害対応のため、都議会、他県議会及び他区市町村議会と情報共有、連絡調整を実施し、都・区における各種選挙の執行の調整等を行う。

第2節 消火・救助・救急活動

(警視庁第一・第七方面本部、深川・城東・東京湾岸各警察署、第七消防方面本部、深川・城東両消防署、深川・城東両消防団、東京海上保安部)

1. 警備計画

(1) 警備方針

大震災が発生した場合において、関係機関と連携し、迅速かつ適正な警備活動を実施し、住民の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持に万全を期する。

(2) 警察の任務

大震災が発生した場合の警察の任務は、次のとおりとする。

- ① 被害実態の把握と各種情報の収集
- ② 交通規制に関すること
- ③ 被災者の救出救助及び避難誘導
- ④ 行方不明者の搜索及び調査
- ⑤ 遺体の調査等及び検視
- ⑥ 公共の安全と秩序の維持

(3) 警備態勢

第1 警備本部の設置

警視庁本部に最高警備本部、方面本部に方面警備本部を設置、区内各警察署には、それぞれ現場警備本部を設置して指揮体制を確立する。

第2 警備要員の参集

- ① 当務員のうち署外活動中の警備要員は、原則として速やかに自所属に参集する。
ただし、交番・駐在所勤務員、交通配置の勤務員その他あらかじめ指定された警備要員は、直ちに所定の任務に従事する。
- ② 非番員は、原則として、速やかに自所属に参集する。

第3 警備部隊の編成・運用

各警察署は、所定の計画に基づき、警備部隊を編成し、被害実態の把握、被災者の救出救助及び避難誘導並びに交通規制等の措置をとる。

(4) 避難・誘導

- ① 一時集合場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。
- ② 避難・誘導に際しては、避難行動要支援者を優先して避難させる。
- ③ 避難・誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報を行う。
- ④ 火災の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連絡を通じて、必要な避難措置を講じる。

(5) 交通規制

第2部 第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」参照。

(6) 海上交通規制

第2部 第5章「津波等対策」参照。

2. 東京消防庁等による活動計画

(1) 計画方針

区内の地域における火災又は地震等の災害を防除し、これらの被害を軽減するため、種々の事象に対応し得る警防態勢を確立しておくものとする。

(2) 地震火災消防対策

第1 活動方針

震災時には、速やかに署の全組織と機能を動員又は駆使し、総力を挙げて対処するために、平素から震災に関する計画を整備し、消防職員及び消防団員の活動能力の向上を図るとともに、管轄区域内の防災関係機関と密接に連絡・協調して、震災消防活動の万全を期する。

第2 震災警防本部等の運営

東京消防庁では、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、常時、震災に即応できる体制を確保している。震災発生時には、これらの各本部が機能を強力に発揮して震災消防活動態勢をとることとしている。

第3 配備動員態勢

1) 震災態勢

震災態勢は、警防副本部長が地震の発生危険に関する情報により、地震発生の可能性が強まったと判断し、情報収集体制の強化及び震災消防活動に備える必要があると認めたときに発令することとしている。

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

2) 震災第一非常配備態勢

気象庁の発表で、東京都23区、都多摩東部及び都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生したときに発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

3) 震災第二非常配備態勢

気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生したときに発令し、事前計画に基づく行動を開始する。

4) 非常招集

- ① 震災第一非常態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。これ以外の職員は、連絡体制を確保し、早期参集に必要な準備を行う。
- ② 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

第4 消防活動

消防活動は、各消防署で樹立している震災消防活動計画に基づき職員の確保及び部隊の運用、さらに情報収集や区・他行政機関との連携をとりながら災害活動態勢の万全を期す。

第5 消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、分団受持区域内の住民に対して出火防止、初期消火等の指導並びに現有装備を活用し、火災その他災害に対する消防活動に当たるものとする(資料編その1P.資1-43 I-15-1～I-15-2「消防団受持区域及び消防団格納庫所在地表」「消防団受持区域図」参照)。

- ① 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- ② 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- ③ 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化するとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- ④ 所轄消防署(所)の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。
- ⑤ 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- ⑥ 避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、「消防団は災害対応が本来業務、最優先事項である」とのものと、消防団長の命令により地域住民の避難誘導、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

(3) 震災消防活動

第1 活動方針

- ① 延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ② 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。
- ③ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

第2 部隊の運用等

- ① 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。
- ② 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。

第3 情報収集等

- ① 所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職(団)員の携帯情報端末による早期災害情報システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。
- ② 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報収集、管理を行う。
- ③ 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

第4 広報活動

1) 広報内容

- ① 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ② 救出救護及び要配慮者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼びかけ
- ③ 火災及び水災に関する情報
- ④ 避難指示等に関する情報
- ⑤ 救急告示医療機関等の診療情報
- ⑥ その他区民が必要としている情報

2) 広報手段

- ① 消防車両の拡声装置等
- ② 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示
- ③ テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供
- ④ ホームページ、SNS等を活用した情報提供
- ⑤ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア及び自主防災組織(災害協力隊)を介しての情報提供

第5 広聴活動

消防署、消防分署、消防出張所等のうち、災害の規模に応じて必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。

第1部
第2部
震災編
第3部
第4部
第1部
風水害編
第2部
第3部

第6 その他の活動

災害時の危険物の応急措置、通信施設の応急復旧、物資の調達、補給、庁舎の防護処置及び応急復旧、災害の調査等は、それぞれの計画の定めるところにより実施するものとする。

(4) 救助、救急活動態勢

- ① 特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- ② 救助・救急活動に必要な重機、救急資機(器)材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。
- ③ 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資機(器)材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。
- ④ 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- ⑤ 警視庁、自衛隊、都災害医療派遣チーム(「東京DMAT」)、災害協力隊等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

3. 防災関係機関の活動体制

地震による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、区が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

第3節 応援協力・派遣要請

(区総務部、都総務局、警視庁、東京消防庁、東京海上保安部、陸上自衛隊)

1. 都との協力計画

- ① 区は、都と災害対策上必要な資料の交換をするなど、平素より連絡を密にし、災害時には一層この強化に努めるとともに、協力して区域内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。
- ② 区長は、災害が発生し、区的能力では応急対策の万全を期し難い場合には、必要に応じて、都又は他の区市町村あるいは自衛隊等の協力について2.「応急措置等の要請要領」の定める手続により、都知事に要請するものとする。
- ③ 区は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、都を通じて総務省に対し、災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請するものとする。

- ④ 区は、災害救助法に基づく救助をはじめ、区内で行われる都の災害応急対策については、積極的に協力するものとする。
- ⑤ 都知事より他の区市町村又は指定行政機関等に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置に支障のない限り協力するものとする。

2. 応急措置等の要請要領

区が都、他の区市町村及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定めるところにより要請する。

第1 都に対する要請

本部長は、都に対し応援又は応援のあっせんを求める場合には、都本部(区市町村調整部門)に対し、次に掲げる事項について東京都災害情報システム(D I S)での要請を基本とする。

1) 都に応急措置の実施又は応援を求める場合

- ① 災害救助法の適用
第2部 第13章「住民の生活の早期再建」を参照
- ② り災者の他地区への移送要請
 - ア. り災者の他地区への移送を要請する理由
 - イ. 移送を必要とするり災者数
 - ウ. 希望する移送先
 - エ. り災者の収容を要する期間
 - オ. その他必要な事項
- ③ 都各部局への応援要請又は応急措置の実施の要請
 - ア. 災害の状況及び応援(応急措置の実施)を要請する理由
 - イ. 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ウ. 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
 - エ. 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
 - オ. その他必要な事項

2) 指定地方行政機関等の応援のあっせんで都に求める場合

- ① 他区市町村、指定地方行政機関等又は他府県の応援要請のあっせんで求める場合
 - ア. 災害の状況及び応援のあっせんで求める理由
 - イ. 応援を希望する機関名
 - ウ. 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - エ. 応援を必要とする場所
 - オ. 応援を必要とする活動内容
 - カ. その他必要な事項

- ② 指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣のあつせんを求める場合
 - ア. 派遣のあつせんを求める理由
 - イ. 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - ウ. 派遣を必要とする期間
 - エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ. その他参考となるべき事項
- ③ 日本放送協会の放送依頼のあつせんを求める場合
 - ア. 放送要請の理由
 - イ. 放送事項
 - ウ. 希望する放送日時及び送信系統
 - エ. その他必要な事項

第2 都以外の機関に対する要請

他の区市町村、指定地方行政機関等都以外の防災関係機関に対して応援を求める場合は、応援協定を締結している機関等を除き、原則として都本部(人員調整部門)を通じて要請するものとする。ただし、そのいとまのない場合には、都に対する要請に準じ直接要請し、事後速やかに都に連絡するものとする。

3. 他区市町村協力計画(相互応援協定)

災害時における応急対策の万全を期するため、区は他の区市町村と平素より協力態勢の確立に努めるものとする。

- ① 災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、区が他の区市町村に対し応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるようあらかじめ応援の種類、手続等必要な事項について相互応援の協定を締結しておくものとする。
- ② 阪神・淡路大震災及び東日本大震災等過去の震災の教訓を踏まえ、23 区相互及び他区市町村等との協定締結の推進を図るものとする。
- ③ 現在、応援協定の締結状況は次のとおりである。

締結年月日	協 定 名 称
昭和 58 年 3 月 16 日	墨田区及び江東区防災相互協定
平成 8 年 2 月 16 日	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定 (平成 26 年 3 月 14 日再締結)
平成 18 年 1 月 30 日	江東区と大田原市との災害時等における相互応援に関する協定
平成 18 年 1 月 31 日	江東区と秩父市との災害時等における相互応援に関する協定
平成 23 年 12 月 26 日	江東区と沼津市との災害時等における相互応援に関する協定
令和 3 年 12 月 27 日	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

- ④ 上記応援協定の他、平成 21 年 4 月 22 日に福島県川俣町と合意文書(「東京都江東区と福島県川俣町との友好交流について」)を取り交わしており、防災や経済などの分野での交流をさらに進めることとしている。

- ⑤ 受援応援体制及びその手順の策定を進め、人材受け入れ時の宿泊場所の確保については、ホテルや旅館等の活用など、検討を進める。

4. 管内防災関係機関との協力計画

- ① 区は、区内における災害応急対策の円滑な実施を期するため、災害時にはその状況に応じ、管内の防災関係機関と協力し、応急対策の実施に当たるものとする。
- ② 区は、上記①に備え、平素から防災関係機関と協議し、協力態勢の確立を図るものとする。
- ③ 区及び防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

5. 郵便局との災害時協力体制

区は深川・城東・新東京各郵便局と災害時協力協定を締結（「災害時における江東区及び江東区内郵便局の相互協力に関する協定」平成10年5月18日締結）し、災害時の緊急輸送・連絡体制の強化を行った。

なお、郵便局は平成19年10月1日に民営化され、郵便局株式会社（現：日本郵便株式会社）の事業所となったが、引き続き協力体制を維持していく。

6. 自衛隊への災害派遣要請

（1）派遣要請

区長は、災害が発生し又は発生するおそれがあり、人命又は財産保護のため、自衛隊派遣要請の必要があると認めた場合には、都知事に対し自衛隊派遣の要請をするものとする。なお、自衛隊の派遣には、災害の様相等から、次のような方法がある。

- ① 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長からの派遣要請に基づき、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果、派遣される場合
- ② 災害がまさに発生しようとしている場合に、区長の要請に基づき、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ③ 災害が発生し、区長からの派遣要請を待たず、その事態に照らし特に緊急を要するため、都知事が自衛隊に災害派遣要請をする場合
- ④ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて、自衛隊が自主的に派遣する場合
- ⑤ 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合
- ⑥ 災害に際し、通信の途絶等により区長が都知事との連絡が不能である場合に、自衛

隊が、区長からの災害に関する通報を受けて自主的に派遣する場合

- ⑦ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合

(2) 要請方法

大規模の災害が発生し、区長が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都本部(人員調整部門)に依頼するものとし、事後、速やかに所定の手続きをとるものとする。(資料編その1 P.資1-7 I-3 「自衛隊等連絡先一覧」 参照)

ただし、都知事に対して派遣を要請するいとまがないときは直接、被害の状況を自衛隊に通知するものとし、後日、所定の手続きをとるものとする。

<派遣要請事項>

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となる事項

(3) 災害派遣部隊の活動範囲

災害派遣部隊の実施する業務はおおむね次のとおりである。

- ① 被害状況の把握
- ② 遭難者の誘導、輸送等
- ③ 遭難者等の搜索救助
- ④ 堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬等の水防活動
- ⑤ 消防活動の協力
- ⑥ 道路又は、水路等交通路上の障害物の排除
- ⑦ 診察防疫、病虫害防除等の支援
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑨ 炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援
- ⑩ 救援物資の無償貸付又は譲与
- ⑪ 危険物の保安及び除去
- ⑫ その他

(4) 派遣部隊の受入れ態勢

- ① 作業計画及び資材等の準備
自衛隊災害派遣を要請した場合には、応援を求める作業について速やかに作業計画を立案するとともに、必要な資機(器)材の確保に努めるものとする。
- ② 派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を誘導するとともに、部隊の責任者と作業計画について協議調整の上、必要な措置をとるものとする。

- ③ 派遣部隊の仮泊予定地は、部隊の規模、区内の被災状況等によって、区本部において指定するものとする。
- ④ ヘリコプター発着可能地点及び防災船着場は、資料編その1 P.資 1-96 I-25「ヘリポート使用候補地一覧」、P.資 1-111 I-33「江東区防災船着場一覧図」のとおりである。
- ⑤ 大規模救出救助活動拠点（オープンスペース）は、本章 予防対策 第4節 2.「大規模救出救助活動拠点等の確保」のとおりである。

7. 海上保安庁への支援要請

区長は、都知事に対し海上保安庁の支援を依頼するものとするが、都知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、第三管区海上保安本部東京海上保安部に要請するものとし、都知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

<支援要請事項>

- 傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送
- その他、区が行う災害応急対策の支援

第4節 労働力の確保

(区総務部)

1. 労働力確保の計画方針

災害時において、区職員や他の自治体からの派遣職員及び防災関係機関職員等のみでは、必ずしも十分な活動ができない状況が生ずることが予想される。

このため、都及び各防災関係機関等と緊密な連携を保ち、災害時に必要となる労働力の適切な把握とその確保に努める。

2. 労働力の確保方法

(1) 労働力の形態

労働者は日雇いとし、労働力確保の必要がある場合は、東京労働局及び公益財団法人城北労働・福祉センターに要請する。

(2) 労働力確保の方法

要請先より、労働者確保の連絡があったときは、速やかに労働者輸送の配車措置を講じ、公共職業安定所（ハローワーク）等の待機場所において、労働力を確保し、輸送する。

(3) 賃 金

賃金は都に準じて定めるものとし、就労現場において、作業終了後直ちに支払うものとする。

第7章 情報通信の確保

【基本方針】

【予防対策】

第1節 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備

第2節 区民等への情報伝達体制の整備

第3節 区民相互の情報連絡等の環境整備

【応急対策】

第1節 防災関係機関相互の情報通信連絡体制

（警報及び注意報などの第一報）

第2節 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

第3節 広報

第4節 広聴体制

第5節 区民相互の情報連絡等

基本方針

区をはじめとする防災関係機関が、災害の発生前後において災害関連情報を迅速かつ正確に取得し、外部に発信することは、区民等の一人ひとりが適切な避難行動や対応を行い、被害や混乱の発生と拡大を抑止する上で極めて重要である。同時に、災害関連情報は各防災関係機関による円滑な応急対策活動の実施を担保する大きな基盤といえる。

デジタル技術の進展を踏まえ、防災DXの推進を前提として、各防災機関間における情報の伝達及び相互共有体制を整備するため、耐災害性を有する通信網の構築及び強化に努めるとともに、区民等に迅速かつ確実に情報を伝達するため、要配慮者等に留意した多様な伝達手段の運用を促進する。また、家族（個人）間の安否確認に資する多様な情報通信手段の普及啓発に努めるなど、住民相互の情報伝達環境の整備を図る。

■区内部の情報連絡、外部機関との情報連絡

防災行政無線（移動系）や災害情報システムの機能拡充、公共安全モバイルシステムの導入に加え、それらを補完する多様な通信手段を配備するなど、区内部及び外部機関との重層的な情報連絡体制を確保する。

■区民等への情報提供、広報活動

防災行政無線（同報無線）による災害情報の伝達に加え、区防災ホームページの機能強化や、メールサービスの運用、ソーシャルメディアなど情報発信手段の活用等により、区民や旅行者等への情報提供を充実強化する。また、被害状況や避難所の開設状況などの支援情報について、電子地図を活用し、見える化を図り、SNSを効果的に活用しながら、災害情報をきめ細やかに伝える仕組みを構築する。さらに、災害情報システムによる効率的な情報共有と集計を実施し、報道発表を含めた区の

広報活動の迅速化を図る。

■住民相互の情報通信基盤の確保

通信事業者による安否確認手段の確保等により、住民相互の情報伝達手段を充実するなど、情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。また、平常時から安否確認サービスの利用経験を促進する。

予防対策

第1節 防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備

(区総務部)

災害関連情報を迅速かつ的確に伝達及び把握することは、区をはじめとする防災関係機関による適切な災害応急対策活動の実施が必須条件である。固定電話や携帯電話を中心とした公衆通信回線は、平常時及び災害時とも有効な通信連絡手段であるが、大震災のように広域的な大災害の発生による公衆通信回線の不通に備え、防災行政無線（同報無線及び移動系）など耐災害性が確保された通信網を整備しておくものとする。

区は、江東区防災センターの建設に合わせて防災行政無線用設備をデジタル化し、平成18年度より運用を開始している。防災行政無線（移動系）は260MHz帯移動通信システムを導入し、各局相互の音声通信、FAX通信のほか、区役所内線電話接続、メール通信等が可能であり、併せて導入した江東区災害情報システムと連携した迅速なデータ集計処理を可能としている。

1. 情報連絡系統

(1) 区内部の情報通信連絡系統

区内部の情報連絡において、発災直後でも迅速、確実な体制を確保できるよう、災害時優先電話の確保と防災行政無線（移動系）の拡充を図るとともに、公共安全モバイルシステムなど新たな通信手段の導入による多層化・多様化を図る。

なお、系統図は資料編その1 P.資-91 I-22-1 「災害時における予・警報等連絡系統図」のとおりである。

(2) 都区間の情報通信連絡系統

都区間の情報連絡は、災害時優先電話や東京都防災行政無線による音声・FAX・テレビ会議システム・東京都災害情報システム(DIS)等を使用する(資料編その1 P.資1-8 I-4「水防関係機関等連絡先一覧表」及び風水害編第2部 第1章 第1節 3.「東京都水防災総合情報システム」参照)。

(3) 区内防災関係機関との情報通信連絡系統

区内防災関係機関との情報通信連絡は、災害時優先電話を活用する。また、公衆通信回線の不通時は防災行政無線（移動系）を使用するものとするが、当該設備を補完する新たな通信手段による多層化・多様化を図っていく。

(4) 気象警報等の情報通信系統

Jアラートによる情報や東京都防災行政無線による通報のほか、テレビ、ラジオ、インタ

ーネット等、多様な手段で情報を取得する体制を確保する。

なお、気象警報、通信指示系統図は、資料編その1 P.資 1-92 I-22-2 「気象警報・通報指示系統図」のとおりである。

(5) 災害協力隊との情報通信連絡系統

区から災害協力隊への情報伝達は、一斉情報配信メールを活用する。災害協力隊からの被害状況等の情報伝達は、発災直後は災害情報連絡員を通じて行い、災害が沈静化し、被害の全容がおおむね明らかになった時点では各出張所・豊洲特別出張所を通じて行うことを基本とする。

なお、通報系統図は、資料編その1 P.資 1-93 I-23 「総務部情報通信班に対する被害状況通報系統図」のとおりである。

(6) 電力途絶（計画停電を含む）に対する措置

区防災センターの無線基地局は、無停電電源装置（UPS）の配備に加え自家用発電設備による電源供給を可能としており、7日分の燃料を備蓄している。防災行政無線（同報無線及び移動系）には蓄電池を備えるとともに、区立小・中学校等及び出張所には発電機を備蓄している。

2. 通信連絡態勢の確立

(1) 区本部の通信連絡態勢

区及び各防災関係機関は、情報の錯綜を避けるため窓口を統一し、情報の収集及び伝達を一元化する。

① 区の統一窓口

- ア．災害対策本部設置前：総務部危機管理室防災課、災害情報連絡員
- イ．災害対策本部設置後：総務部危機管理室情報通信班、災害情報連絡員
- ウ．警戒勤務従事職員（休日、夜間 宿日直）

② 区本部設置後は、各情報通信手段を平常業務のため使用することを制限する。

(2) 通信連絡事務従事者の指名

区災害対策本部及び各防災関係機関は、情報の収集及び伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者をあらかじめ選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名する。

3. 受発信用箋の様式

江東区災害対策本部運営要綱(資料編その2 P.資 2-20 I-6 「江東区災害対策本部運営要綱」 参照)。

第2節 区民等への情報伝達体制の整備

(区総務部)

災害時において区民等の安全を確保するため、区が区民等へ災害関連情報を迅速かつ確実に伝達することは極めて重要である。緊急性の高い情報については特に迅速性が求められるため、各種情報伝達設備とJアラートを連動させるなど、情報伝達手段の多重化・多様化に努めていく。外国籍区民に対しては、防災に関する動画のインターネット配信など、平常時から情報提供を行う。

また、災害時における情報伝達の実効性を高めるため、国及び都と連携し、情報伝達に関する訓練等を継続的に実施する。

1. 防災行政無線設備の整備

(1) 無線の現状

江東区防災センターの建設に合わせて、防災行政無線(同報無線)設備をデジタル化し、平成18年度より運用を開始し、さらに都市化に伴う難聴対策にも取り組んでいる。

防災行政無線(同報無線)は、設備の運用確認のため、毎夕方にチャイム音による試験放送を行っている。

平成23年度よりJアラートを活用した防災行政無線(同報無線)の自動起動の運用を開始し、平成25年度には国民保護情報、平成26年度には気象特別警報と対象の拡大を図った。

平成25年度より7年計画で、既存市街地の聴取環境要改善地域の解消を図るとともに、臨海部を中心とした、未整備地区への子局放送設備の整備を進めていく。(資料編その1 P.資 1-86 I-21-1～I-21-2「拡声受信装置設置場所一覧表」「防災行政無線拡声子局設置場所図」、資料編その2 P.資 2-29 I-9「江東区防災行政用無線局管理運用規程」、P.資 2-31 I-10「江東区デジタル防災行政用無線局(移動系)運用細則」 参照)

平成23年度に登録制のメール配信サービスである安全安心メールに防災関連情報と防災行政無線の放送内容の2項目を追加し、各種気象警報等の自動連携による情報配信をはじめ、緊急情報の配信を行っている。

また平成30年度より、安全安心メールの防災関連情報を防災関連X(旧 Twitter)に自動連携での投稿を開始した。

さらに、安全安心メールの防災関連情報及び防災行政無線の放送内容は、区ホームページ、CATV(データ放送)、防災アプリで自動連携表示がされ、閲覧可能となっている。

防災行政無線（移動系）は260MHz帯移動通信システム各局相互の音声通信、FAX通信のほか、区役所内線電話接続、メール通信等が可能であり、併せて導入した災害情報システムと連携した迅速なデータ集計処理を可能としている。防災行政無線（同報無線）は、拡声受信装置（屋外スピーカー）を通しての区内一斉放送のほか、防災センター内の基地局に対し音声通信及び静止画像等のデータ伝送を可能としている。

なお、都区間の連絡は東京都防災行政無線（多重系）等を活用する。（資料編その1 P. 資1-85 I-20 「無線等系統図」 参照）

（2）訓練の実施

第1 江東区防災行政無線等

① 移動系一斉通報訓練：偶数月の第3水曜日

② 移動系個別交信訓練：奇数月の第3水曜日

※防災行政無線（同報無線）の訓練は、総務省消防庁による全国一斉情報伝達試験や選挙放送など、必要に応じ不定期に実施。

第2 東京都防災行政無線

都の定める訓練計画による。

（3）民間通信・放送事業者との連携

テレビ・ラジオ等、区以外の主体による区民への情報伝達と、区が主体となる情報伝達を組み合わせ、情報伝達手段の多重化・多様化を図るため、携帯電話事業者3社の緊急速報メール等の導入や東京ベイネットワーク（CATV）・レインボータウンFM（コミュニティFMラジオ放送局）と災害時放送協定を締結している。（「災害時等における放送要請に関する協定」平成16年8月2日締結）

（4）電力途絶に対する措置

災害時の応急対策活動拠点となる区の重要施設（出張所、区立小・中学校等）の無線設備については、停電時対策として発電機を整備している。また、防災行政無線（同報無線及び移動系）には蓄電池を完備しており、計画停電を含む電力途絶時にも使用可能である。

2. 災害情報の収集・伝達体制の構築

（1）災害警報の伝達

区長は、災害対策基本法第56条の規定に基づき、災害に関する予報・警報の通知に係る事項を区民、防災関係機関及びその他関係のある公私の団体に伝達する。

（2）災害情報の収集及び伝達

第1 情報収集

① 区は、災害応急対策の第一次実施機関として、災害情報の収集窓口を設け、平常時

から区民及び関係機関に周知しておく。

② 気象庁による気象予警報(警報・注意報等)については、Jアラート、都無線及びN T T (F A X) により通報を受けるほか、テレビ、ラジオ等を利用する。

③ 区は、次の事項を重点的に収集する。

- ア. 異常現象の発生内容
- イ. 災害発生の原因及び経過
- ウ. 区内の被害状況
- エ. 区が実施した措置状況
- オ. 各機関の対応状況

収集した災害情報は、区、警察署及び消防署の三者をはじめ、防災関係機関と共同して検討し、内容の正確を期するよう努めるものとする。

第2 情報伝達

災害状況の情報伝達は、特に迅速、正確を期すものとし、固定電話、無線電話、防災行政無線及び各機関の連絡員(伝令)等により行い、関係機関及び民間団体の協力を得るようあらかじめ依頼しておく。

区民に対する伝達は防災行政無線(同報無線)を主とし、緊急速報メール、安全安心メール、X (旧 Twitter)、facebook、L I N E、区ホームページ、Yahoo! 防災速報、デジタルサイネージ、C A T V、コミュニティFM、公用車、災害協力隊及び災害情報連絡員等あらゆる手段の活用を図るほか、新たな通信手段による多層化・多様化を図る。

【区民に伝達する主な緊急情報と手段】

情報の種別	伝 達 手 段		
	防災行政無線(同報無線)	緊急速報メール	安全安心メール
避難情報	高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	同左	同左
震度情報	震度5強以上 ※区役所震度計観測震度	×	震度4以上 ※区内観測震度
緊急地震速報	震度5強以上	震度4以上 ※気象庁から配信	×
津波情報	大津波警報	津波警報 大津波警報 ※気象庁から配信	津波注意報 津波警報 大津波警報
気象情報	特別警報	×	気象警報、特別警報

第3 災害情報連絡員の配備

災害時における地域の情報収集及び区民、災害協力隊等への情報伝達に当たるため、指定した拠点避難所(区立小・中学校等)に災害情報連絡員を配備する。また、通信機器等の取扱いに習熟する目的で定期的に通信訓練を行う。

第4 都に対する報告

区は、災害が発生したときから応急対策が完了するまで、災害の原因、災害の発生日時、災害の発生場所又は地域、被害状況、災害救助法適用の要否、その他必要な事項を、原則的には東京都災害情報システム（D I S）にて都へ報告する。システム障害等により入力不可能な場合は、無線電話、無線FAXなどを使用し都へ報告する。

第5 警戒勤務従事職員（休日、夜間宿日直）

警戒勤務従事職員は、気象、地象、水象に関する情報及び風水害、地震、火災情報等を受信したときは、必要と判断した場合、災害対策を所管する課長及び警戒勤務主管課長（危機管理課長）に連絡し、その指示に従う。

第3節 区民相互の情報連絡等の環境整備

（区総務部）

区民等が相互に安否確認が取れる環境の整備及び手段の周知を行う。また、個人が能動的に情報を入手できる環境を整備する。

- 区民が日頃から、安否確認など災害時の行動を家族とよく相談するよう、また、区民が事前にその方法を熟知するよう、周知啓発に努める。
- 防災関係機関等から区民や帰宅困難者に対する情報提供と、個人による情報取得のため、避難所や一時滞在施設等における公衆無線LANの整備等、通信環境の強化を検討する。
- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、新しい通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進する。

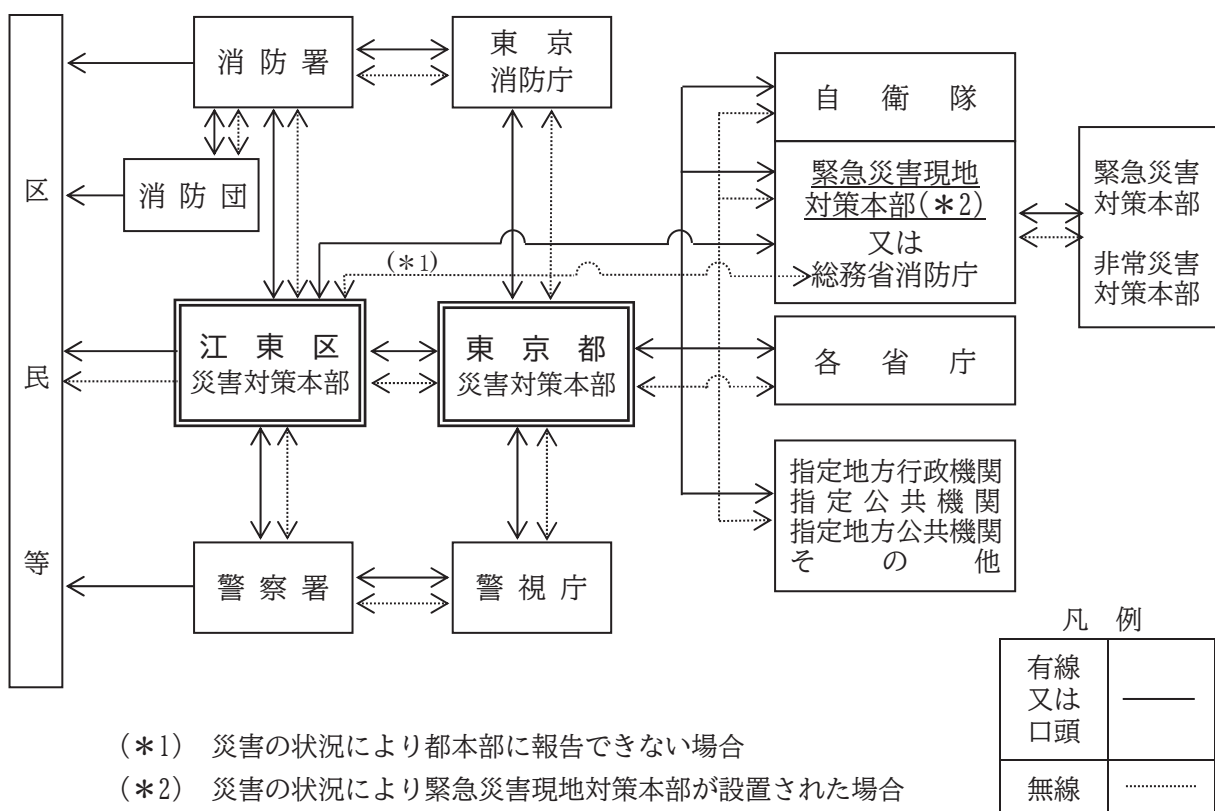
応急対策

第1節 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

（区政策経営部・総務部）

災害原因に関する以下のような重要な情報について、気象庁、都、区各部その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに区民等へ周知するとともに、関係のある区各部、都、防災関係機関等に通報する。

- 災害が発生するおそれのある異常な現象についての情報
- 災害原因に関する重要な情報
- 大津波警報及び津波警報についての情報



- 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。
- 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官、若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。
- 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、災害協力隊及び一般区民等に周知する。

<放送の活用>

- 災害時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。
- なお、避難指示等に関する情報は、東京都災害情報システム（D I S）への入力により、「災害情報共有システム（Lアラート）」を経由して各放送事業者等に提供する。

第2節 防災関係機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

（区総務部）

東京都災害情報システム（D I S）のほか、専用電話など、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、被害状況等の把握を行う。

1. 被害状況等の報告

（1）区総務部に対する報告

- ① 区総務部に対する報告事項及び報告主管部は下表のとおりとし、様式は資料編 1P. 資 1-151 I-44 「被害状況等の報告に関する様式」のとおりとする。

区分 報告事項	報 告 項 目	主 管 部	報 告 区 分		
			発 生 報 告	中 間 報 告	決 定 報 告
気象状況	気 象 情 報	総務部(土木部)	○		
	水 象 情 報	土 木 部	○		
被害状況報告	人 ・ 家 屋 被 害	区 民 部	○	○	○
	商 工 業 被 害	地 域 振 興 部		○	○
	公 共 土 木 施 設 被 害	土 木 部	○	○	○
	氾濫河川（海岸）被害	土 木 部	○	○	○
	教 育 施 設 被 害	教 育 委 員 会 局		○	○
	区 有 財 産 被 害	総 務 部	○	○	○
	そ の 他 被 害	関 係 部	○	○	○
措置状況報告	職 員 動 員 数	関 係 部	○	○	○
	水 防 活 動	土 木 部	○	○	○
	避 難 収 容 状 況	生 活 支 援 部	○	○	○
	救 助 物 資 等 給 与 状 況	総 務 部		○	○
	物 資 経 理 状 況	総 務 部	○	○	○
	そ の 他	関 係 部	○	○	○

- ② 報告の内容により、発生報告、中間報告、決定報告に区分する。

第1 発生報告

被害の大小にかかわらず、次の項目を報告する。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時及び場所
- ③ 被害の概況

第2 中間報告

被害の全容がおおむね明らかになってから、取りまとめて毎日午前 11 時までに報告する。

第3 決定報告

被害状況が確定したときは、取りまとめて確定報告する。

（2）都に対する報告

区総務部は、「（1）区総務部に対する報告」により被害状況を取りまとめて、次の要領により報告する。

- ① 報告の種類、提出期限等は次の表のとおりとする。

報告の種類		入力期限	入力画面
発 災 通 知		即 時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括
			被害情報、措置情報
要 請 通 知		即 時	要請情報
確 定 報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括
	各種確定報告	同 上	被害情報、措置情報
災 害 年 報		4 月 20 日	災害総括

- ② 報告の方法は原則として、東京都災害情報システム（D I S）への入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、F A X などあらゆる手段により報告する）。

- ③ 「災害年報」は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

（3）報告の要領 ※総務省消防庁の「災害報告取扱要領」に準ずる。

第1 人的被害

人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること。

- ① 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
- ② 災害関連死者とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- ③ 行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
- ④ 重傷者とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- ⑤ 軽傷者とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治癒できる見込みのものとする。

第2 住家の被害

- ① 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- ② 全壊とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- ③ 半壊とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- ④ 一部破損とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- ⑤ 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- ⑥ 床下浸水とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

第3 非住家の被害

- ① 非住家とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- ② 公共建物とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする。

- ③ その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- ④ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたものののみとする。

第4 その他

- ① 田流失、埋没とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- ② 田の冠水とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- ③ 畑の流失、埋没及び畑の冠水については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- ④ 学校とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 条）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- ⑤ 道路とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
- ⑥ 橋梁とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- ⑦ 河川とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- ⑧ 港湾とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- ⑨ 砂防とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- ⑩ 清掃施設とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- ⑪ 鉄道不通とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
- ⑫ 被害船舶とは、櫓のみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- ⑬ 電話とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。
- ⑭ 電気とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- ⑮ 水道とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- ⑯ ガスとは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- ⑰ ブロック塀とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- ⑱ り災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- ⑲ り災者とは、り災世帯の構成員とする。

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
風 水 害 編	第4部
	第1部
	第2部
	第3部

第5 火災発生件数

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

第6 被害金額

- ① 公立文教施設とは、公立の文教施設とする。
- ② 農林水産業施設とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- ③ 公共土木施設とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- ④ その他の公共施設とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- ⑤ 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。
- ⑥ 公共施設被害市町村とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- ⑦ 農産被害とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- ⑧ 林産被害とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- ⑨ 畜産被害とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- ⑩ 水産被害とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
- ⑪ 商工被害とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

2. 区総務部に対する応急措置状況報告

(1) 報告事項

既にとった措置について、項目、日時、場所、活動人員、使用器材等を明確にして報告する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

(2) 報告区分

第1 発生報告

区の各部は、災害応急対策活動を実施の都度報告する。

第2 中間報告

災害応急対策活動を実施している間、各実施機関は毎日午前 11 時までに前日分について取りまとめて報告する。

第3 決裁報告

災害応急対策活動が完了した後、各実施機関は文書により取りまとめて報告する。

(3) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく救助措置及び救助報告は、別に定める様式に基づき各主管部が報告する。(資料編その1 P. 資 1-163 I-45「災害救助法に基づく救助措置及び救助報告主管部」、資料編その2 P. 資 2-49 I-13-1～I-13-3「災害救助法(抄)」「災害救助法施行令(抄)」参照)

3. 災害地調査要領

(1) 特命調査班の編成

災害現地の実態を把握し、区の災害応急対策活動の円滑化を図るため必要に応じ、特命調査班を編成する。ただし、班及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜編成する。

(2) 特命調査班の任務

特命調査班は区長(区本部長)の特命により出動し、現地の状況を調査する。

(3) 調査事項

特別調査事項は、おおむね次のとおりとする。

- ① 災害原因
- ② 被害状況
- ③ 応急措置状況
- ④ 災害現地住民の動向及び要望事項
- ⑤ 現地活動上の障害

第3節 広 報

(区政策経営部・総務部)

1. 災害広報体制

災害応急対策活動状況、区その他関係機関の措置状況、区民に対する協力要望等を広報し、諸活動の円滑な実施を目的とし、併せて区民の災害に対する不安を払拭するため、区本部は広報体制を確立する。

2. 区民への広報

(1) 広報要領

災害発生のおそれがある場合、または災害が発生した場合は、災害情報の情報伝達（P. 183）と同様に、防災行政無線（同報無線）をはじめ、様々な方法で、情勢に適した効果的な広報活動を展開するものとする。

本部設置後は、総務部情報通信班と協力して、政策経営部広報班が実施するものとする。なお、災害が終息したときは、適切な広報媒体を用いて、必要な広報活動を行う。

(2) 広報内容

- ① 災害応急対策活動状況及び今後の見通し
- ② 避難指示等の発令状況
- ③ 被害状況、関係機関の諸活動(救助、消防、整備、水防等)
- ④ 事故防止、防疫についての注意(二次災害、出火防止・余震の注意喚起等)
- ⑤ 交通運輸の状況
- ⑥ 不安の払しょくや誤情報の流布防止に関する事項
- ⑦ その他必要な事項

(3) 方 法

- ① 各種広報資機（器）材を活用し、かつ各関係機関、民間団体の協力を得て実施する。
- ② 広報時期及び内容の選択に注意し、関係機関との相互連絡を密にする。
- ③ C A T V放送局及びコミュニティFMラジオ局に対し、協定に基づく放送要請を行う。
- ④ 区ホームページ、安全安心メール、各種SNS及びYahoo!防災速報等により直接、情報の提供を行う。

3. 報道機関への発表

災害に関する情報及び本部長室の災害対策事項、その他区民に周知すべき事項は政策経営部長が事項の軽重、緊急性等を検討した上で記者への口頭説明又は各社への電話連絡（あらかじめ作成して文書を読み上げること）、FAX、メール等によって報道機関へ発表する

ものとする。

4. 広報写真等の作成

災害時における被害地の状況を写真や映像で記録し、復旧対策、広報活動の資料等として活用する。

第4節 広聴体制

(区政策経営部)

発災後、被災者からの相談及び被災者への支援に関することなど、被災者のための相談所を開設し、被災者の要望事項や苦情を聴取することにより、混乱を防止し、その解決を図る。

第5節 区民相互の情報連絡等

(区政策経営部・総務部・区民部)

区民、事業者及び帰宅困難者に対し、都や報道機関等と連携して、一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行うとともに、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報を提供する。

区民等は、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。

また、区は警察・消防・医療機関等の関係機関と連携して、区民の安否情報の迅速な収集に努めるとともに、被災者(区民)の親族等の自然人又は被災者の勤務先企業や被災者の在籍する学校などの教育機関その他団体からの安否情報の照会に対し、適切に情報提供する。

なお、安否情報の収集及び回答に当たっては、災害対策基本法(第86条の15)、同法施行規則(第8条の3)等を踏まえるとともに、個人情報保護法等との整合に留意する。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

第8章 医療救護等対策

【基本方針】

【予防対策】

- 第1節 初動医療体制の整備
- 第2節 医薬品・医療資機（器）材の確保
- 第3節 医療施設の基盤整備
- 第4節 遺体の取扱い

【応急対策】

- 第1節 初動医療体制
- 第2節 医薬品・医療資機（器）材の供給
- 第3節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

【復旧対策】

- 第1節 防疫体制の確立
- 第2節 遺体の埋葬等

基本方針

震災時には、家屋の倒壊や火災の発生などにより多数の負傷者が発生することが想定されるため、関係機関・団体が連携した体制を構築し、医療救護、歯科医療救護、助産救護及び乳幼児救護の迅速な実施に万全を期さなければならない。また、遺体については、死者の尊厳と遺族の感情を十分に配慮し、適切かつ迅速に取り扱う必要がある。

さらに、被災住民に対する巡回保健相談や食品等の衛生措置を行うほか、検病調査、防疫指導、家屋内外の消毒等を行い、各種感染症の蔓延を防止するなど、被災地域の保健衛生対策を徹底することにより、区民生活の安定を図る。

なお、具体的な医療救護活動は、区医師会、区歯科医師会及び区薬剤師会等と協議の上、区が策定した「江東区災害時医療救護活動マニュアル」等により対策を講じる。

■初動医療体制の確立

被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、区災害医療コーディネーターを中心とする情報連絡体制を構築する。また、関係各部や警察署、消防署等の搬送機能を有する関係機関・団体と連携して、搬送手段を確保する。

■医薬品・医療資機（器）材の確保

医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資機（器）材の備蓄に加え、薬剤師会等と協力し医薬品等の卸売販売業者も活用した医薬品等の供給体制を強化する。

予防対策

第1節 初動医療体制の整備

(区総務部・健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、東京消防庁、陸上自衛隊)

1. 情報連絡体制の確保

区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを設置（指定）する。

また、区災害医療コーディネーターが、区域内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

2. 医療救護活動の確保

区では、区医師会、区歯科医師会及び区薬剤師会、柔道整復師会と協定を締結し、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるよう努めている。

区は、あらかじめ医療救護所等を設置できる場所を確保するとともに、災害拠点病院等との連携に基づいて、あらかじめ緊急医療救護所の設置場所を確保する。

また、医療救護活動拠点を設置し、区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるよう、体制を整備する。あわせて、平時から緊急医療救護所の設置・運営訓練を実施することで、実効性を高める。

【医療救護所等】

名 称	説 明
避難所医療救護所	区が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所
緊急医療救護所	区が、発災後速やかに、災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ（※）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
医療救護活動拠点	区が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

※ トリアージとは、災害時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。

3. 負傷者等の搬送体制の整備

区は、負傷者の搬送方法を検討し、医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制の構築を図る。

引き続き、搬送手段の拡充を図るため、車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結等について検討する。

4. 防疫体制の整備

区は、防疫用資機（器）材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。また、都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

（第2部 第10章「避難者対策」参照）

5. 被災動物の保護

区は、関係機関と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、協定締結団体である東京都獣医師会江東支部等の関係機関との協力体制の整備に努める。

第2節 医薬品・医療資機（器）材の確保

（区総務部・健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会）

区は、区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会等と協議の上、医療救護所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。なお、医薬品等の備蓄については、卸売販売業者が復旧するまでの間（目安：72時間）に医療救護所等で必要になる品目・量とする。

また、区薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所（状況に応じて複数箇所設置）、センター長（区災害薬事コーディネーター）や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の災害薬事センターへ納品する。

災害薬事センターを複数箇所設置する場合、中核となる災害薬事センターは、災害医療コーディネーターのいる区の指定した場所等とする。このセンターを統括する区災害薬事コーディネーターは区薬剤師会から選任し（以下、区災害薬事コーディネーター長）、災害医療コーディネーターと連携し活動する。その他のセンターの災害薬事コーディネーターは区薬剤師会と区が協議の上、決定する。区災害薬事コーディネーター長は、その他の災害薬事センターを統括する。

区災害薬事コーディネーターは、区、医師会等と緊密な連携を確保し、医薬品の適正な管理、配置に努める。

区は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に区薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。

第3節 医療施設の基盤整備

(区健康部、都保健医療局)

広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うため災害拠点病院を強化し、災害時医療体制の充実を図る。

都は、災害に対する総合地域危険度を勘案して災害拠点病院を指定する。また、救急告示を受けた病院等を災害拠点連携病院として指定し、中等症者等を中心とした受入体制を確保するとともに、災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として位置付けて、災害時の医療機能を確保する。

都は、医療機関の耐震化とともに、多元的な水の確保、電力等のライフライン機能確保やBCP（事業継続計画）の策定を支援する。また、衛星携帯電話やE M I S（広域災害救急医療情報システム）など通信手段の確保やマニュアルの整備など活用方法を確立するとともに、円滑な情報連絡体制を構築するため、災害拠点病院等との通信訓練を実施する。

【災害拠点病院等】

指定区分	説 明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）

第4節 遺体の取扱い

(区区民部・土木部・健康部、深川・城東・東京湾岸各警察署、
東京海上保安部、陸上自衛隊)

災害に際し、行方不明者又は死亡者が発生したときは、搜索、遺体の取扱い、埋葬の各段階において、区並びに都各機関及び防災関係機関相互の連絡を緊密にし、遅滞なく処理を行い、民心の安定を図る。

区は、遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
- 検視・検案（※）未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- 遺体収容所設置等に供する資機（器）材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

※ 検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

応急対策

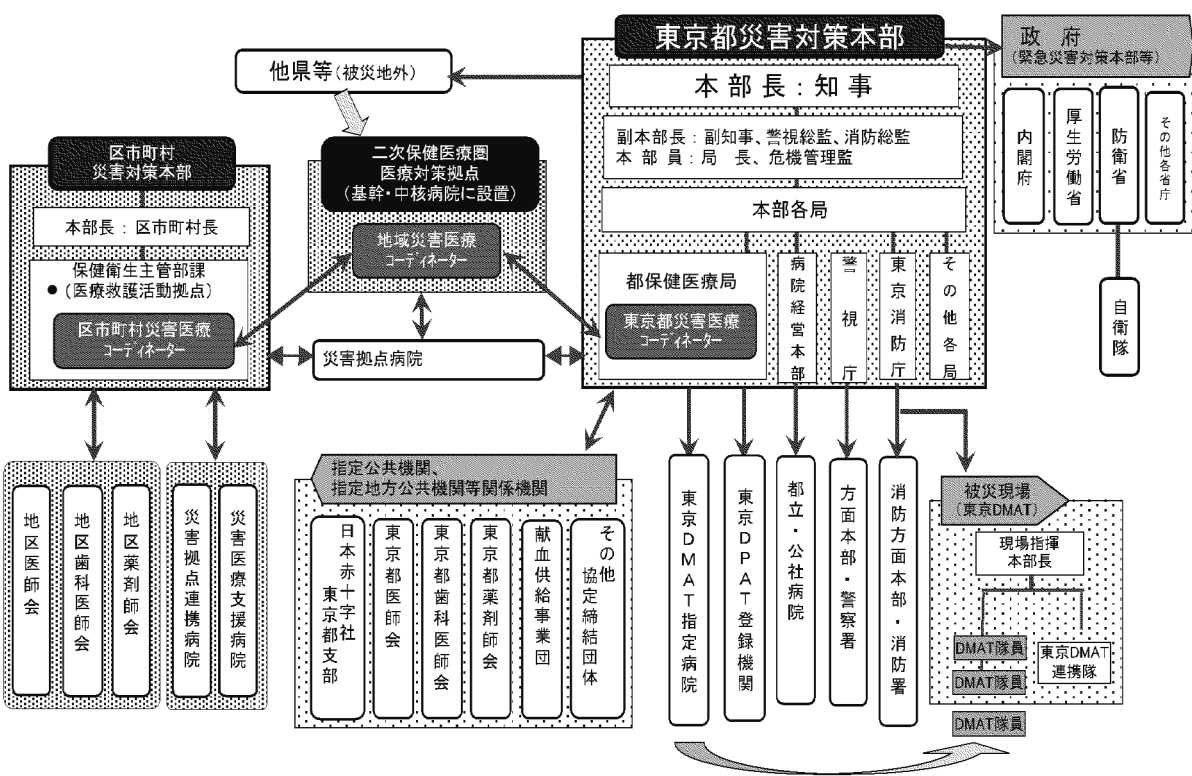
第1節 初動医療体制

(区総務部・健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、東京消防庁、陸上自衛隊)

1. 医療救護活動体制

区は、災害により医療救護の必要があると認めた場合は、迅速かつ的確な医療救護活動を実施するものとし、医師会等の協力を得て医療救護所を設置し、直ちに医療救護活動及び歯科医療救護活動を実施するものとする。

【発災直後から急性期までの連携体制（イメージ）】



【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分		想定時間	状 況
0	発災直後	発災～6 時間	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期	6 時間～72 時間	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期	72 時間～1 週間程度	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期	1 週間～1 か月程度	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期	1 か月～3 か月程度	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期	3 か月以降	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

【主な医療救護活動】

全 体 概 要	フェーズ0 発災直後 発災～6時間まで	フェーズ1 超急性期 72時間まで	フェーズ2 急性期 1週間程度まで	フェーズ3 亜急性期 1か月程度まで	フェーズ4 慢性期 3か月程度まで	フェーズ5 中長期 3か月程度以降
	医療ニーズ 外傷治療・救命救急のニーズ	慢性疾患治療、被災者・支援する職員等の健康管理、公衆衛生的なニーズ				
必要な医療救護活動	都内全域の広域的な活動	区市町村中心の救護活動				
① 区市町村	緊急医療救護所の設置・運営					
区市町村災害医療コーディネーター	地区医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣					
	避難所医療救護所・医療救護活動拠点・災害薬事センターの設置					
② 都	災害医療コーディネーターの参集 医療対策拠点の設置					
東京都災害医療コーディネーター	東京DMATの活動					
地域災害医療コーディネーター	都医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣					
	主に日本DMATによる支援活動					
	主に他道府県の医療救護班による支援活動					
③ 災害拠点病院	主に重症者の収容・治療	平常時の医療体制へ徐々に移行				
④ 災害拠点連携病院	主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療	平常時の医療体制へ徐々に移行				
⑤ 災害医療支援病院 ⑥ 診療所等	診療継続または区市町村の定める医療救護	平常時の医療体制へ徐々に移行				

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化または短縮します

【各機関の役割分担・連携】

機 関 の 名 称	活 動 内 容
区	医療救護活動拠点を設置する。区災害医療コーディネーターの助言のもと、区内の医療救護活動等を統括する。医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を得て緊急医療救護所を設置する。
医 師 会	区から「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく、医療救護班の派遣要請があったときは、医療救護班を出動させ、医療救護活動を行う。
歯 科 医 師 会	区から「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」に基づく、歯科医療救護班の派遣要請があったときは、歯科医療救護班を出動させ、歯科医療救護活動を行う。
薬 剤 師 会	区から「災害時の薬剤師会の救護活動に関する協定書」に基づく、薬剤師班の派遣要請があったときは、薬剤師班を出動させ、医療救護班の医師等とともに医療救護活動、防疫対策への協力等を行う。
柔 道 整 復 師 会	区から「災害時における柔道整復師会の協力についての協定書」に基づく、応急救護の実施の要請があったときは、指定の場所に参集し、医師の指示の下に活動を行う。
助 産 師 会	区から「災害時における助産師会の支援活動に関する協定書」に基づく、助産師の派遣の要請があったときは、指定の場所に助産師を派遣し、妊産婦等支援活動を行う。
都 保 健 医 療 局	区から医療救護班等の派遣及び医薬品等の供給要請があった場合、又は医療救護の必要を認めた場合には、都医療救護班の派遣や必要な医薬品等の供給を行う（原則区東部医療対策拠点に要請する）。
東 京 消 防 庁 (第七消防方面本部・深川・城東両消防署)	都又は区から医療救護所の活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で救急隊を派遣し支援する。 また、発災直後の救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じて災害医療派遣チーム（「東京DMAT」）と連携して行う。 支援内容は次のとおりとする。 1 傷病者の収容先医療機関の選定 2 後方医療施設への搬送 3 傷病者の応急救護
陸 上 自 衛 隊	区から都に依頼し、都から（都へ要請する時間がない場合は、直接区から）要請があった場合には、可能な範囲で隊員を派遣し支援する。 医療救護に関する支援内容は、次のとおりとする。 1 傷病者の救出活動 2 傷病者の輸送等 3 診察・防疫等の支援 4 人員及び物資の緊急輸送 5 その他

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

2. 医療情報の収集伝達体制

区は、区医師会及び区災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報共有するとともに、圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

また、住民に対する相談窓口の設置、医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況の地域住民への周知等を実施する。

【災害医療コーディネーター】

指定区分	説明
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するために、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師（令和2年4月現在 医師3名を指定）
地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏（※）域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師（島しょ保健医療圏を除き各1名）
区災害医療コーディネーター	区内の医療救護活動を統括・調整するため、医学的な助言を行う、区が指定する医師

※ 江東区、墨田区及び江戸川区は区東部保健医療圏に該当する。

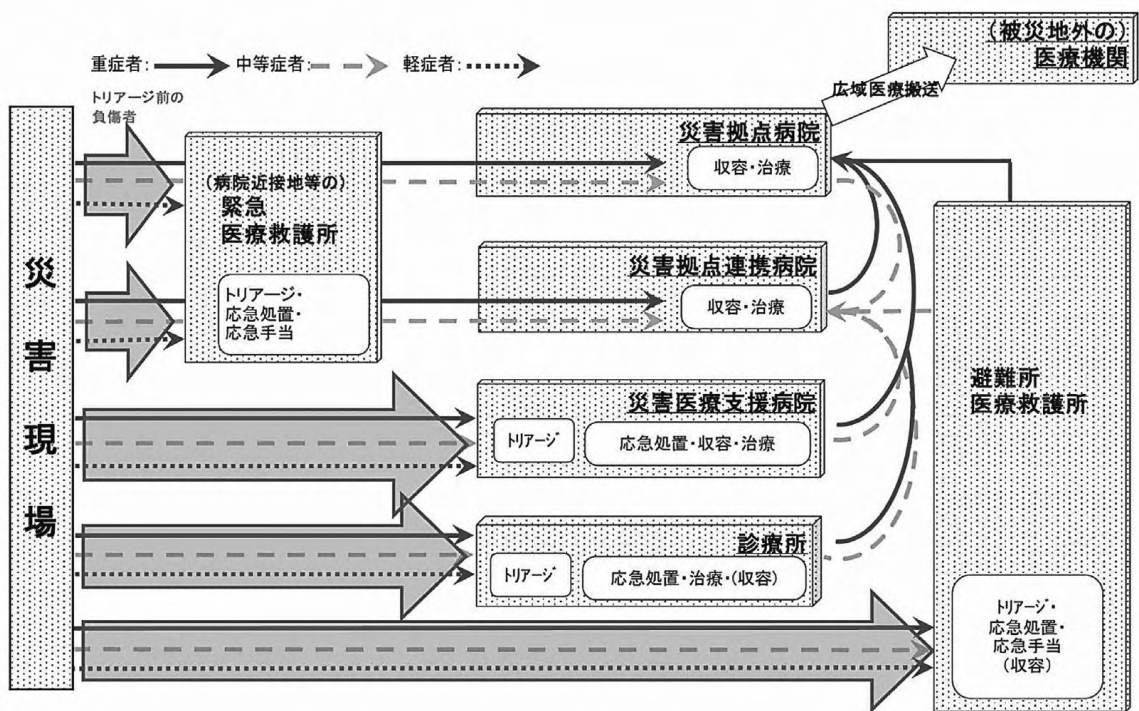
3. 初動期の医療救護活動

（1）区

区は、次の活動を行う。

- 災害時における医療救護を一次的に実施
- 区災害医療コーディネーターの助言を受け、区内の医療救護活動等を統括・調整
- 災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営（超急性期）
- 医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整
- 拠点避難所等に医療救護所を設置（急性期以降）
- 避難所等において定点・巡回診療を実施
- 区医師会、区歯科医師会及び区薬剤師会との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請
- 医療救護体制が不足する場合には、地域災害医療コーディネーターに応援を要請

【災害時医療救護の流れ】



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受け入れる。
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等や負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、急性期以降は避難所等における避難所医療救護所を中心とする。

なお、区は医療救護班等の救護活動を円滑なものにするため、「江東区災害時医療救護活動従事者登録証」を医師会等に交付している。

第1 医療救護本部の設置

区健康部は、超急性期以降に区本部の機能の一部として「医療救護本部」を設置する。

第2 医療救護活動拠点の設置・運営

区健康部は、医療救護活動拠点を設置する。

医療救護活動拠点では、区災害医療コーディネーターが中心となって、医療救護本部や医療救護班などの医療チームと情報交換を行い、医療救護所や医療機関で行われる医療救護活動に不均衡が生じないように医療ニーズや活動方針を確認する。

第3 被害状況の把握・伝達

- ① 区民の被害状況の収集
区災害対策本部のみならず、関係機関からも情報収集を行う。
- ② 医療機関の被害状況の把握
医療救護本部は、各地域の医療機関の被害状況及び診療可能状況を可能な限り把握する。

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

③ 被害情報の伝達

医療救護本部の把握した情報は、速やかに、区災害対策本部、区災害医療コーディネーター及び関係機関に報告する。

第4 医療救護班の編成

医療救護本部は、あらかじめ医師会・歯科医師会・薬剤師会等と協議し、医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班を編成しておくものとし、災害時には、医師会・歯科医師会・薬剤師会に対し、派遣をそれぞれ要請する。

【医療救護班等の活動内容】

区 分	内 容
医療救護班	○ 傷病者のトリアージ ○ 傷病者に対する応急処置 ○ 傷病者の搬送 ○ 死亡の確認 ○ 助産救護 ○ 状況に応じて遺体の検案への協力
歯科医療救護班	○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 検死・検案に際しての法歯学上の協力 ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導及び医療救護班への協力など、区からの要請に応じられること
薬剤師班	○ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 ○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援、避難所の衛生管理・防疫対策への協力及び医療救護班への協力など、区からの要請に応じられること

第5 医療救護所等の設置

医療救護本部・医療救護活動拠点は、次の場所に緊急医療救護所及び避難所医療救護所を設置し、医療救護班・歯科医療救護班を配置するものとする。また、避難所医療救護所の設置は災害救助法に基づくものであるため、都への報告様式等に留意する。（緊急医療救護所の設置場所は資料編その1 P.資1-34 I-12 「緊急医療救護所等の医療救護活動場所一覧」参照）

- ① 災害拠点病院・災害拠点連携病院又はそれに近接した拠点避難所
- ② 災害現場
- ③ その他必要と認める地点

医療救護本部・医療救護活動拠点は、健康部職員を各緊急医療救護所に派遣し、運営・連絡体制の強化に努める。また、医療ボランティアの調整を行う。

医療救護所等において、助産救護活動を必要とするときは、救護班及び助産師会の協力を得て、次の処置を講ずる。

- ① 脱脂綿、ガーゼ等衛生材料の提供
- ② 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

- ③ 妊産婦等に対する応急処置
- ④ 分娩介助、必要な処置

なお、区と助産師会（江東地区分会）との間で「災害時における助産師会の支援活動に関する協定書」を平成26年9月1日（令和元年10月4日再締結）に締結している。

第6 医療救護の範囲

医療救護の範囲は次のとおりとする。

- ① 必要な応急処置
- ② 病院（診療所）への収容に関する連絡調整
- ③ 看護

(2) 医師会

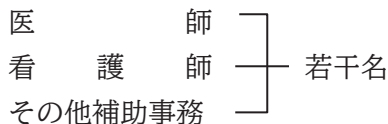
区と医師会との間で「災害時の医療救護活動についての協定書」を平成10年5月21日（令和元年7月10日再締結）に締結しており、この協定の円滑な実施を図るため、次のとおり、災害時における傷病者に対する迅速適切な医療救護を実施するものとする。

第1 医師会災害対策本部の設置

医師会は、災害時において、医療救護本部と協議の上、医師会内に医師会災害対策本部を設置し、医師会会長は医師会災害対策本部長（以下「医師会本部長」という。）となり、医師会会員又は医療救護本部から診療所の被害状況、傷病者の発生状況等を把握し、医療救護活動の指揮を執る。

第2 医療救護班

医療救護班は、あらかじめ医師会において編成し、次のような編成とする。



第3 出動

医師会本部長は、区からの要請に基づき、医療救護班の出動が必要であると認めたときは、派遣先、派遣班数、交通手段、携帯品などを確認し、直ちに出勤可能な医療救護班に出動を命令し、医療救護活動を実施する。

医師会本部長は、出勤した医療救護班について、医療救護本部に報告する。

第4 医療救護班の業務

- ① 傷病者のトリアージ
- ② 傷病者に対する応急措置
- ③ 傷病者の搬送
- ④ 死亡の確認
- ⑤ 助産救護
- ⑥ 状況に応じて遺体の検案への協力

第5 江東区医師会災害時ガイドライン

医師会は、災害時における医療機関の責務及び行動チャートを図説化した「江東区医師会災害時ガイドライン」を随時作成・配布し、医師会員及び関係機関への防災意識の高揚を図っている。

(3) 歯科医師会

区と歯科医師会との間で「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」を平成8年8月1日に締結し（令和元年8月6日再締結）、この協定の円滑な実施を図るため、歯科医師会において災害医療救護計画を定め、次のとおり災害時における傷病者に対する迅速適切な歯科医療救護活動を実施する。

第1 歯科医師会災害対策本部の設置

歯科医師会は、災害時に、区と協議の上、歯科医師会館内に歯科医師会災害対策本部を設置し、情報連絡、歯科医療救護班及び身元確認班（歯科医師班）の編成・出動など災害に対応できるようにする。

歯科医師会会長は、歯科医師会災害対策本部長（以下「歯科医師会本部長」という。）となり、災害対策業務を指揮統括するとともに、防災関係諸機関との連絡調整に当たるものとする。

第2 歯科医療救護班

歯科医療救護班は、あらかじめ歯科医師会において編成し、次のような編成とする。

歯 科 医 師	_____	} 若干名
歯 科 衛 生 士	_____	
その他（事務、歯科技工士等）	_____	

第3 出 動

歯科医師会本部長は、区からの要請に基づき、歯科医療救護班の出動が必要であると認めたときは、派遣先、派遣班数、交通手段、携帯品などを確認し、直ちに出勤可能な歯科医療救護班に出動を命令し、歯科医療救護活動を実施する。

歯科医師会本部長は、出勤した歯科医療救護班について、医療救護本部に報告する。
（「身元確認班」については、都地域防災計画・マニュアルを参照のこと）

第4 歯科医療救護班の主な業務

- ① 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
- ② 検死・検案に際しての法歯学上の協力
- ③ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導及び医療救護班への協力など、区からの要請に応じられること

(4) 薬剤師会

区と薬剤師会との間で「災害時の薬剤師会の救護活動に関する協定書」を平成18年11月1

震災編	第1部
	第2部
	第3部
風水害編	第4部
	第1部
	第2部
	第3部

日（令和元年7月30日再締結）に締結しており、この協定の円滑な実施を図るため、次のとおり、災害時における医薬品等の供給、救護所等の公衆衛生の確保を実施するものとする。

第1 薬剤師会災害対策本部の設置

薬剤師会は、災害時において、医療救護本部と協議の上、薬剤師会内に薬剤師会災害対策本部を設置し、薬剤師会会長又はその代理を務める者は、薬剤師会災害対策本部長として区の災害薬事コーディネーターを兼務し、可能な限り災害医療コーディネーターとともに行動し、区の指定した場所等に詰める。また、薬剤師会員又は医療救護本部から薬局の被害状況、医薬品の供給状況等を把握し、薬事活動の指揮を執る。

第2 区災害薬事コーディネーター

区災害薬事コーディネーターは、災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。また必要に応じ、地域、救護所等それぞれに個別の区災害薬事コーディネーターを置くことがある。この場合、区災害薬事コーディネーター長がこれを統括する。

【区災害薬事コーディネーターの業務】

- ① 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等。
- ② 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等。
- ③ 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等。

第3 薬剤師班

薬剤師班は、緊急医療救護所等への出動を想定し、あらかじめ薬剤師会において編成する。薬剤師班は1班3名で編成されることを基本とする。

第4 出 動

区災害薬事コーディネーターは、区からの要請に基づき、薬剤師班の出動が必要であると認めたときは、派遣先、派遣班数、交通手段、携帯品などを確認し、直ちに出勤可能な薬剤師班に出動を命令し、医療救護活動の支援を実施する。

第5 薬剤師班の業務

- ① 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- ② 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理
- ③ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援、避難所の衛生管理・防疫対策への協力及び医療救護班への協力など、区からの要請に応じられること

【江東区内の救急医療機関】

	名 称	所 在 地	電 話
△	あ そ か 病 院	住吉 1-18-1	(3632)0290
※	昭 和 大 学 江 東 豊 洲 病 院	豊洲 5-1-38	(6204)6000
△	鈴 木 病 院	塩浜 2-7-3	(5617)5617
△	深 川 立 川 病 院	扇橋 2-2-3	(3645)2101
△	木 場 病 院	木場 5-8-7	(3642)0032
※	江 東 病 院	大島 6-8-5	(3685)2166～9
	寿 康 会 病 院	北砂 2-1-22	(3645)9151
△	藤 崎 病 院	南砂 1-25-11	(3648)2111
△	東 京 城 東 病 院	亀戸 9-13-1	(3685)1431
※	順 天 堂 大 学 医 学 部 附 属 順天堂東京江東高齢者医療センター	新砂 3-3-20	(5632)3111
※	が ん 研 有 明 病 院	有明 3-8-31	(3520)0111

※ 災害拠点病院(都指定)・・・通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、都知事の要請に基づいて医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所等との連携をもとに重症者の医療を行う。

△ 災害拠点連携病院

(5) 柔道整復師会

区と柔道整復師会との間で「災害時における柔道整復師会の協力についての協定書」を平成9年12月15日(令和元年7月22日再締結)に締結している。この協定の円滑な実施を図るため、災害時には医師の指示の下、傷病者に対する応急救護や衛生材料等の提供を実施するものとする。

4. 負傷者等の搬送体制

搬送は、原則として被災現場から医療救護所等までは区が対応し、医療救護所等から災害拠点病院等の医療機関までは区及び都が対応する。

医療救護所等の責任者は、災害拠点病院等に収容すべき傷病者がいる場合には、区等に搬送を要請する。

(1) 負傷者の搬送

搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。

負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、区及び都保健医療局が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター・船舶等により行う。

搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

制を確認し行う。

(2) 医療スタッフの搬送

区が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として区が対応する。都が派遣する都医療救護班等の搬送は、都が対応する。

医療救護班等の搬送に当たって、既に締結している関係機関との協定に基づき、バス、船舶、トラック、タクシー等による搬送を活用する。

5. 保健衛生体制

避難所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

(1) 保健活動

区は、被災住民に対する巡回健康相談等を行うため、保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。また、必要に応じて、衛生班（環境衛生）、衛生班（食品衛生）及び衛生班（防疫）を編成する。

都及び区は、派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

保健活動班は、衛生班（環境衛生）や衛生班（食品衛生）、衛生班（防疫）と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。

保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。

区は、都保健医療局と協議の上、必要に応じて相互応援協定締結先に保健活動班の派遣を要請する。また、都保健医療局に対して都内の非（小）被災区市町村及び国を通じた他道府県市からの同班の派遣を要請する。

(2) 被災者の精神的ケア等相談活動

被災後のメンタルヘルスを含めた相談に対応するために、保健所等に相談窓口を設置するとともに、必要に応じて避難所を中心とした巡回活動を行う。

(3) 在宅難病患者への対応

区は、在宅難病患者の状況把握に努める。

また、必要に応じて、都に在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援を要請する。

(4) 在宅人工呼吸器使用者への対応

区は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

また、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

（５）透析患者等への対応

区は、副ブロック長や地区医師会と連携し、地域の透析医療機関の被災情報等の確認に努め、都保健医療局と情報共有する。

（６）妊産婦等への対応

区は、助産師会に避難所等への助産師の派遣を要請する。

助産師会は、区の要請に基づき妊産婦等支援班を編成し、区が指定した施設において妊産婦等に対する保健指導及び心身のケアを実施し、相談に対応する。

（７）被災動物の保護

区は、被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

第2節 医薬品・医療資機（器）材の供給

（区総務部・健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、陸上自衛隊）

1. 災害薬事センターの設置

あらかじめ選定した候補地に、災害薬事センターを設置し、医薬品の受入れ・供給及び薬剤師班の拠点としていく。

区は、区薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給及び薬剤師班の拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。

災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターのセンター長（区災害薬事コーディネーター長）は区薬剤師会から選任し、その他のセンターの区災害薬事コーディネーターは区薬剤師会と区が協議の上、決定する（区災害薬事コーディネーター長は、その他の災害薬事センターを統括する）。

区災害薬事コーディネーターは、区災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

2. 医薬品等の調達

区は、区医師会、区歯科医師会及び区薬剤師会と協議の上、医療救護所等において、発災直後は区の備蓄を使用する。不足する場合は、区薬剤師会と協議の上、薬剤師会医薬品情報管理センターや薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区へ配送する（状況に応じて都への

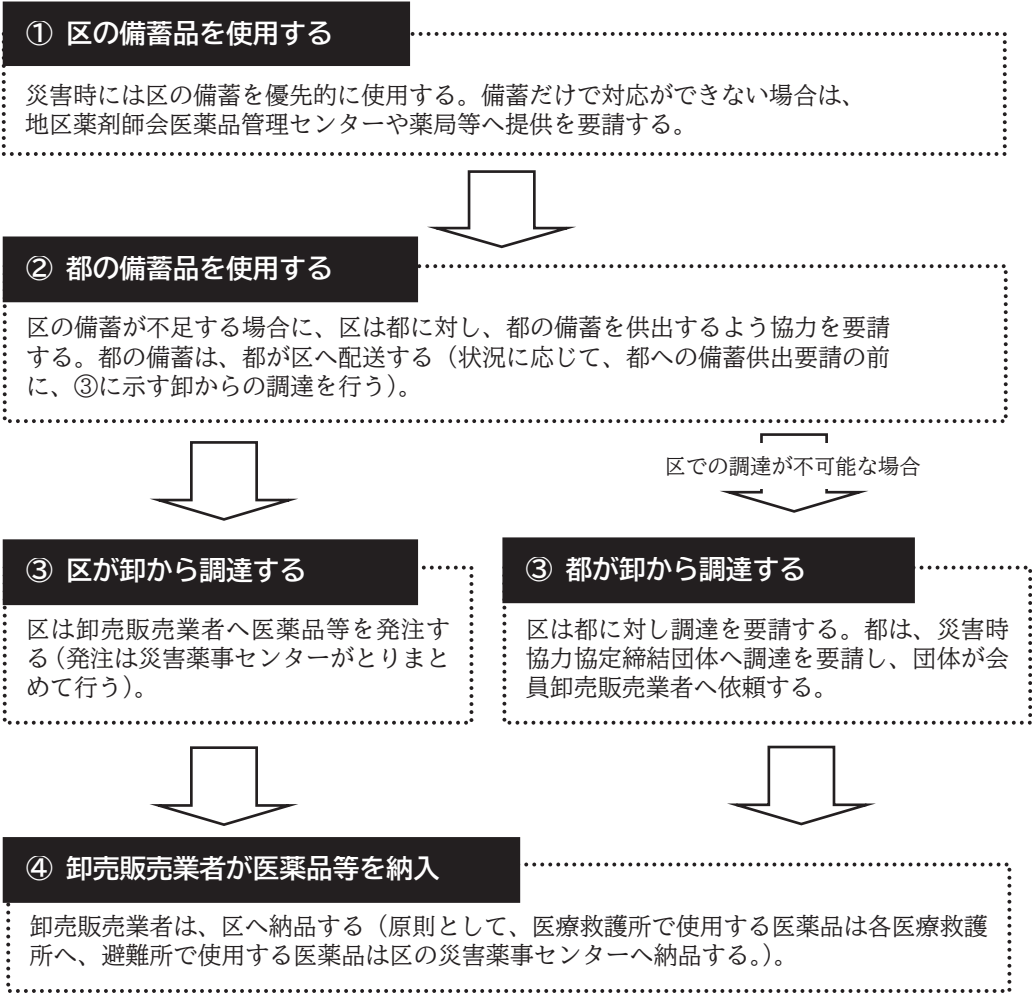
震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

備蓄供出要請の前に卸売販売業者からの調達を行う）。

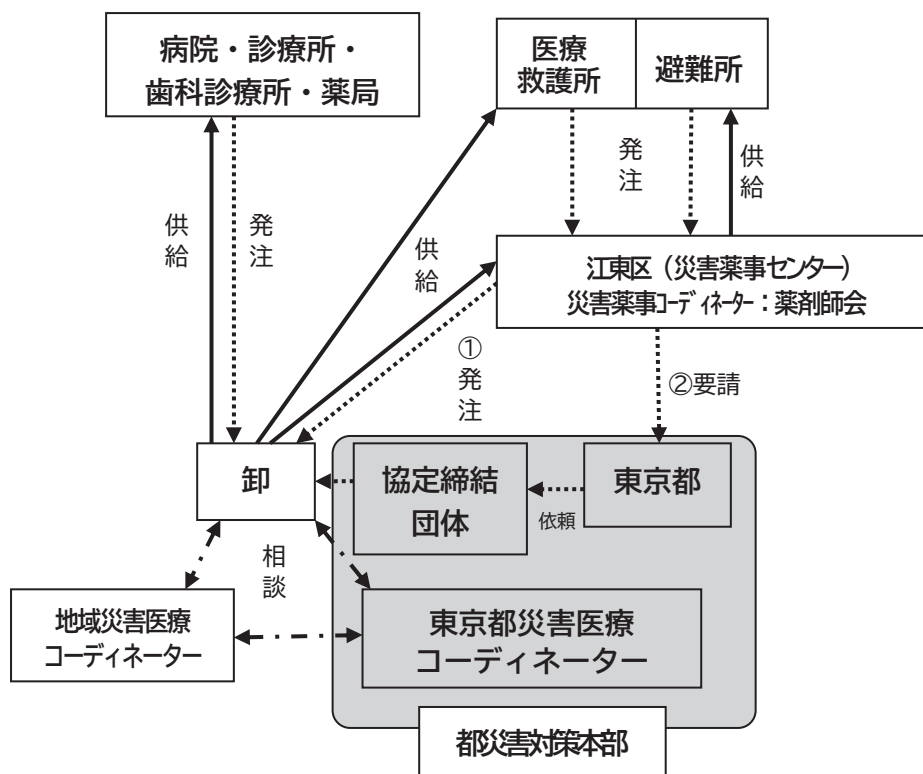
備蓄及び区薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、区薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。区が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都保健医療局へ調達を要請する。

区が卸売販売業者から医薬品等を調達する場合は、「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」（平成27年3月31日締結）の規定に基づくものとする。

【区が使用する医薬品等の調達手順】



【卸売販売業者からの医薬品調達の流れ】



- ① 区は、卸売販売業者へ必要な医薬品を発注し、卸売販売業者が区へ納品する。
- ② 区での調達が不可能な場合は、区は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区へ納品する。
- ③ ①②どちらの場合でも、発注（又は調達要請）方法及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

<医療救護所>

発注：区の災害薬事センターで取りまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

<避難所>

発注：区の災害薬事センターで取りまとめて発注（又は調達要請）

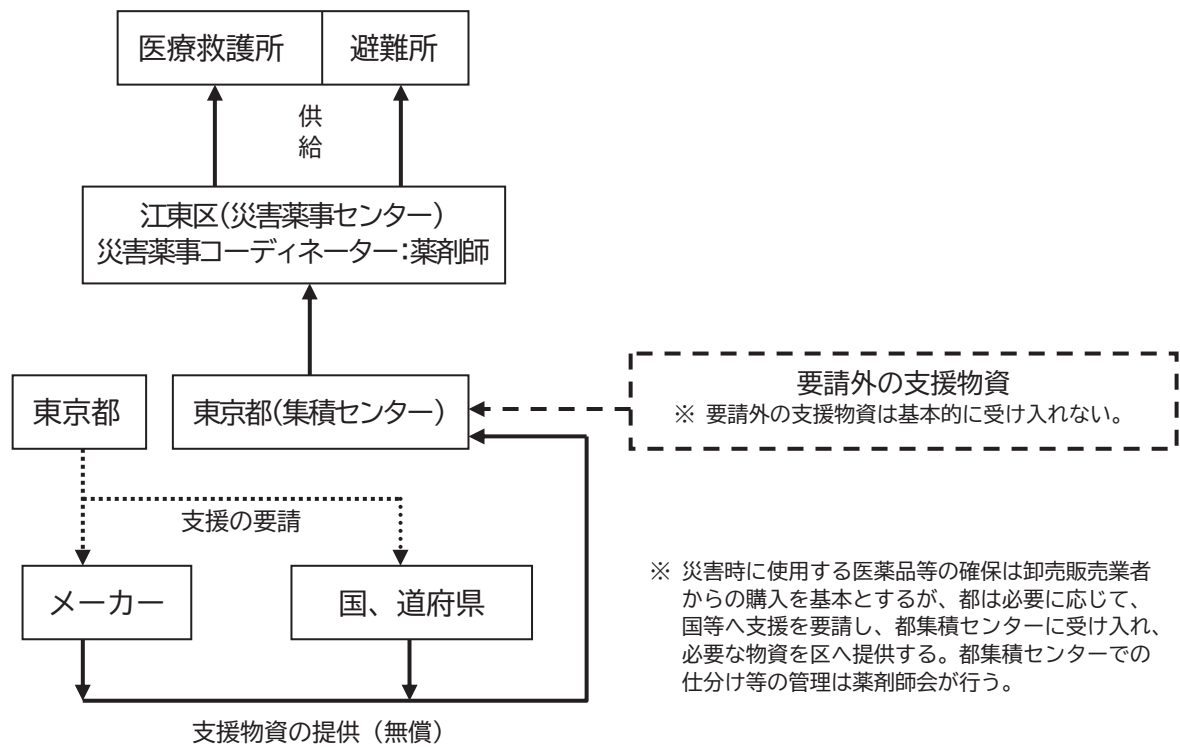
納品：卸は区の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

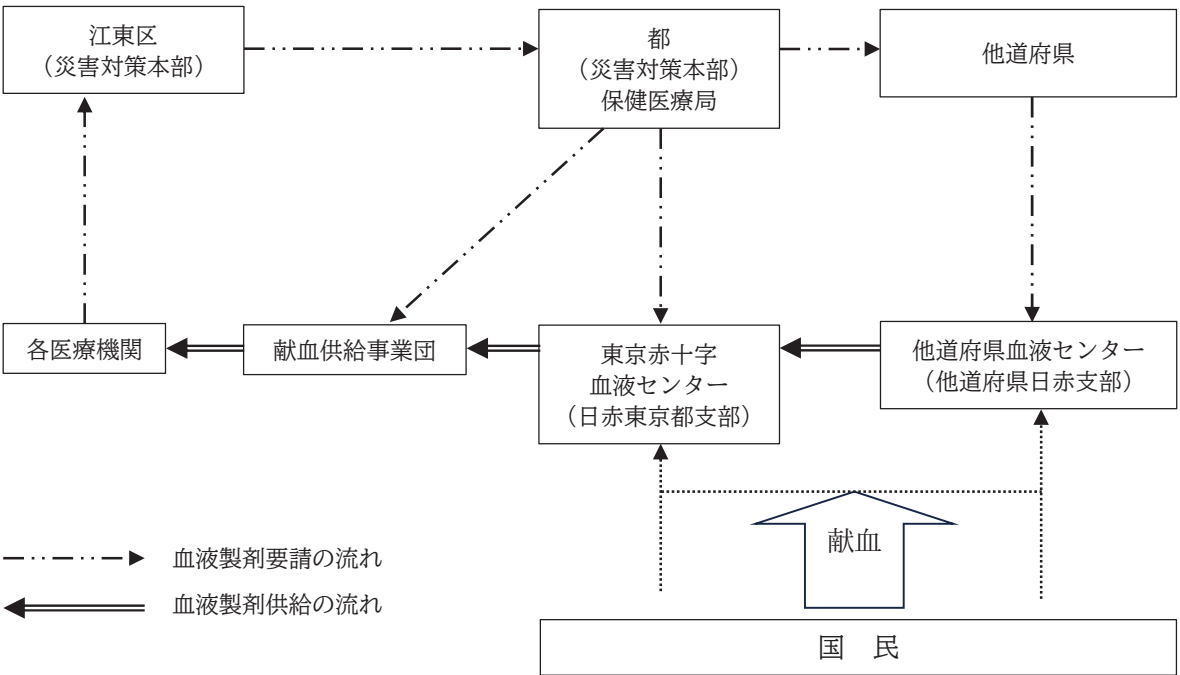
震災編

風水害編

【支援物資供給の流れ】



【血液製剤の供給体制】

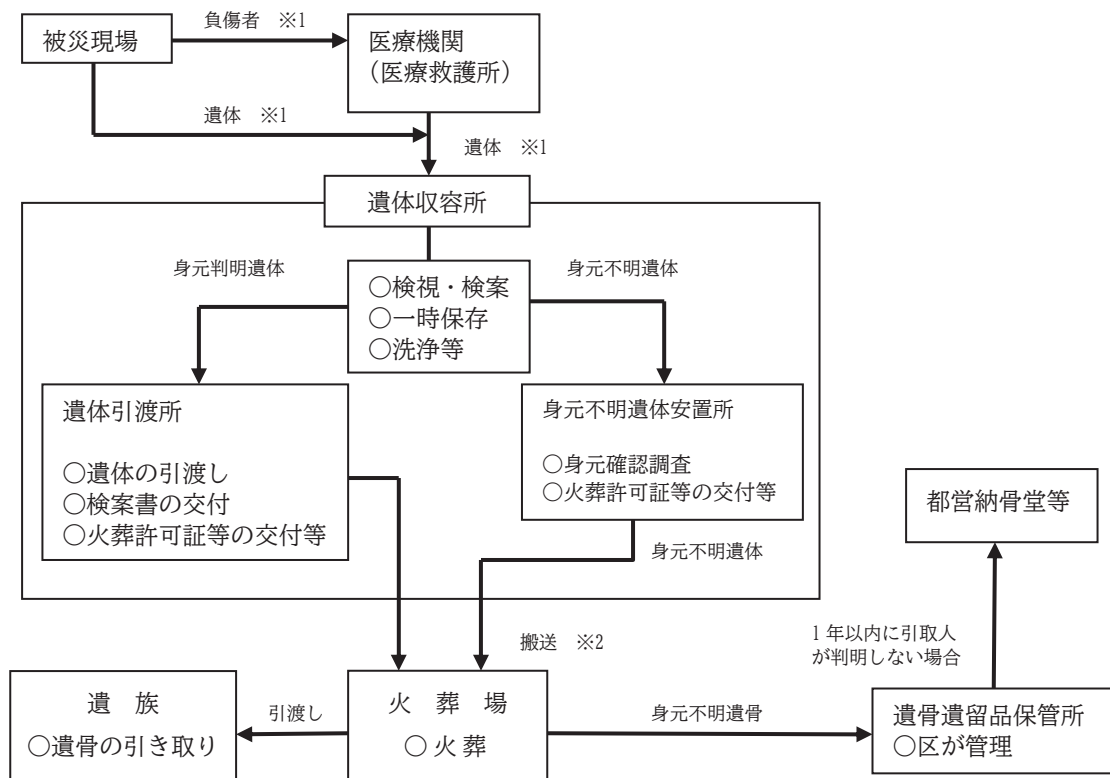


第3節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

(区民部・土木部・健康部、深川・城東・東京湾岸各警察署、
陸上自衛隊、東京海上保安部)

行方不明者の搜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区は連携して遺体収容所を開設し、火葬手続を迅速に実施する。

【遺体取扱いの流れ】



※1 警視庁は、区が実施する遺体の搜索・収容等に協力する。

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 区の要請に基づき、都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請する。

1. 遺体及び行方不明者の搜索

(1) 区

災害に伴う遺体及び行方不明者の搜索は、都総務局及び深川・城東・東京湾岸各警察署に協力を要請するものとする。遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、厚生省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下記の通り定められている。

【遺体の搜索期間と国庫負担】

区 分		内 容
搜索の期間		災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10 日以内)に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。 ・ 延長の期間 ・ 期間の延長を要する地域 ・ 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) ・ その他(期間延長によって搜索されるべき遺体数等)
国 庫 負 担	対象となる経費	○ 船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○ 搜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	そ の 他	○ 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ○ いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

(2) 深川・城東・東京湾岸各警察署

- ① 警備活動に付随し、区を行う遺体の搜索に協力する。
- ② 各警察署は、行方不明者の届出受理の適正を期するとともに情報の入手に努め、調査を実施する。
- ③ 遺体を発見した場合は、区本部及び都本部へ連絡する。
- ④ 身元不明者に対しては、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに遺品を保存し、身元の確認に努める。
- ⑤ 各所轄警察署は、検視班等を編成して遺体収容所等に派遣し、検視規則及び死体取扱規則等に基づき迅速に処理するとともに、その経過を明らかにする。

(3) 陸上自衛隊

要請に基づき、警視庁(警察署)、消防署、災害協力隊等と連携協力し、行方不明者の救助・救急に万全を期するとともに、救助・救急活動に伴い発見した遺体に関し、関係機関へ引き継ぐなど適正な処理を行う。

(4) 東京海上保安部

- ① 東京港内及びその周辺に行方不明者が発生した場合は、所属巡視船艇により捜索を実施する。
- ② 海上保安業務に付随して海上漂流死体を発見した場合は、都及び警察と協議して、定められた岸壁に揚収し、警察とともに検視等所要の措置を行った後、区に処理を引き継ぐ。

2. 遺体の搬送

区土木部は、都総務局、警察署、東京海上保安部等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。また、車両等が不足する場合は、雇上げにより対応する。

なお、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。

状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。

3. 遺体の検案等

区は、警視庁が派遣する検視班及び都保健医療局が派遣する検案班の遺体収容所への出動を要請する。

4. 遺体収容及び処理

(1) 遺体の収容

区は、原則として公共施設等に遺体収容所を開設する。遺体収容のための適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等の応急設備を設け、必要用品(棺等)を確保する。

- ① 遺体収容所の設置及び管理運営は、区健康部が中心となり、区区民部・土木部の協力を得て行う。
- ② 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設する。
- ③ 都及び警視庁に報告するとともに、区民等へ周知する。
- ④ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。
- ⑤ 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施する。
- ⑥ 都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備する。
- ⑦ 遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区 分	内 容
遺体処理の期間	○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体进行处理する必要がある場合は、期間内(10 日以内)に内閣総理大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。
国庫負担の対象 となる経費	○ 遺体の一時保存のための経費 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

(2) 遺体の整理

区は、遺体収容所における検視・検案を含めた運営を準備する。検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。

また、身元不明者の周知と身元不明遺体の保管に関する周知を行う。

- ① 遺体収容所において、区民部は埋火葬許可証を発行する。
- ② 死体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し氏名及び番号を記載した氏名札を棺に貼付する。
- ③ 各警察署の協力を得て身元不明遺体の確認、行方不明者の搜索の相談にあずかるとともに、身元引受人の発見に努める。
- ④ 遺体の引取りを希望する者があるときは、死体処理票によって整理の上、引き渡す。

(3) 区民への死亡者に関する情報提供

区は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁(各所轄警察署)と連携を保ち、本庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を準備する。

(4) 遺体の遺族への引渡し

区は、警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施する。

(5) 死亡届の受理、埋火葬許可証等の発行等

区は、遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。

また、死亡届を受理した後、速やかに埋火葬許可証又は特例許可証を発行する。

復旧対策

第1節 防疫体制の確立

(区総務部・健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、陸上自衛隊)

1. 防疫活動

区長(区本部長)は、被災状況の調査報告に基づき、保健所長に防疫活動、食品衛生監視、環境衛生監視等を速やかに実施するよう指示するものとする。

区(保健所)は、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「衛生班(防疫)」、「衛生班(食品衛生)」及び「衛生班(環境衛生)」を編成(又は担当者を配置)して、防疫活動を実施する。

また、家屋内外の消毒及びそ族昆虫駆除作業は、保健所が関係部署と緊密な連絡のもとに実施するものとし、分担業務の内容は次のとおりとする。

- ① 避難所の消毒及びそ族昆虫の駆除
- ② 浸水家屋周辺の下水、ごみたまり等の消毒
- ③ 浸水被災世帯に対する衛生指導及び消毒薬剤の配布
- ④ その他

【班別役割分担】

班 名	役 割
衛生班 (防疫)	・ 避難所等の防疫指導 ・ 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理 ・ 避難所の消毒の実施及び指導 ・ 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導
保健活動班	・ 健康調査及び健康相談の実施 ・ 広報及び健康指導 ・ 感染症発生状況の把握 ・ 感染症患者発生時の対応指導(消毒等)
衛生班 (食品衛生)	・ 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ・ 食品集積所の衛生確保 ・ 避難所の食品衛生指導 ・ その他食品に起因する危害発生の防止 ・ 食中毒発生時の対応 ・ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
	・ 食品の衛生確保、日付管理等の助言、指導 ・ 手洗いの励行について助言、指導 ・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの助言、指導 ・ 残飯、廃棄物等の適正処理の助言、指導

	・ 情報提供
衛生班 (環境衛生)	・ 飲料水の塩素による消毒の確認 ・ 区民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ・ 区民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ・ 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ・ 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導

- 保健活動班は、医療救護班と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
- 衛生班（防疫）は、医療救護班、保健活動班と緊密に連携をとりながら、避難所の消毒の実施及び指導を行う。
- 保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の衛生班（食品衛生）及び衛生班（環境衛生）等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。
- 衛生班（食品衛生）は、保健所長の指揮の下に、食品の安全を確保するとともに、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
- 衛生班（環境衛生）は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように衛生班（環境衛生）が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

2. 感染症対策

感染症法に基づく一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都保健医療局と連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。

区は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。

区は、インフルエンザや麻疹などの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

区は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、衛生班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

3. 被災動物の保護

災害時には、被災により負傷し被災地に残された犬・猫等の動物が多数生じることが予想される。区は、動物愛護及び狂犬病予防の観点から、放し飼い状態の動物による区民への危害発生を防ぐため、動物の一時的な保護支援体制(第2部 第10章 応急対策 第6節「動物愛護」参照)を確立する。

区は、都、関係団体が行う被災地に残され負傷した動物及び飼い主不明の動物の救護活動への協力体制を整備する。

第2節 遺体の埋葬等

(区区民部・健康部・土木部、深川・城東・東京湾岸各警察署)

1. 遺体埋火葬

区は、災害時の混乱のため、その遺族が火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合に、応急的に火葬を実施する。

- ① 火葬に付する場合は、「災害死体送付票」を作成し、区健康部が最寄りの火葬場に連絡の上、車両を雇い上げ、区土木部が遺体を搬送する。
- ② 遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付し、保管所へ一時保管する。
- ③ 家族その他から遺骨及び遺留品引取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引渡す。
- ④ 火葬の期間は、災害発生の日から10日以内に完了することとし、11日以降も火葬を必要とする場合は、火葬の期間内(10日以内)に、延長の期間、延長を要する理由等を明らかにし、都知事に申請する(費用単価等は、資料編その2 P.資 2-49 I-13-3「災害救助法項目別適用単価等一覧」を参照)。
- ⑤ 火葬を実施し、又は火葬に要する現品若しくは経費を支出した場合、埋葬台帳、埋葬費支出関係書類等、必要な書類・帳簿類を整備し、保存しておく。
通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、区区民部は埋火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

2. 広域火葬

都の調整の下で都内全域及び近隣県等の火葬場を活用して広域的に火葬を行う体制を確保することを目的に、都は平成11年3月に「東京都広域火葬実施計画」を策定した。

区は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬体制の円滑な実施に努める。

- ① 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、その火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合は、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
- ② 埋火葬許可証発行窓口や広報媒体等を通じて区民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。
- ③ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬の実施方法、火葬数、遺体搬送時刻、火葬所要時間、その他円滑な火葬に必要な事項を確認する。
- ④ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、災害対策基本法施行令第32条2に定める緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

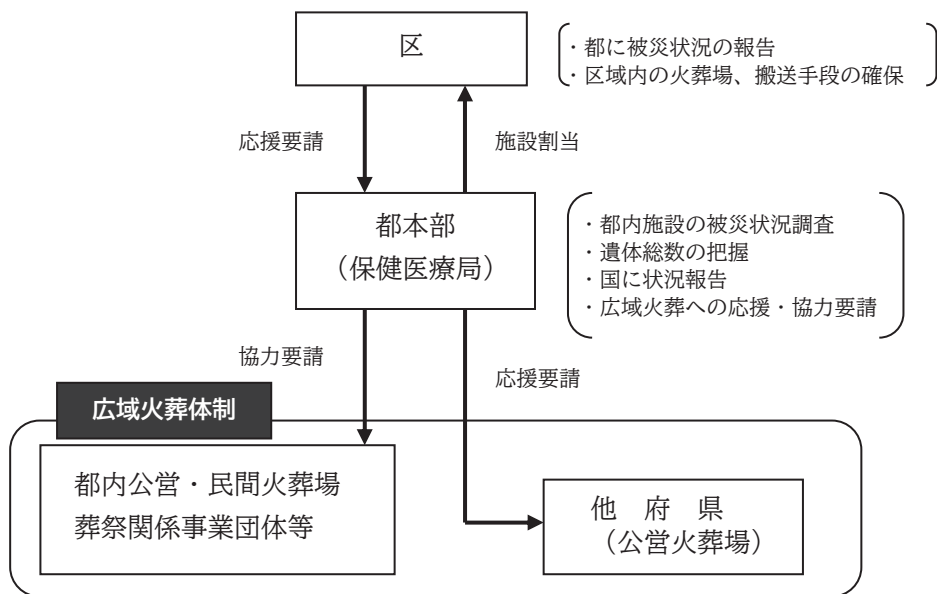
震災編	第1部
	第2部
	第3部
風水害編	第4部
	第1部
	第2部
	第3部

- ⑤ 広域火葬終了後、火葬数等の実績について都へ報告する。

また、区は、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。

- 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。
- 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。

【火葬体制】



3. 身元不明の遺骨の取扱い

- ① 火葬に付した身元不明の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。
- ② 各警察署は、区と協力して身元不明の遺骨の引取人を調査する。
- ③ 官報に掲載する。
- ④ 警視庁(身元確認班)より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間(おおむね1週間程度)を経過した身元不明遺体を火葬する。
- ⑤ 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。
- ⑥ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第9章 帰宅困難者対策

【基本方針】	
【予防対策】	第1節 帰宅困難者対策条例の周知
	第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備
	第3節 一時滞在施設の確保及び運営の支援
【応急対策】	第1節 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応
	第2節 駅周辺での混乱防止
	第3節 事業所等における帰宅困難者対策
【復旧対策】	第1節 混乱収拾後の帰宅支援

基本方針

本区には、事業所・学校・集客施設などに多くの通勤・通学等の外出者が流入し、滞在している。そのため、大規模地震等により交通機能が停止した場合、多くの帰宅困難者（※）が発生し、社会の混乱を招くことが予測される。一方、帰宅困難者による混乱が最も懸念される発災直後から3日間程度は、行政や救出救助機関等の「公助」の機能は、救出救助活動や人命救助活動等を最優先としてその資源を振り向けていく必要があり、さらに膨大な数の帰宅困難者に対応するには限界がある。また、大勢が一斉に動くことによる群集事故や、余震等による二次災害の危険性など、帰宅困難者自身の安全が脅かされる恐れがある。

このように、帰宅困難者への支援対策は、多岐にわたる分野に課題が及んでおり、区及び各機関での対応には限界がある。

帰宅困難者への支援は、広域的かつ多面的な対策を講じる必要があるため、都、区等の行政機関だけではなく、民間事業者、外出者、学校などにおいて「自助」「共助」が連携した総合的な取組を進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現する。

※ 帰宅困難者数 約 23.7 万人（想定地震：都心南部直下地震）

■「東京都帰宅困難者対策条例」の周知徹底

区は、帰宅困難者に関する対策全般について、東京都帰宅困難者対策条例に基づく各主体の取組推進を主とし、当条例で規定された内容を実施するための計画を策定の上、条例の内容を区民及び事業者等に周知していく。（従業員の一斉帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保、事業所防災リーダーの活用、SNS・Webメディア等を活用した広報など）周知においては、事業所防災リーダー制度を活用し、区内滞留者の大半を占める企業等の従業員への対策徹底を図る。

また、普及啓発動画を制作し、幅広い世代に訴求するようSNS・Webメディア等も活用した広報を実施していく。

■情報通信基盤の整備

国、都、区、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤（帰宅困難者対策オペレーションシステム）を開発・運用する。

また、一時滞在施設等の情報通信基盤の強靱化を図り、発災時に滞留者や帰宅困難者が必要な情報が入手でき、円滑に安否確認や一時滞在施設の案内・誘導等が行える体制を構築する。

予防対策

第1節 帰宅困難者対策条例の周知

(区総務部・生活支援部・教育委員会事務局、都総務局、各機関)

1. 「東京都帰宅困難者対策条例」の区民・事業者への周知

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、首都圏において、多くの鉄道の運行停止や道路における大規模な渋滞の発生など、交通機能に多大な影響が生じた。また、地震の発生が平日の午後であったため、都心に通勤・通学する人々の帰宅手段が閉ざされることになり、首都圏では約515万人（内閣府推計）の帰宅困難者が発生した。

大量の帰宅困難者が発生した背景としては、「むやみに移動を開始しない」という基本方針が守られなかったという実態や、事業所等が早期帰宅を促したことなどが明らかとなっている。

帰宅困難者等が滞留又は通過した本区を含む多くの区市町村は、帰宅困難者等に一時滞在施設を提供した。しかし、提供した施設の多くは地域の避難所として指定された学校や公共施設であったため、多数の避難者が発生することが想定される首都直下地震の発生時において、帰宅困難者を同様に収容することは困難と言わざるを得ない。

また、大規模災害発生直後において、区や関係機関の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点を置くため、帰宅困難者に対する公的な支援には限界がある。さらに、大規模な建物被害や延焼火災等が発生した場合には、無理な帰宅行動は多くの危険を伴う行動であると同時に、混乱の発生により行政の救命・救急活動に支障をきたすおそれがある。

したがって、首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠であるが、東日本大震災から一定の時間が経過し、企業や区民の条例認知度が低下傾向にあることから、これまで以上に防災教育や普及啓発が重要となる。

区は、事業所単位の防災力の向上、ならびに地域と連携した共助を図るため、都が実施する「事業所防災リーダー」制度の登録を推進する。

なお、区は、一斉帰宅の抑制により社会的混乱を防止するため、区民や事業所等に対して、「東京都帰宅困難者対策条例」（平成24年3月制定、平成25年4月施行）の内容をホームページやパンフレット等により周知し、自助・共助の観点による取組の促進を図っている。

- <東京都帰宅困難者対策条例の概要>
- 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
 - 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
 - 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
 - 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
 - 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等

震災編	第1部
	第2部
	第3部
風水害編	第4部
	第1部
	第2部
	第3部

- 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

2. 事業者における施設内待機計画の策定

事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等に反映させておくことが重要である。その際、可能であれば、他の企業や行政機関等との連携、地域における帰宅困難者等対策や応急復旧活動の取組への参加についても計画に明記する。

区は、区内中小企業の事業継続計画（BCP）の策定を支援するとともに、パンフレットの作成・配布やセミナーの開催等により、BCPの普及啓発及び継続的な取組を促進する。

また、事業者は、従業員を一時的に事業所に待機させるため、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄（最低3日分）の確保に努める。加えて、震災の長期化への備えや、共助の取組として周辺の帰宅困難者を受け入れることも視野に入れ、10%程度余分に備蓄することを検討することも重要である。

＜一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方＞

（「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」より）

① 対象となる企業等

国、都、区市町村等の官公庁も含む全ての事業者

② 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

③ 3日分の備蓄量の目安

水については、1人当たり1日3L、計9Lとする。

主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。

毛布については、1人当たり1枚とする。

その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。

④ 備蓄品目の例示

ア. 水：ペットボトル入り飲料水

イ. 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン

※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。

ウ. その他の物資（特に必要性が高いもの）

毛布、簡易トイレ、携帯トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、敷物（ビニールシート等）、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、救急医療薬品類、感染症対策用品

(備考)

- ① 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。(例) 非常用発電機、燃料、工具類、調理器具(携帯用ガスコンロ、鍋等)、副食(缶詰等)、ヘルメット、軍手、自転車、地図
- ② 運動靴、常備薬、携帯電話用予備電池等、個人レベルの備えも必要である。
- ③ チェックリストを作成し、保有期限、保存期間を確認することが必要である。

さらに、都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録を行うとともに、混乱収拾後の帰宅に備え、あらかじめ帰宅ルールや事業所防災リーダーが帰宅方法を事業所内に周知する方法を定めておく。

- ① 帰宅時間が集中しないための対応
日頃から、従業員等の所在地、家族の事情などの把握に努め、帰宅の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。
- ② 帰宅状況の把握
従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。
また、従業員を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

3. 駅前滞留者対策協議会の設置

駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、都及び区が連携し、あらかじめ駅ごとに、都、区、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅前滞留者対策協議会の設置を検討する。

<駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項>

- 滞留者の誘導方法と役割分担
- 誘導場所の選定
- 誘導計画、マニュアルの策定
- 駅前滞留者対策訓練の実施

4. 集客施設及び駅等の利用者保護

集客施設及び駅等の事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画(BCP)等の計画に反映させておく。その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記する。建物所有者とテナントが存在する複合ビルの場合、事業者は、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

事業者は、計画をマニュアル等にまとめた後、必要な箇所に配備し、発災後にすぐに確認できるようにしておく。また、計画についてあらかじめ全従業員に周知し、理解の促進を図る。

5. 学校等における児童・生徒等の安全確保

学校等は、学校防災マニュアル等に基づき、校舎内での児童・生徒の安全確保に向けた体制整備や、災害時における児童・生徒の安全確保のために必要な事前措置を講ずる。また、平時より「緊急時一斉連絡システム」（区立小・中学校等）の利用促進に努めるなど、保護者等との連絡体制を周知徹底しておく。

区は、学校等が必要な対策を実施することに際し、その支援に努める。

6. 区民における準備

区民一人ひとりが、「むやみに移動しない」という基本原則を守り、以下の「帰宅困難者心得 10 か条」及び「外出者の行動ルール」を参考に社会的混乱の防止に努める。また、混乱収拾後の徒歩帰宅に備え、帰宅経路の確認、歩きやすい靴の準備等、自助・共助の観点から取組を進めておくことが重要である。

【帰宅困難者心得 10 か条】

- ① あわてず騒がず、状況確認
- ② 携帯ラジオをポケットに
- ③ 作っておこう帰宅地図
- ④ ロッカー開けたらスニーカー(防災グッズ)
- ⑤ 机の中にチョコやキャラメル(簡易食料)
- ⑥ 事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所)
- ⑦ 安否確認、災害用伝言ダイヤル等や遠くの親戚
- ⑧ 歩いて帰る訓練を
- ⑨ 季節に応じた冷暖準備(携帯カイロやタオルなど)
- ⑩ 声を掛け合い、助け合おう

【外出者の行動ルール】

- ① むやみに移動を開始しない
- ② まず安否確認をする
災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。
- ③ 正確な情報により冷静に行動する
公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動(帰宅、一時移動、待機など)が安全なのか自ら判断する。
- ④ 帰宅できるまで外出者同士が助けあう
一時待機できる屋内施設においては、要配慮者（高齢者・障害者など）を優先して収容する。

第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備

(区総務部)

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、帰宅困難者等への円滑な情報提供を確保すべく、関係機関の役割分担・連携要領、情報提供内容の具体的イメージ等についてあらかじめ定めた帰宅困難者等への情報提供ガイドラインが作成されている。

また、発災時にスマートフォンをはじめとした情報端末からの情報入手の重要性がますます高まってきており、適時適切な情報発信や通信環境の強靱化等が一層求められる。

都及び区は、帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。なお、都では、帰宅困難者や関係機関向けに防災ホームページや防災X（旧Twitter）など情報提供方法を整備してきている。

区は、帰宅困難者等に対する情報提供手段として、防災行政無線（同報無線）を中心に、区防災ホームページ、区防災関連X（旧Twitter）、安全安心メール、コミュニティFM等、複数の手段を用いることとし、手段の多様化及びその活用方法の周知に努める。また、都で令和6年度末までに必要な機能が実装される予定の帰宅困難者対策オペレーションシステムを導入し、区内の滞留者・帰宅困難者に対し適切な情報発信を実施する。

第3節 一時滞在施設の確保及び運営の支援

(区総務部・福祉部・障害福祉部・生活支援部、各機関)

今後、都内の都市開発等が進むにつれ、民間一時滞在施設が拡大していく見込みではあるが、災害はいつ生じるかわからないため、なるべく早期に駅周辺の滞留者や、外出者のうち帰宅が困難な者に対し、帰宅が可能になるまで待機する一時滞在施設を確保する必要がある。このため、国・都・区は広域的な観点から公共施設・民間事業所を問わず、一時滞在施設の確保に努める。特に民間事業者に対しては、再開発の機会等を捉えて積極的な周知啓発を図る。

区は、一時滞在施設の提供に関する協定の締結に向け、当施設の運営方法等について明確化するとともに、事業者に対して広く協力を求める。また、従前より民間企業数社と締結済みの災害時協力協定に基づく「帰宅困難者に水・食料等を提供する施設」について、一時滞在施設としての位置付けに向け、締結先企業との調整を図る。

既存の都立施設をはじめとして大規模な民間施設も含め、一時滞在施設の確保は着実に進んでいるが、区は、さらに、一時滞在施設の提供に関する民間施設の協力を得るために、国や都と連携し、平時から、発災時に確実かつ迅速に施設運営ができる体制を整備するための一時滞在施設の運営方法について支援し、施設管理者等の負担軽減策等を検討する。

また、区立施設の一時滞在施設としての指定に関して、避難所の指定拡大を妨げない範囲において可能な限り実施するとともに、民間施設との協定締結に関して、災害時の施設使用フェーズの違いを利用し、同一施設を一時滞在施設かつ避難所として活用することを検討する。

＜一時滞在施設の考え方＞（「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」より）

① 背景

首都直下地震発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多いことが想定されている。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設をできるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。また、国内外の観光客や外国人を想定した対策も重要である。

② 用語の定義

ア. 帰宅困難者

地震発生時外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）

イ. 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

ウ. 災害時帰宅支援ステーション

災害時に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設

エ. 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するための施設

③ 想定される施設

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が災害時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、1981年の新耐震基準を満たした建物であることが必要である。

＜例＞ 集会場、庁舎やオフィスのエントランスホール、宿泊施設、学校等

④ 開設基準

一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始するまで、最長で発災後3日間の運営を標準とする。

帰宅困難者の受入は、床面積あたり 3.3 m²につき 2 人の収容を目安とする。

⑤ 施設管理者の役割

施設管理者は、災害時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。

また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。

ア. 施設の安全を確認した後、帰宅困難者を速やかに受け入れる。

イ. 水や食料、ブランケットなどの支援物資を配布する。

ウ．トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行う。

エ．周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況などの情報収集及び受入者に対する情報提供を行う。

⑥ 要配慮者への対応

施設管理者は、区や関係機関とも連携し、要配慮者に特に配慮する。

ア．高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、区外等遠距離通学の小中学生等
待機スペースの一部を優先スペースにすることや、具体的な避難誘導方法を検討する。併せて、障害者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用などが考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

イ．外国人
誘導の案内や情報提供などについては、外国人でも分かりやすいピクトグラム等の活用や、英語、中国語等の外国語の誘導案内板等による対応も検討する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第1部

第2部

第3部

風水害編

応急対策

第1節 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

(区総務部)

1. 情報収集と判断

区は、発災直後から、都内の滞留者に対し報道機関やSNS等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。

また、発災時に鉄道駅周辺を中心に帰宅困難者の発生が見込まれることから、現場の状況把握のため定点カメラや民間ドローンの活用等、その情報収集手段について検討する。

さらに、都内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、東京都の帰宅困難者対策オペレーションシステムの利用可能な機能を活用して、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜東京都災害情報システム（DIS）等で共有する。

公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、交通事業者と連携して情報を共有し、都内滞留者へ適切に発信する。

2. 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

区は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設など、所管の施設に対し開設要請を行う。施設管理者は、自主的な判断又は区の要請や国・都の一斉帰宅抑制の呼びかけにより、周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。

施設の開設要請後は、施設管理者若しくは区が、東京都災害情報システム（DIS）又は帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。

なお、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、一時滞在施設が開設できない場合、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

3. 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

区は、適宜、報道機関とも連携しつつ、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。

第2節 駅周辺での混乱防止

(区政策経営部・総務部・福祉部・障害福祉部、各機関)

1. 駅周辺での混乱防止

災害時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人々が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。

(1) 誘導先の確保

区は、一時滞在施設や屋外オープンスペース等を誘導場所として確保する。

(2) 駅周辺での情報提供

区は、駅周辺の滞留者等に対して誘導場所等の必要な情報を提供する。

(3) 一時滞在施設への誘導

区は、駅周辺の滞留者に対し、帰宅が可能になるまでの間、一時滞在施設に留まるよう、各機関と連携して誘導する。また、駅周辺の混乱防止に当たっては、所轄警察署との連携の下、対応する。

なお、一時滞在施設における帰宅困難者の受入れに当たっては、要配慮者を優先する。

(4) 帰宅支援情報の提供

区は、各機関と連携し、一時滞在施設等に滞在する帰宅困難者に対し、混乱収拾後において安全に帰宅させるため、災害関連情報や徒歩帰宅支援等の情報を提供する。

駅前滞留者対策協議会は、災害時に活動の拠点となる現地本部等を立ち上げる。併せて、協議会参加者と協力し地域防災活動に必要な情報を収集する。

なお、災害発生直後においては、協議会参加団体が参集して現地本部を速やかに立ち上げることが困難な場合がある。現地本部は、行政側で立ち上げを行い、ある程度、駅前滞留者対策協議会の参加団体が参集した時点で連携して対応する。

現地本部は、大型ビジョン、エリアワンセグ、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。状況によっては、現地本部に加え、駅前滞留者に掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる。

駅前滞留者対策協議会は、平時より一時滞在施設の確保に努めるとともに、運営については「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」に基づき対応する。

駅前滞留者対策協議会参加者は、駅周辺の滞留者の誘導先を確保するとともに、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。

2. 集客施設及び駅等における利用者保護

区は、国、都、報道機関及び通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築し、都が、区内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況集約・発信する帰宅困難者対策オペレーションシステムの情報を周知する。

(1) 集客施設及び駅等の事業者の対応

- 利用者及び自らが、管理する施設の安全を確保する。
- 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、災害関連情報等を入手し、火災状況等、周辺の安全を確認する。
- 安全が確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。
- 保護した利用者は、区や関係機関との連携の下、原則として事業者等が一時滞在施設へ案内又は誘導する。
- 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、区や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が保護した利用者の帰宅が可能になるまでの間、一時的に一時滞在施設となることも想定する。
- 利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者の受入れについても検討する。
- 建物や周辺が安全でない場合は、区や関係機関との連携の下、原則として事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導する。
- 利用者保護に当たって、事業者は、区や関係機関とも連携し、あらかじめ定められた手順等に基づき、要配慮者に配慮する。

(2) 鉄道事業者の対応

- 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。
- 駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。

(3) 区の対応

- 国、都、報道機関及び通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

3. 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

施設管理者は、災害時における区からの要請や、国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等に

より、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受け入れる。

第3節 事業所等における帰宅困難者対策

(区総務部)

災害時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ることが必要である。

- ① 事業所の対応
 - 従業員等が施設の安全を確保する。
 - 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
 - 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。
 - 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等の開設情報を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する（テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。）。
 - 事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者支援）に努める。
- ② 区の対応
 - 民間、国、都及び区の一時滞在施設の開設状況を集約し、事業所等に対し情報提供を行う。
 - 国、都、報道機関及び通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
- ③ 学校等の対応
 - 児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。その際、避難所としての備蓄物資等との混同に注意する。
 - 児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

復旧対策

第1節 混乱収拾後の帰宅支援

(区政策経営部・総務部・生活支援部、各機関)

事業所や一時滞在施設に留まった帰宅困難者は、地震発生による混乱収拾後、順次帰宅することになる。しかし、首都直下地震等の発生時においては、鉄道などの公共交通機関の多くが長期間にわたり運行停止することが想定される。そのため、代替輸送機関による搬送が必要となり、帰宅困難者に対し、交通情報等を適切に提供しなければならない。また、代替輸送機関を含む交通機関の輸送力には限りがあるため、自宅まで徒歩帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。鉄道の運行が再開された場合は、むやみに帰宅を開始すると駅等に滞留者が殺到する恐れがあることから、混乱収拾後の従業員等の安全な帰宅方法を検討するよう、事業所防災リーダー制度等を活用して事業者等へ周知を徹底する必要がある。

区は、事業所防災リーダー制度や帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて都から発信される情報をもとに、鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールを区民に周知するとともに、帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するため、鉄道の運行状況及び帰宅道路に関する情報の提供、代替輸送への誘導に努める。

都では、全都立学校（島しょを除く。）を、徒歩帰宅者に対して水道水やトイレ、道路情報の提供等を行い、帰宅を支援する災害時帰宅支援ステーションに指定している。

また、都を含む九都県市は、コンビニエンスストア、ファーストフード店、ファミリーレストラン等と帰宅支援ステーションの指定に関する協定を締結しているほか、都独自でもガソリンスタンドと同様の協定を締結し、帰宅支援ステーションの確保を図っている。

事業者は、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。事業所防災リーダーは、事業所防災リーダー制度による情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど呼びかけるようにする。

第10章 避難者対策

【基本方針】

【予防対策】

- 第1節 避難体制の整備
- 第2節 避難所の指定
- 第3節 避難所の管理運営体制の整備
- 第4節 避難所の管理運営体制の整備（新型コロナウイルス感染症対策）
- 第5節 車中泊

【応急対策】

- 第1節 避難の考え方
- 第2節 避難誘導
- 第3節 避難所の開設・管理運営
- 第4節 避難所の開設・管理運営（新型コロナウイルス感染症対策）
- 第5節 要配慮者の安全対策
- 第6節 動物愛護
- 第7節 ボランティアの受け入れ
- 第8節 被災者の他地区への移送

基本方針

住民の避難に備え、区及び防災関係機関・地域団体等が一体となり、災害時の避難体制及び避難所の開設・運営体制の整備を推進するとともに、広域避難を含めた的確な避難誘導について検討を進める。

東日本大震災の教訓からも、特に発災直後には行政機能の低下が懸念されることから、それぞれの避難所が初動期において、主体的に避難所の開設及び運営等が可能となるよう、地域の防災関係・地域団体等との災害時連携体制を構築していく必要がある。

■避難体制の整備

的確な避難指示、個別避難計画の策定の推進等による避難行動要支援者の適切な避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。

■避難所管理運営体制の整備

専門性を有したボランティア・市民活動団体等の外部支援者と連携しつつ、避難所における安全性の確保や避難所管理運営マニュアル等における女性や乳幼児などの要配慮者への支援について定める。

また、発災初動期（おおむね 72 時間程度）においては、救援班を編成し、施設近隣住民の安否確認など、応急救援活動に当たる。

予防対策

第1節 避難体制の整備

(区総務部・地域振興部・福祉部・障害福祉部・生活支援部・教育委員会事務局、その他避難所
使用施設所管部、深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署)

震災時において、災害が拡大するおそれがあると思われるときは、避難行動要支援者に対し、通常の避難指示に先立ち、極力事前避難をさせるよう対策を立てておくものとする。

なお、風水害の発生については事前にある程度予測できるものであるから、各種気象警報を住民に周知徹底させるとともに、避難行動要支援者については早期の避難準備行動や積極的な自主避難が重要であること（高齢者等避難が発令されたとき）を事前に広報し、区民の理解を深めておく。

※ ここでは、主に震災時における避難体制の整備について記載するものとし、津波時の避難体制は、本章 予防対策 第2節 「避難所の指定」及び応急対策 第2節 「避難誘導」に記載する。

1. 避難体制の整備

住民の避難に関し、区が主たる役割を担う。区は防災関係機関と連携し、下記の取組を行う。

(1) 災害時に備えた地域の実情の把握

地域又は町会・自治会等单位で、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、実情を把握するよう努める。

警察署は、町会、自治会、防犯協会等の役員及び事業所等の責任者・管理者に対し、リーダーを中心とした避難・誘導を行うよう平常時の活動を通じて働きかけ、連携を図る。

(2) 運用要領の策定

避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。区では、避難所運営を円滑に進め、災害時の混乱を最小限に防ぐことを目的として「江東区避難所管理運営マニュアル」及び「江東区学校防災マニュアル」を定めている。

(3) 避難場所、避難所、一時(いつとき)集合場所等の周知

効率的・効果的な避難を実現するため、災害対策基本法及び施行令に基づき指定される指定緊急避難場所や指定避難所、東京都震災対策条例に基づき指定される避難場所、一時集合場所などの役割の違い、安全な避難方法について、日頃よりあらゆる機会を捉えて周知を図る。

第1 一時(いつとき)集合場所

一時集合場所とは、混乱の発生を防止するために、避難場所等に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所である。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として地域の実情を最も把握している自主防災組織（災害協力隊）が選定し、その結果を区に報告する。

第2 避難所

避難所とは、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するための施設である。避難所の設置、開設等については、本章 予防対策 第2節「避難所の指定」及び応急対策 第2節「避難誘導」を参照のこと。

第3 避難場所

避難場所は、震災時の延焼火災から区民の生命を守るために必要な面積を有する大規模な公園や団地、大学などのオープンスペースをいい、都が東京都震災対策条例の規定に基づいて指定している。

第4 地区内残留地区

地区内残留地区は、地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない区域として、避難場所と同様に都が指定している。本区では臨海部を中心に8地区が指定されており、地区内で火災が発生した場合は、一区画程度退避をすることにより安全を確保して火災の沈静化を待つこととする。

第5 一時避難施設

一時避難施設は、荒川の氾濫や津波等の大規模水害が発生した際に一時的に避難することのできる施設である。上記避難所のうち拠点避難所となる区立小・中学校等を含め、その他公共施設を指定している。また、東日本大震災後に高まった区民の不安を払しょくすることを目的として、区が区内企業等と締結した「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」や同協定に係る覚書に基づく施設も含まれる。

一時避難施設への避難行動を開始する時期は原則として下記のとおりとする。

- ① 大規模な水害時 区が避難指示等を発令したとき
- ② 津波時 東京湾内湾に特別警報である大津波警報（津波の高さ予想3 m超）が発表されたとき

各施設との協定は資料編その2 P.資 2-292 II-103「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定等一覧」 参照

（4）避難指示等発令基準の整備

内閣府は、平成30年7月豪雨を教訓として、避難対策の強化について検討し、平成30

年12月に「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」を取りまとめた。この報告の内容を踏まえ、地方公共団体が避難指示等の発令基準や伝達方法を改善する際の参考とできるよう「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を改定した。

区は、「避難情報に関するガイドライン」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。（避難指示等の一般的基準は本章 応急対策 第2節「避難誘導」参照）また、当該ガイドラインに記載されている「居住者等がとるべき行動等」について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

（5）避難行動要支援者の把握及び支援

高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、災害協力隊をはじめとする地域団体等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

区は、安否確認や避難支援、情報提供について、地域団体等と連携して取り組む。

（第2部 第3章 予防対策 第3節「出火、延焼等の防止」参照）

2. 震災時火災における広域避難計画

震災時に大規模火災が発生し、避難が必要になった場合において、住民の生命、身体等の安全を確保するため、都は東京都震災対策条例第47条に基づき、必要な面積を有する大規模公園、緑地等を避難場所に指定している。また、地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難をする必要のない地域を地区内残留地区に指定している。

災害対策基本法第49条の4に規定される指定緊急避難場所について、震災時の火災に対しては、既に都が広域的見地から東京都震災対策条例に基づき避難場所及び地区内残留地区を指定している現状を勘案するとともに、地域の特性等も踏まえ、法に基づく指定は区が必要に応じて実施する。震災時の火災以外の異常現象に対する指定緊急避難場所の指定は、区が地域の特性等を踏まえ、必要に応じて実施する。

なお、災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

（1）避難場所

第1 現 況

都は、昭和47年7月、特別区を対象に、120か所の避難場所を指定し、これに伴い地区割当を行った。本区については、公団（現：UR）大島六丁目団地等8か所が指定され、その後も市街地状況や人口の変化に対応するため見直しを行ってきた。昭和54年度に新たに清澄庭園等4か所を追加、昭和60年度には木場公園・区役所地区等を追加、平成4年度の見直しでは、亀戸二丁目団地一帯を追加指定した。平成9年度、14年度の見直しでは、有効面積の改定と地区割当の一部変更を行うとともに、広域的な避難の必要のない地区を地

区内残留地区として指定した。

平成20年度、25年度の見直しでは、市街地整備の進捗等に伴い、地区内残留地区の新たな指定や編入がなされた。平成30年度の見直しでは新砂三丁目地区の避難場所が南砂三丁目公園一帯に変更となり、現在区内の避難場所は12か所、地区内残留地区は中央防波堤埋立地地区を含め8地区となっている。

第2 避難場所の選定

- ① 周辺市街地大火による輻射熱から、安全な避難有効面積を確保する。
- ② 避難場所内部には、震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこととする。
- ③ 有効面積は、避難場所内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間とし、避難計画人口1人当たりの避難有効面積として1㎡以上を確保することを原則とする。
- ④ 避難場所ごとの地区割当計画の作成に当たっては、町丁、町会、自治会区域を考慮する(資料編その1P.資1-18 I-8-1～I-8-2「避難場所及び地区内残留地区一覧表」「避難場所及び地区内残留地区図」参照)。

第3 避難場所標識

避難誘導を円滑に行うため、避難場所入口又は周辺に避難場所標識(全61基)を設置している。避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示した上で、標識の見方に関する周知に努める。

(2) 避難路

震災時火災における避難路の安全確保の対策として、道路計画の推進対策、道路を火災から守るための対策、危険物対策の諸対策を推進している。

- ① 道路計画の推進対策については、橋梁及び歩道橋の落橋防止対策、補修、架替が必要な橋梁の整備の拡充を図る。また、避難路に架かっている内水河川の橋梁が損傷した場合の避難路確保については、船舶等による輸送を含め検討していく。
- ② 避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき当該地域に防火水槽等を整備する。

3. 避難行動要支援者及び保育園児等避難対策計画

(1) 避難行動要支援者等避難対策計画

高齢者・障害者等、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、防災関係機関や地域団体等は平常時から対象者数の把握及び安全体制の確保に努めるものとする。

また、「江東区避難行動支援プラン(全体計画)」に基づき避難行動要支援者の特性に応じた避難支援体制の整備を図る。

第1 地域における安全体制の確保

都が作成した「災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針」等を参考に、地域の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。

また、地区別防災カルテ事業を推進し、地域の組織的防災力の向上を図る。

第2 地域協力体制づくりの推進

消防署では、避難行動要支援者に対する緊急時の救護について、地域住民、災害協力隊及び事業所の支援及び協力を得るための地域協力体制づくりに努めるものとする。

- ① 町会・自治会等と連携し、自主防災意識の啓発を図り、地域協力体制づくりについて助言するほか必要な情報を提供するなど、構築に向けた支援を行う。
- ② 町会、自治会等、災害協力隊、近隣事業所、社会福祉施設に呼び掛け、緊急時の支援及び協力に関する申し合わせを推進する。

(2) 保育園児避難対策計画

災害発生状況により、園児を安全と思われる場所に避難させることが必要である。

そのため、避難の際の一時集合する場所を決めておき、定期的に防災訓練を行うように努め、災害時に園児を安全に避難させ、誘導できるよう周知徹底しておくこととする。

また、保育園職員だけでは園児を安全に避難誘導することは困難であり、災害協力隊の協力を仰がなければならないので、平常時から保護者や地域住民等と連絡を取り合い、自衛体制を作っておく。

(3) 社会福祉施設等の安全対策

消防署では、社会福祉施設等においては初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、施設と周辺地域の事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定の締結を促進する。

また、各施設で実施する自衛消防訓練等を、使用実態に沿った適切な行動習得の機会と捉え、訓練内容の充実に努める。

第2節 避難所の指定

(区総務部・地域振興部・福祉部・障害福祉部・生活支援部・こども未来部・教育委員会事務局、
その他避難所使用施設所管部、深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署)

1. 避難所設置計画

区は、災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所として、区立小・中学校等、公共施設、その他の施設を、避難所と福祉避難所に分けて指定する。避難所の指定に当たっては、所管警察署、消防署と協議の上事前に選定し、学校長又は施設管理者の了解を得ることとする。(避難所の現況は、資料編その1 P. 資1-21 I-9「災害時における避難所一覧表」参照)

避難場所及び避難所(避難所及び福祉避難所の別を含む)を指定した場合は、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム(D I S)への入力等により、都に報告する。

また、ハザードマップの配布や地域防災計画の記載などにより、避難場所や避難路等の周知を図るほか、災害種別ごとに指定されることや避難場所と避難所は役割が違うこと、福祉避難所は避難所等での生活が困難な要配慮者の受け入れをすることなどについて、日頃から区民等への周知徹底を図る。

なお、避難所の収容人数に限りがあることを踏まえ、自宅等での生活が可能な場合における在宅での避難や親戚知人宅への避難など、状況に応じた多様な避難行動を推進するほか、都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用などによる避難所等の確保に努める。

(1) 避難所の収容基準

おおむね3.3㎡当たり2人

※ ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(東京都避難所管理運営の指針別冊)」を参考にするなど、避難所等が過密にならないよう努めるものとする。

(2) 避難所

第1 使用施設

避難所の開設に当たっては、被害の程度に応じて順次開設していく。

- ① 区立小・中学校等
- ② 都立学校(ただし、帰宅困難者の収容状況による)
- ③ 公共施設
- ④ 民間施設

第2 避難所の種別

① 避難所

※ 避難所とは災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させ

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

るための施設。

② 拠点避難所

※ 拠点避難所とは、避難所の機能のほかに通信機能を有し、地域の情報収集等の活動拠点となる施設であり、区立小・中学校等を指定している。

③ 福祉避難所

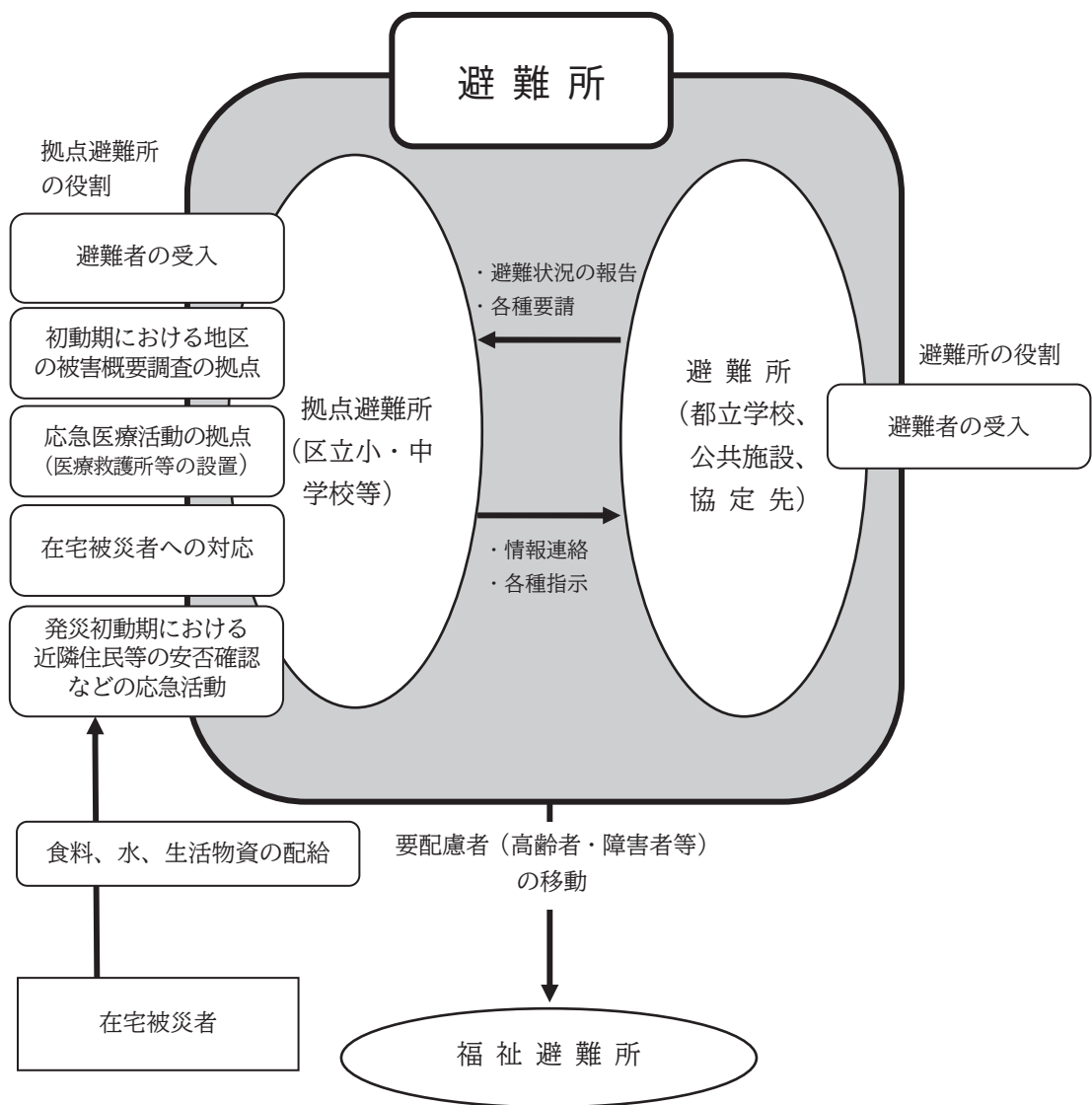
※ 福祉避難所とは、災害が発生した場合において災害被害の状況を踏まえ、可能な範囲で支援が行われ、また、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な避難場所が可能な限り確保される施設。

第3 福祉避難所

自宅や避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者等の要配慮者を一時的に受け入れ、保護するため、事前に区内の福祉施設等を福祉避難所として選定し、施設管理者の了解を得て設置する。(資料編その1 P.資1-32 I-10 「災害時における福祉避難所一覧表」 参照)

避難所の考え方は次のとおりである。

【避難所概念図】



2. 避難所の開設準備

(1) 区（総務部・生活支援部・こども未来部・教育委員会事務局・各施設）

区は、あらかじめ避難所配置職員の計画等を作成し、職員の避難所設営及び運営業務を習熟させるため、「江東区避難所管理運営マニュアル」を作成・指導するとともに、避難所の設置・運営に必要な物品等を各避難所に備える。

また、災害時に避難所に派遣する職員は、1 避難所当たり原則として2名とし、避難所担当職員が不足した場合、充員の措置を講じる。

（２）施設(学校等)

- ① 区立小・中学校等においては、職員は「江東区学校防災マニュアル」に基づき、災害時地域連携体制の強化や避難所開設手順等に習熟するよう努める。また、学校避難所運営協力本部連絡会を毎年１回以上開催し、災害時の立入禁止場所の特定など開設・運営に要する応急活動の基本事項や役割分担について、あらかじめ定める。
- ② その他の避難所使用施設については「江東区避難所管理運営マニュアル」に基づき、職員間の役割分担等を決定する。
- ③ 医療救護所等は避難所に開設を予定しており、医療班到着後、速やかに開設するため、施設長は、最適な部屋(学校施設の場合、保健室等)をあらかじめ選定しておく。

（３）災害協力隊

各災害協力隊は、「災害協力隊活動マニュアル」に基づき、地区の防災計画・防災カルテの改訂に努めるとともに、隊員に対し災害時の活動を周知する。

指定された拠点避難所との災害時連携体制を構築し、避難所の開設及び運営支援に努める。

第３節 避難所の管理運営体制の整備

(区総務部・地域振興部・福祉部・障害福祉部・生活支援部・健康部・こども未来部・教育委員会事務局、その他避難所使用施設所管部、医師会、歯科医師会、東京消防庁)

- ① 拠点避難所となる全ての区立小・中学校等に学校備蓄倉庫を計画的に配備し、食料や生活必需品等の備蓄を行っている。
- ② 避難所における貯水槽、災害用トイレ、マット、非常用電源、発電機等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- ③ 入浴機会を確保するため、入浴設備の備蓄を行うとともに、区内の入浴施設を活用できるよう協定を締結する。
- ④ 避難生活における良好な生活環境の整備を行い、避難生活の環境を改善することに努める。
- ⑤ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ⑥ 避難所に指定した建物の安全性の確認・確保に努めるとともに、避難した被災者のプライバシーの確保や良好な生活環境が確保できるよう、事前対策に努める。特に、男女の違いや、多様な性の在り方に配慮した避難所運営ができるよう準備する。
- ⑦ 被災者の安否情報や食料・生活必需品等の必要数量を把握するための重要な情報源である避難者名簿を迅速・的確に作成するため、事前にＯＡ機器の利用策等の対策

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

を講ずる

- ⑧ 避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、その方法の多様化を図る等、整備・確立に努める。特に、障害者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、情報提供及び情報発信体制の整備に努めるものとする。
- ⑨ 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイントを整備するとともに、衛星通信の活用など災害時の速やかな設置や利用者がより効果的に情報を受発信できる通信環境の整備に努める。
- ⑩ 動物飼育場所において、避難住民の迷惑の原因とならないように、平常時からの「しつけ」や身元の表示、飲み水、フード、容器、引き綱、ケージ及びトイレ等の常備について飼い主に対して啓発を行う。また、避難所におけるペット同行避難者の受入れについても啓発を行う。
- ⑪ 関係機関と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、協定締結団体である東京都獣医師会江東支部等の関係機関との協力体制の整備に努める。
- ⑫ 避難所運営について、協定を締結している自治体の協力を得ることや、避難所運営経験のあるNPO等に委託するなど、被災者支援の充実を図る。
- ⑬ 福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。
- ⑭ 拠点避難所となる区立小・中学校等においては、災害時に円滑な避難所の開設・運営が可能となるよう、地域団体（災害協力隊等）を含めた関係者による学校避難所運営協力本部連絡会を設け、応急活動時の基本事項や役割分担をあらかじめ定めておく。また、「避難所管理運営マニュアル」及び「学校防災マニュアル」に基づき、関係者による避難所開設・運営訓練を実施し、避難者によって自主的に避難所を運営できるように努める。
- ⑮ 都立高校は、避難所の中でも収容能力が大きい重要な施設であることから、応急活動時の基本事項や役割分担についてあらかじめ定めておくとともに、連絡・通信手段の確保など、避難所体制の整備に努める。
- ⑯ 発災時における在宅避難者の把握方法や支援について検討を進める。

第4節 避難所の管理運営体制の整備（新型コロナウイルス感染症対策）

（区）

1. 事前対策

（1）感染防止に資する避難行動等の区民周知

避難所の3密（密閉、密集、密接）を防ぐため、区民に対し、避難所への避難だけでなく、自宅での安全確保が可能であれば在宅避難等、様々な避難行動があるということについて区報やホームページ等を活用し、周知する。

また、避難所には人が多く集まることから、新型コロナウイルスの感染が拡大するリスクがあり、避難所に避難する際にはマスクを着用する等、感染リスクに十分配慮する必要がある。避難所内での接触機会を減らすためにも、台風等の一時避難の際には、食料など必要な物資は各自で予め確保した上での避難をお願いする。

■避難所に持参する主な物資

- （例）☐マスク（避難所へ行く際は着用） ☐体温計
☐消毒液（または消毒用ウェットティッシュ）☐携帯トイレ
☐服薬している薬・お薬手帳 ☐ビニール手袋 ☐タオル
☐石けん ☐スリッパ ☐ごみ袋

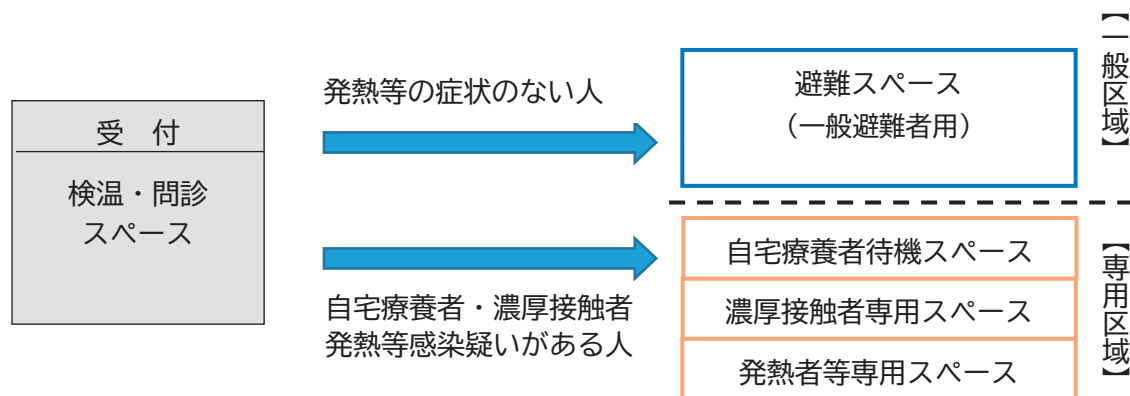
（2）避難所の確保

- ① 拠点避難所については、体育館のほか、教室の使用も検討する。
- ② 文化センター、スポーツセンター等の学校以外の区施設の活用を図る。
- ③ 高齢者、要介護者、妊婦、乳幼児、学童等のいる世帯など要配慮者の避難としての区内ホテル・旅館等の使用を検討する。
- ④ 新たな感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等も含めて検討するよう努める。

（3）避難所のレイアウト等検討（避難所ごとのレイアウトの事前作成）

各避難所では事前に新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだレイアウトを作成しておく。

- ① 避難所入口に避難者の受付及び検温・問診スペースを設ける（避難者カード、筆記具、机、非接触型体温計、マスク、消毒液、健康チェックリストを準備）。



- ② 発熱等体調不良者専用スペースの想定（個室、体調不良者専用トイレ、他の避難者との動線の分離）。

専用スペースの種類

- 自宅療養者待機スペース
- 濃厚接触者専用スペース
- 発熱者等専用スペース

※自宅療養者は、原則、保健所に連絡し、ホテル等の宿泊療養施設に移動してもらうが、移動に危険が伴う場合や受入施設が確保できない場合は、避難所で一時滞在する場合もあり。

※必要に応じて、発熱者の家族及び同居者用の専用スペースの確保も検討。

- ③ 感染症拡大防止のため、自宅療養者、濃厚接触者、咳・発熱等の症状がある人が使用する専用スペースの空間や動線は「専用区域」とし、一般避難者の避難スペース等の空間や動線は「一般区域」としてゾーニングする。
- ④ 一般避難者の避難スペースにおける間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける。
- ⑤ 避難スペースにおける消毒液、石けんや専用ごみ箱の設置場所、ポスターの掲示場所を検討する。

（4）感染症対策に必要な物資と必要数の把握と備蓄等の検討

感染症対策に必要な物資として、以下のものを参考に備蓄物資を検討する。

健康管理用	非接触型体温計
消毒用	石けん、消毒液（70%以上エタノール）、ペーパータオル
個人防護具	マスク、目の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、使い捨てゴム手袋、ガウン
その他	パーテーション又は間仕切り、簡易ベッド、簡易テント、携帯トイレ、養生テープ（区画用）、透明シート等による間仕切り（受付用）、蓋つき又はペダル式ごみ箱、扇風機（換気用）、ごみ袋

2. 避難所の開設準備

避難所の開設が決定したら以下のように開設準備を進めていく。

大規模地震時	拠点避難所 69 か所のほか、文化センター8 か所、スポーツセンター6 か所も同じタイミングで設営を開始する。
水害時	自主避難施設である文化センター8 か所・スポーツセンター6 か所から設営する。その後の状況悪化により、拠点避難所の設営に入り、設営完了後、避難指示等を発令する。

- ① 避難所運営スタッフを集めて、事前に作成したレイアウト図を用いて、滞在スペースの設営場所、一般区域と専用区域のゾーニング等を確認し、避難所利用方針を共有する。
- ② 事前に作成した避難スペースや専用スペースのレイアウト図をもとにそれぞれ滞在スペースを設営し、区画ごとに番号をつける。また、各専用スペースの設営時に、専用トイレや専用階段等がわかる案内表示や他の専用ゾーンとの境界がわかるように境界線テープを貼る。
- ③ 一般区域と専用区域を明確に区分けするために、一般区域と専用区域は間仕切り等で区切り、ゾーニングがわかるように案内表示を行う。
- ④ 手指消毒液を、事前に決めた避難所の出入口や各滞在スペースの出入口、トイレの近く等の複数の場所に置き、また、石けんを手洗い場等に置く。
- ⑤ 事前に決めた、各専用スペース（部屋）から離れた専用ゾーン内に、蓋つき又はペダル式の専用のごみ箱を設置する。
- ⑥ 避難者に感染防止のための避難所のルール等を周知するために、事前に決めた避難者の目につく避難所の出入口や滞在スペース等にポスターを掲示する。

○掲示物の例

- ・ 避難所の共通ルール
 - ・ 専用スペースの避難者向けルール
 - ・ 首相官邸ホームページに掲載されている感染症対策のチラシ
- ⑦ 避難所レイアウト図で事前に決めている設置場所に、非接触型体温計や問診票など必要な物資を準備して検温・問診所を設置する。
 - ⑧ 避難所レイアウト図で事前に決めている設置場所に、透明なシート等による間仕切りや避難施設案内図など必要な物資を準備して避難者受付を設置する。また、受付が密集しないように、受付から少し離れた場所に、避難者カードや筆記具を準備して、避難者カード記入台を設置する。

第5節 車中泊

(区)

区内における車中泊は、東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること、人命救助や消火活動、被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと、エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があることなどから、原則、認めることは困難である。

区は、災害時の混乱防止に向け、区ホームページや防災関連X（旧 Twitter）、その他媒体等で、予め区民に普及啓発し意識の醸成に努める。また、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平常時から避難所環境の整備等に努めていく。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

応急対策

第1節 避難の考え方

(区総務部・生活支援部、その他避難所使用施設所管部、
深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署)

区は、避難指示等を発令した場合、警察署、消防署等関係機関と緊密な連携を図り、迅速、的確に避難誘導を行う。

また、突発的な災害時等、防災関係機関による避難誘導が円滑に実施できない場合に備え、あらかじめ区民に対する避難先・方法等の周知を徹底し、災害協力隊等のリーダーを中心に自主的な避難を行うことのできる行動力の向上を図る。

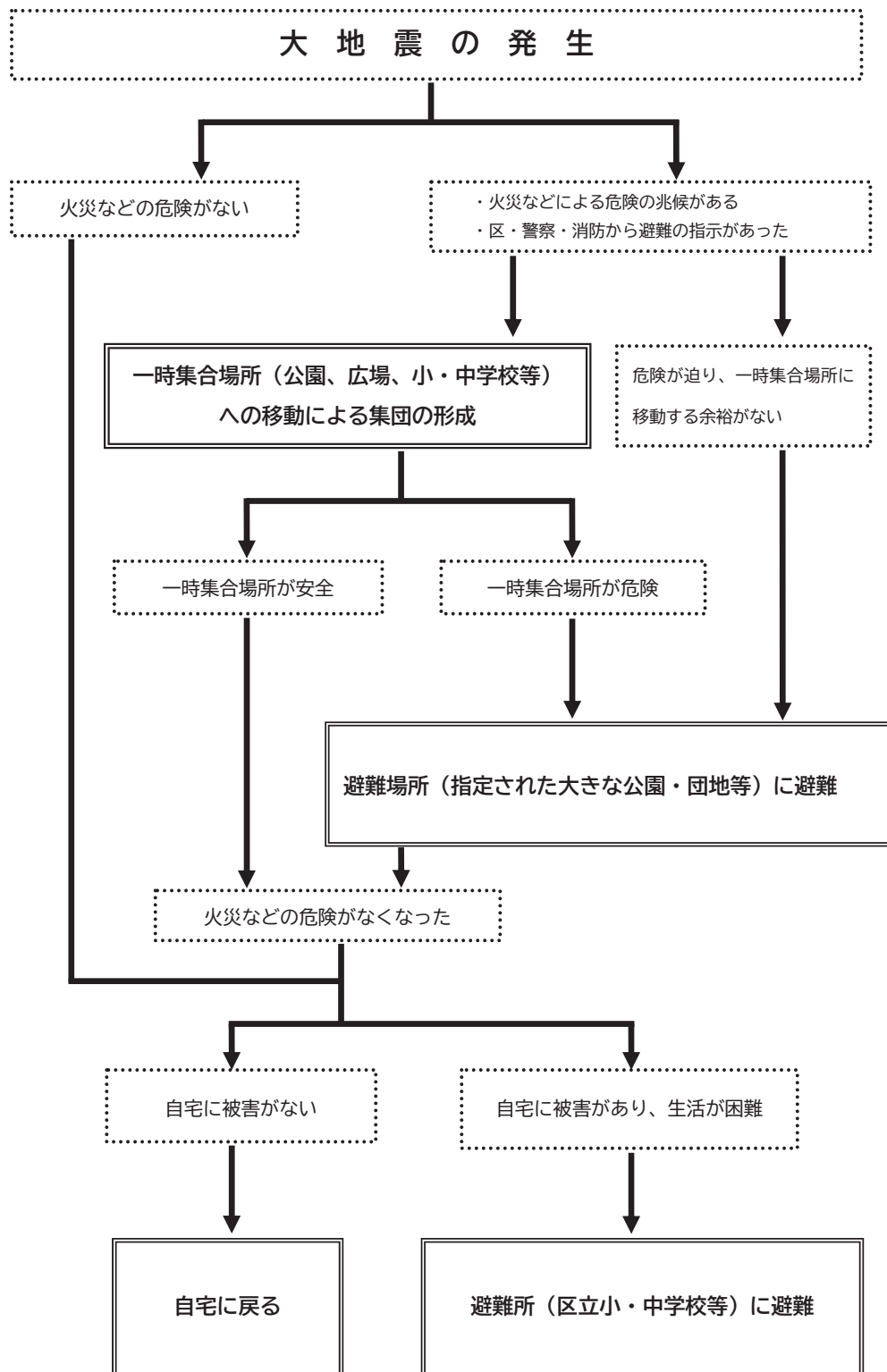
警察署は、交通路の要点に警戒員を配置し、避難誘導を行い、避難場所では、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。

消防署は、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区、警察署等に通報する。

さらに、避難が開始された場合は、消防団員の活動により避難誘導に当たるとともに、避難指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

大地震発生時における避難の考え方は次のとおりである。

【住民の避難行動フロー】



第1部	
第2部	
震災編	
第3部	
第4部	
第1部	
風水害編	
第2部	
第3部	

第2節 避難誘導

(区総務部・福祉部・障害福祉部・生活支援部・こども未来部、その他避難所使用施設所管部、
深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署)

1. 避難指示等の基準並びに伝達の方法

都及び区は、「放送を活用した避難指示等の情報伝達の申し合わせ」により、災害時及び災害対策本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、災害対策本部設置に至らない場合でも、区民等に対し放送事業者と連携した避難指示等に関する情報提供を実施する。

(1) 一般的基準

避難の指示等は原則として、次のような事態になったときに発するものとする。なお、これより前に、人的被害が発生する可能性が高まったときは、避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者に対して、避難準備の呼びかけを行う。

	基 準	想定される主な災害	備 考
1	河川が基準水位を突破し、洪水のおそれのあるとき	洪水	基準水位 (風水害編第3部第3章第1節「水防情報」参照)
2	特別警報が発せられたとき	洪水、高潮、津波	特別警報 (風水害編第3部第2章第2節「防災気象情報」参照)
3	河川の上流地域が水害を受け、下流地域に危険があるとき	洪水	—
4	火災が拡大するおそれ又は爆発のおそれのあるとき	地震、その他	—
5	その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき	その他	—

(2) 避難指示等の発令

- ① 都本部長より、避難についての指示があったとき。
- ② 地震による火災や土砂崩れなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、区本部長は警察署長並びに消防署長と協議の上、地域を定めて避難を指示する。この場合、区本部長は直ちに都本部長に報告する。また、必要があると認めるときは、荒川下流河川事務所長や都知事に対し、助言を求める。
- ③ 避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

- ④ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。
- ⑤ 現地において著しい危険が切迫し、区本部長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区本部長から要請があった場合は、警察官が直接区民に対して避難を指示する。この場合、警察官は直ちに区本部長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知するものとする。
- ⑥ 消防署長は、火災の延焼拡大等で人命に危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合は、住民に避難の指示を行うとともに、直ちに区本部長に通報する。
- ⑦ 区本部長による避難指示が発令された場合は、直ちに防災関係機関へ連絡するとともに広報班及び関係機関を通じて住民に周知する。
- ⑧ 消防署は、避難指示等が発令された場合は、災害の状況等を勘案し、必要な情報を所轄警察署及び区災害対策本部に対し、積極的に通報するものとする。
- ⑨ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、区本部長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

【避難指示等一覧】

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○ 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	○ 高齢者等は危険な場所から避難する ○ 高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等を含む ○ 具体的な避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である ○ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである
避難指示	○ 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況	○ 居住者等は危険な場所から全員避難する ○ 具体的な避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である
緊急安全確保	○ 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	○ 居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する ○ ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない ○ さらに本行動を促す情報が区から発令されるとは限らない

2. 避難誘導

(1) 避難誘導

避難指示が出された場合、警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会・自治会等、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、災害協力隊の隊長等を中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する。(2段階避難方式)

避難の指示等を行ういとまがない場合又は地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所等への直接避難も行う。

津波警報等が発表されている時は念のため水辺から離れた場所へ避難するよう誘導する。また、大津波警報発表時は内陸部や一時避難施設も含めた堅牢な建物(公共施設等)の3階以上などへの避難を行う。

(第2部 第5章 応急対策 第3節 「津波に対する避難誘導態勢」 参照)

(2) 避難行動要支援者に関する情報収集、安否確認

高齢者や障害者等の避難行動要支援者は、地域住民、災害協力隊等の協力を得ながら安否確認を実施し、必要に応じて適切に避難誘導を行う。

(3) 保育園児避難対策計画

- ① 建物の損傷の状況、周辺の火災発生等の状況を的確に把握し、園長の指示により避難を開始する。津波警報が発表された際は、速やかに近隣の高い建物に避難する。
- ② 避難の際には、近隣の区立小・中学校等(避難所開設予定場所)に避難する。なお、その区立小・中学校等が危険な状態になったときは、都の指定した避難場所へ避難し、状況が沈静化した後、区立小・中学校等に再度避難する。
- ③ 避難する区立小・中学校等をあらかじめ明確にしておき、保護者に周知しておくことにより、引き取り時の混乱を防止する。

(4) 避難場所におけるトイレ機能の確保

区は、避難場所におけるトイレ機能の確保に努める。

(第2部 第13章 応急対策 第4節 「トイレの確保及びし尿処理」 参照)

第3節 避難所の開設・管理運営

(区総務部・福祉部・障害福祉部・生活支援部・健康部、その他避難所使用施設所管部)

1. 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設と受入れ

総務部及び各部は、施設所管課等より施設の被害情報を収集し、災害対策本部(本部長室会議)において、避難所使用可能施設の報告を行う。

この報告を受け、区災害対策本部長は、避難所を開設する必要があると認めたときは、区生活支援部長に避難所開設指令を発する。

日中に発災した場合、区生活支援部長は速やかに職員(平常時の区生活支援部及び区地域振興部の一部等)を避難所に派遣する。

また、休日・夜間に発災した場合に、災害情報連絡員は、施設職員や災害協力隊と協力し、避難所の開設準備を行い、派遣職員到着後、速やかに事務を引き継ぐ。

各施設は、災害協力隊の協力を得て、避難所としての使用が決定するまで、避難者を校庭等に待機させ、決定後速やかに避難所使用スペースに誘導する。

避難所を開設した場合は、避難所運営本部を設置し、責任者である避難所運営本部長は管理運営に当たる。その際、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連携に努めるほか、女性・要配慮者等の視点にも十分配慮する。

なお、発災初動期において教職員は中心的役割を期待されているが、教育活動の再開を見据え、区長部局職員や関係団体による管理運営へと徐々に移行させていく。

避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(2) 関係機関等への報告・通知

区災害対策本部は、都総務局、警察署、消防署など関係機関に対し、避難所開設及び開設期間延長(発災の日から7日を超える場合)の連絡を行う。都総務局への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S)への入力により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。福祉避難所を開設したときも、同様に連絡を行う。

(3) 管理運営

避難所の管理運営は、区立小・中学校等(各施設)、災害協力隊、ボランティア等の組織や団体が協力し連携して行う。

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

震災編

風水害編

そのため、各避難所に施設管理者（区の直営以外の施設については、区からの派遣職員）を本部長とする避難所運営本部（区立小・中学校等においては、学校避難所運営協力本部）を設置し、常に相互調整を行う。

施設管理者は「江東区避難所管理運営マニュアル」や「江東区学校防災マニュアル」を参考として、施設の実情に即した運営計画を策定するなど円滑な運営に努める。

【各機関の役割分担】

機 関 等 の 名 称	活 動 内 容
区	1 区災害対策本部と避難所との相互の連絡を担当する。 2 特に、次のような業務を担当する。 (1) 避難所の状況を区災害対策本部に報告し、また区や関係機関からの情報を避難所に伝達する。 (2) 食料など必要な物資の調達・確保を行う（届いた物資の管理や配給は、給食・物資担当が行う）。 (3) 医療救護所の設置、医療救護班の派遣要請を行う。
施 設	1 避難所運営の中心となり、施設長の指揮の下、総務・情報、避難所、救護・衛生、救援、給食・物資の各担当を設け、対応に当たる。これらの担当には、各災害協力隊等にも参加協力を呼びかける。 2 施設管理者という立場では、施設の点検並びに各部屋、設備の活用方法について、災害協力隊や避難者に助言する。
災害協力隊	1 施設職員の行う担当業務に協力する。 2 避難所の部屋(教室)ごとに居住班を編成し、避難者個々への対応を行う。各居住班には班長を任命し、運営本部や各活動担当との連絡や調整などを行う。 3 避難所の自立を促すためにも、徐々に、避難所の運営主体を、施設側から災害協力隊に移行していく。 4 救援班を編成し、避難行動要支援者や要配慮者、施設近隣住民の安否確認など、応急救援活動を行う。
ボランティア	1 施設や災害協力隊が行う各種活動を補佐する。 2 特殊技能や専門知識を有し、それに関連した活動につく場合でも、避難所運営本部に申請させ、調整を図る。

第1 食料・生活必需品等の供給・貸与

被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、区が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。

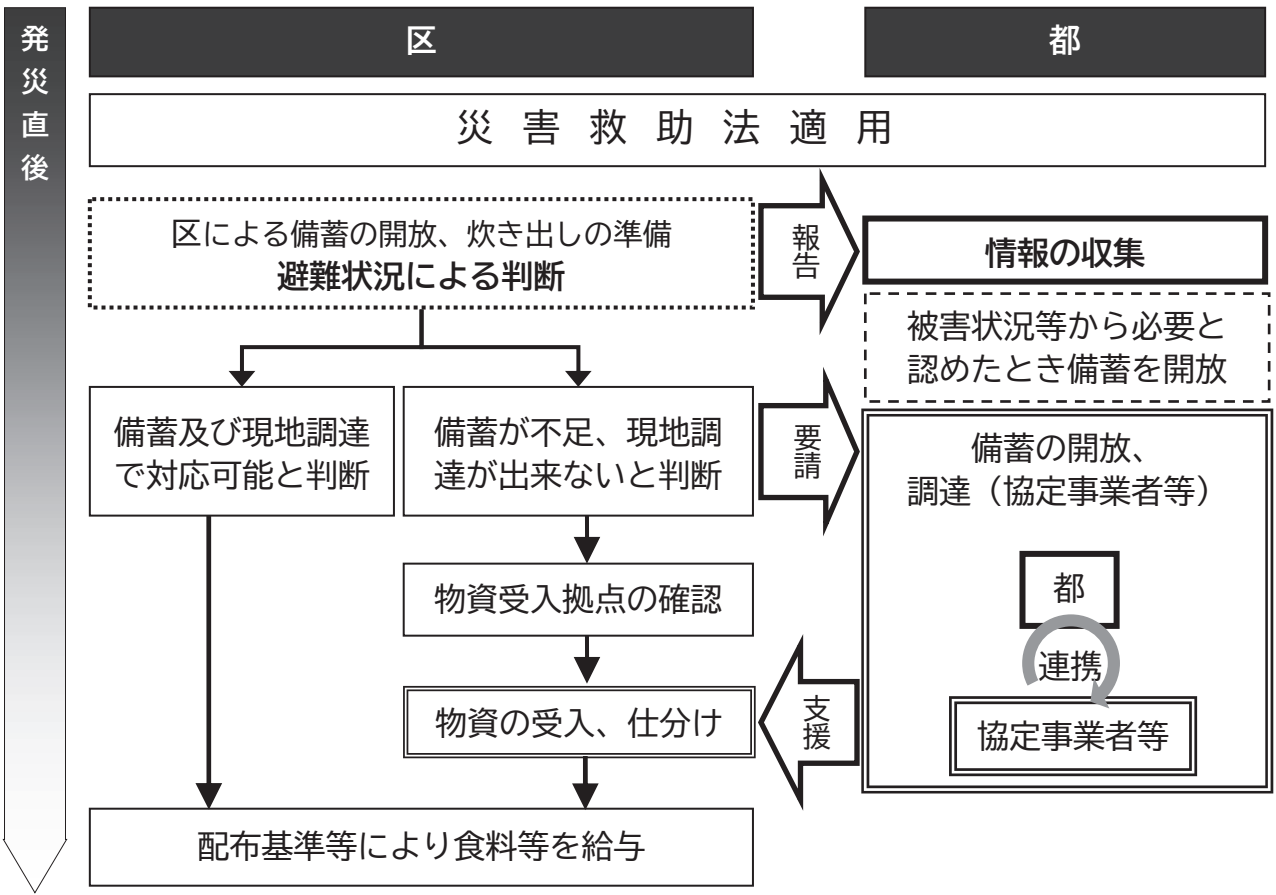
炊き出し等の体制が整うまでの間は、区の備蓄又は調達する食料等を支給する。

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、この基準により難しい事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内

閣総理大臣の承認を含む。)を得て、定める(第2部 第11章「物流・備蓄・輸送対策の推進」参照)。

区において、被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉局に応援を要請する。また、キッチンカーを活用し避難所で温かく多様なメニューの提供をすることで良好な避難生活を確保することに努める。

【避難所における物資供給のスキーム】



第2 飲料水及び食品の安全確保

区は、避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。区は、必要に応じて衛生班（環境衛生）を編成し、それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、区民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を区民に指導する。

区は、必要に応じて衛生班（食品衛生）を編成し、食品の安全を確保する。

都及び区は連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

- 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- 手洗いの励行
- 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底

- 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- 情報提供
- 殺菌、消毒剤の調整

第3 トイレ機能の確保

被災後、断水した場合には、学校のプールで確保した水を使用し、機能の回復を図る。

発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。

発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

備蓄分が不足した場合には、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

(第2部 第13章 応急対策 第4節 「トイレの確保及びし尿処理」 参照)

第4 避難所の運営等

近隣住民の応急救援活動体制を整える。

住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。

立入禁止区域や土足禁止区域を設定する。

避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性のある製品、防災品など）を使用するなど、適切な防火対策に努める。

要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。

避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、Wi-Fi環境、FAX等の整備、SNSでの情報発信を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、多様な性の在り方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレの離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起のためのポスターの掲載など、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、関係機関等と連携の下、被害者への相談体制の構築に努める。

また、拠点避難所については、地域との連絡会等を通じて、密に連携を保つことが重要である。区及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。

第5 避難住民に対する健康相談

区は、保健師等を派遣し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。

避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、相談体制を整備するとともに、要配慮者の特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。

第6 福祉避難所の運営

福祉避難所の運営は、障害特性等に応じた支援が必要であり、避難所から福祉避難所への移送手段についても確保する。

なお、区は平成28年7月13日に東京都個人タクシー協同組合墨東支部と「災害時における緊急輸送等に関する協定」を締結し、避難所から福祉避難所への搬送手段等としてタクシー車両の使用を可能としている。

また、福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

第7 感染症予防

インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。

第8 防火安全性の確保

避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。

第9 公衆浴場等の確保

区は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。

避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

(4) 避難所運営上の注意点

避難所運営上、必要な処置や帳票の作成は、各避難所運営本部において確認を行い、協力して実施する。

第1 一般的遂行事項

- ① 避難所の開設時に、避難者の心得を要所に貼付する。
- ② 避難者の受付
- ③ 避難者の組織編成
- ④ 班を入所させる場所の選定
- ⑤ 避難所に配布される食料等物資の受払

第2 記録様式

- ① 避難所日誌
- ② 物品受払簿
- ③ 入所者名簿
- ④ その他必要事項（資料編その1 P.資1-164 I-46 「避難所設置運営に関する様式等」参照）

第3 報告様式

- ① 避難所の開設(閉鎖)報告
- ② 給食済人員報告
- ③ 給食見込人員報告
- ④ その他必要事項（資料編その1 P.資1-164 I-46 「避難所設置運営に関する様式等」参照）

第4 その他

- ① 情報の伝達、食料物資の配給は、班長を通じて班ごとに行う。
- ② トイレその他衛生面で注意を要する場所の消毒は、避難所開設後、区健康部が担当し、災害協力隊等の協力を得て定期的に行う。
- ③ 女性に対する犯罪行為・暴力等人権侵害防止に特段の配慮を行う。

2. 避難者の心得（例）

- ① ゆずりあいの心をもって生活すること。
- ② 身のまわりの品以外は持ち込まないこと。
- ③ 貴重品は身につけておくこと。
- ④ 整理・整頓・清潔に努め他人の迷惑にならないよう注意すること。
- ⑤ 用便は必ず所定の場所ですること。
- ⑥ 高齢者、障害者等の要配慮者への気配りを心がけること。
- ⑦ 火気には特に気をつけること。
- ⑧ 使用施設の備品その他の物品を破損しないように注意すること。
- ⑨ 退所の際は係員に申し出るとともに各自使用した場所を清掃して退所すること。
- ⑩ その他係員の指示に従うこと。

第4節 避難所の開設・管理運営（新型コロナウイルス感染症対策）

(区)

1. 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設と受入れ

第1 避難者受入方針の共有

避難所運営スタッフを集めて、濃厚接触者等が避難してきた場合の対応や発熱等のない一般避難者をどこの避難スペースから優先的に受け入れるかなどの受入方針を共有する。

また、避難者それぞれの人権に配慮し、感染者を排除するのではなく、感染対策上の必要な対応であること、また、それぞれのプライバシーを守ることを徹底する。

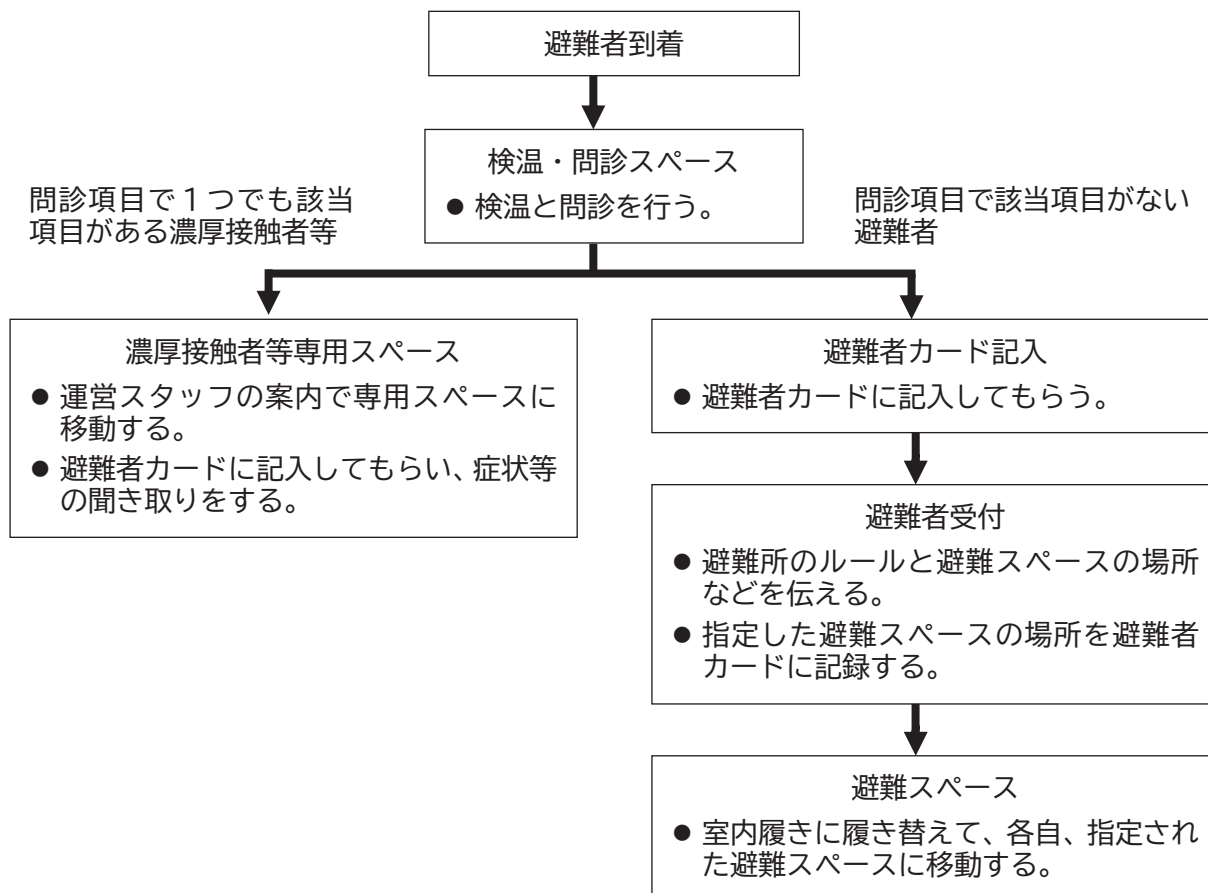
第2 必要な防護具の装着

避難者受入時の役割分担をして、活動場所ごとに必要な防護具を装着する。また、こまめに手洗いや手指消毒を行う。

■ 活動場所別の必要な防護具

検温・問診所で活動する人	
専用区域で活動する人 (濃厚接触者等の受入等)	マスク、ゴム手袋、眼の防護具
一般区域で活動する人 (避難者受付・誘導等)	マスク、ゴム手袋 ※受付に透明なシートの間仕切りがない場合は、眼の防護具を装着する。

第3 避難者の受入手順



(2) 避難所の運営

第1 感染症対策

感染症の拡大防止のため、避難所においては、保健所等の助言を受けながら専用区域の濃厚接触者等への対応や避難所内の消毒など感染症対策全般を担うことができるよう、予め準備しておく。

第2 定期的な換気

風の流れができるように、2方向の窓を開放し、30分に一回以上、数分間程度、窓を全開にするなど、避難所内の十分な換気に努める。

なお、気候、天候や部屋の配置などにより異なることから、換気方法については十分留意する。

第3 定期的な清掃・消毒

避難所内の物品や施設内は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、消毒薬や家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

特に、手すりやドアノブ、トイレなど共用部分は、毎日時間を決めて定期的に消毒する。掃除、消毒のときは、マスク、眼の防護具、掃除用手袋（手首を覆えるもの。使い捨てゴム

手袋も可）、エプロンまたはガウンを装着する。

第4 避難者及び運営スタッフの健康確認

避難者及び運営スタッフに体調チェック表を配布するなどして、毎日自己チェックを行う。また、必要に応じて保健所の指導を仰ぐ。

避難者で発熱や体調不良がある人は、運営スタッフに申し出て、症状に応じて発熱者等専用スペース等に移すなどの対応を行う。

運営スタッフで症状がある場合は、学校避難所運営協力本部に速やかに報告し、症状が改善するまで業務から離れるよう配慮する。

第5 濃厚接触者・発熱者等への対応

濃厚接触者や咳・発熱等の症状がある人の健康観察は、保健所と連携し、必要時に医療機関への受診をすみやかに実施する。

第6 食事・物資等の配布

食事や物資等の配布は、避難者が取りに来る方法とする場合、混雑を防止するため配布場所を複数設けることや、配布するタイミングを部屋ごとに分散するなどの工夫を行う。

なお、移動が困難な障害者や高齢者等もいるので、その場合には運営スタッフ等が直接配布する。ただし、濃厚接触者や咳・発熱等の症状がある人への食事の受け渡しは直接行わず、専用スペース前などに置いて渡す方法とする。

第7 避難者情報の管理

避難所で感染者が発生した場合を想定し、避難者カード等の避難者の情報は、感染の追跡調査に備えて避難所閉鎖後一定期間（1か月程度）保管する。

また、避難者の情報には、濃厚接触者を後追いできるように、入退所日や滞在スペースの場所も記録する。

第8 ごみ処理

専用区域で発生したごみは、ごみ袋を2重にして一般のごみとして廃棄する。ただし、専用区域で活動する人が装着したマスク等の防護具は、密封して保管し感染性廃棄物に準じて廃棄する。ごみ処理を行うときは、マスク、眼の防護具、掃除用手袋、ガウン（ごみ袋を活用した手作りカップパでの代用も可）を装着する。

第9 感染者が確認された場合

感染者が確認された場合、保健所の指示により、施設の消毒や避難者を他の場所に移動等させるなどの対応を行う。また、必要に応じて同じ滞在スペースにいた避難者の健康観察を実施する。

2. 在宅被災者等への支援

避難生活が長期化した場合は、食料や物資を必要とする在宅被災者や避難所外被災者に対して、避難所を拠点に食料や物資等の配布や健康相談などの支援を行う。なお、物資等の配布を行う場合、例えば、避難所が混雑しないように、避難所周辺の地域内に物資配布場所を確保して配布するなどの工夫を行う。

3. 避難所閉鎖後の対応

施設管理者や保健所と相談を行い、避難所内の必要箇所の消毒及び換気を実施した上で、原状回復を行う。

第5節 要配慮者の安全対策

(区総務部・福祉部、障害福祉部、深川・城東両消防署)

1. 地域における安全体制の確保

(1) 区の支援体制

災害時は、区に「災害時要配慮者対策本部」を設置し、災害対策本部の指揮の下、避難情報の伝達、安否確認、避難誘導、福祉避難所の開設と運営についての支援を行う。

なお、詳細は本計画の下位計画である「江東区避難行動支援プラン（全体計画）」に記載している。

(2) 福祉避難所の設置

一般の避難所は、階段や段差が多いなど、必ずしも要配慮者に適した構造になっていない。特に、常時介護を必要とする人にとっては、一般避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、区は、一般の避難所生活が困難な人の二次的な受入施設として主に介護保険施設や特別支援学校等を福祉避難所として開設し、搬送、入所等を行う。

第1 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、各々の身体等の状況により避難所生活において特別な配慮が必要な人であって、江東区が指定する人とする。なお、対象者を介助する家族等も共に避難することができる。

第2 福祉避難所となる施設

区の福祉避難所は、江東区地域防災計画（資料編その1）のP.資1-32 I-10「災害時における福祉避難所一覧表」のとおりである。この他、福祉避難所の対象者となりうる人の実態、既指定施設の実状等を把握し、実効性のある福祉避難所体制の構築を進める。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第3 福祉避難所の運営

区は、災害時において福祉避難所を開設しようとする場合は、あらかじめ当該施設管理者と十分な連絡調整を図り、受け入れ可能状況を把握し、当該の施設の入所者・利用者への対応に支障をきたさないよう十分に配慮するものとする。

(3) 防災行動力の向上

区は、都及び東京消防庁と共同して、住民防災組織等を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練の実施を推進するなど、防災行動力の向上に努めていく。

(4) 緊急通報システムの整備

都は、65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進めており、その一層の活用を図るように努める。

2. 社会福祉施設等の安全対策

(1) 社会福祉施設等と地域の連携

消防署は、事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

(2) 避難行動の習得

区は、総合防災訓練等の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動などを実施する。また、各施設は、自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

第6節 動物愛護

(区総務部・健康部)

施設管理者は、避難所に動物飼育場所を設けるとともに、飼い主とともに避難した動物の適正飼育に関する情報提供や指導を行う。

区では、災害時における動物医療救護所等での支援活動について、獣医師会と「災害時における動物救護活動についての協定書」を平成17年12月27日に締結している。

(1) 動物救護本部の設置

① 設置場所

医療救護本部内に併設する。

② 活動内容

- ・動物救護本部の運営
- ・動物飼育場所への支援
- ・災害対策物資の調達
- ・相談窓口の設置
- ・ボランティアの確保
- ・情報収集広報活動
- ・都動物救護本部へ支援要請・飼育状況等の報告

(2) 動物飼育場所の設置

① 設置場所

原則として開設した避難所内に設ける。対象となる動物は原則として、犬、猫、小鳥等の小動物とする（人に危害を与えるおそれのある動物や特別な管理が必要となる動物は除く）。

② 役割

ア．同行避難動物の飼育

避難者全員の理解が得られるようなルール作りを行うと共に、飼育作業は、飼い主同士が共同で行う。

イ．負傷動物の一時保護

負傷動物が運び込まれた場合、負傷動物の救護所としての役割も担う。

ウ．飼い主不明動物の一時保護

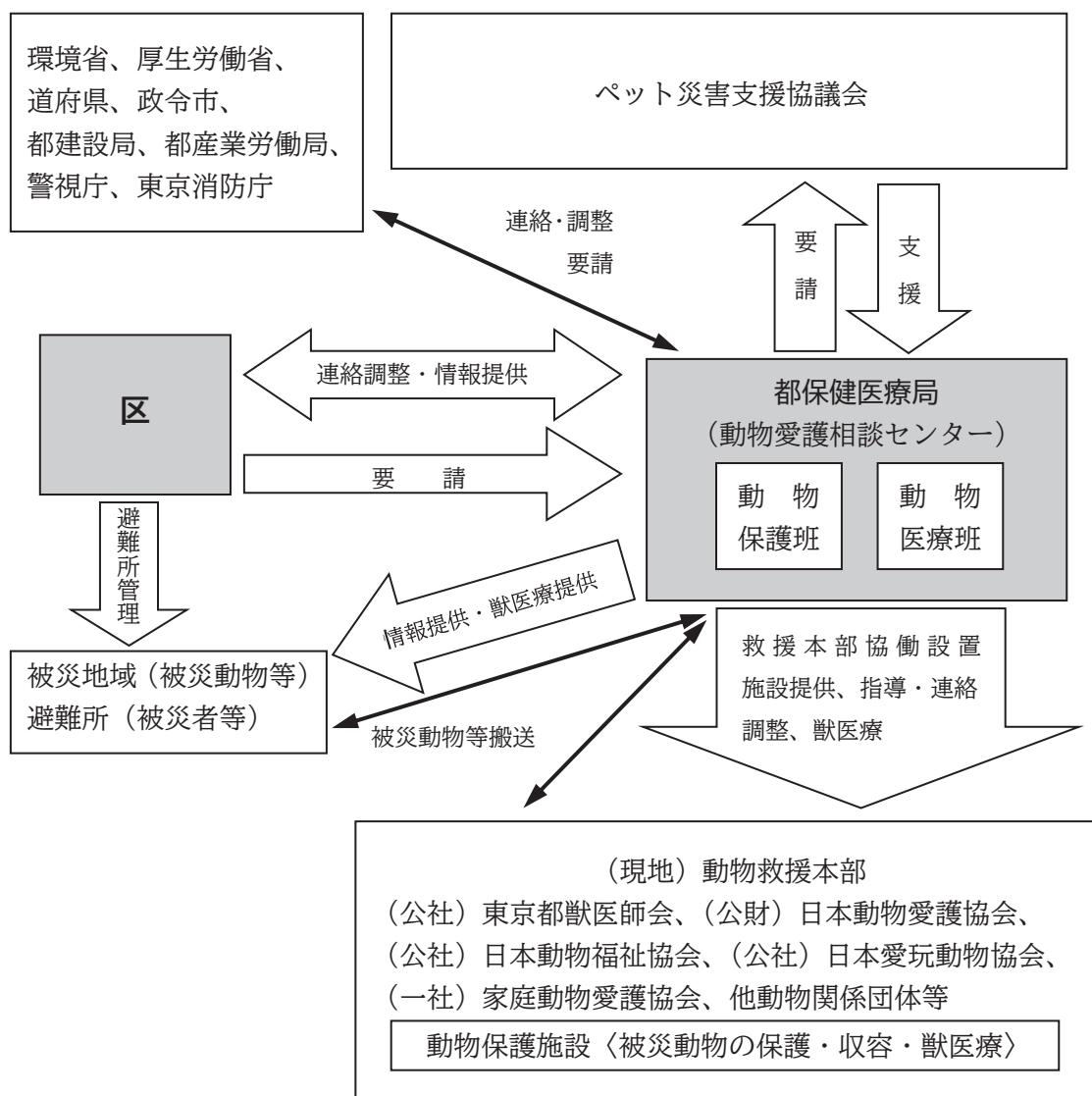
災害発生直後は、発見された迷い動物を一時的に保護する。東京都の収容体制が整い次第、飼い主不明動物は東京都動物愛護相談センターに移送する。

③ 飼育場所

避難所運営本部があらかじめ指定した場所に、飼い主が共同で設置する。
場所の選定は、避難者の生活環境に影響を与えないよう、十分な配慮を行う。

④ 動物の飼育

避難所では、動物と避難者の同居は困難であることを理解の上、指定の飼育場所で飼育する。また、避難所には動物用の備蓄物資は用意していないので、飼い主自身が避難所への避難時に携帯する。



第7節 ボランティアの受け入れ

（区総務部・福祉部、都生活文化スポーツ局）

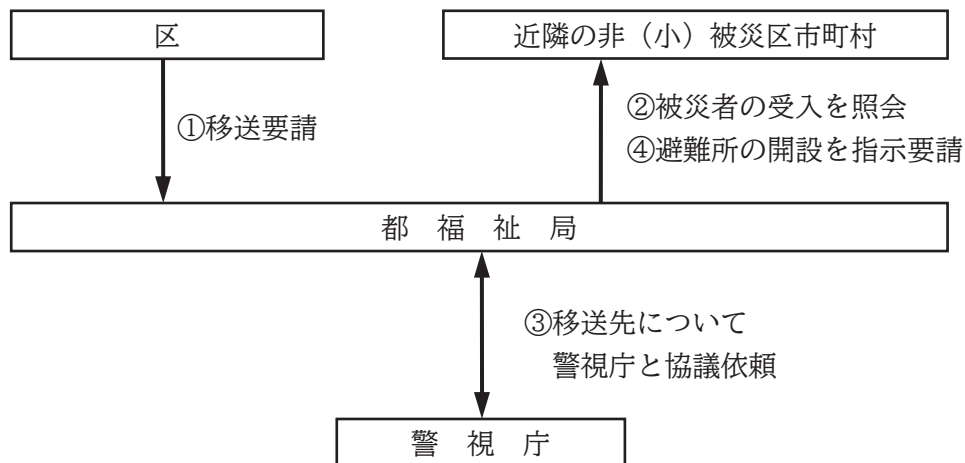
避難所で活動するボランティアについては、区災害ボランティアセンターを通じて派遣する。（第2部 第2章「区民と地域の防災力向上」参照）

各避難所においては、「江東区避難所管理運営マニュアル」や「江東区学校防災マニュアル」等に基づき、ボランティアを受け入れる。

第8節 被災者の他地区への移送

(区総務部・生活支援部、その他避難所使用施設所管部、
深川・城東・東京湾岸各警察署)

【移送先の決定】



避難者を区内の避難所では収容できないときは、避難者を他地区（非被災地若しくは小被災地又は隣接県）に移送できるよう区本部長は都福祉局に要請する。

避難者の他地区への移送を要請した場合は、区職員のうちから避難所管理者を定め、移送先へ派遣するとともに、移送に当たっては引率者を移送車両に添乗させ、移送業務に協力する。

都本部長から他地区の避難者の受入を指示されたときは、区本部長は直ちに避難所を開設して受入れ態勢を整備し、避難所の運営に協力する。

橋梁の損傷等による陸路寸断も念頭に、都と連携し、水上輸送計画の推進を図る。輸送に関しては、各防災関係機関所有の船舶及び民間船舶の借り上げや、防災船着場等の活用を検討する。

第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進

【基本方針】

【予防対策】

- 第1節 食料等の確保
- 第2節 生活必需品等の確保
- 第3節 飲料水及び生活用水の確保
- 第4節 備蓄倉庫及び物資拠点の整備
- 第5節 輸送車両等の確保
- 第6節 燃料の確保

【応急対策】

- 第1節 食品供給計画
- 第2節 給水計画
- 第3節 生活必需品供給計画
- 第4節 義援物資の取扱い
- 第5節 輸送車両の確保
- 第6節 燃料の供給

【復旧対策】

- 第1節 多様なニーズへの対応
- 第2節 炊き出し
- 第3節 水の安全確保
- 第4節 生活用水の確保
- 第5節 物資の輸送

基本方針

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料や水、毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要がある。本章では、物資の備蓄及び調達、防災倉庫及び学校備蓄倉庫、集積地、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施体制等についての対策を示す。

■食料・生活必需品等の確保

備蓄量の増加と調達先の拡大により、災害時に必要な物資を確保できる体制を構築する。そのため、区は都と連携した備蓄や寄託制度（※）により、発災後3日分の食料・水・生活必需品等（一定数の避難所外避難者分を含む。）の確保に努める。また、物販事業者（小売事業者等）との連携強化等により、様々なニーズに対応できるよう調達体制の拡充および実効性の確保に努める。

※ 寄託制度

都が区と寄託契約を締結し、都の所有する物資を区の備蓄倉庫等に事前に配置しておく制度

■防災倉庫及び学校備蓄倉庫、集積地の整備

物流事業者（輸送事業者）と連携した防災倉庫及び学校備蓄倉庫、集積地における物資の搬出入体制を構築するとともに、倉庫事業者等と連携し、集積地に集まった支援物資を保管する場所を確保する。また、倉庫の整理統合や新しい倉庫の確保について検討を行うとともに、避難所やその近隣への物資の分散備蓄を促進する。

■輸送体制の整備

災害時における関係者間の情報の共有化や連絡調整の迅速化等のため、物流事業者等との連携による円滑な物資輸送体制の確立に努める。

予防対策

第1節 食料等の確保

(区総務部・地域振興部)

災害のため、居住家財等に被害を受け、日常の食料を欠くに至った被災者には、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合等においても、区長(区本部長)が必要と認めた場合には、区本部で応急食料を給与する。

区では、被害想定で推定されている避難所生活者等数(※)の1日分の食料及び被災乳幼児(2歳未満)用の粉・液体ミルクについては3日分を備蓄する。また、都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。

必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の最大避難者数を基準とする。

区の備蓄食料については、クラッカーやアルファ化米、リゾット等、その多様化に努め、避難所等で求められる物資は、時間の経過とともに変化することに留意する。また、高齢者、障害者、こども、アレルギー等により既存の給食内容では対応できない人などへ配慮した給食内容にするなど、避難者の様々なニーズに対応した物資の確保に努める。

発災直後の道路被害状況等により、都からの物資配送が遅れることも予想されるため、段階的に区で2日分の物資の確保に努める。

また一方で、区民に対して、家庭での備蓄(最低3日分、推奨1週間分)を促す啓発を推進する。

※避難所避難者等数 約15.6万人(都心南部直下地震 M7.3 冬の夕方18時 風速8m/秒)は1日目の避難所避難者以外の需要を含んだ数字

第2節 生活必需品等の確保

(区総務部)

1. 支給の考え方

生活必需品の給与は災害が発生し、災害救助法の適用があれば都が実施することとなるが、区は災害救助法の適用に至らない災害及び都が救助を実施するまでの応急援助として、必要な生活必需品の確保を図るものである。

都は、毛布、敷物、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品などのほか、ブルーシートや土のう袋に加え、避難所での生活環境の改善や感染症対策に有効な簡易ベッドや屋内テントを確保する。

区は、避難者に迅速に物資を提供できるよう、都と連携し、区の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄するよう努める。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

備蓄物資は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ登録しておく。

必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の発災から3日目までの最大避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）を基準とする。

避難所で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、高齢者、障害者、女性、こども等へ配慮するなど、避難者の様々なニーズに対応した物資の確保に努める。

物資の確保に当たっては、避難所における避難所生活に必要なパーティションや段ボールベッド等をはじめ、感染症拡大防止に必要な物資や、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど避難所生活の実情を考慮する。

また一方で、区民に対して、家庭での備蓄を促す啓発を推進する。

2. 調達目標

避難所生活者数の想定15.6万人を調達目標とする。（都心南部直下地震 M7.3 冬の夕方18時 風速8m/秒）

第3節 飲料水及び生活用水の確保

（区総務部、都水道局東部第一支所）

1. 方針

災害時において、被災者の生命維持を図る上での飲料水の確保及びトイレ、洗濯、風呂などに使用する生活用水の確保は、極めて重要である。

区においては、飲料水の輸送体制の確立や、給水困難な状況に備えての生活用水の確保に努める。

2. 確保体制

（1）利用水利

区立小・中学校等のプールや既存の井戸の活用等による生活用水の確保に努めていく。

また、以下の防災用井戸については、水質等を考慮し、原則として雑用水（トイレの排水等）の採水に限定して活用するものとする。

設 置 場 所	所 在 地
深 川 公 園	富岡 1-14-10
八 名 川 公 園	新大橋 3-1-18
豊 洲 公 園	豊洲 2-3-6
香 取 公 園	亀戸 4-27-6
亀 高 公 園	北砂 6-26-8

※ 飲料水の給水体制については、本章 応急対策 第2節「給水計画」参照。

(2) 給水資機(器)材

飲料水も含め水の輸送等に際しての給水資機(器)材の充実も重要である。区は、ポリ容器、ビニールバケツや、造水機、ろ水機等を備蓄している(備蓄数量等は、資料編その1 P. 資 1-77 I-17 「防災倉庫・備蓄物資一覧表」 参照)。

また、平成 25 年度には、停電時に受水槽内に残された水を有効活用するため、区立小・中学校等へ給水資機(器)材を配備するとともに、給水資機(器)材と受水槽を接続できるように受水槽の一部を改修した。

そのほか、拠点避難所等には、消火栓等による応急給水を行うための応急給水資機(器)材(青色のバッグ等一式)が配備されている。また、避難所応急給水栓が設置されている避難所では、応急給水栓による応急給水を行うための応急給水資機(器)材(黄色のバッグ)が配備されている。

第4節 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

(区総務部)

1. 方 針

備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。

応急対策用資機(器)材等(都の事前寄託分を含む)については、平時から備蓄を図り、災害が発生した場合の輸送及び配分方法について定める。また、災害が発生した場合には、資機(器)材の購入が一時まひ状態となるおそれがあるので、緊急の場合にも調達し得る措置を講ずるものとする。

避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点等を選定し、都総務局に報告する。また、物資調達・輸送調整システムを活用し、あらかじめ物資拠点の登録に努める。

避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場所の確保に努める。

なお、随時資機(器)材等の整備点検を実施し、補充整備に努めるものとする。

2. 災害救助物資備蓄計画

災害時、被災者の生活に直接関係する食品と被服、寝具等の生活必需品の備蓄が必要であるが、災害救助法が適用される場合は、都災害対策本部の救助活動も併せて行われるので、区においては、同法適用前における応急措置のため必要程度確保し、他は都の備蓄計画又は災害の程度に応じて緊急調達によるものとする。

(1) 備蓄計画の充実

他都市における被災事例の分析や社会情勢の変化に応じて必要な備蓄品目・量の見直しを行うなど、備蓄内容の充実に努める。

(2) 備蓄物資の現状(救助用備品を含む)

資料編その1 P.資1-77 I-17 「防災倉庫・備蓄物資一覧表」 参照

(3) 備蓄物資の点検管理

盗難予防、そ害予防、防湿等の対策を講じ、備蓄物資の管理に努める。点検は必要に応じて随時行う。

(4) 防災倉庫及び学校備蓄倉庫

第1 防災倉庫の整備

災害時の効率的な救援・救助に備え、区内に防災倉庫を整備しているが、今後とも計画的な整備を図る。

また、防災倉庫の新築時には、水害時に備えた高所への設置など、計画的措置を講じる。(資料編その1 P.資1-77 I-17 「防災倉庫・備蓄物資一覧表」 参照)

第2 学校備蓄倉庫の整備

拠点避難所となる全ての区立小・中学校等に、学校備蓄倉庫を配備している。

また、区立小・中学校等は、水害時の一時避難施設としても指定していることから、改修・改築時には、高所への設置を進める。

(5) 防災倉庫及び備蓄倉庫の点検管理

室内の除湿・換気を行う等、倉庫の点検管理に努める。扉を開放する場合、部外者の入室禁止等の盗難・いたずら防止措置を講じる。

3. 物資拠点整備計画

各自治体等から送られてくる救援物資、食料及び生活必需品等を避難所へ搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、中央防災倉庫の整備を図り、平成27年8月に竣工した。

また、民間企業等と協定を締結するなど、一時保管場所等の拡充に努める。区では、佐川急便株式会社と「災害時協力協定」を平成25年7月24日に締結し、一時保管場所等が不足した場合に備えている。

各拠点避難所が求める物資が迅速かつ過不足なく届けられるよう、物流事業者等と連携し、輸送拠点の効率的な運営体制の構築と物資の円滑な輸送体制の確立に努める。

4. 本部職員用被服及び装備等備蓄計画

(1) 方針

職員数の増加、装備の消耗等を考慮して、その整備拡充を図り、支障のない防災活動を実施し得るようにする。特に各種装備については、過去の経験を活かし、有効かつ適切に使用できる物品の供給を図るものとする。

(2) 本部職員被服等貸与計画

本部第4非常配備態勢職員全員に対し、防災服・ヘルメット・及び帽子等を貸与し、災害応急対策活動に備える。

(3) 本部職員食料備蓄計画

- ① 区災害対策本部の業務に従事する職員が、迅速かつ正確に応急対策活動に対処できるよう平常時から食料を確保しておくものとし、東日本大震災の教訓などを踏まえ、計画の再考を進める。
- ② 実施計画
職員用の食料は、備蓄食料等を充てるものとし、不足を生じた場合は、パン、炊き出し等により補給するものとする。

第5節 輸送車両等の確保

(区総務部、日本通運、トラック協会)

災害応急対策に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるため、車両、舟艇等は迅速かつ円滑に調達しなければならない。区が災害対策活動を実施するに際して必要となる車両、舟艇等は事前に確保を図るものとし、震災発生時に緊急通行車両等として使用を予定している車両については、事前届出を行う。なお、不足をきたすような場合は、都のあっせん調達等により指定地方行政機関等の協力を得て調達するものとする。

第6節 燃料の確保

(区総務部)

区は、東京都石油商業組合江東支部と「災害時における石油類等の優先供給に関する協定書」を昭和61年5月26日に締結し、燃料の確保について対策を講じている。

協定の実効性を高めるため、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施するとともに、平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたり実効性のある体制の構築に努める。

応急対策

第1節 食品供給計画

(区総務部・地域振興部・区民部)

被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。

備蓄物資(クラッカー等)として都総務局が区に事前に配置してあるものは、都総務局長の承認を得て区が輸送し、被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。

必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムにより、都総務局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点等である集積地で受領する。

1. 食品給与の配布基準

区長(区本部長)がその責任において実施する食品給与の配布基準は、災害救助法施行細則において定める単価(資料編その2 P.資2-50 I-13-3「災害救助法項目別適用単価等一覧」参照)以内とし、災害救助法適用後は、都知事(都本部長)の補助機関として、都が定める配布基準により実施する。

2. 給食内容

クラッカー、アルファ化米、リゾット、パン、米飯、粉・液体ミルク(2歳未満の乳幼児用)

3. 食品調達計画

(1) クラッカー、アルファ化米、リゾット、粉・液体ミルク

区備蓄物資をもって充てるが、不足を生じた場合は、都に要請し調達する。

(2) 米 穀

都は、区の要請に基づき、農林水産省生産局と協議を行い、調達し提供する。

(米穀の調達経路 資料編その1 P.資I-149 I-43 「米穀の調達経路(都産業労働局)」参照)

(3) パン・副食品等

区は、民間協定団体及び取扱業者より、必要に応じて調達する。

(第2部 第2章 予防対策 第2節 3.「民間団体との協力協定」参照)

(4) 応急用精米の優先供給

区は、昭和55年6月12日に東京都米穀小売商業組合江東支部と「災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書」を締結し、災害時における食料供給を確保している。この協定により、36万食(精米3食分)が確保された。

(5) 麺 類

区は、昭和62年12月21日に麺類協同組合深川・城東支部と「災害時におけるめん類等の優先供給に関する協定書」を締結した。これにより、区内麺類業者の積極的な協力を得て応急食料を確保する。

4. 給食方法

避難収容者等に対してはその管理者より給食することとし、その他自宅に残留している被災者には、災害協力隊等を通じて給食又は事前周知等を行うことで定められた時刻にて給与する。また、他自治体の避難所に避難した者に対しては、所在地において給食するものとし、その場合、所在自治体は被救助者の区長に給食人員、数量等を通知するものとする。

5. 食品集積地

区は、災害地における食品給与の円滑を期するため、区内の防災倉庫を食品集積地に指定している(資料編その1 P.資I-77 I-17 「防災倉庫・備蓄物資一覧表」参照)。

また、都総務局に対し要請を行った場合、次表の地域内輸送拠点等である集積地に都支援物資(生活必需品を含む)が集積され、仕分け後、区民部輸送班等により、防災倉庫又は避難所に直接配送される。

以下の食品集積地のみでは不足する場合は、佐川急便株式会社との協定に基づいて協力要請するなど、一時保管場所の確保を図る。

集 積 所 名	所 在 地	荷 卸 し 場 所
江東区中央防災倉庫	塩浜1-3-14	防災倉庫内

第2節 給水計画

(区民部、都水道局)

災害により、水道の使用が不能又は困難になった場合は、区本部長は、必要に応じて都本部に対し、応急給水を要請するものとする。

1. 震災時の応急給水の方法

(1) 災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水

①給水所、②応急給水槽を給水拠点とし応急給水を行う(別表1参照)。

給水拠点からの距離がおおむね2km以上離れている避難所・避難場所では、応急給水の要請があり、必要があると認める場合、車両による応急給水を行う。

断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による応急給水を行う。

また、都水道局と平成26年8月に締結した「指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書」に基づき、応急給水の立ち上げが遅延しないようにするため、給水所の敷地一部を仕切った、又はシャッター式の応急給水エリアにおいては、都・区のほか、指定従事者（区があらかじめ指定した地域住民等）による応急給水も可能とする。

(2) 医療機関等への応急給水

都水道局は、医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

(3) 拠点避難所等での応急給水

区は、停電時において、拠点避難所（区立小・中学校等）の受水槽に給水資機（器）材を設置し、応急給水を行う。

また、住民への速やかな応急給水の実施のために必要がある場合において、区は通水状況を都水道局に確認した上で拠点避難所等に配備した応急給水資機（器）材（都水道局より貸与）を設置し、消火栓等による応急給水を行う。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
風水害編	第4部
	第1部
	第2部
	第3部

2. 災害時給水ステーション（給水拠点）での都・区の役割分担

- ① 浄水場（所）・給水所等においては、都は応急給水に必要な資機（器）材等の設置を、区は区民等への応急給水を行う。また、給水所の敷地一部を区切った、又はシャッター式の応急給水エリアにおいては、応急給水エリアの鍵を区、指定従事者又は都が解錠し、資機（器）材の設置が不要な蛇口等から区又は指定従事者が区民等への応急給水を行う。
- ② 応急給水槽においては、区が応急給水に必要な資機（器）材等の設置及び区民等への応急給水を行う。また、飲料水を車両輸送する必要がある避難所・避難場所においては、都本部を通じた要請があった場合に、都が区により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、区が区民等への応急給水を行う。

3. 給水基準

発災直後（3日後まで）における飲料水の給水基準は、1日1人あたり3Lとする。

4. 給水体制

都水道局は、災害が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など、必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握するとともに、応急給水の実施に係る計画を定め、給水体制を確立する。

災害時給水ステーション（給水拠点）となっている給水所において、都水道局は、拠点ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と区が連携して、迅速な応急給水を実施する。

車両輸送を必要とする医療施設等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資機（器）材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両などによって輸送する（別表2参照）。また、道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合は、給水が可能となるまでの間は、区において受水槽の水、造水機によりプールの水や井戸水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水及び生活用水の確保に努める。

【別表1 給水所等施設】

令和6年4月現在

給 水 拠 点	確保水量(m ³)	所 在 地
亀 戸 給 水 所	20,000	江東区亀戸 2-6-50
豊 住 給 水 所	13,300	江東区東陽 6-1-8
江 東 給 水 所	22,000	江東区新砂 3-6-17
有 明 給 水 所	6,600	江東区有明 3-1-8
区立南砂三丁目公園内 応 急 給 水 槽	1,500	江東区南砂 3-14-21
都立辰巳の森海浜公園内 応 急 給 水 槽	1,500	江東区辰巳 2-1
都立大島小松川公園内 応 急 給 水 槽	1,500	江戸川区小松川 1-7

【別表2 所在別給水資機(器)材現有数】

令和6年4月現在

営 業 所 施 設 名	給水タンク		角形ポリ容器		応 急 給水栓	ホース		エンジン ポ ン プ
	(1 m ³)	(2 m ³)	(10 L)	(20 L)		1~5m	10m~	
江東営業所	6 基	0 基	0 個	0 個	4 基	20 本	10 本	1 台
亀戸給水所	2	0	0	0	8	17	8	0
豊住給水所	2	0	0	0	9	18	3	0
江東給水所	3	0	0	0	5	10	3	0
有明給水所	3	0	0	0	10	6	0	0

第3節 生活必需品供給計画

(区総務部・区民部)

被災者に生活必需品等を給(貸)与する場合、災害救助法の定める基準に従って、配分方法等について定める。

被災した区において給(貸)与の実施が困難な場合、都本部に応援を要請する。

備蓄物資(毛布、敷物等)として、都総務局が区に事前に配置してあるものは、都総務局長の承認を得て区が輸送し、被災者に給(貸)与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。

必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムにより、都総務局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点等である集積地で受領する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
風水害編	第4部
	第1部
	第2部
	第3部

1. 給与品目

給与品目は原則として寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、日用品、光熱材料等とする。

なお、一部給与品目について、備蓄物資(資料編その1 P.資 1-77 I-17 「防災倉庫・備蓄物資一覧表」 参照)として必要程度確保している。

2. 調達方法

災害救助法適用前においては、必要品は区の備蓄物資を措置するほか、取扱業者から即時調達を行い区本部が措置するものとする。

災害救助法適用後、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都総務局に要請する。

ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

物資の調達に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などの要配慮者のニーズも十分踏まえて調達するよう努める。

3. 給与方法

被災者に対する生活必需品の給与は、人員数量等を適確に把握し、原則として地域の災害協力隊を通じて給与するものとする。

4. 災害救助法適用の場合

災害救助法が適用され、被災者に食品の給与を行い、なおかつ生活必需品の給与を必要とする場合は同法施行細則(資料編その2 P.資 2-50 I-13-3 「災害救助法項目別適用単価等一覧」 参照)に基づき給与する。

第4節 義援物資の取扱い

(区総務部・地域振興部・福祉部)

1. 義援物資の取扱い方針

平成24年7月31日に発表された中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告によると、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである」とされている。

上記報告内容を踏まえた都の方針に基づき、区は、生活必需品等の需給状況等を踏まえ、義援物資の取扱いについて、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

2. 義援物資の受入・配分

(1) 受付要領

区地域振興部を中心に所定の手続きを経て受領し、必要に応じて江東区社会福祉協議会と協議の上支給するものとする。ただし、災害の状況によっては、臨時に他の場所でも受け付けることができる。なお、受領物資は被害の状況を勘案して、受入れを希望するものと、希望しないもののリストを作成し、送り先等を明示して広報する。受領については、別紙様式の受領書を寄託者に発行する。

(2) 配分要領

り災者への救護は現物により支給する。配分についてはその都度、り災の状況に応じて配分計画を樹立して支給するものとする。配布の対象は全壊、流出世帯又はこれに準ずるものとし、被災状況、被災人員を勘案して、1世帯又は1人当たりの配分を計画するものとする。

(3) 義援物資の保管その他

企業、団体等から直接寄託された物、都及び日赤より配分を受けた物資も併せて区役所に保管する。ただし、災害の状況によっては、臨時に集積所を定め保管する。

第5節 輸送車両の確保

(区総務部、日本通運、トラック協会)

1. 調達計画

(1) 乗用車

- ① 区有乗用車(別表1)を使用する。
- ② 不足をきたすような場合が生じたときは、その他の区内タクシー会社から雇上げを実施する。

(2) 貨物自動車等

- ① 「災害時における救助物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定」(昭和61年5月26日締結)に基づき、一般社団法人東京都トラック協会深川・城東両支部から調達する。
- ② 区有貨物自動車(別表1)を使用するとともに、雇上げ契約車両を可能な限り調達し、対応する。
- ③ さらに必要な場合には、都本部のあっせん調達を得る。

(3) 舟 艇

- ① 区有舟艇(別表1)を使用するとともに、「災害時における救助物資等の輸送用船舶及び係留施設の優先提供に関する協定」(平成19年3月13日締結)に基づき、東京湾遊漁船業協同組合に優先提供を要請する。
- ② 不足をきたすような場合が生じたときは、都本部を通じて都港湾局のあっせんを得て緊急輸送に必要な舟艇を確保する。

【別表1】

区 分	種 類	保有数 (台、艇)	備 考
乗 用 車	普通乗用自動車	6	総務部 5 土木部 1
	小型乗用自動車	9	総務部 2 福祉部 1 障害福祉部 2 健康部 2 環境清掃部 2
	軽四輪乗用自動車	4	福祉部 1 環境清掃部 3
乗合自動車	乗 合 自 動 車	1	総務部 1
貨 物 自 動 車 等	小型貨物自動車	2	総務部 1 障害福祉部 1
	軽四輪貨物自動車	7	環境清掃部 7
	特 殊 車 他	11	災害情報通信車 1 地震体験車 1 清掃車 7 梯子車 1 道路パトロール車 1
舟 艇	救 助 艇	32	総務部 32
	ゴ ム ボ ー ト	2	総務部 2

2. 指定公共機関及び指定地方公共機関輸送計画

(1) 日本通運

新砂支店は車両を保有していないため、区から車両提供の要請があった場合は、他支店等との調整の上、可能な範囲での協力を行う。

(2) トラック協会深川支部

所在地	佐賀1-6-10 ステージファースト門前仲町201
電話番号	(3643) 4851
加入業者数	180
保有車両台数	3,700台(大型3,232台、小型468台)
供給予定業者数	34
供給予定台数	115台(大型88台、小型27台)
供給方法	区との協定により供給を行う。
運用方法	区担当部門の指揮下に入り輸送を行う。

(3) トラック協会城東支部

所在地	南砂1-3-20 東京トラック同盟協同組合会館2階
電話番号	(3699) 7083
加入業者数	116
保有車両台数	2,548台(大型2,105台、小型443台)
供給予定業者数	7
供給予定台数	27台(大型14台、小型13台)
供給方法	区との協定により供給を行う。
運用方法	区担当部門の指揮下に入り輸送を行う。

第6節 燃料の供給

(区総務部)

区は、東京都石油商業組合江東支部と締結した協定(「災害時における石油類等の優先供給に関する協定書」昭和61年5月26日締結)に基づき、燃料等の石油類を調達するものとする。

復旧対策

第1節 多様なニーズへの対応

(区総務部・地域振興部)

避難所等で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、高齢者、障害者、女性、こどもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

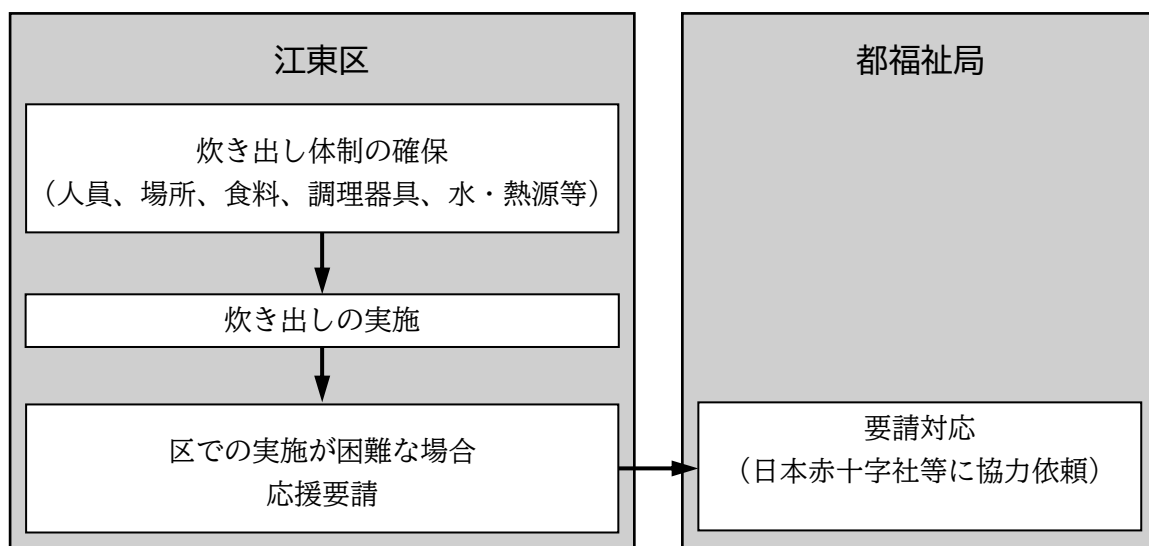
区は、ボランティア・市民活動団体等と連携しながら、変化していく避難者ニーズの把握、ニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、各避難所の管理運営者は、生理用品、女性用下着の配布については女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

第2節 炊き出し

(区総務部・地域振興部)

炊き出しの必要がある場合は、区立小・中学校等給食施設を利用し、災害協力隊やボランティア・市民活動団体等の協力を得て円滑な炊き出しの実施に努めるものとする。炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。

区において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉局に応援を要請する。



第3節 水の安全確保

(区健康部)

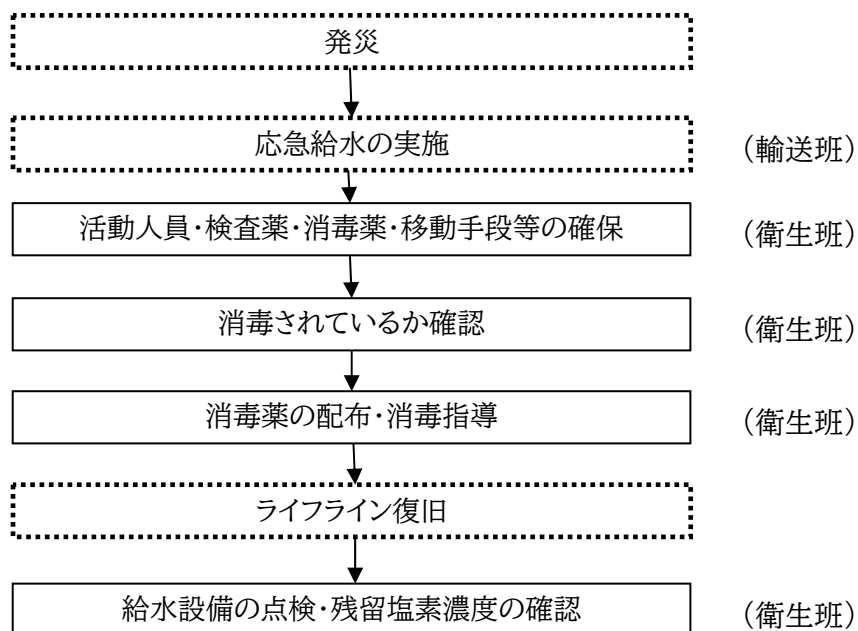
区は衛生班（環境衛生）を編成し、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。

避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。

それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、区民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を区民に指導する。

ライフライン復旧後、区民が給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

【水の安全確保に係る区の業務】

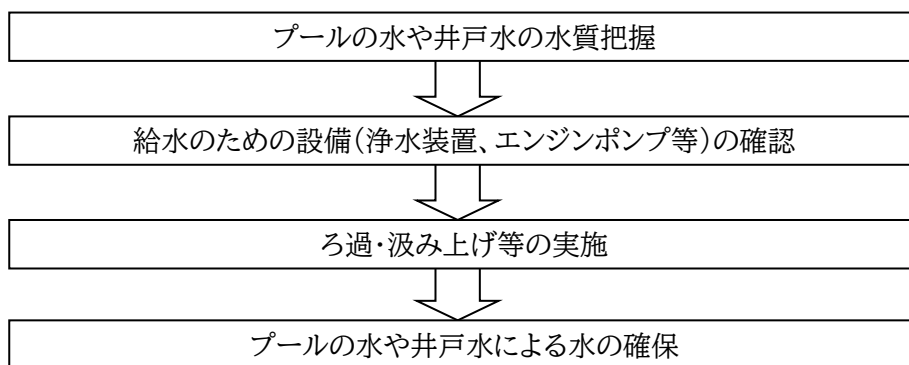


第4節 生活用水の確保

(区生活支援部・こども未来部・教育委員会事務局)

(避難場所における対応) 雨水貯留槽、防災用井戸等によって生活用水を確保する。

(避難所における対応) 被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用する。



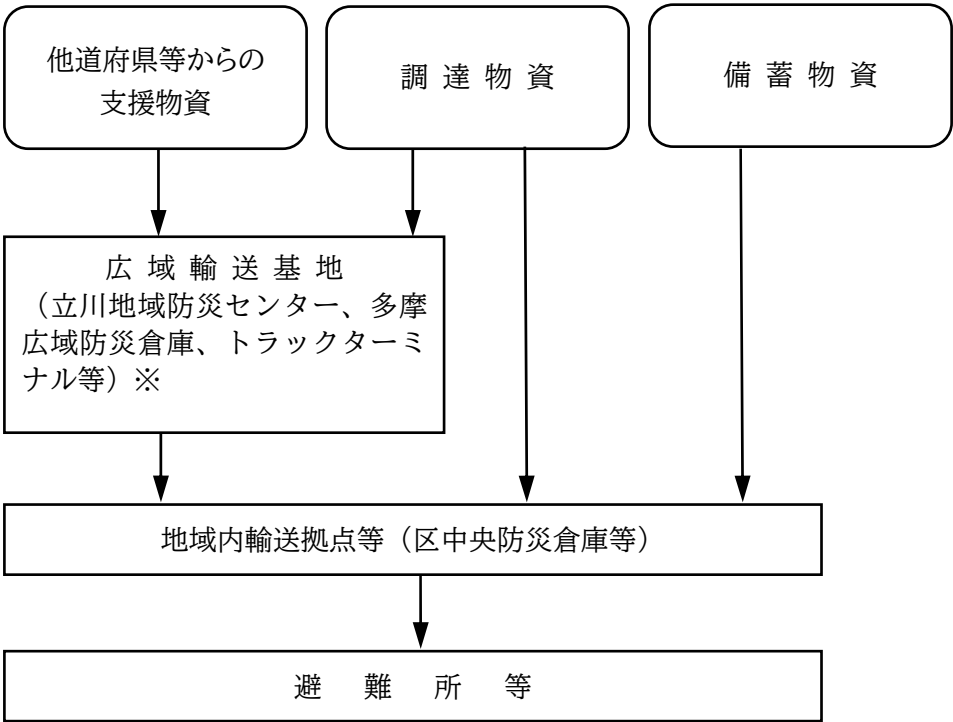
第5節 物資の輸送

(区総務部、都総務局・港湾局)

区は、区が調達(都からの調達分を含む。)する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。

地域内輸送拠点等を選定し、都総務局に報告するとともに、地域内輸送拠点等で受け入れた物資を避難所等へ輸送する。

【陸上搬送概念図】



※ 大型車で輸送された物資は、トラックターミナルで、4 t 以下の車両に積み替える。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第12章 放射性物質対策

【基本方針】

【予防対策】

- 第1節 情報連絡体制の整備
- 第2節 区民への情報提供等
- 第3節 放射線等使用施設の安全化（再掲）

【応急対策】

- 第1節 情報連絡体制
- 第2節 区民への情報提供等
- 第3節 放射線等使用施設の応急措置（再掲）
- 第4節 核燃料物質等輸送車両等の応急対策（再掲）

【復旧対策】

- 第1節 保健医療活動
- 第2節 放射性物質への対応
- 第3節 風評被害への対応

基本方針

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約 220km 離れている江東区においても様々な影響を受けた。この経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、区民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要がある。

本章では、放射性物質対策について、区の初動態勢と区民の不安の払しょくと安全の確保を図るために、迅速・的確な情報提供等について示す。

■関係部課等の連携による情報連絡体制の整備

区各部課及び関係機関相互の連絡体制を整備する。また、都と連携を図り、より機能的に対応できる体制づくりに努める。

■情報提供策の構築

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという特殊性から、区民の不安払しょくのための情報提供策を構築する。

予防対策

第1節 情報連絡体制の整備

(区総務部・健康部・環境清掃部)

区は今後、区内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する（詳細は、本章 応急対策を参照）。

第2節 区民への情報提供等

(区政策経営部・総務部・健康部・環境清掃部)

国や都、区との役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。

防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、難病患者、外国人、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女双方など多様な性の在り方の視点に十分に配慮するよう努める。

区の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第3節 放射線等使用施設の安全化（再掲）

(区総務部、深川・城東両消防署)

消防署は、放射性物質を保有する施設に対し、火災予防条例第59条により、その品名、数量その他貯蔵、取扱いに関し消防活動上必要な事項の届出について指導する。また、消防法第8条に該当する事業所に対しては、消防計画を樹立し、自衛消防隊及び自衛消防組織を強化することにより、防火管理を中心とした自主保安体制を確立するよう指導する。

また、立入検査を実施して、消防用設備等や自衛消防活動中核要員の活動に必要な装備について、維持管理状況を確認し災害に対処できるよう指導する。

応急対策

第1節 情報連絡体制

(区総務部・健康部・環境清掃部)

放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる区の体制を整備する。
また、都災害対策本部の下に設置される放射能対策チーム等と連携を図るとともに、迅速かつ正確な情報収集に努める。

第2節 区民への情報提供等

(区健康部・環境清掃部)

区は、放射線量や放射性物質の測定・査定の実施及びその内容、結果を公表する。
また、都の放射能対策チームが実施するモニタリング等により得られた情報提供を行う。

第3節 放射線等使用施設の応急措置（再掲）

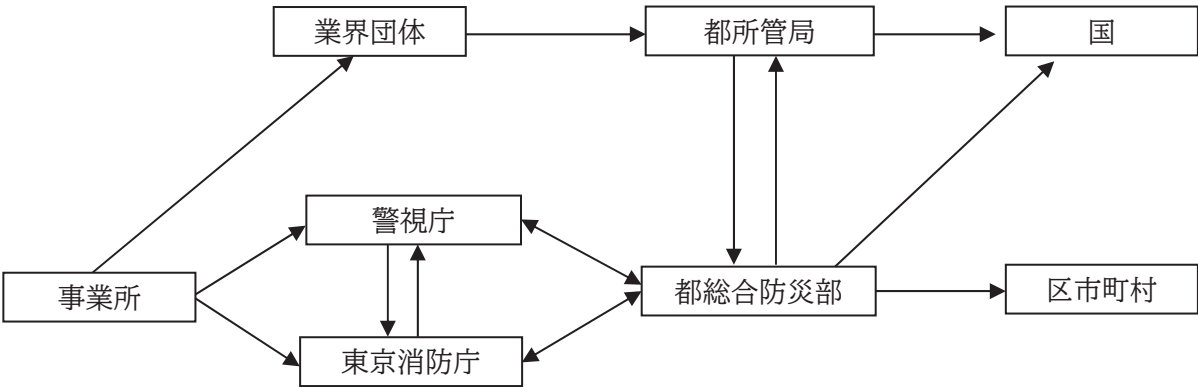
(区総務部、第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

東京消防庁は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置をとるよう使用者に要請する。

- ① 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- ② 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

また、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

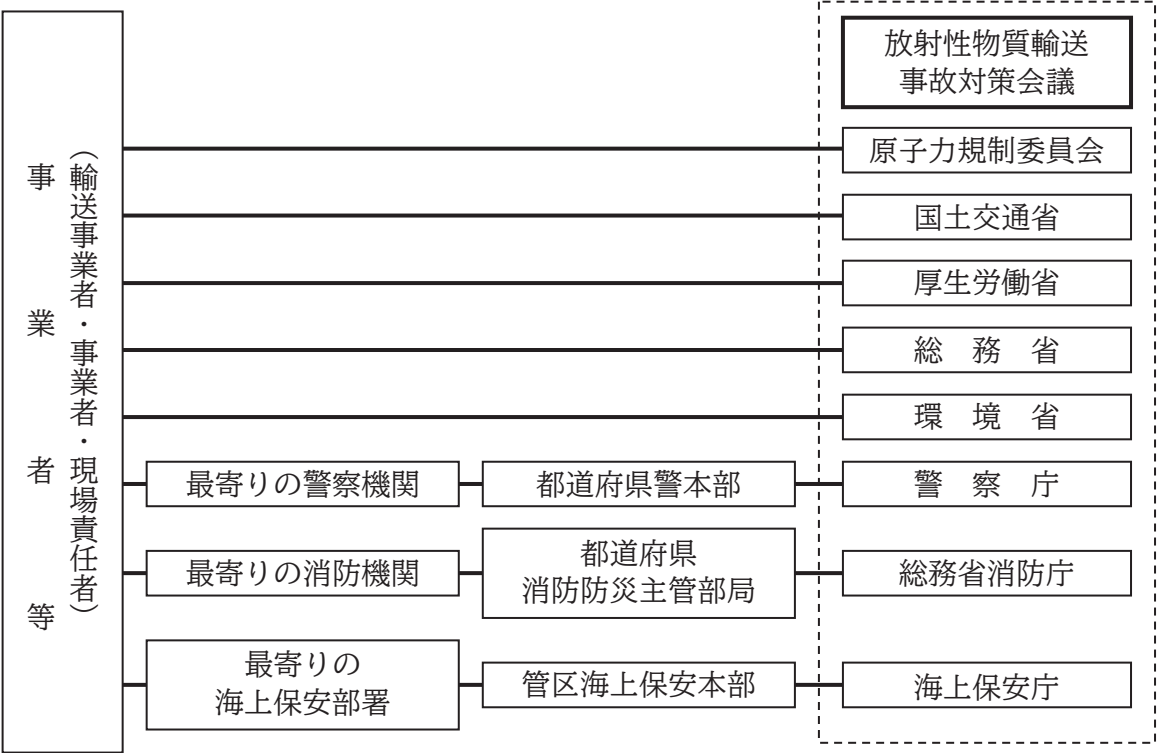
【一般的な事故報告等の流れ】



第1部
第2部
震災編
第3部
第4部
風水害編
第1部
第2部
第3部

第4節 核燃料物質等輸送車両等の応急対策（再掲）

（区総務部、東京海上保安部、第七消防方面本部、深川・城東両消防署）



東京消防庁が事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

復旧対策

第1節 保健医療活動

(区健康部)

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における区民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

- 健康相談に関する窓口の設置
- 外部被ばく線量等の測定

区は、区民の求めに応じ、公立病院、保健所において外部被ばく線量等の測定等を実施する。

第2節 放射性物質への対応

(区健康部・環境清掃部)

除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

第3節 風評被害への対応

(区政策経営部・地域振興部)

風評等により工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

第13章 住民の生活の早期再建

【基本方針】

【予防対策】

- 第1節 生活再建のための事前準備
- 第2節 トイレの確保及びし尿処理
- 第3節 ごみ処理
- 第4節 災害廃棄物処理
- 第5節 教育
- 第6節 保育
- 第7節 災害救助法等

【応急対策】

- 第1節 構造物等応急対策計画
- 第2節 り災証明書の発行
- 第3節 義援金の募集・受付
- 第4節 トイレの確保及びし尿処理
- 第5節 ごみ処理
- 第6節 住宅関係障害物除去
- 第7節 災害廃棄物処理
- 第8節 応急教育・応急保育
- 第9節 災害救助法等の適用
- 第10節 激甚災害の指定

【復旧対策】

- 第1節 被災住宅の応急修理
- 第2節 応急仮設住宅の供給
- 第3節 区営住宅の応急修理
- 第4節 建築資材等の調達
- 第5節 被災者の生活相談等の支援
- 第6節 義援金の募集・受付・配分
- 第7節 被災者の生活再建資金援助等
- 第8節 職業のあっせん
- 第9節 租税等の徴収猶予及び減免等
- 第10節 災害廃棄物処理の実施
- 第11節 災害救助法の運用等

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

基本方針

震災により被災した区民の生活再建を迅速に実施するためには、悪化した区民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。

本章では、り災証明書の発行、応急仮設住宅の供給、災害用トイレ及びし尿処理体制、災害廃棄物処理など、区民の生活再建についての対策を示す。

■生活再建対策の早急な実施

り災証明書の発行については、建物の被害認定調査を含めて関係所管が連携し、迅速かつ適正な処理を行うものとし、業務の実施に当たっては「被災者生活再建支援業務に係るシステム」を活用するなど、都と連携しながら、デジタル技術を活用した業務迅速化を進めていく。

義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。

■災害用トイレの確保、し尿処理への備え

避難所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレについて、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮し、備蓄等による確保を図る。

し尿処理については、都下水道局、東京二十三区清掃一部事務組合、民間処理業者等との連携による迅速な対応を行い、被災地の生活環境の維持回復に努める。

■ごみ、災害廃棄物の処理体制の確保

大量のごみや災害廃棄物の処理については、都、東京二十三区清掃一部事務組合、民間処理業者等と連携して、収集、運搬体制のほか、適切な仮置場や最終処分場等の確保を推進する。

予防対策

第1節 生活再建のための事前準備

(区地域振興部・区民部・都市整備部、深川・城東両消防署)

り災証明書発行に関する一連の業務に係る訓練の実施により、迅速な生活再建体制の確保を図る。

1. り災証明書の発行

り災証明書は、被災後の全ての生活再建支援の手続きの基礎であることから、迅速に発行する必要がある。

区は、被災者に対しり災証明書を遅滞なく発行することを主眼とし、平成26年度より「被災者生活再建支援業務に係るシステム」を導入している。

当システムは、建物の被害認定調査やり災証明書の受付・発行事務など、り災証明書の発行に係る一連の業務をサポートする各種機能を搭載しているものである。

システムの運用に当たっては、システム機能や当該業務全般に関する関係職員の習熟に努めるため、定期的に訓練・研修等を実施する。

また、り災証明書発行に係る受付・発行事務については、区と消防署が協議し合同で対応訓練を実施する。実施時期は、震災に関連して区と消防署が共同で実施する防災訓練や防災関連の行事等の機会を活用するものとし、り災証明書交付に係る火災被害の情報共有等、迅速なり災証明書の発行体制の整備に努める。

2. 義援金配分事務

義援金の募集・配分に関して、都の義援金募集等に協力する場合と区独自で義援金を募集する場合の双方について、あらかじめ必要な手続を明確にする。

第2節 トイレの確保及びし尿処理

(区総務部・生活支援部・環境清掃部)

都総務局と連携して災害用トイレを確保するとともに、各避難所や避難場所等から収集したし尿の処理体制を確保する。

1. 災害用トイレの確保

(1) 区の対策

発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されるこ

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

震災編

風水害編

とから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。

発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

都と連携して、災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努めるとともに、内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を踏まえ、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮する。

- 都の「東京トイレ防災マスタープラン」を踏まえ、災害用トイレの確保・管理に関する取り組みを進める。
- 発災前からの最低限必要な個数の備蓄・確保を図る。
- 仮設トイレ以外の携帯トイレ・簡易トイレ・マンホールトイレ等も確保する。
- 強固な構造のトイレや防犯性、利用者の利便性にも配慮する。
- 仮設トイレ等の設置・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
- 要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する。

(2) 事業所及び家庭における対策

- し尿収集車による収集を要しない最低3日分、可能であれば1週間分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。
- 水の汲み置き等により生活用水を確保する。

2. し尿の収集・運搬体制の確保

区は、し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿運搬業者と締結している協定（「災害時におけるし尿収集に関する協定」平成16年12月13日締結）等に基づき、し尿収集車等を確保するとともに、避難所ごとの避難者数に応じた生活用水を確保する。

また、都下水道局が管理する砂町水再生センター・有明水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入れマンホールへの収集・運搬体制を確保するとともに、し尿の受入れ体制について、円滑な運用に向けたし尿受入れ訓練を実施する。

なお、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合により共同で作成した「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（し尿編）」を踏まえ、「江東区震災時のがれき・ごみ・し尿処理マニュアル」を改定する。

3. 災害用トイレの普及啓発

区及び各機関は、仮設トイレ等の設置箇所や携帯・簡易トイレの備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。

災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、各機関は災害用トイレを利用した各種訓練を実施する。

区は、江東区総合防災訓練などの機会を活用し、住民による災害用トイレの組立・設置や災害用トイレの展示等の機会を創出する。

第3節 ごみ処理

(区環境清掃部)

大量に発生するごみの処理は区を実施主体とし、必要に応じて都及び東京二十三区清掃協議会に要請して収集・運搬機(器)材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機(器)材に対する備えを検証、調整する。

また、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン(ごみ編)」を踏まえ、「江東区震災時のがれき・ごみ・し尿処理マニュアル」を改定する。

第4節 災害廃棄物処理

(区環境清掃部)

大量に発生する災害廃棄物の処理は区を実施主体とし、必要に応じて都及び協定締結団体に要請して、仮置場や最終処分場等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機(器)材に対する備えを検証、調整する。

また、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン(がれき編)」及び非常災害時における廃棄物の適正処理等が定められることになる国の基本方針や都の廃棄物処理計画を踏まえ、「江東区震災時のがれき・ごみ・し尿処理マニュアル」を改定する。

第5節 教 育

(教育委員会事務局)

1. 計画方針

本区における災害発生の場合、区立幼稚園、小・中学校、義務教育学校の幼児、児童、生徒の安全を確保し、教育の中断、機能低下を防止して教育目的を達成することを方針とする。

2. 計画目標

この計画は本区の地域における区立幼稚園、小・中学校・義務教育学校の災害対策として、災害の予防、応急対策、復旧を通じて教育効果の達成を図ることを目標とする。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

3. 発災前の対応

(1) 学校(園)防災計画

学校(園)長は、「江東区学校防災マニュアル」に基づき、児童・生徒等の安全確保の体制、安全指導計画等を記載した「学校(園)防災計画」を作成する。

① 防災教育計画

防災教育は、安全教育の一部をなすものであり、児童・生徒等が、災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解すること、安全に関して自らの確に対応できる判断力や行動力を身に付けること、災害時に進んで他の人々や地域の安全に役立つことができるような態度や能力を養うことを主な目的とする。

② 防災(避難訓練)計画

教職員においては、誘導、重要品の搬出、処理の確認方法について実施し、児童・生徒においては、災害時に、安全に避難することができる態度や能力を養うことを目的とする。

また、災害時に的確に対応するため、学校(園)災害対策本部(本章 応急対策 第8節 1.「発災初期の対応」で後述)の各係担当者は、災害用品等を所定の場所に保管し、定期的に点検するとともに、その位置について職員に周知する。

③ 連絡計画 関係官庁、保護者、医療救護施設、連絡方法、確認方法について

④ 管理計画

ア. 校舎の保全と管理

学校(園)施設・設備の安全点検については、「学校施設・設備等の点検リスト」を作成の上、定期的実施し、保安状況を把握する。

イ. 教材、教具、備品設備の管理、搬出体制

火災の延焼により、避難場所に避難する場合に備え、非常持出品、搬出者、搬出方法、搬出先について計画する。

⑤ 学校(園)・通学路等の安全確認計画

次の点について、定期的に安全確認を行うよう計画する。

ア. 学区域の堤防の状況、火災多発地区、家屋密集地帯、交通状況、危険物取扱場所、その他通学路上の危険箇所

イ. 学校(園)隣接危険物、建築の耐久度合、校内危険物、消火器、防火壁、配電設備

⑥ 救護計画 負傷者、避難者、医療施設について

⑦ 指導計画

<留意点>

ア. 地域、家庭、学校(園)の被害程度を想定し、これに即応すること。

イ. 幼児、児童、生徒の身体や心理状況を想定し、考慮すること。

ウ. 家庭、学校(園)において学習を開始する場合の障害、効果を想定し考慮すること。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

と。

エ. り災下にあって望ましい適切な指導内容であること。

オ. 教育課程との関連を考慮すること。

第6節 保 育

(区こども未来部)

区内保育施設等(以下、「施設等」とする。)は、災害の発生に際して、園児の安全を確保すること及び保育目的を達成するために、防災体制を明確にする。

なお、施設等は、保育政策課及び保育支援課と協力し、施設の防災体制及び「こども未来部所管施設発災時初動対応手順(以下、「発災時初動対応手順」とする。)」について、状況に応じて見直しを図る。

また、施設長は、災害時の避難訓練、「発災時初動対応手順」に基づく訓練及び職員研修等を実施して、有事に備える。

第7節 災害救助法等

(区総務部・各所管部)

1. 災害救助法の適用

区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員が適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条(資料編その2 P. 資2-50 I-13-2「災害救助法施行令(抄)」参照)に定めるところによるが、都における具体的適用基準は次のとおりである。

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害である。

- ① 本区の場合、住家の滅失した世帯数が150世帯以上であること。
- ② 都の区域内の住家の滅失した世帯の数が2,500世帯以上の場合であって、本区内において住家が滅失した世帯の数が上記①の半数(75世帯)以上であること。
- ③ 都の区域内の住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等災害に係った者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(2) 住家が滅失した世帯の数の算定

- ① 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。
- ② 住家が床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。

(3) 住家の被害認定

住家の被害認定に当たっては、次に定めるところによる。

第1 住家の滅失等の認定

- ① 住家が滅失したものの。（「全壊、全焼又は流出」という。）
 - ア. 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。
 - イ. 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
- ② 住家が半壊又は半焼する等著しく損傷したものの。（「半壊又は半焼」という。）
 - ア. 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満の場合であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの。
 - イ. 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満程度のもの。
 - ウ. ア、イのうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。
- ③ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したものの。（「準半壊」という。）

損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
- ④ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
- ⑤ 上記①、②に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

第2 世帯及び住家の単位

- ① 世帯
生計を一にしている実際の生活単位をいう。

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

② 住 家

現実にその建物を居住のために使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

2. 激甚災害法の適用

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚災害法」という。)が制定されている。

区内の地域に大規模な災害が発生した場合、区としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚災害法による助成援助等を受けることが必要である。

本章では、激甚災害法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続等について定めるものとする。

(1) 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日に中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

(2) 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害として指定すること等の基準は、昭和43年11月22日の中央防災会議にて定められた。

局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては災害査定によって決定した災害復旧事業費が指標とされている。

応急対策

第1節 構造物等応急対策計画

(区民部・都市整備部、第七消防方面本部、深川・城東両消防署)

各種災害から建造物を保護し、その被害の軽減を図るとともに、建造物の機能を維持するため関係機関及び住民は相互に連絡協調を緊密にしてその有する機能を発揮して防災に寄与するものとする。

1. 家屋・建築物被害状況調査（ざっくり調査）の実施

区は、大地震発生後、1～2日以内に街区単位で、現地調査による家屋・建築物の被害状況を調査する。

調査の結果を町丁目単位で整理し、応急危険度判定の優先判定区域の選定や第一次建築制限区域の選定等に必要データの参考とする。家屋・建築物被害状況調査マニュアルに従い、実施体制等の整備を図る。

2. 被災建築物の応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、被災した建築物を調査し、その結果を「危険」「要注意」「調査済」で表し、出入口等の見やすい場所にステッカーを表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知するものである。

区は、大地震発生後、72時間以内に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施計画を策定する。被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき、江東区被災建築物応急危険度判定員を中心に被災建築物応急危険度判定を実施し、余震等による建築物の倒壊や落下物・転倒物による二次災害を防止する。

被災建築物応急危険度判定実施に当たり、体制等の整備を進めるとともに、研修や訓練等を通じ、被災建築物応急危険度判定員の能力向上を図る。

3. 住家被害認定調査等

り災証明書の発行支援のため、国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。

上記指針に基づき、住家の被害認定調査を行い、区災害対策本部に報告する。

第2節 り災証明書の発行

(区地域振興部・区民部・都市整備部、深川・城東両消防署)

被災者の生活応急対策は、り災証明書の発行事務のほか、災害救助法に基づく適用準備など、区は都と連携して迅速に実施する。

1. 発行所管

震災時におけるり災証明書の発行は、区地域振興部経済課、区民部区民課及び各出張所・豊洲特別出張所が行うものとし、必要に応じて区都市整備部と連携・調整する。

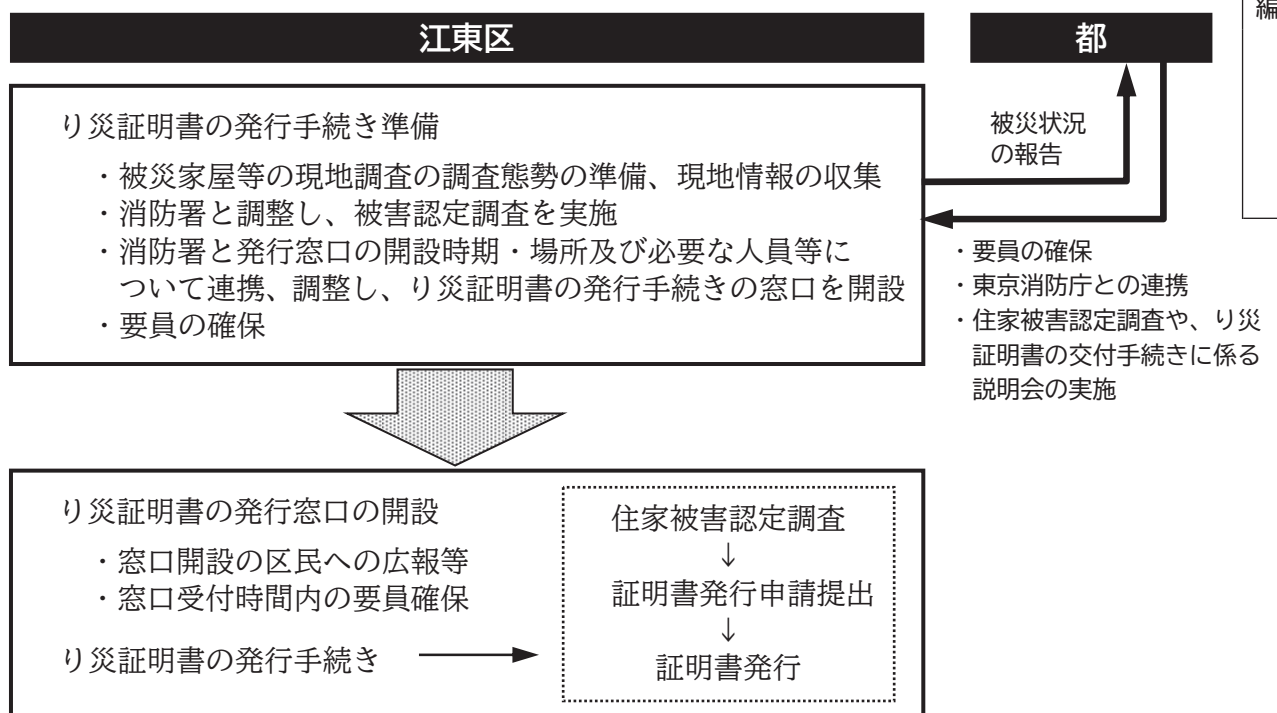
また、消防署は、火災による損害状況等の調査結果を区へ提供し、り災証明書発行窓口の支援を実施する。

2. 発行手続

区(区民課等)は「被災者生活再建支援業務に係るシステム」に搭載された住民基本台帳・家屋課税台帳等に基づき、り災者の申請により発行する。

消防署は、区とり災証明書発行窓口の開設時期、開設場所及び火災による被害状況等の必要な情報について連携を図り、速やかに火災被害に係るり災証明書の発行手続きの支援を行う。

また、り災証明書の発行基準、発行時期、会場等を各種広報媒体により区民に周知する。



3. 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で次の事項について証明する。

① 住家

ア. 全壊

イ. 大規模半壊

ウ. 中規模半壊

エ. 半壊

オ. 準半壊

カ. 準半壊に至らない（一部損壊）

キ. 床上浸水

ク. 床下浸水

② 人

ア. 死亡

イ. 行方不明

ウ. 負傷

なお、必要に応じて証明書の発行基準（揺れ・火災・浸水・液状化等）を近隣自治体と調整する。

4. 証明手数料

手数料は、事件の特殊性により免除する。

5. り災証明書様式

資料編その1 P.資1-170 I-47 「り災証明書様式」のとおりとする。

第3節 義援金の募集・受付

（区地域振興部）

区は、義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。

区は、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。区独自で義援金を募集する場合は、募集口座を開設する。

義援金募集により受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

第4節 トイレの確保及びし尿処理

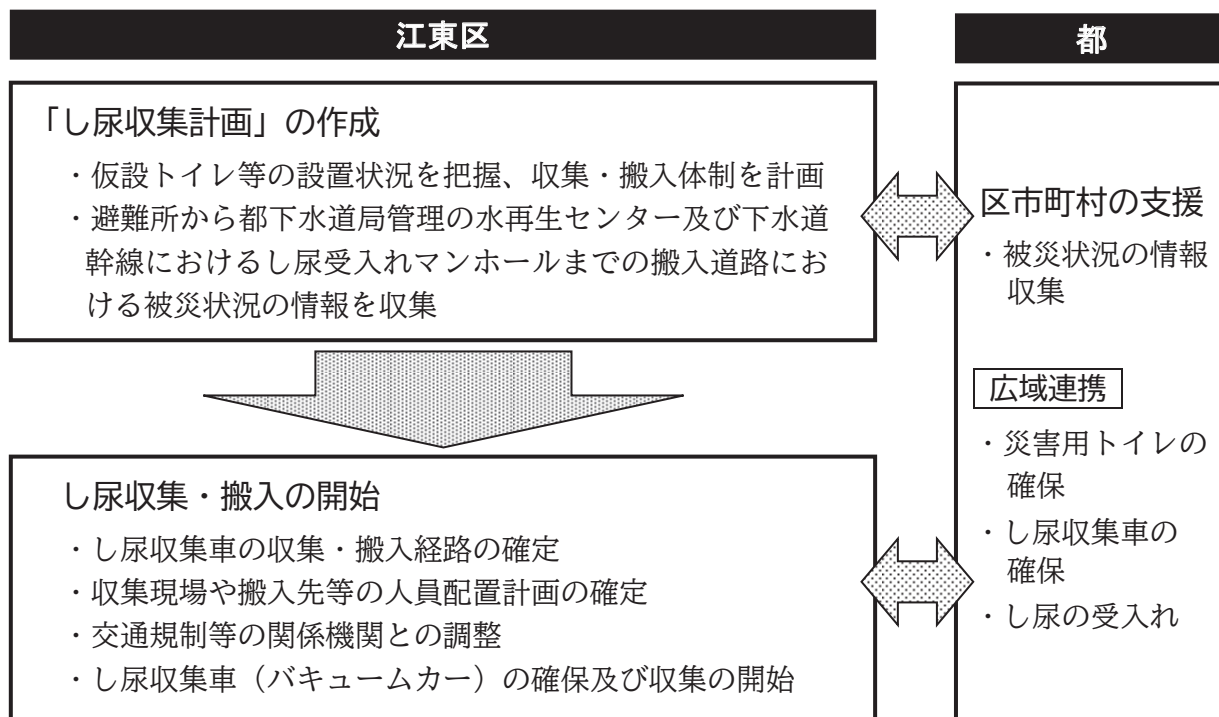
（区生活支援部・環境清掃部）

1. 計画方針

震災・風水害等の災害により発生した、ごみ・し尿・災害廃棄物等を関係機関と密接な連携のもとに迅速に処理し、被災地の環境の維持回復を図る。

区は、各避難所等の避難者数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携して下水道施設（水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入れマンホール）への搬入を実施する。

- 仮設トイレ等の設置状況の把握、し尿収集計画の策定、収集体制の整備を図る。
- 断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保する。
- 発災後3日目までは、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを避難所等に確保するよう努める。



2. し尿の処理計画

（1）し尿処理の基本的な考え方

- ① 水を確保することによって、断水時においても下水道機能を確保する。
- ② 上記の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。なお、貯留したし尿は原則として下水道施設（水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入れマンホール）への投入により処理する。

（2）し尿処理方法

第1 避難所

排水設備等の耐震性強化に努め、震災時にも水洗トイレが使用可能な環境を可能な限り確保する。

被災後、断水した場合には、学校のプール等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。

それでもなお水洗トイレが不足する場合、区生活支援部は便槽付きの仮設トイレや、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレ等を用意する。なお、仮設トイレについては避難所周辺の下水管等の被害状況を確認の上、下水道マンホール上に設置する「マンホールト

イレ」としての使用を優先し、便槽へ貯留するし尿量の抑制に努める。

第2 避難場所

水洗トイレの使用の可否等、避難場所の状況により可能な限り下水道施設の活用を図るが、使用不可能な場合、区生活支援部は便槽付きの仮設トイレや、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレ等を用意する。

第3 家庭、事業所等

上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。

既設水洗トイレの使用が困難な場合には、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを使用する。

(3) 仮設トイレ等によるし尿処理

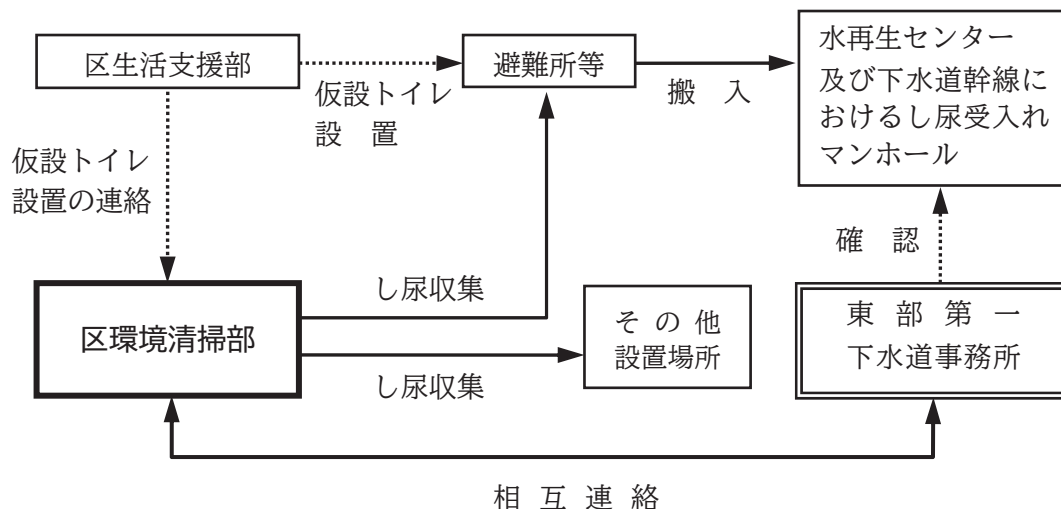
第1 仮設トイレ等の設置

- ① 区生活支援部及び区環境清掃部は、都下水道局の協力を得て、下水道マンホールを利用した仮設トイレの設置を検討するとともに、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルの整備に努める。
- ② 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、こども等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。
- ③ 仮設トイレ等の設置に当たっては、し尿の収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに周知に努める。

第2 し尿の収集・処理

- ① 区生活支援部は、避難所等に設置した仮設トイレ等の設置状況を環境清掃部へ連絡する。
- ② 区環境清掃部は、区生活支援部より仮設トイレ等の設置状況の連絡を受けた後、収集・運搬体制を整備するとともに、仮設トイレ等のし尿を収集し、都下水道局との覚書等により、砂町水再生センター、有明水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入れマンホールへの搬入・処理体制を整備する。なお、収集・運搬は、「災害時におけるし尿収集に関する協定」(平成16年12月13日締結)に基づき、協定業者に協力要請して行うこととする。
- ③ 区独自でのし尿処理が困難となった場合には、都及び他自治体等に車両や人材の応援を要請する。

【し尿処理の流れ】



第5節 ごみ処理

(区環境清掃部)

1. 計画方針

ごみ処理は、被災状況や人材・機（器）材等の確保状況を踏まえ、必要に応じて都に対して、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）及び関係業界団体、自衛隊、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等による支援の要請を行うなど収集体制を早期に確立し、迅速な処理を実施する。

区は、被災状況を把握し、ごみの発生推定量の算出、臨時仮置場の決定など、ごみ処理計画を速やかに策定する。

また、「江東区震災時のがれき・ごみ・し尿処理マニュアル」に基づき、可能な限り主体的に対応する。

被災が広範囲に及ぶ時などは、都や東京二十三区清掃一部事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。

2. ごみの処理計画

区環境清掃部江東区清掃事務所（以下「清掃事務所」という。）は、災害が発生した場合、非常配備態勢動員表に基づき職員を配置させ、排出されたごみを迅速に処理し環境保全を図る。

- ① 清掃事務所は、発災後速やかに人員・機（器）材を確保し、収集体制を早期に確立する。
- ② 災害時のごみは、分別を徹底させ、臨時仮置場に排出するよう指導する。
- ③ ごみの収集運搬は、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に行う。
なお、ごみが滞留する場合には、状況に応じて臨時作業を継続して行う。

- ④ 区は、避難所等や被災家屋から排出されるごみ処理についても、災害状況に応じた処理計画を策定し、速やかに処理を行う。
- ⑤ 区は、区独自でのごみ処理が困難となった場合には、都及び他自治体等に車両や人材の応援を要請する。

第6節 住宅関係障害物除去

(区環境清掃部・土木部、都建設局)

1. 計画方針

障害物の除去は、被災者が当面の日常生活を営むことができるようにするとともに、物資、人員の輸送が円滑に行われるように、主要道路に重点をおいて実施する。

2. 住宅関係障害物除去計画

(1) 除去対象

災害により住家又はその周辺に流入・堆積した土石、竹木等の障害物の除去に関しては、災害救助法に基づき次の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。

- ① 障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- ② 障害物が日常生活に欠くことの出来ない場所に堆積したもの。
- ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- ④ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。
- ⑤ 原則として当該災害により直接被害を受けたもの。

(2) 実施対象

対象は、半壊、床上浸水家屋のうち障害物除去の急を要するものを選定して順次実施する。

(3) 実施方法

- ① 災害救助法適用前は、区本部長が除去の必要を認めたものを対象として実施する。
- ② 災害救助法適用後は、上記①に基づき除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告し実施する。
- ③ 障害物は交通に支障のない路上等に一時集積する。

第7節 災害廃棄物処理

(区環境清掃部)

1. 計画方針

被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等(以下「災害廃棄物」という。)を再利用し、適正な処理を行う。

このため、独立した処理体系を設ける。

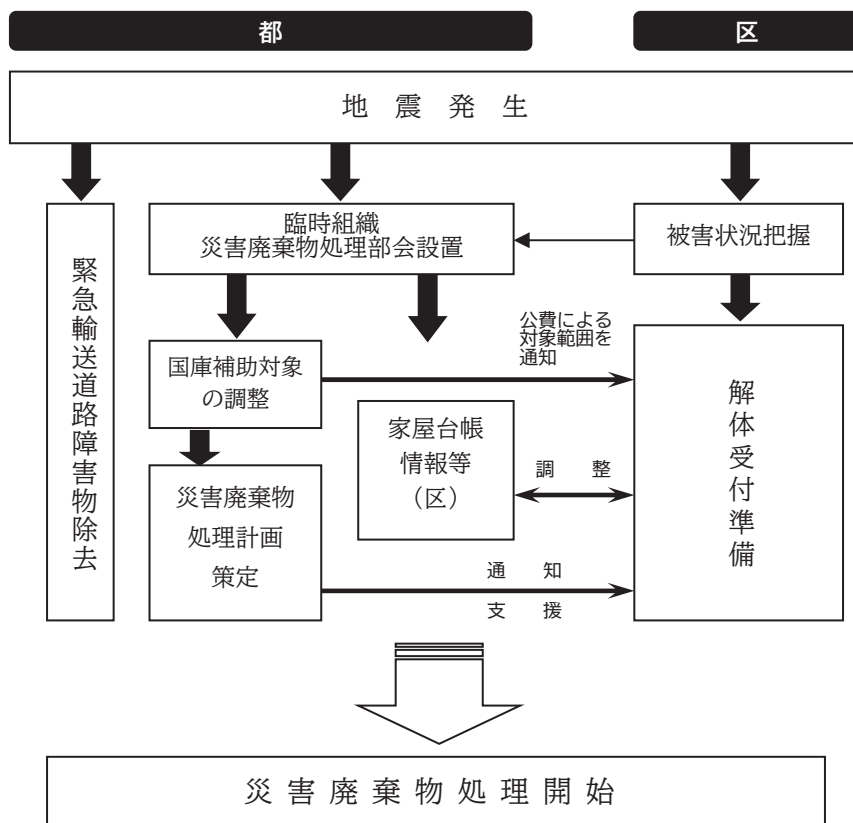
災害廃棄物処理は、被災状況を踏まえ、都等と連携して仮置場や最終処分場等を確保し、かつ、処理体制を確立し、再利用、適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。

- 「江東区震災時のがれき・ごみ・し尿処理マニュアル」に沿って対応
- 円滑ながれき処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携
- 被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請
- 区内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、都に報告し、都等と連携して仮置場や最終処分場等を決定し、「災害廃棄物処理計画」を策定

【災害廃棄物処理のタイムスケジュール】

段 階	都	区
第1段階 発生直後 ～ 2週間程度 (フローチャートのとおり)	● 緊急道路障害物等による災害廃棄物の処理 ● 「東京都災害廃棄物対策本部(仮称)」の設置 ● 災害廃棄物発生量予測 ● 廃棄物処理施設等の被災状況調査 ● 区市町村との連絡調整 ● 広域連絡及び応急要請 ● 仮置場候補地の把握 ● 最終処分場に関する調整 ● 有害物質に関する対策 ● 国庫補助に関する国との調整等 ● 「東京都災害廃棄物処理推進計画(仮称)」策定 ● 災害時広報	● 緊急道路障害物除去等による災害廃棄物の搬入 ● 被害状況の把握 ● 域内発生量の予測 ● 必要な組織の設置 ● 区災害廃棄物処理計画の作成
第2段階 第1段階終了後 2週間程度	● 家屋情報提供に関する区との調整 ● 公共施設の解体に伴う仮置場の確保 ● 仮置場の確保に関する支援	● 解体等の受付開始に伴う準備 (解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の決定等)
第3段階 発生1か月後以降	● 広域的な再利用の実施等に係る連絡調整	● 解体・撤去作業及び災害廃棄物の処理

【発災直後から2週間までの作業工程】



2. 災害廃棄物の処理計画

(1) 環境清掃部災害対策調整会議の設置

発災後、区環境清掃部は速やかに災害廃棄物処理を行う臨時組織である環境清掃部災害対策調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

また、「災害廃棄物処理実施計画」等については、調整会議が策定する。

(2) 緊急道路障害物除去(道路啓開)作業に伴う災害廃棄物の搬入

発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去(道路啓開)作業により発生した災害廃棄物を、指定の仮置場に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

(3) 災害廃棄物の撤去及び倒壊建物の解体

災害廃棄物撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に関し、調整会議において住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。

また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特別措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても災害廃

棄物の撤去と同様の事務を行う。

(4) 仮置場の設置

仮置場は、積替えによる災害廃棄物の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置する。

仮置場は、調整会議が用地を確保し、新たに設置する仮置場管理業者及び搬出業者との契約を行う。

(5) 災害廃棄物の中間処理・再利用・最終処分

仮置場から分別して搬出された災害廃棄物は、破碎処理等の中間処理を行った後、できる限り再利用する。

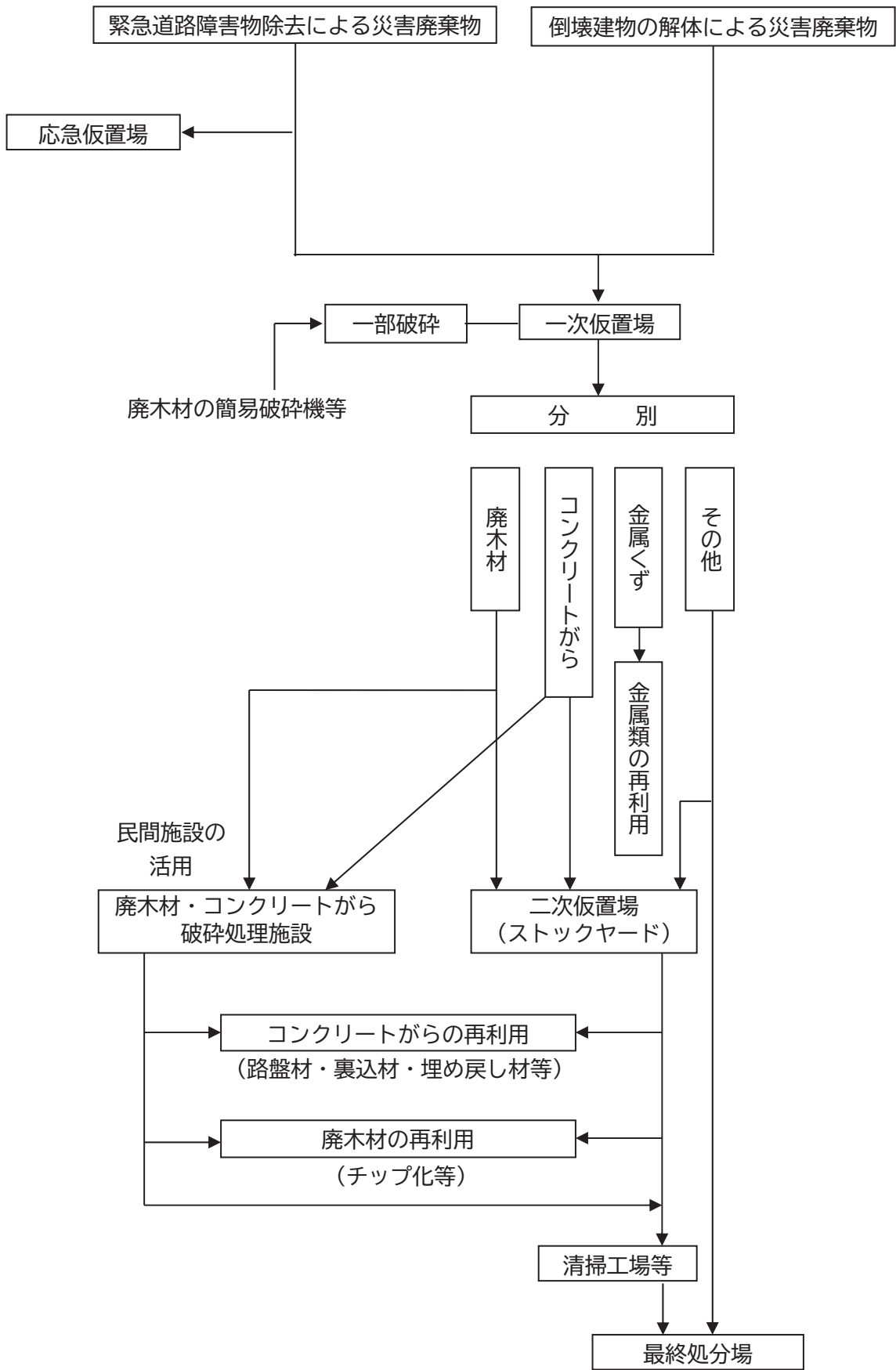
再利用が不可能なものに限り、焼却処分するなどできるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮しつつ、既存の最終処分場に搬入する。

(6) 都への報告

区は、廃棄物処理施設の被害状況や災害廃棄物発生量について、都への報告を行う。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

【災害廃棄物処理の基本的な流れ】



第8節 応急教育・応急保育

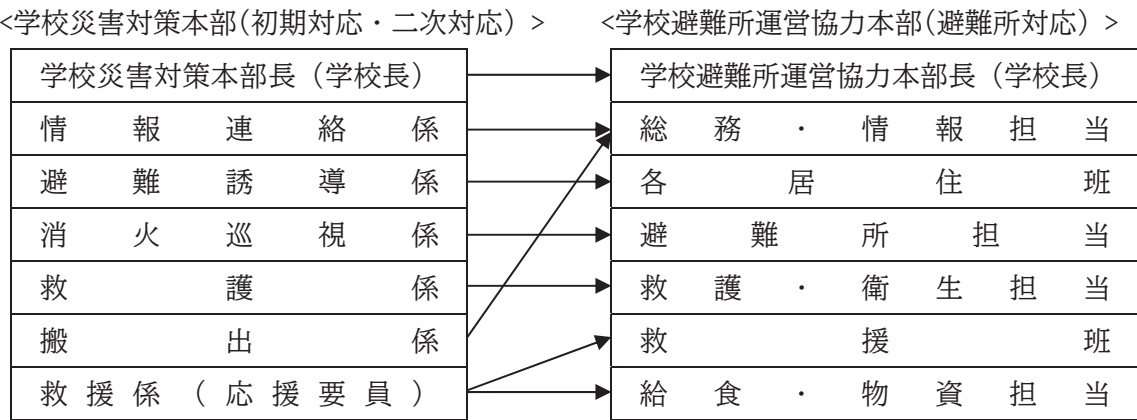
(区こども未来部・教育委員会事務局)

1. 発災初期の対応

(1) 学校(園)災害対策本部の編成

学校(園)では、地震等により災害が発生した場合、学校(園)長を本部長とする「学校(園)災害対策本部」を設置する。

災害時における学校(園)防災体制



※区教育委員会においては、学校(園)に対し、区本部長の指示及び教育委員会からの情報を速やかに提供するとともに、適切な緊急対策を指示する。

(本章 応急対策 第8節 3. 「その他留意点」 参照)

(2) 児童・生徒等の避難誘導

大震災時においては、児童・生徒等は恐怖心に襲われ、パニック状態になることが予想される。

教職員は、児童・生徒等に対して安心感を与える言葉をかけるとともに、常に、児童・生徒等一人ひとりを把握し、避難誘導に努める。

(3) 児童・生徒の帰宅方法、帰宅が困難な児童・生徒等の保護体制

在校(園)中や登下校時など児童・生徒等が学校(園)にいるときに発災した場合、学校(園)長は、通学路等の安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を校内の安全な場所に一時保護する。

安全が確認できた場合又は確実に保護者等へ引渡しができる場合には、帰宅させる。

保護者への引渡しについては、学校(園)又は避難所で行う。

第1部
第2部
震災編
第3部
第4部
第1部
風水害編
第2部
第3部

なお、事業所における社員の一斉帰宅抑制措置などに伴い、保護者による引き取りが困難な児童・生徒は、引取りが可能となるまでの間（発災後3日間を目安とする。）、校内の安全な場所で保護する。

詳細な注意点等については、「江東区学校防災マニュアル」に準拠する。

（４）学校（園）施設・設備の安全確認

学校（園）施設・設備の安全確認等は、主に、二次災害の防止と教育の機能保持を目的として行うものである。

発火しやすい部屋（理科室・給食室等）の優先的巡視、鉄骨の破断等の箇所への「立入禁止」の表示、ガラス等のひび割れ箇所の応急補修、横転物品（ロッカー、書棚等）への処置などに留意する。

（５）校庭等への避難と応急対策

在校（園）中に発災した場合、状況に応じて、児童・生徒等を校舎内や体育館、校庭へ安全に避難させる。

また、学校は避難者も校庭へ誘導するので、校庭避難スペースの区割りをを行い、混乱を回避する。

（６）避難者への対応及び避難所の設置

第2部 第10章「避難者対策」を参照のこと。

2. 教育活動再開計画

学校（園）災害対策本部は、発災当初から児童・生徒等の安否確認等を行い、被害状況の情報収集に努める。その後、授業の再開に向け、同災害対策本部組織内に「学校（園）再開準備担当」を設置する。

（１）安否情報、被害状況の情報収集、把握

第1 教職員による児童・生徒等の安否確認等

緊急引き渡しカード等の連絡先への家庭訪問又は電話による児童・生徒等、保護者の安否確認を行う。

また、本人や友人、近隣者等の安否を記入できるノートを学校に備え、記入させる方法や学校及び地域の掲示板等を活用し、学校（園）と連絡をとるよう掲示するなど、安否情報の収集に努める。

学校（園）長は、児童・生徒等の被災状況を教育委員会に報告する。

第2 保護者等からの情報収集

児童・生徒等が親戚宅などに避難する場合は、保護者に対し、早めに何らかの手段で学

校(園)に連絡させる。

第3 教科書、文房具等の被害状況の把握

児童・生徒等の安否確認と同時に教科書、文房具等の紛失・焼失状況を把握し、教育委員会に報告する。(本章 応急対策 第8節 4.「学用品給与計画」 参照)

(2) 授業再開準備

第1 校舎等の安全確認・整備

あらかじめ定めている授業再開に必要なスペースの安全確認、整備を行い、教室等の確保に当たる。

なお、授業再開に当たっては、二次被害防止のために、校舎等の安全点検を行う。

第2 児童・生徒等の通学路の安全確認等

授業再開に当たっては、児童・生徒等が安全に通学できる通学路の安全確認を行う。安全確認は地域担当の教職員が行う。

第3 授業再開時期の決定

教育委員会は、各学校(園)と協議の上、授業再開時期の目途を定める。これに基づき、学校(園)長は、学校(園)の実情に応じて再開時期を決定する。

第4 授業再開の保護者への通知

授業再開に当たっては、学校(園)は保護者に対し、授業再開の時期について災害広報紙(担当：政策経営部広報班)、掲示等により周知徹底する。

(3) 応急教育計画の作成

学校(園)長は、学校教育が正常に実施できるまでの間、学校(園)施設・設備の被災状況、教職員及び児童・生徒等の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案し、休校、二部授業、他校の利用等、応急教育計画を作成する。

学校(園)長は、応急教育計画を作成するに当たって、教育委員会と連携を密にするとともに、速やかに保護者及び児童・生徒へ周知する。

教育活動の再開に際しては、健康・安全教育、生活指導に重点を置く。また、心のケア対策にも十分留意する。

応急教育計画に当たっての留意点は下記のとおりである。

- 平常時と同様な教育活動が行えない場合も、可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。
- 登校する児童・生徒等の人数に応じた応急教育を実施する。
- 地域の状況を踏まえ、当該学年に適切な応急教育とする。

(4) 心のケアの充実

応急教育計画の立案に当たっては、児童・生徒等の疲弊した心の状態を配慮し、心のケアの指導体制をとり、学校(園)長は、その充実に努める。

(5) 転出入に伴う学籍変更等

避難(疎開)先が遠距離で通学可能な範囲にない場合は、原則として転退学の手続きをとる。

なお、学校(園)はこのことについて保護者に事前に十分周知するとともに、転出入に伴う手続きについて、避難所等に掲示するなどして保護者に周知徹底する。

(6) 入学相談に関する対応

幼稚園、小学校及び中学校等の就学・入学(園)を控えている児童・生徒等をもつ保護者には、震災後の混乱した状況での就学・入学(園)は、大きな不安材料である。

学校は、就学・入学(園)相談を十分に行える相談コーナーを設置し、保護者や児童・生徒等の不安解消に努める。

3. その他留意点

学校(園)の職員は常に気象状況等に注意し、台風等の災害発生のおそれがある場合は学校(園)長と協力し、応急教育体制に備えて、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 学校(園)行事、会議出張等中止すること。
- ② 幼児、児童、生徒の避難方法、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討し、準備を完了すること。
- ③ 区教育委員会、警察署、消防署、消防団、災害協力隊、救助施設及び保護者への連絡網の確認を行うこと。
- ④ 勤務時間外においては、学校(園)長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知徹底を図ること。

4. 学用品給与計画

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の期間・費用

第1 期 間

災害発生の日から教科書については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に給与する。

ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都知事が内閣総理大臣の承認を受け必要な期間を延長する。

第2 費用

- ① 教科書
- ② 文房具及び通学用品

上記①及び②の費用については、災害救助法施行細則の定めるところによる。

(資料編その2 P.資 2-49 I-13-3 「災害救助法項目別適用単価等一覧」 参照)

(3) 給与の方法

学用品は原則として、都知事が一括購入し、区長がこれを受領の上、被災児童、生徒に対して配分する。使用学用品の給与を迅速に行うため、職権の委任を受けた場合は区長が学校長及び区教育委員会の協力を受け、調達から配分までの業務を行う。

5. 応急保育計画

震災時における預り児童の生命及び身体の安全並びに保育活動の確保を図るため、保育園等における災害予防・応急対策等について万全を期することが重要である。このため、区こども未来部及び保育園等は、応急保育に関する計画を策定しておくものとする。

6. 応急保育の実施

(1) 方針

在園中に発災した場合は、72 時間程度は保護者の引き取りがないことを前提に、園で保育を行う。勤務時間外に発災した場合は、登園自粛を各園から保護者に要請する。なお、保護者の事情等によりやむを得ず預かる場合は、緊急的・臨時的に応急保育を行う。(詳細は、こども未来部所管施設発災時初動対応手順による。)

(2) 事業の内容

第1 応急保育の基準

各施設の安全確認及びライフラインの状況を総合的に判断し、可能な限り応急保育実施園の対象とする。

保育の実施日・時間については、状況により臨機応変に行い、職員配置・面積基準についても園児の安全が保たれる範囲で臨時的に緩和する。

第2 実施園の決定

こども未来部各課の合議で施設状況、職員状況に基づき実施園を決定する。応急保育を行う園は、建物及びライフラインの状況の変化により随時見直しを行う。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第3 応急保育の受付

在園児は原則在籍園で申込みを行うが、園舎の損壊等により園で申込みができない場合は、保育政策課及び保育支援課にて受付を行う。申込み先に応じて、在籍園または保育政策課及び保育支援課でそれぞれ利用可否を決定する。

第4 応急保育の実施

応急保育は概ね発災後1か月程度継続することを想定し、終了時期はこども未来部各課で協議の上、決定する。

第9節 災害救助法等の適用

(区各所管部)

- ① 区内地域に災害救助法が適用されたときは、区長は都知事の指揮を受けて法に基づく救助業務を補助する。
- ② 区における災害が本章予防対策第5節の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、区長は直ちにその旨を都知事に報告し、又は災害救助法の適用を要請する。
- ③ 区長は、災害救助法の適用を要請する場合には、都総務局(総合防災部)に対し次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。
 - ア. 災害発生の日時及び場所
 - イ. 災害の原因及び被害の概況
 - ウ. 適用を要請する理由
 - エ. 適用を必要とする期間
 - オ. 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
 - カ. その他必要な事項
- ④ 都知事に対する報告は、③の要請に準じて行うものとする。
- ⑤ 区長は災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に関して都知事を補助するため救助に着手しその状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指示を受けるものとする。

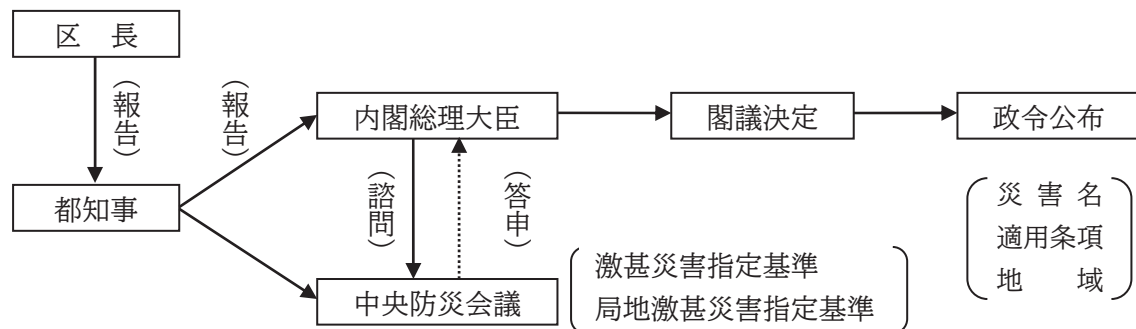
第10節 激甚災害の指定

(区総務部)

1. 激甚災害指定の手続

区長は、災害が発生した場合は速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に、都知事は内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第53条)内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚災害法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議に諮問した上で激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになるものである。

【激甚災害指定の手順流れ】



2. 激甚災害に関する被害状況等の報告

- ① 区長は、その区域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を都知事に報告するものとする。その際は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査するものとする。
- ② 被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

ア. 災害の原因	イ. 災害が発生した日時
ウ. 災害が発生した場所又は地域	エ. 被害の程度(※)
オ. 災害に対しとられた措置	カ. その他必要な事項

※ 災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項

3. 特別財政援助額の交付手続

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局へ提出する。

復旧対策

第1節 被災住宅の応急修理

(区都市整備部)

1. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害救助法の改正により、被災直後に、災害によって屋根等に被害を受けた住宅の損傷が拡大しないよう、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が定められた。

災害により屋根等に被害が生じた住家には、次の雨に備え、以下に示すもの等について災害救助法が適用された場合に、救助が受けられる。

- 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による雨風の侵入の防御
- アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前を歩行する方々への安全確保（二次災害防止）のため）

2. 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害のため住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、応急修理をする。

（1）実施主体

災害救助法適用後の住宅の応急修理は、都が実施し、区はこれに協力する。

（2）修理の対象

修理の対象は災害により住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理をすることができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

（3）修理の基準及び戸数

修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分に対して最小限度の応急修理を行うものとし、災害救助法施行細則（資料編その2 P. 資 2-49 I-13-3 「災害救助法項目別適用単価等一覧」 参照）を基準に実施する。

なお、対象戸数は、都知事が決定する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

(4) 修理の方法

- ① 災害救助法適用後は、区長は必要があると認めた場合、直ちに都知事に実施を要請する。
- ② 応急修理の期間は、原則として災害発生の日から3か月以内に完了しなければならない。（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）
- ③ 災害救助法適用前、その他、区が実施する場合は、現物又はこれに代わる方法により行うものとする。

(5) 修理住宅の選定

都が実施する応急修理の対象者の選定については、区による被災者の資力その他生活条件の調査及び区が発行する災害証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された区が募集・選定事務を行う。

第2節 応急仮設住宅の供給

(区都市整備部)

1. 応急仮設住宅の設営

災害のため住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を得られない者に対し、応急仮設住宅を設置し、提供する。都の提供要請等により、被害状況に応じて仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ及び区営住宅等の公的住宅の活用により応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供給する。

(1) 設置主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合、区において設置するものとする。

(2) 設営地の選定

- ① 「災害救助法」適用後
 - ア. 都は建設候補地（あらかじめ区が決定）の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。
 - イ. 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間での融通を行う。
- ② 「災害救助法」適用前等、区が実施する場合
 - ア. 応急仮設住宅の建設候補地は資料編のとおりとする。ただし、災害の状況によっては隣接区等が所有する空地及び既設公園等適当な場所を選定する。
 - イ. 区は、常に最新の建設候補地の状況を把握しておき、年1回都に報告する（資料編その1 P.資1-97 I-26 「応急仮設住宅建設候補地一覧表」 参照）。

(3) 応急仮設住宅の建設

- ① 災害救助法適用後は、区長は必要があると認めた場合、直ちに都知事に要請する。

<国の設置基準>

- ア. 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯の構成等に応じて設置する。
- イ. 同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。
- ウ. 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者が数人以上入所し、老人居宅介護などの事業等に利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を応急仮設住宅として設置できる。
- ※ 国の設置基準単価等は、資料編その2 P.資 2-49 I-13-3 「災害救助法項目別適用単価等一覧」を参照。

- ② 災害救助法適用前等、区が実施する場合は区都市整備部において次により必要戸数を建設する。

- ア. 設置開始時点及び戸数は災害の状況に応じて、その都度本部で定める。
- イ. 建物の型式は、プレハブ住宅とし、できる限り速やかに着工する。
- ウ. 設置仕様は、国の設置基準に準ずるものとする。
- エ. 原則として、建設資材はプレハブ建設業者等を通じて適宜、調達し、工事はこれら業者に請負わせるものとする。

(4) 入居者の選定

- ① 入居資格

入居の対象となる者は、災害により住家が全焼、全壊又は流失し、現に居住する住家がなく、自己の資力によっては住宅を確保することができない者のほか知事が必要と認める者とする。なお、使用申込みは1世帯1か所限りとする。

- ② 入居者の募集・選定

ア. 「災害救助法」適用後

入居者の募集計画は、都が策定し、区に住宅が割り当てられる。割当を受けた区都市整備部は、区内の被災者に対し募集を行う。なお、割当に際しては、原則として区内の住宅が割り当てられるが、必要に応じて区市町村相互間で融通を行う。

イ. 「災害救助法」適用前等、区が実施する場合

入居者の選考は、災害の状況に応じて被災者の被害の程度、住宅困窮の状況、資力、その他を勘案の上選考基準を定めて実施するが、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則とする。なお、その際、団地内のソーシャルミックスにも配慮する。

(5) 住宅の管理

- ① 応急仮設住宅の管理は、原則として供給主体が行う。
- ② 都が管理するものについては、区はこれに協力するものとする。
- ③ 区が管理する場合には、入居の期間、使用条件、入居者との対応、その他の必要事項を定め、区都市整備部が管理する。

第3節 区営住宅の応急修理

(区都市整備部)

区は応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な区営住宅等について、協力して応急修理に当たる。

第4節 建築資材等の調達

(区都市整備部)

1. 応急仮設住宅資材等の調達

資材等は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者を通じて都が調達する。

区は、必要に応じて都に対して、資材等の調達を要請する。

都又は区は、仮設住宅の早期建設に向け、建設用地や建設資材の確保等について検討を行う。

2. 災害復旧用材（国有林材）の供給

農林水産省（関東森林管理局）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、災害復旧用木材（国有林材）の供給を行う。災害復旧用材の供給は、都知事、区長等からの要請により行う。

第5節 被災者の生活相談等の支援

(区政策経営部・総務部・地域振興部・区民部・福祉部、
深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署)

災害により被害を受けた区民が、その状況から速やかに自立・再建できるよう、被災者のための相談所を設置し、苦情又は要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応することで、被災者の生活の確保を図るものとする。

各機関の生活相談等の対応は、次のとおりとし、各相談所では苦情又は要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。なお、区においては被災1か月後を目途に被災者総合相談所を開設する。

機関名	対 応 内 容
区	○ 都福祉局、都都市整備局、都住宅政策本部と連携して、避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。 ○ 被災者の生活確保を図るため、相談所及び相談窓口を設けて生活相談等に当たり、区民生活の安定に努める。 ○ り災証明書発行時に確定した情報を基に、被災者台帳を作成する。 ○ 被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を実施する。
警察署	○ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。
消防署	○ 地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行う。 (1) 被災建物、仮設建物、避難所等における火災予防対策の徹底 (2) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 (3) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造設備に関する点検等を強化するなどの出火防止 ○ 災害の規模に応じて、消防署、消防分署、消防出張所その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、案内等の対応に当たる。 ○ 被災者の申請により、区と連携して火災によるり災証明書を発行する。

第6節 義援金の募集・受付・配分

（区地域振興部）

1. 義援金の配分に対する考え方

義援金は住民の自発的意思（善意）によって拠出された寄付金であり、その取扱いは、一般救助物資と異なることなく、公正な管理をし、被災者に対して確実、迅速、かつ公平に配分するものとする。

2. 東京都義援金配分委員会が設置されたとき

都に東京都義援金配分委員会（以下この章において「都委員会」という。）が設置されたときは、都地域防災計画の規定及び都委員会の決定に従って対処することとし、区地域振興部が処理する。

都委員会の所掌事項及び構成等は、次のとおりである。

① 所掌事項

都委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- ア. 被災区市町村への義援金の配分に関すること
- イ. 義援金の受付・配分に係る広報活動等に関すること
- ウ. その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

② 構成

都委員会は、次の機関等の代表者により構成する。

ア．都

イ．区市町村

ウ．日本赤十字社東京都支部

エ．NHK等その他関係機関

都、区、日本赤十字社東京都支部及び関係機関の代表者で構成される都委員会にて、配分計画を審議、決定し、迅速に被災区市町村を通じて、被災世帯に公正に配分する。

(1) 義援金の募集・受付

義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。

都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。

(2) 義援金の配分・受入れ

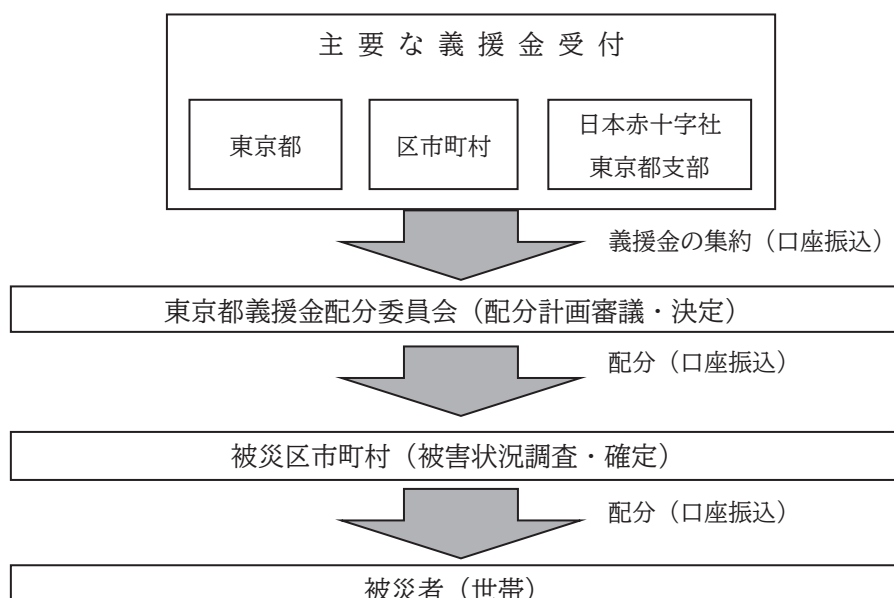
都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等普通預金口座を指定し、都に報告する。

(3) 義援金の支給

区は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。

区は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

【義援金受付・配分の流れ】



3. 東京都義援金配分委員会が設置されないとき

次の要領で対処する。

(1) 受付要領

- ① 受付機関は区地域振興部とし、所定の手続きを経て受領し、必要に応じて江東区社会福祉協議会と協議の上支給するものとする。
ただし、災害の状況によっては臨時に他の場所でも受け付けることができる。
- ② 受領については、別紙様式の受領書(資料編その1 P. 資-172 I-48「受領書様式」参照)を寄託者に発行する。

(2) 配分要領

被災者の救護は現金により支給する。

配分については、その都度、り災の状況に応じて配分計画を樹立して支給するものとする。

配布の対象は全壊、流出世帯又はこれに準ずるものとし、被災状況、被災人員を勘案して、1世帯又は1人当たりの配分を計画するものとする。

(3) 義援金の保管その他

寄託された義援金は、被災者に配布するまでの間、普通預金口座を設け、預金する。

第7節 被災者の生活再建資金援助等

(区総務部・地域振興部・福祉部)

自然災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

1. 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を支援しようとする制度である。(資料編その2 P. 資2-54 I-14-1～I-14-2「被災者生活再建支援法(抄)」「被災者生活再建支援法施行令」参照)

第1部
第2部
震災編
第3部
第4部
第1部
風水害編
第2部
第3部

(1) 対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- ④ ①又は②の区市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害
- ⑥ ①若しくは②の区市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る）の区域に係る自然災害

(2) 対象世帯

- ① 居住する住宅が全壊（全焼・全流失）した世帯
- ② 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ③ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること、その他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- ④ 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含み大規模な補修を行われなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯。②及び③に掲げる世帯を除く。）
- ⑤ 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯。②から④までに掲げる世帯を除く。）

(3) 支援金の支給額

被災者生活再建支援金の支給額については、住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金に、住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金（該当世帯に限る）を加えた額とする。

ただし、中規模半壊世帯は加算支援金のみの支給とする。

	基礎支援金	加 算 支 援 金(※1)	
全壊 解体 長期避難	100 万円	① 居住する住宅を建設し、又は購入する世帯	200 万円
		② 居住する住宅を補修する世帯	100 万円
		③ 居住する住宅(公営住宅を除く。)を賃借する世帯	50 万円
大規模半壊	50 万円	① 居住する住宅を建設し、又は購入する世帯	200 万円
		② 居住する住宅を補修する世帯	100 万円
		③ 居住する住宅(公営住宅を除く。)を賃借する世帯	50 万円
中規模半壊	—	① 居住する住宅を建設し、又は購入する世帯	100 万円
		② 居住する住宅を補修する世帯	50 万円
		③ 居住する住宅(公営住宅を除く。)を賃借する世帯	25 万円

※1 被災世帯が、同一の自然災害により①～③までのうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する加算支援金の額は、①～③までに定める額のうち最も高いものとする。

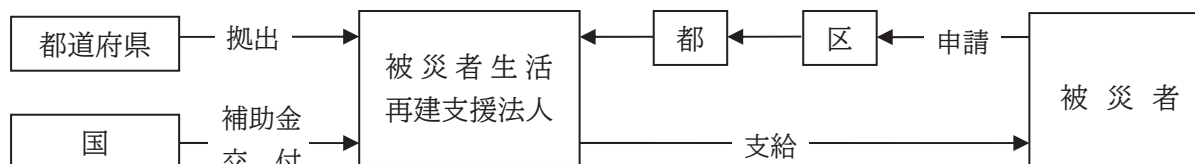
※2 「特定長期避難世帯」の支給額については、支援金に70万円(単身世帯は52.5万円)を加え、300万円(単身世帯は225万円)を超えない範囲内の額とする。

※3 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

(4) 支援金の支給

「公益財団法人 都道府県センター」が被災者生活再建支援法人として指定されており、支援金の支給を行う。

第1 支援金支給の仕組み



第2 区の役割

- ① 「住宅の被害認定」及び「被害報告」を行う。
- ② 被災者からの支給申請書等の受付・確認及び取りまとめを行う。
- ③ 上記以外の支援金の支給に関する事務の一部を支援法人から委託された場合、その事務を行う。

2. 災害弔慰金等の支給及び各種資金の貸付計画

(1) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

暴風、洪水、地震等の自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、被災した世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行い、その生活の立て直しの一助とする。

なお、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)の規定に基づくものである。

第1 災害弔慰金の支給

① 対象災害

- ア. 区内において全壊した世帯が5世帯以上のもの。
- イ. 都内において災害救助法が適用された区市町村が1つ以上あり、アの場合を除くもの。
- ウ. ア、イとは別に内閣総理大臣が定めるもの。

② 支給対象

- ア. 死亡した区民の遺族
- イ. 支給する遺族の範囲
配偶者、子、父母、孫、祖父母
上記のいずれも存在しない場合は、兄弟姉妹（死亡当時その者と同じ居し、又は生計を一にしていた者に限る）

③ 弔慰金の額

- ア. 死亡者が死亡当時において、弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合 500万円
- イ. その他の場合 250万円
ただし、死亡者がその死亡に係る災害で、既に災害障害見舞金を受けている場合は、災害障害見舞金の額を控除した額とする。

第2 災害障害見舞金の額

- ① 災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた者の場合 250万円
- ② その他の場合 125万円

第3 災害援護資金の貸付

① 対象災害

- ア. 区内において災害救助法が適用された場合
- イ. 都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合

② 被災の程度及び貸付限度額

- ア. 世帯主に全治1か月以上の負傷があり、次のいずれかに該当する場合
 - ・家財についての被害金額がその家財の価額の3分の1以上である損害及び住居の損害がない場合 150万円
 - ・家財についての被害金額が、その家財の価格の3分の1以上である損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円
 - ・住居が半壊した場合 270万円
 - ・住居が全壊した場合 350万円

- イ. 世帯主の負傷がなく、次のいずれかに該当する場合
 - ・家財についての被害金額が、その家財の価格の3分の1以上である損害があり、かつ住居の損害がない場合 150万円
 - ・住居が半壊した場合 170万円
 - ・住居が全壊した場合(下記の場合を除く) 250万円
 - ・住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円
- ウ. 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合
 - ・前項、アの住居が半壊した場合 350万円
 - ・前項、イの住居が半壊した場合 250万円
 - ・前項、イの住居が全壊した場合 350万円

③ 貸付対象

被害を受けた年の前年の総所得額(課税標準額)が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める額以下の世帯。

④ 償還、利率等

- ア. 償還期間は10年とし、そのうち3年は据置期間とする。
- イ. 据置期間中は無利子とする。据置期間経過後の利率は、保証人を立てる場合には無利子、保証人を立てない場合は年1%とする。
- ウ. 東日本大震災については、特例措置により、償還期間は13年とし、そのうち6年は据置期間とする。据置期間中は無利子とし、据置期間経過後の利率は、保証人を立てる場合には無利子、保証人を立てない場合は年1.5%とする。

(2) 中小企業融資

災害により、著しく影響を受けて事業経営に支障をきたしていると認めた中小企業者に対して、江東区中小企業融資基金条例施行規則(特別資金)に基づき融資を行う。

第1 融資対策

融資を受けようとする者は、次の各号に該当しなければならない。

- ① 災害救助法の適用されたものについては、区長(本部長)の発行するり災証明書、その他区長が特に災害認定したものについては、消防署長の発行するり災証明書が必要である。
- ② 資本金の額が3億円(卸売業については1億円、小売業又はサービス業については5,000万円)以下の法人又は常時使用する従業員数が300人(卸売業については100人、小売業については50人、サービス業については100人)以下の法人若しくは個人。
- ③ 江東区内に住所(法人にあっては本店又は主たる事業所)を有し、かつ、引続き1年以上区内の同一場所において、同一事業を営んでいること。
- ④ 前年度の確定申告をしていること。申し込み日に納期の到来している特別区民税(法人にあっては法人住民税)を完納していること。

- ⑤ 東京信用保証協会の保証対象業種を営むもの。

第2 融資の限度

1 企業につき 2,000 万円

第3 融資利率

別に要綱で定める。

第4 融資期間

6 年以内。ただし、据置期間 12 か月を含む。

第8節 職業のあっせん

(区地域振興部)

国、都及び区が連携し、被災者に対する職業のあっせんに迅速に実施する。

区は、被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

第9節 租税等の徴収猶予及び減免等

(区区民部)

1. 区税の納税緩和に関する措置

り災した納税義務者又は特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)に対し、地方税法又は江東区特別区税条例により、その事実に基づき、期限の延長、徴収猶予及び減免等の納税緩和措置を講じ、災害の復旧に資するものとする。

(1) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付若しくは納入することが出来ないと認めるときは、次の方法により災害が収まった後2か月以内に限り、当該期限を延長する。

- ① 災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域及び期限の延長期日を指定する。
- ② その他の場合、災害が収まった後速やかに、り災納税義務者等より申請があったときは、区長が期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納付し、又は納入することが出来ないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 減 免

り災した納税義務者等に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

第1 特別区民税

り災した納税義務者等の状況に応じ減免を行う。

第2 軽自動車税

り災した納税義務者の状況に応じ減免を行う。

(4) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

2. 区税以外の租税等に関する措置

国と都、区が連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を迅速に実施する。

第10節 災害廃棄物処理の実施

(区環境清掃部)

災害廃棄物処理は、処理施設の被災状況や仮置場の集積状況を踏まえて対策を検討し、必要に応じて都による技術的支援を受けつつ、速やかに処理を実施する。

区は、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。

- 所管区域内の仮置場の集積や運搬状況等を把握する。
- 処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討、都に報告する。
- 実態相当規模の災害廃棄物の最終処分受入場所を都と調整する。

第11節 災害救助法の運用等

(区各所管部)

都は、区市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

1. 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

＜災害救助法に基づく救助の種類＞

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 遺体の搜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

2. 救助の実施

(1) 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する必要がある。

第3部

復興計画

第1章 基本方針

第1節 復興の基本的考え方

(区)

阪神・淡路大震災、東日本大震災及び能登半島地震の経験からも明らかとなったように、区に大規模な震災被害が発生した場合、速やかに復興に関する方針を策定し、復興事業を推進する必要がある。

復興に際しては、区民生活の安定と回復を図るため、災害に強い活力のあるまちづくりに努めることが重要であり、そのためには、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、区民・事業者・区が協働して、震災復興事業を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

第2節 江東区震災復興マニュアル

(区)

阪神・淡路大震災の経験から、震災後の復興の進め方のうち、準備可能な部分については、あらかじめ適切な対応を検討する必要があることが明らかになった。このため、本区でも「江東区震災復興マニュアル」を平成25年3月に作成し、復興に向け取り組むべき業務や行動手順などを定めた。

その後、東京都は、東日本大震災後の制度改正等を踏まえて、行政担当者向けの東京都震災復興マニュアル【復興施策編】を平成28年3月に修正した。さらに、令和3年3月にも、熊本地震（平成28年4月）以降の災害対応から得た教訓や新たな知見を参考に、東京都震災復興マニュアル【復興施策編】の修正を行った。今後、本区もこれらのマニュアルの修正に基づき、「江東区震災復興マニュアル」の見直しを行う。

なお、現行の江東区震災復興マニュアルは、「復興体制の構築」、「都市の復興」、「住宅の復興」、「くらしの復興」、「産業の復興」の5章で構成され、その手順等の詳細が記載されている。

第3節 江東区震災復興事業の推進に関する条例

(区政策経営部・総務部・都市整備部・土木部)

区は、被災した市街地を速やかに復興するため、平成25年3月に「江東区震災復興事業の推進に関する条例」を制定した。

条例では、復興本部の設置や、被害状況による復興対象地区の指定、復興対象地区内での建築行為の届出等を規定している。

第2章 復興体制

第1節 震災復興本部の設置

（区政策経営部・総務部・都市整備部・土木部）

応急復旧対策が一段落した段階で、市街地及び都市施設等の震災被害からの復興、並びに区民生活の再建等を支援する復興事業を総合的かつ計画的に実施するため震災復興本部を設置する。

震災復興に向けた一連の活動は、被災後間もない応急対策から、連続的に緩やかに、長期的かつ計画的な都市復興活動へ移行していくものであり、災害応急・復旧対策を機動的に実施するため、災害対策本部と震災復興本部は、互いに連携しながらそれぞれの事務を執り行う。

第2節 震災復興本部の運営

（区政策経営部・総務部・都市整備部・土木部）

震災復興本部に、復興に係る区の政策決定機関として「復興本部会議」を設置する。復興本部会議での主な決定事項は、復興方針及び復興計画の策定等であり、復興事業に係る進行管理、調整等の結果は、この会議において報告・承認する。

第3節 復興本部会議の構成

（区政策経営部・総務部・都市整備部・土木部）

本部会議は、本部長（区長）、副本部長（副区長・教育長）、本部員（関係各部部長）で構成する。

第3章 震災復興計画の策定

第1節 震災復興方針の策定

(区各所管部)

復興を円滑に進めるためには、区民・事業者・区が復興後のまちのあるべき姿やその実現に至る基本戦略を共有することが必要である。そのために、本部長は、復興の目標となるレベル、復興の方向性を明確にする震災復興方針を復興本部会議の審議を経て策定する。

方針策定には、区政運営の総合的な指針である江東区基本構想に留意するとともに、都の震災復興方針と整合を図る必要がある。

第2節 震災復興計画の策定

(区各所管部)

本部長は、震災復興方針に基づき、震災復興本部会議での審議を経て、「震災復興計画」及び「特定分野復興計画」を策定する。

震災復興計画は、復興に係る本区の最上位計画として位置付けられるものであることから、作成過程において広く区民の声を聴き、その意見を反映する。

また特定分野計画は、都市復興や住宅復興等の特定分野について、震災復興計画との整合性に配慮する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第4章 生活復興

第1節 方針

（区各所管部）

被災者の「暮らし」を一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることを目的とする。また、心身や財産に回復しがたいダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合は、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようにする。

都と連携し、住宅、医療、福祉、保健、産業等に関する対策を総合的に推進する。

第2節 生活復興の推進

（区各所管部）

1. 住宅の復興

自力による復興を基本としつつ、住宅復興計画の策定や応急的な住宅の整備、自力再建の支援、公的住宅の供給により、できるだけ早期に被災者に対して住宅復興の道筋を明示するとともに、多様な住宅対策を講じる。

2. 暮らしの復興

区民が一日も早く従前の生活を取り戻し、その安定を図るために、医療、福祉、保健等に関する対策を講じる。また、区民や事業者に対して情報提供や相談等を実施することにより、自力復興のための環境整備を行う。

3. 産業の復興

産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、雇用・就業施策を総合的に展開する。自力再建までの一時的な事業スペースの確保や、再建のための金融支援、取引状況に関する支援など、都と連携した対策を講じる。

第5章 都市復興

第1節 方針

(区各所管部)

特に大きな被害を受けた区域のみの復興に留まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。

復興水準は、旧状の回復に留まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。

第2節 都市復興の進行

(区各所管部)

1. 都市復興方針の策定

震災後速やかに、都市復興の方向性を住民に示すため、都市復興方針を策定する。

都市復興方針は、都市復興の理念や目標等の基本的な考え方とともに、被災した都市基盤施設や市街地の復興及び被災者の生活再建のための住宅供給に関する大まかな方向性を提示する。

2. 第一次建築制限

都市計画又は土地地区画整理事業のために必要がある場合に区域を指定して、区域内の建築物の建築を制限又は禁止する。

3. 復興対象地区の指定

被災市街地の復興を被害の程度及び都市基盤施設の整備状況などに応じて計画的に進めるため、復興対象地区を指定する。

復興対象地区の地区区分設定の判断基準は、必然性・合理性をもって行う必要があり、指定の根拠となる事項は、①被災前の地区の整備課題、②既往計画、③被害状況である。

4. 都市復興基本計画の策定

復興都市づくりを円滑に始動し、行政・住民が共通の目標をもって進めていくためには、都市づくりの骨格部分の考え方を早期に示す必要があるため、都市復興方針の考え方をより具体化した都市復興基本計画（骨子案）を早期に策定する。その後、骨子案を修正、肉付けするとともに、骨子案策定後の復興まちづくりの進捗状況や復興の見通し等を反映した都市復興基本計画を策定する。

都市復興基本計画は、具体的な復興施策を体系的に取りまとめた都市復興のマスタープランである。

なお、都は広域的な観点から、都市復興基本計画（骨子案）の内容に該当する震災復興グランドデザインを策定している。本区においても、同グランドデザインの内容を踏まえ、検討を行う。

5. 時限的市街地

震災復興を円滑に進めるためには、従前のコミュニティや地域産業の維持に努めていくことが重要である。そのため、甚大な被害を受けた地域においては、本格的な都市復興に着手するまでの過渡的な期間に「時限的市街地」という復興ステップを踏むことにより円滑な復興を進めていく。

時限的市街地は、本格的な復興までの緊急的な生活の場として、応急的な住宅、店舗や事業所及び残存する利用可能な建築物からなる市街地である。

施設の配置計画は、住民同士がより容易に交流でき、町会、小学校区等の従前のコミュニティを壊さないよう、個々の時限的市街地の区域内で計画する。

6. 第二次建築制限

第一次建築制限期間内に復興都市計画の決定に至らず、さらに検討を要する区域について制限を行う。

被災市街地復興推進地域（被災市街地復興特別措置法第5条）に指定することにより、一定の土地の形質の変更又は建築物の新築、改築、又は増築をしようとする者は、区長の許可が必要になる。地域を指定できる期間は被災した日から2年以内である。

7. 復興まちづくり計画等

都市復興基本計画（骨子案）で示された都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興施策の具体化を図るものである。

復興まちづくり計画等は、地区の全体像を明らかにする復興まちづくり計画と、それを実現するための個々の事業についての復興都市計画、修復型事業計画からなり、復興地区区分に応じて策定を進める。

8. 復興事業

復興まちづくり計画・復興都市計画等に基づき、面整備事業や修復型の任意事業を行う地区では、事業推進のための事業計画を地区住民及び関係権利者との協議の上、策定する。

復興事業は、基本的には都及び区が事業者となるが、事業の内容により、公社、都市再生機構や組合等も事業者になり得るので、必要に応じて調整を図る。

事業の推進に当たっては、震災復興のための特例措置の活用を図るとともに、必要な財源の確保などについて、関係機関と調整を図る。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第4部

東海地震事前対策

第 1 章 対策の考え方

第 1 節 策定の趣旨

(区総務部)

東海地震(震源＝駿河湾沖、M8程度)の発生に備え、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)が、1都7県157市町村(平成24年4月1日現在)に指定されている(資料編その1 P.資1-141 I-40「東海地震に係る地震防災対策強化地域」参照)。都内では新島村・神津島村・三宅村が強化地域に指定されている。

東海地震が発生した場合、江東区内の震度は5弱程度と想定されていることから、強化地域に準じた東海地震予知情報(以下「予知情報」という。)による社会的混乱の防止と地震応急対策の実施が必要であり、策定したものである。

なお、平成29年9月の内閣府の報告によれば「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」において、これまでの東海地震を対象とする大規模地震対策特別措置法(大震法)は、確度の高い地震予知を前提とした防災対応を実施する仕組みであるが、現在の科学的知見では大震法が前提とする地震予知は難しいとの結論が出された。

そのため、大震法を前提とする本計画の当該部分は大幅な変更が必要となる可能性があり、今後は国の動きに注視しつつ、国や都の方針等がまとまり次第、本区地域防災計画に反映させていくものとする。

第 2 節 基本的な考え方

(区総務部)

本計画は次の考え方を基本としたものである。

- ① 東海地震に関する情報が出された場合は、その情報内容に応じ必要な対応をとるものとする。東海地震注意情報(以下「注意情報」という。)が出された場合には、この情報が、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報であることに鑑み、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。また、注意情報を踏まえて準備行動を開始する決定がなされた場合には、社会的混乱防止のための措置を講じるとともに、必要な準備行動をとるものとする。これらの準備行動の実施に当たっては、経済的影響などについても配慮するものとする。
- ② 警戒宣言が発せられた場合においても、都市機能は極力平常どおり維持することを基本としつつ、警戒宣言・地震予知情報(資料編その1 P.資1-143 I-41「警戒宣言、地震予知情報について」参照)に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置並

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

びに東海地震による被害を最小限に留めるための防災措置を講じることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。

- ③ 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、警戒宣言発令前における注意情報発表時や、これに基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合に実施すべき対策も盛り込む。
- ④ 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、本計画の第2部「災害予防・応急・復旧計画」で対処する。
- ⑤ 東京都区部の地域は強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。
- ⑥ 本計画の策定に当たっては、次の事項に留意した。本計画の実施に当たり十分配慮するものとする。
 - ア．警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、別個の対応をとることとする。
 - イ．警戒宣言が発せられた時点には地震発生の可能性があるため、人命の安全の確保を第一に、次いで他の防災上の対策の優先度を配慮する。
- ⑦ 本計画は、科学的知見や社会環境の変化等に伴い、必要に応じて見直しを行い、実態に即したものとしておく。また、「南海トラフ巨大地震の被害想定について」（第一次報告発表：平成24年8月、第二次報告発表：平成25年3月（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ））等、関連する諸計画との整合についても十分留意するものとする。

第2章 防災機関業務大綱

区及び区内地域における防災関係機関が、防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

第1節 区

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
政 策 経 営 部	1 本部長の特命事項に関すること。 2 住民に対する東海地震対策の広報活動に関すること。
総 務 部	1 本部長室の庶務及び部長会議の運営に関すること。 2 職員の動員、服務及び給与に関すること。 3 車両、資材及び労力の調達準備に関すること。 4 庁舎及び区有施設の被害状況調査及び応急修理に関すること。 5 東海地震対策の連絡調整に関すること。 6 地震予知情報、警戒宣言等の通信及び伝達に関すること。 7 東海地震に係る災害の予防、応急対策に関すること。
地 域 振 興 部	1 施設利用者の保護安全に関すること。 2 施設の安全管理に関すること。 3 商工業等の東海地震対策に関すること。 4 生活物資対策の呼びかけに関すること。 5 金融対策の呼びかけに関すること。
区 民 部	1 施設利用者の保護安全に関すること。 2 施設の安全管理に関すること。
福 祉 部	1 社会福祉団体の東海地震対策の連絡指導に関すること。
障 害 福 祉 部	1 社会福祉団体の東海地震対策の連絡指導に関すること。
生 活 支 援 部	1 避難所設営の準備に関すること。
健 康 部	1 各医療機関等の連絡調整に関すること。 2 医療救護態勢の準備に関すること。 3 医師会等との連絡に関すること。 4 その他保健衛生に関すること。
こ だ も 未 来 部	1 保育園児及び施設利用者等の保護安全に関すること。 2 保育園等こども関連施設の安全管理に関すること。 3 私立保育園等の東海地震対策の指導に関すること。
環 境 清 掃 部	1 ごみ及びし尿の処理に関すること。
都 市 整 備 部	1 住宅等の調査及び報告に関すること。
土 木 部	1 水防活動に関すること。 2 堤防、護岸、道路、橋梁等の点検に関すること。 3 障害物の除去に関すること。

教育委員会事務局	1 公立学校(園)の幼児、児童、生徒等の保護安全に関すること。 2 施設利用者の保護安全に関すること。 3 公立学校(園)の被害状況調査及び応急修理に関すること。 4 公立学校(園)及び施設の安全管理に関すること。 5 私立幼稚園の東海地震対策の指導に関すること。

第2節 都関係機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
水 道 局 東 部 第 一 支 所 江 東 営 業 所	1 上水道施設の保全に関すること。 2 応急給水に関すること。
下水道局東部第一 下 水 道 事 務 所	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること。
第 五 建 設 事 務 所	1 水防に関すること。 2 道路及び橋梁の保全に関すること。
江 東 治 水 事 務 所	1 水門並びに付属工作物の維持、管理及び操作に関すること。 2 水門等施設の点検に関すること。
港 湾 局	1 港湾施設、海岸保全施設及び都営ヘリポートの保全並びに復旧に関すること。 2 輸送経路を確保するための航路・泊地及び臨港道路の障害物除去に関すること。 3 物資拠点となる岸壁・野積場等の確保及び在港船舶の整理に関すること。 4 輸送手段を確保するための船舶及びヘリコプターの調整に関すること。 5 港湾における流出油の防除に関すること。
警視庁第一方面本部 東 京 湾 岸 警 察 署 警視庁第七方面本部 深 川 警 察 署 城 東 警 察 署	1 各種情報等の収集及び伝達に関すること。 2 犯罪の予防その他社会秩序維持に関すること。 3 交通の混乱等の防止に関すること。
東 京 消 防 庁 第 七 消 防 方 面 本 部 深 川 消 防 署 城 東 消 防 署	1 各種情報等の収集及び連絡に関すること。 2 災害の予防及び警戒に関すること。 3 区民の指導に関すること。 4 事業所の消防計画、危険物施設の予防規程等に関すること。
交 通 局	1 都営交通施設の保全に関すること。 2 電車、バス等による輸送に関すること。

第3節 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
荒川下流河川事務所	1 管轄河川の保全に関する事。
東京海上保安部	1 地震情報等の伝達に関する事。 2 情報の収集に関する事。 3 海上交通安全の確保に関する事。 4 海上における治安の維持に関する事。 5 航路標識等の施設の保全に関する事。

第4節 陸上自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
第1普通科連隊	1 東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事。

第5節 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
J R 東 日 本	1 鉄道輸送に関する事。 2 鉄道施設の保全に関する事。
N T T 東 日 本	1 電報、電話等の通信の確保に関する事。
首都高速道路	1 首都高速道路等の保全に関する事。
日本通運	1 貨物自動車による救助物資の輸送の準備に関する事。
東京電力 パワーグリッド	1 電力施設等の建設並びに保全に関する事。 2 電力の供給に関する事。
東京ガス グループ	1 ガス施設工作物の維持管理に関する事。 2 ガスの供給に関する事。

第6節 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東 京 地 下 鉄	1 鉄道輸送に関すること。 2 鉄道施設の保全に関すること。
東 武 鉄 道	1 鉄道輸送に関すること。 2 鉄道施設の保全に関すること。
ゆ り か も め	1 鉄道輸送に関すること。 2 鉄道施設の保全に関すること。
東京臨海高速鉄道	1 鉄道輸送に関すること。 2 鉄道施設の保全に関すること。
ト ラ ッ ク 協 会 〔 深 川 支 部 〕 〔 城 東 支 部 〕	1 貨物自動車による救助物資の輸送の準備に関すること。

第7節 公共的団体

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
医 師 会	1 医療活動に関すること。
歯 科 医 師 会	1 歯科医療活動に関すること。
薬 剤 師 会	1 医薬品の供給に関すること。 2 薬事衛生及び環境衛生に関すること。 3 災害時における薬剤師の配置に関すること。
助 産 師 会	1 助産活動の協力に関すること。
柔 道 整 復 師 会	1 災害時における応急救護活動の実施に関すること。
獣 医 師 会	1 動物の飼育及び衛生に関する指導及び助言に関すること。
災 害 協 力 隊	1 情報の伝達及びその他防災対策業務の協力に関すること。

第3章 事前の備え

第1節 東海地震に備え、整備する事業

(区総務部・都市整備部)

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、第2部「災害予防・応急・復旧計画」における各章の「予防対策」に基づき実施しているところである。

一方、大規模地震対策特別措置法の制定を契機として、地震の予知に基づく対策、特に予知情報による社会的混乱の防止という新たな課題が生じている。

このため、本章では、①警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備等の整備、②従来から推進している予防対策のうち、東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため引き続き整備すべき事業をとりあげるものとする。

1. 社会的混乱を防止するため整備する事業

(1) 防災行政無線の整備

区は、昭和53年3月に防災行政無線設備を、平成3年3月に地域防災無線を整備した。平成8年度には、新たに区内後方医療施設等に対して地域防災無線陸上移動局を配備し、地域防災無線の拡充を図った。

防災センターの建設に伴い、平成16・17年度に防災行政無線をデジタル化し、平成18年4月よりこれらの運用を開始した。

これにより、警戒宣言、地震予知情報等の重要な注意報及び警報を知ったときには、直ちに各部、防災関係機関及び災害協力隊等へ連絡するとともに、必要と認められるものについては、防災行政無線や安全安心メール、防災関連X(旧Twitter)等あらゆる手段を活用して、区民へ情報の伝達を図ることとする。

また、都・区間の連絡は東京都防災行政無線(多重系)を活用する。

※ 防災行政無線の現況は、第2部 第7章 予防対策 第2節 1.「防災行政無線設備の整備」を参照のこと。

2. 被害の発生を最小限にとどめるため整備する事業

(1) ブロック塀等の倒壊防止

第1 指導の強化

震度5弱程度の地震であっても、ブロック塀等の倒壊による死傷者が発生することが予想されることは、宮城県沖地震(昭和53年6月)の例を見ても明らかである。

また、ブロック塀の倒壊により、人命の被害だけでなく、救援・救護対策の障害にもなりその影響は少なくない。

都では、宮城県沖地震を契機として、昭和53年7月にブロック塀等の倒壊に対する安全確保について、建築関係業者に対して通達している。区は、建築確認の際の指導を強化する一方、国の基準を取り入れ、正しい施工方法による安全対策を区報に掲載するとともに、窓口においても相談指導を行っている。また、道路に面した倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去費用の助成を行っている。

(2) 落下物の防止

第1 窓ガラス等の落下物の防止

区では、特殊建築物の定期報告の際に、大規模空間の天井、窓ガラス、外壁等の落下の危険が予想される箇所について、落下防止対策を図るよう指導する。

また、区報等で既存建築物の所有者や管理者に、点検及び改修工事を行うよう啓発し、落下物の防止対策の推進を図る。

第2 屋外広告物対策

広告塔、看板等の屋外広告物は、地震の際に落下し、被害を与えることも予想される。

このため、区は、都と連携して、屋外広告物許可申請受付の際、申請者又は施行者に対し、下記の事項について行政指導を行うものである。

- ① 建築物の屋上、壁面や地上に広告物を設置する場合、地震により落下しないよう耐震工法について創意工夫し、落下防止を図るよう指導する。
- ② 広告物は常に良好な状態を保持するため、維持管理について十分配慮するよう指導に努めるとともに、継続許可申請に対し、設置月日の再確認と、その後の保守の状況についても合わせて指導する。
また、一定の規模以上の広告物等については、屋外広告物管理者の設置を義務づけている。

第2節 広報及び教育

(区政策経営部・総務部・教育委員会事務局、NTT東日本)

東海地震に適切に対応するためには、区民の意識とその活動のあり方が最大の課題となる。

区民が東海地震を正しく受けとめ、これに対する的確な行動がとれるように平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発指導するものである。

1. 広 報

平常時から警戒宣言の内容、予想震度、警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

広報の基本的流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災まで、④注意情報が解除された時とする。

広報内容としては、下記の基本的事項について実施する。

- ① 東海地震についての教育、啓発及び指導
- ② 東海地震に関する観測情報・注意情報についての広報
- ③ 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- ④ 江東区内の予想震度及び被害程度
- ⑤ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
- ⑥ 民心の安定のため警戒宣言時に防災機関が行う措置
- ⑦ 気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報

主な例を示すと、次のとおりである。

- ① 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - ア. 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - イ. 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - ウ. その他防災上必要な事項
- ② 道路交通の混乱防止のための広報
 - ア. 警戒宣言時の交通規制の内容
 - イ. 自動車利用の自粛の呼びかけ
 - ウ. その他防災上必要な事項
- ③ 電話の輻輳による混乱防止のための広報
 - ア. 警戒宣言時等の異常時の電話利用の自粛
 - イ. 回線の輻輳と規制の内容
- ④ 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - ア. 生活関連物資取扱店の営業
 - イ. 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと
- ⑤ 預貯金引出しなどによる混乱防止のための広報
 - ア. 金融機関の営業及び急いで引出しをする必要のないこと
- ⑥ その他の広報
 - ア. 電気、ガス等の使用上の注意

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

(1) 区による広報計画

- ① 印刷物による広報
こうとう区報をはじめ、印刷物による防災知識の普及を図る。
- ② CATV等による広報
CATV、コミュニティFM、DVD等を活用し、日頃から防災知識の普及を図る。
- ③ 区ホームページ等による広報
区ホームページ、安全安心メール、各種SNS等を活用し、防災意識の高揚を図る。
- ④ その他
地域の実態に応じて行う。

(2) NTT東日本による広報計画（区民のとりべき措置）

第1 平常時

- ① 緊急時の連絡先の電話番号はあらかじめメモしておく。
- ② 家族間、職場間の情報伝達ルートをはあらかじめ決めておく。
- ③ 電話が使えなくなった場合の連絡手段をはあらかじめ決めておく。
- ④ コインの使用が可能な公衆電話の設置場所を確認しておく。
- ⑤ 電話が使えなくなった場合の職場間などの連絡用として、携帯電話機、PHS、専用電話の設置などについて、検討、対策を講じておく。

第2 注意情報発表時から警戒宣言まで

- ① 家族、学校、職場などへの電話による連絡、問い合わせは控える。
- ② 電話が混んでいるとき、また話し中のときは、しばらく見合わせる。
- ③ 電報についても見合わせる。
- ④ 緊急の用件はコインの使用が可能な公衆電話を利用する。

第3 警戒宣言から発災まで

- ①～④までは第2の項に同じ。
- ⑤ 電話機は床の上に降ろしておく。
- ⑥ 地震が発生した場合は、揺れが収まったら受話器がはずれたままになっていないか確かめる。

2. 教育指導

(1) 関係職員及び児童・生徒等に対する教育

区及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童、生徒等に対する地震防災教育を実施する。

第1 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

- ① 地震発生時の安全行動
- ② 登下校（園）時等の安全行動等

第2 教育指導方法

児童・生徒に対しては、「防災ノート～災害と安全～」等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

（2）区職員に対する教育

区は、第2部 第6章 予防対策 第2節「事業継続体制の確保」に基づいて、職員の防災意識の高揚と教育を図る。

（3）自動車運転者に対する教育

警察は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適正な行動がとれるよう、運転者講習会において事前に次の事項について教育指導を行う。

- ① 東海地震に関する基本的事項
- ② 道路交通の概況と交通規制の実施方法
- ③ 自動車運転者のとるべき措置
- ④ その他の防災措置等

第3節 事業所に対する指導

（第七消防方面本部、深川・城東両消防署）

警戒宣言発令時の対応措置に関して、消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、防災体制の確立、情報の収集伝達等、安全対策面からの営業の方針、出火防止及び初期消火、危害防止等について定めておくよう指導する。

1. 事業所防災計画等の指導

（1）一般事業所

- ① 消防法及び火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所
- ② 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所

（2）特定事業所

危険物施設のうち、予防規程を作成することとされている事業所

2. 指導の内容

- ① 消防計画に定める事項
- ② 予防規程に定める事項(危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む)
- ③ 事業所防災計画に定める事項

3. 指導方法

- ① 防災指導等印刷物による指導
- ② 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- ③ 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- ④ その他、立入検査等消防行政執行時における指導

第4節 防災訓練

(区、各機関)

区及び防災関係機関は、警戒宣言時における防災措置の円滑を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く防災訓練を実施するものである。

機 関 の 名 称	内 容
区	江東区総合防災訓練の各種訓練に、警戒宣言等の情報伝達等を取り入れて実施を図る。 1 協力体制 区と区民、民間協力団体及び防災関係機関が一体となり、防災意識の高揚、防災活動の習熟を図るため毎年1回以上実施する。 2 訓練内容 警戒宣言時を想定し、本部設置運営訓練、通信手続、無線機の操作、情報の収集、伝達訓練等を実施する。
警 察 署	訓練は、機関単独訓練及び関係機関又は地域防災組織等との合同訓練に区分して行う。 1 訓練項目 (1) 警備要員の招集及び部隊編成訓練 (2) 情報収集伝達訓練 (3) 警備本部設置訓練 (4) 交通対策訓練 (5) 避難誘導訓練 (6) 広報訓練 (7) 救出救助訓練 (8) 通信伝達訓練 (9) 装備資機(器)材操作訓練 2 合同防災訓練 区及び関係機関と合同して、防災諸対策の総合的訓練を行う。

消 防 署	警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行う。 1 参加機関 (1) 消防団 (2) 協定締結先の民間団体 (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア (4) 防災関係機関 2 訓練項目 (1) 非常招集命令伝達訓練 (2) 参集訓練 (3) 初動措置訓練 (4) 情報収集訓練 (5) 通信運用訓練 (6) 署隊本部等運用訓練 (7) 部隊編成及び部隊運用訓練 (8) 消防団との連携訓練 (9) 協定締結時の民間団体との連携訓練 (10) 各種計画、協定等の検証 (11) り災証明書発行対応訓練 区及び関係機関と合同して、防災諸対策の総合的訓練を行う。 3 合同防災訓練 4 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。
都 水 道 局	1 訓練内容 訓練は、都と区市町村等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部と事業所とが一体となって実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。 (1) 総合訓練 ア 本部運営訓練 イ 非常参集訓練 (2) 個別訓練 ア 情報連絡訓練 イ 保安点検訓練 ウ 応急給水訓練 エ 復旧訓練 オ その他 2 訓練の実施 総合訓練及び個別訓練は定期的を実施するほか、施設の新設、運転方法の変更や職員の異動があった時など、必要に応じて随時行う。
都 港 湾 局	災害時に迅速な対応が円滑に行えるよう、防災訓練を年1回以上実施する。 1 訓練内容 (1) 職員招集、配備 (2) 情報収集・伝達 (3) 水門等施設操作 (4) 護岸等巡回点検 (5) 資機(器)材等点検
医 師 会	各医療機関、特に病院等入院患者を収容しているところでは、随時目的(入院患者の安全対策、多数傷病者殺到時の対策)を定め、反復して防災訓練を実施する。
東 京 電 力 パワーグリッド	災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常災害にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては実践的な内容とし、抽出した課題については、速やかに改善を行うとともに、次回訓練に反映する。また、国及び地方自治体等が実施する地震防災訓練には積極的に参加する。

東京ガスグループ	地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を年1回以上実施する。 訓練内容 1 地震予知情報及び警戒宣言の伝達 2 非常体制の確立 3 工事の中断等 4 ガス、工作物の巡視、点検等 5 資機（器）材等の点検 6 警戒解除宣言に係る措置 7 需要家等に対する要請
各公共交通機関	防災対策(応急対策)に従事する従業員に対し、防災対策(応急対策)に必要な次の各号の訓練を年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 2 情報連絡訓練 3 旅客誘導案内(図上)訓練 4 各担当業務に必要な防災訓練 また、自治体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能を習得する。
N T T 東 日 本	大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 非常招集 3 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの 国又は都及び各区市町村等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
東京海上保安部	1 防災業務を迅速、的確に実施するため、区、都が行う総合防災訓練に参加する。 2 次に掲げる部内訓練を実施する。 (1) 職員の非常呼集、情報の伝達等に関する訓練 (2) 海難救助、消防、排出油の防除、人員又は物資の緊急輸送等に関する訓練 (3) 関係機関との通信訓練

第4章 調査情報（臨時）・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

東海地震に関連する調査情報（臨時）（以下「調査情報」という。）及び東海地震注意情報は、気象庁が東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合に段階的に発表される。

本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、前兆現象が捉えられないまま、地震が突発的に発生する場合があることを念頭において行動する。

第1節 調査情報発表時の対応

（区総務部）

調査情報の発表は、単なる異常データ観測の段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制をとる。

第2節 注意情報発表時の対応

（区、深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署）

注意情報が発表された場合、各防災関係機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

また、注意情報は本情報の解除を伝える場合にも発表される。

1. 情報活動

情報の伝達経路及び伝達方法は、第2部 第7章「情報通信の確保」による。また各機関内部の伝達系統については、各々の機関で定めておくものとする。

2. 伝達態勢

機 関 の 名 称	内 容
区	1 注意情報の通報を受けた場合は、総務部は直ちにその旨を各部内、出先機関に連絡する。また、夜間、休日等の勤務時間外においても、必要な措置をとるものとする。教育委員会は、区立学校(園)長に伝達する。 2 防災行政無線、電話及びその他の手段を活用し、特に必要と認められる機関に周知する。 3 各部は、注意情報の通報を受けた場合は、所属職員に周知する。
警 察 署	警視庁本部から注意情報の通報を受けた時は、直ちに警察電話、警察無線及び署内一斉放送により署内勤務員及び各交番勤務員等に伝達する。
消 防 署	東京消防庁警防本部等から注意情報の伝達を受けた時は、直ちに消防電話、消防無線及びその他の手段により署内各課、消防分署、消防出張所及び消防団に伝達する。

3. 伝達事項

- ① 区及び各防災関係機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、区職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動をとるよう伝達する。
- ② 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、区職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達する。

第3節 活動態勢

(区、各機関)

注意情報を受けた場合、区及び各防災関係機関は、災害対策本部設置準備のための必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災態勢をとるものとする。

機 関 の 名 称	内 容
区	1 区災害対策本部の設置準備 区は、注意情報に接した場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、区災害対策本部の設置準備に入る。 夜間、休日等の勤務時間外においても必要な措置をとるものとする。 2 職員の参集 職員の参集は、第2非常配備態勢がとれるよう準備に入る。(第2部 第6章 応急対策参照) 3 注意情報を受けた時の所掌事務 区本部が設置されるまでの間は、総務部が各部及び防災関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 (1) 注意情報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達。 (2) 都、防災関係機関、他区等の連絡調整。

	(3) 社会的混乱防止のための必要な事項。
警察署	1 警察署長は、警察署に現場警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たる。 2 全署員を招集する。 3 警察署員は、注意情報発表の伝達を受けた場合、又は注意情報が発表されたことを知ったときは自所属に参集する。 4 警備部隊を編成する。
消防署	注意情報を受けた場合は、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令し、主に次の対策をとる。 1 地震の発生危険に関する情報収集体制の強化 2 震災消防計画、資料の確認 3 震災対策資器材等の準備 4 1 から 3 までに掲げるもののほか消防署長が必要と認める措置
都水道局	注意情報を受けた場合は、第一非常配備要員により迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報を共有する。
都交通局	注意情報を受けた場合は、各部を通じて全職員に周知し、交通局災害対策本部の設置準備を行う。
東京海上保安部	1 職員の非常呼集 注意情報を入手したときは、全職員に対し非常呼集を行う。 2 巡視船艇の対応措置 注意情報を入手したときは、速やかに基地に帰投し、燃料、食料、清水及び別に定める資機（器）材を積載の上待機する。
J R 東日本	注意情報を受けたときは、直ちに非常招集をして、防災業務実施計画に基づく「対策本部」を設置する。
東武鉄道	注意情報を受けたときは、伝達経路により、本部関係者や応急対策従事員を非常招集するものとする。
東京地下鉄	注意情報を受けた場合は、直ちに非常招集して災害対策本部を設置する。
ゆりかもめ	注意情報を受けた場合は、直ちに非常招集して災害対策本部を設置する。
東京臨海高速鉄道	注意情報を受けた場合は、直ちに非常招集して災害対策本部を設置する。
N T T 東日本	注意情報を受けた場合、防災関係機関等の重要通信を確保するため次の初動措置等を実施する態勢をとる。 (1) 本部要員の招集 (2) 通信量等通信そ通状況の監視 (3) 電力機器等通信設備の運転状況の監視 (4) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置等 (5) 電話利用の自粛等広報活動
首都高速道路	注意情報に接したときは、緊急体制をとり、あらかじめ指定された職員の参集を行い、災害対策本部の設置準備に入る。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
風水害編	第4部
	第1部
	第2部
	第3部

第4節 広 報

（区政策経営部・総務部）

注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会が更なるデータ分析を行っている時期である。この時期の政府等による広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、住民等に対して、注意情報の内容とその意味についてわかりやすく周知するとともに、冷静かつ適切な行動を呼びかける内容のものとなる。

なお、各現場で混乱発生のおそれが見られる場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局、警視庁、東京消防庁）へ通報し、関係機関は必要な情報等を広報する。

区は、注意情報が発表されたときは、区民等に対し、区ホームページ、防災ポータル、江東区防災アプリ、安全安心メール、各種SNS、CATV、コミュニティFM等の複数の手段を用いて、注意情報の内容とその意味についてわかりやすく周知するとともに、冷静かつ適切な行動を呼びかける。

第5節 混乱防止措置

（区、深川・城東・東京湾岸各警察署、NTT東日本、各公共交通機関）

注意情報の発表等により種々の混乱の発生のおそれがあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応が必要である。

機 関 の 名 称	内 容
区	1 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案及び実施 2 混乱防止に関する情報の収集及び分析 3 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 4 その他必要な事項
警 察 署	1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後はあらゆる手段を用いて、正確な情報収集に努めるとともに、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼びかける。 2 混乱の未然防止 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導等を行う。
J R 東 日 本	1 テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2 非常参集手配を行うなど、駅要員の増強を図る。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の沈静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、

	旅客の迂回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。
都 交 通 局	主要駅(ターミナル、連絡駅等)において、特に混乱が予想される場合は、次の措置を講じ、旅客の安全を図る。 1 警察署の協力を得て警備体制を確立する。 2 状況により駅出入口の使用制限を実施する。
東 武 鉄 道	1 警戒宣言が発せられる場合に備えて、駅等の対応を円滑にするため正確な情報連絡に努める。 2 早期に警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。
東 京 地 下 鉄	1 職員を派遣し、旅客扱い要員の増強を図るとともに、警察官の派遣を要請する。 2 旅客の安全を図るため、状況により次の措置をとる。 (1) 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と、状況により旅客の迂回誘導、一方通行等を早め実施する。
ゆ り か も め	1 社員を派遣し、乗降客扱い要員を増強するとともに、必要により警察官の応援を求める。 2 的確な情報を逐次放送して、旅客の動揺防止に努める。 3 入場制限等規制を早めて、混乱防止を図る。
東京臨海高速鉄道	1 乗降客扱い要員を増配置し、警戒体制を強化するとともに、必要により警察官の派遣を要請する。 2 旅客の安全確保のため、状況により次の措置を講ずる。 (1) 駅放送等により的確な情報を繰り返し放送し、混乱の防止を図る。 (2) 混雑状況に応じ、出入口及び改札口の入場規制を早め実施する。
N T T 東 日 本	国、都、各区市町村及び指定地方行政機関から指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 1 情報の収集と伝達 2 通信の利用制限等の措置 3 対策要員の確保及び広域応援 4 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機（器）材の確保 5 通信建物、設備等の巡視と点検 6 工事中の設備に対する安全措置 7 社員の安全確保 8 医療施設及び研修施設等における対策

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

第5章 警戒宣言発令時の対応措置

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、内閣総理大臣は、気象庁長官の報告等に基づき、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。警戒宣言の発令に伴い、気象庁より東海地震予知情報（以下「予知情報」という。）が発表される。また、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

内閣総理大臣より警戒宣言が発せられ、予知情報が発表されてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び住民は一致協力して、地震防災応急対策、及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策に努め、被害を最小限に留めなければならない。

区においても、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の防止のための的確な対応措置を講ずるものとし、本章においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定めるものとする。

第1節 活動態勢

（区総務部）

1. 区の活動態勢

（1）区本部の設置

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、区本部を設置する。

（2）本部の設置場所

本部は、江東区防災センターに置く。

（3）本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、江東区災害対策本部条例及び同施行規則の定めるところにより、第2部 第6章 応急対策 第1節「初動態勢」による。

（4）本部の所掌事務

- ① 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- ② 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- ③ 防災機関の業務に係る連絡調整
- ④ 区民への情報提供

(5) 配備態勢

区本部の非常配備態勢は、第2部 第6章 応急対策 第1節「初動態勢」に基づき、第2非常配備態勢が発令されたものとみなす。

2. 防災機関等の活動態勢

- ① 各防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、本計画の定めるところにより、その所掌事務について適切な措置をとるものとする。
- ② 各防災関係機関は、①の責務を遂行するため必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置、サービスの基準を定めておくものとする。
- ③ 区の地域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、区が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について区に協力するものとする。

3. 相互協力

警戒宣言発令時において、区のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するため、相互協力体制を確立しておくものとする。

また、災害時相互応援協定締結先の各自治体との応援・受援体制の確立に向け、平時より情報交換や協議に努める。その際、締結先自治体のうち、地震防災対策強化地域に指定されている静岡県沼津市への応援について特に留意するものとする。

第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

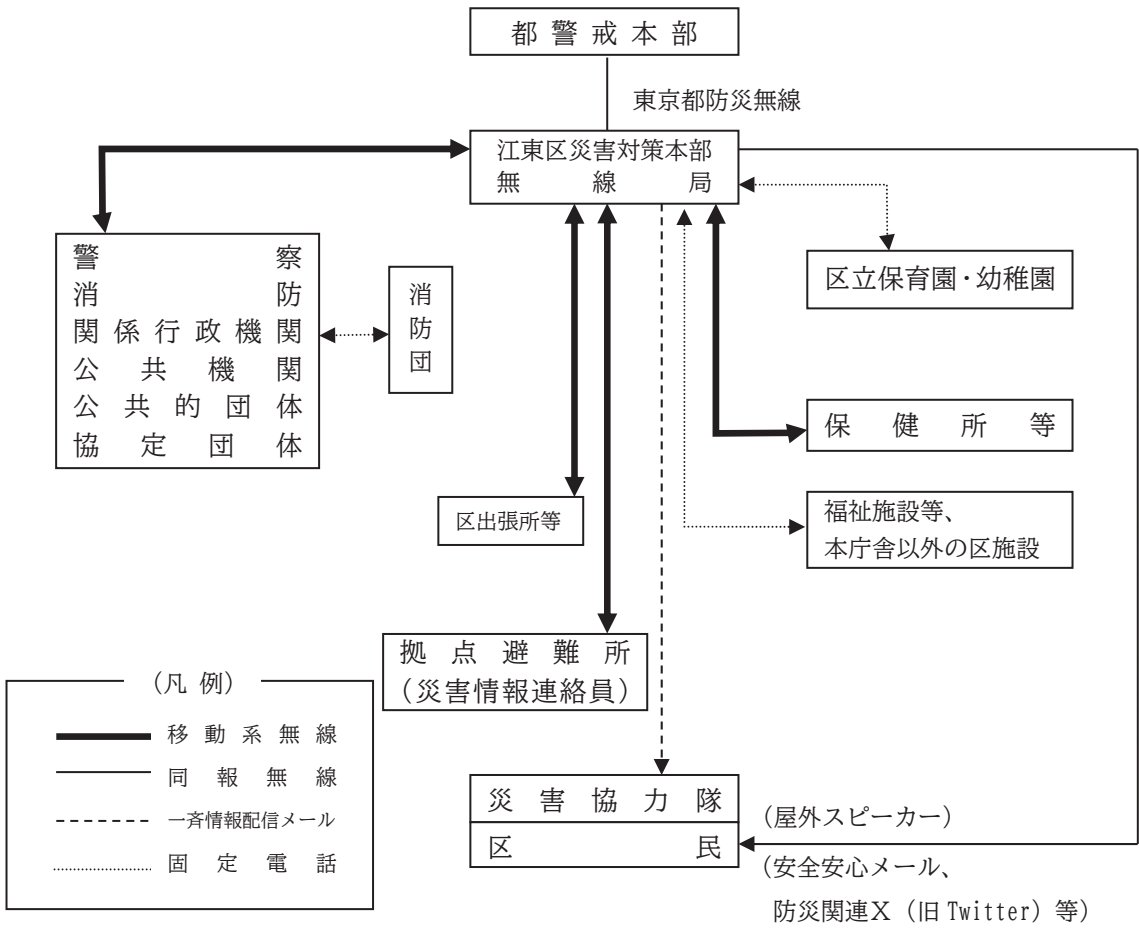
(区、各機関)

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災機関が、警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に区民に伝達する。

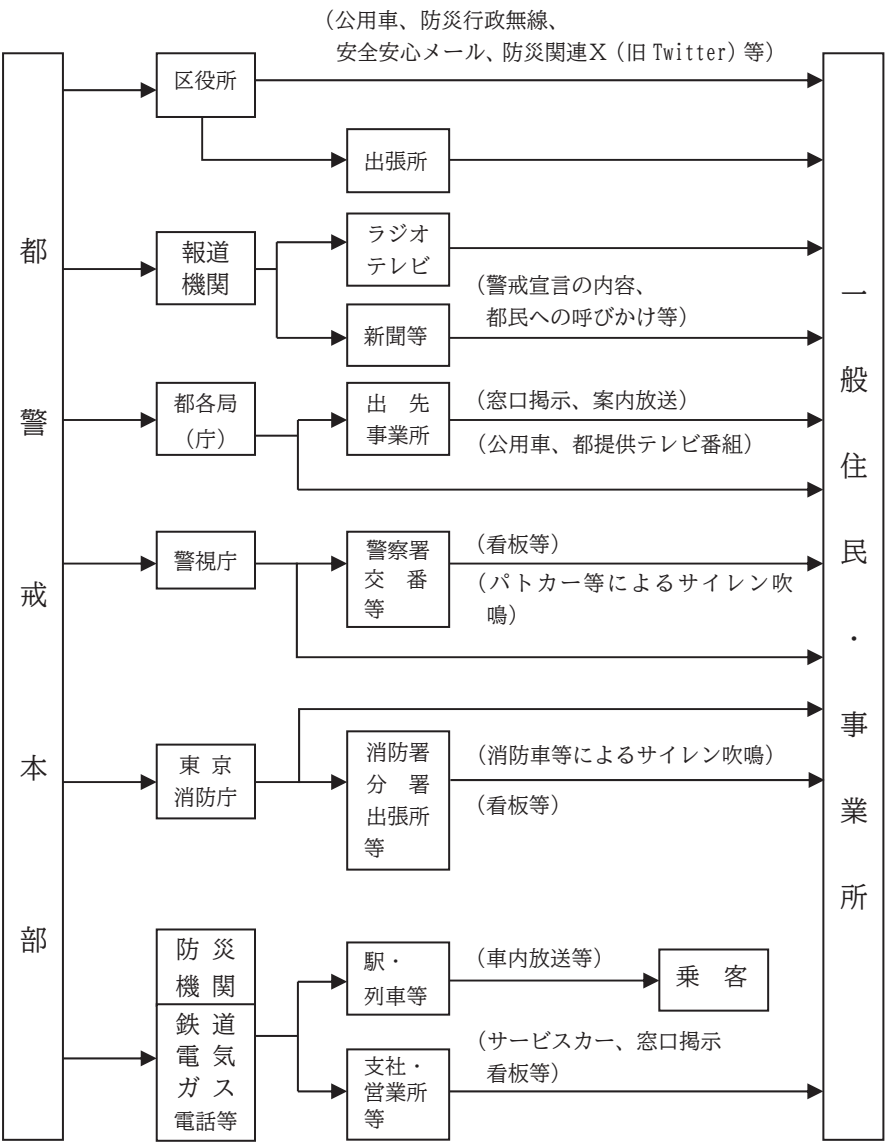
1. 伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりである。

【災害時における予・警報等連絡系統】



【一般住民及び事業所に対する伝達経路及び伝達手段】



震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

2. 伝達態勢

機 関 の 名 称	内 容
区	1 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を各部、課及び出先事業所に伝達する。 2 教育委員会は、区立学校(園)に伝達する。 3 一般住民及び事業所に対しては、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号並びに公用車、無線等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。
警 察 署	1 警視庁本部から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに警察無線及びその他の手段の活用により各交番及びパトカー等に伝達する。 2 区に協力して、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
消 防 署	東京消防庁警防本部等から警戒宣言及び地震予知情報等の伝達を受けた時は、直ちに消防電話、消防無線及びその他の手段の活用により、署内各課、消防分署、消防出張所及び消防団に伝達する。
東京海上保安部	第三管区海上保安本部又は都総務局から、地震に関する情報の通報を受けたときは直ちに庁内専用電話、防災無線及びその他の手段により、部内各課、所属巡視船艇及びその他の部内機関並びに各海事関係団体に伝達するとともに、次の周知活動を行う。 ① 港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知する。 ② 東京湾海上交通センター(神奈川県横浜市所在)において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、無線電話(国際VHF)により放送周知する。 ③ 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通報により周知する。
各公共交通機関	第5章 第6節「公共輸送対策」参照
医 師 会	東京都医師会から通報を受けた時は、地区の病院、診療所に伝達する。

3. 伝達事項

警戒宣言が発せられた場合、伝達する事項は次のとおりとする。

- ① 警戒宣言の内容(予測震度含む。)
- ② 住民のとりべき措置
- ③ その他、特に必要な事項

第3節 消防・水防・危険物対策

(区、各機関)

1. 消防対策

(1) 活動対策

注意情報発表時から引き続き震災態勢下にある場合、主に次の対策をとる。

- ① 消防職員の非常招集
- ② 震災消防活動部隊の編成
- ③ 防災関係機関への職員の派遣
- ④ 救急医療情報の収集体制の強化
- ⑤ 救助・救急資機(器)材の準備
- ⑥ 情報受信体制の強化
- ⑦ 高所見張員の派遣
- ⑧ 出火防止、初期消火の広報の実施
- ⑨ その他消防活動上必要な情報の収集

(2) 区民(事業所)に対する呼びかけ

対 象	事 項	内 容
区 民	情 報 の 把 握	テレビ、ラジオ、インターネットや消防、警察、区からの情報に注意
	出 火 防 止	火気器具類の使用制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初 期 消 火	消火器、消火用水等の確認
	危 害 防 止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事 業 所		警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。

【消防活動上必要な資料の収集先と収集内容】

区 分	事業所等名称	所在地	連絡先	情報収集内容
上水道	都水道局東部第一支所 配水課	新砂 1-7-2	(3640) 4065	配水圧力等の確認
下水道	都下水道局 東部第一下水道事務所	東陽 7-1-14	(3645) 9641	安全処置の確認
水 門	都建設局江東治水事務所 水門管理センター	清澄 1-2-37	(5620) 2490	水門等の開閉状況の確認
//	都港湾局東京港建設事務所 高潮対策センター	辰巳 1-1-33	(3521) 3013	//
危険物、 火薬類、 高圧ガス、 毒物・劇物	関係事業所			安全処置の確認

2. 水防対策

機関の名称	内 容																	
区	1 水門等の施設の点検 (1) 速やかに水門等の施設点検等を行う。 (2) 水門等の施設の操作に備え、要員の配置を行うとともに、施設の点検整備を行う。																	
	水 門 等 施 設 表																	
	<table><tr><th>番号</th><th>施 設 名</th><th>所 在 地</th><th>水 門 使 用 者</th></tr><tr><td>1</td><td>洲崎南水門</td><td>木場 6－15 大横川南支川筋</td><td rowspan="4">区土木部 施設保全課 (3642) 5027</td></tr><tr><td>2</td><td>横十間川水門</td><td>北砂 1－2 横十間川筋</td></tr><tr><td>3</td><td>平久水門</td><td>木場 1－1 平久川筋</td></tr><tr><td>4</td><td>中の堀川樋門</td><td>佐賀 2－12</td></tr></table>	番号	施 設 名	所 在 地	水 門 使 用 者	1	洲崎南水門	木場 6－15 大横川南支川筋	区土木部 施設保全課 (3642) 5027	2	横十間川水門	北砂 1－2 横十間川筋	3	平久水門	木場 1－1 平久川筋	4	中の堀川樋門	佐賀 2－12
	番号	施 設 名	所 在 地	水 門 使 用 者														
	1	洲崎南水門	木場 6－15 大横川南支川筋	区土木部 施設保全課 (3642) 5027														
	2	横十間川水門	北砂 1－2 横十間川筋															
	3	平久水門	木場 1－1 平久川筋															
	4	中の堀川樋門	佐賀 2－12															
	2 水防資機（器）材の点検整備 (1) 備蓄資機（器）材の点検整備 (2) 水防計画により関係業者に対し、資機（器）材の緊急輸送の準備指令を出す。 (3) 水防資機（器）材については、水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行っておくものとする。																	
	3 河川護岸の点検 (1) 護岸の点検整備を行う。 (2) 速やかに河川巡視を行い、河川利用者に警戒宣言の情報を伝達する。																	
江 東 治 水 事 務 所	水門等の施設の点検 施設配置要員は、速やかに水門等の施設点検を行う。																	

第 五 建 設 事 務 所	水防資機（器）材の点検整備 (1) 備蓄資機（器）材の点検整備を行う。 (2) 水防計画により、関係業者に対し、資機（器）材の緊急輸送の準備指令を出す。 なお、水防管理団体(区)から応援要請があった場合、直ちに対応する。
東 京 港 建設事務所	1 水門等の施設の点検 水門、陸こう、逆流防止扉、排水機等の施設の操作に備え、要員の配置を行うとともに施設の点検整備を行う。 2 水防資機（器）材の点検整備 水防資機（器）材については、水門・水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行っておく。
東 京 海 上 保 安 部	警戒宣言が発せられたならば、水防対策に関する次の措置を講じる。 1 港内在泊中の船舶に対し、港外等安全な水域への移動の命令又は勧告を行う。 2 荷役中の船舶に対し、荷役作業の中止等の命令又は勧告を行う。 3 海上工事作業等の施工者に対し、工事作業の中止等の命令又は勧告を行う。 4 船舶が輻輳する海域に巡視船艇を配備し、船舶の避難誘導等を行う。 5 沿岸でマリンレジャー等を行っている者に対し、注意喚起を行う。

3. 危険物対策

(1) 石油類等危険物の取扱い施設

機 関 の 名 称	内 容						
都下水道局東部 第一下水道事務所、 水再生センター及 びポンプ所	警戒宣言が発せられた場合は直ちに関連の作業を中止するとともに、貯蔵タンク、サー ビスタンク等の元バルブを閉め、タンクローリーから貯蔵タンクへ荷卸し中の場合は即 時中止する。 また、火気厳禁等の指令を出すとともに、関係者以外を近付けないようにする。						
消 防 署	予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から、次の応急 処理について検討又は実施するよう指導する。 <table border="0"> <tr> <td>1 操業の停止又は制限</td> <td>2 流出拡散防止等資機(器)材の点検及び配置</td> </tr> <tr> <td>3 緊急遮断装置等の点検及び確認</td> <td>4 火気使用の制限</td> </tr> <tr> <td>5 消火設備等の点検及び確認</td> <td></td> </tr> </table>	1 操業の停止又は制限	2 流出拡散防止等資機(器)材の点検及び配置	3 緊急遮断装置等の点検及び確認	4 火気使用の制限	5 消火設備等の点検及び確認	
1 操業の停止又は制限	2 流出拡散防止等資機(器)材の点検及び配置						
3 緊急遮断装置等の点検及び確認	4 火気使用の制限						
5 消火設備等の点検及び確認							

(2) 化学薬品等取扱い施設

機 関 の 名 称	内 容						
消 防 署	学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画による対応を図るよう指導するほか、災害防止の観点から、次の応急措置について検討又は実施するよう指導する。 <table border="0"> <tr> <td>1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置</td> <td>2 引火、混合混触等による出火防止措置</td> </tr> <tr> <td>3 化学薬品等の取扱いの中止又は制限</td> <td>4 火気使用の中止又は制限</td> </tr> <tr> <td>5 消防用設備等の点検、確認</td> <td></td> </tr> </table>	1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置	2 引火、混合混触等による出火防止措置	3 化学薬品等の取扱いの中止又は制限	4 火気使用の中止又は制限	5 消防用設備等の点検、確認	
1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置	2 引火、混合混触等による出火防止措置						
3 化学薬品等の取扱いの中止又は制限	4 火気使用の中止又は制限						
5 消防用設備等の点検、確認							

(3) 危険物輸送

機 関 の 名 称	内 容
警 察 署	警戒宣言が発せられた場合、次の措置を講ずる。 1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い、保管及び運搬の抑制について 2 危険物関係の情報の収集及び関係施設の視察
消 防 署	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所に対し、災害防止の観点から、次の応急措置を検討又は実施するよう指導する。 1 出荷及び受入れの停止又は制限 2 輸送途中車両における措置の徹底
東京海上保安部	京浜港東京区及びその周辺海域における危険物輸送等に関して次に掲げる措置を講じる。 1 危険物荷役中の船舶に対し、荷役を中止させる等必要な措置を講じる。 2 危険物荷役岸壁、危険物取扱事務所の管理者に対し、海上への危険物流出防止措置又は、オイルフェンスその他の排出油防除資機（器）材の準備を指導する。 3 港内外にある船舶に対して、必要な避難勧告等を行う。 (1) 港内外にある危険物積載船に対し、安全な場所への避難等を勧告する。 (2) 港内にある、又は入港しようとする船舶に対し、港外等安全な場所へ避難する、又は入港しないよう指示又は勧告する。

第4節 広 報

(区政策経営部・総務部)

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱も考えられる。これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を活用して都が広域的な広報を行うが、区も各防災関係機関と共に広報活動を実施する。

区民に対して行う広報は都に準じて行うこととし、特に重要な広報は、広報案文をあらかじめ定めておく。

1. 広報項目

- ① 警戒宣言の内容の周知徹底
- ② それぞれの地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
- ③ 防災措置の呼びかけ
- ④ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

2. 広報の実施方法

防災行政無線（同報無線）、区ホームページ、安全安心メール、防災ポータル、江東区防災アプリ、各種SNS、デジタルサイネージ、CATV、コミュニティFM、公用車及び災害協力隊等を通じて広報活動を行う。

第5節 警備・交通対策

(区土木部、都建設局・港湾局、東京海上保安部、
深川・城東・東京湾岸各警察署、首都高速道路)

1. 警備対策

(1) 警察署

① 警備部隊の編成

全署員で警備部隊を編成する。

② 警備部隊の配備

混乱のおそれのある駅、ターミナル、交差点等の実態把握に努めるとともに、必要に応じ部隊を配備する。

③ 治安維持活動

④ 通常業務処理のほか、次の点に重点を置き、住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。

ア．管内の実態把握に努める。

イ．正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。

ウ．不法事案の予防及び取締りを実施する。

(2) 東京海上保安部

東京海上保安部は、海上における治安を維持するため次に掲げる措置を講じる。

① 船隊を編成する。

② 港内の巡視警戒を行う。

③ 港内の実態を把握する。

④ 不法事案の予防及び取締りを実施する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

2. 交通対策

警戒宣言時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施する緊急輸送の円滑化を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講ずる。

(1) 基本方針

- ① 管内の車両の走行はできる限り抑制する。
- ② 緊急輸送路及び避難路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 交通整理員の配置

判定会招集が決定された場合及び警戒宣言が発令された場合には、所定の計画に基づき自動的に主要交差点に交通整理員を配置し、交通整理又は交通規制を実施する。

(3) 運転者のとるべき措置

運転者等のとるべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

① 走行中の車両

- ア. 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速道路では、時速 40 km、一般道路(首都高速道路を含む)は時速 20 kmに減速すること。
- イ. カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取しながら走行すること。
- ウ. 目的地まで走行したら以後は車両を使用しないこと。
- エ. バス・タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。
- オ. 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

② 駐車中の車両

- ア. 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しないこと。
- イ. 路上駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動すること。やむを得ずそのまま路上に駐車するときは、道路の左側に寄せエンジンを切ること。なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ウ. 車両による避難の禁止
警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも車両は使用しないこと。

(4) 警戒宣言時の交通規制

- ① 環状七号線の内側の道路では、都心方向に向う車両は抑制するため、主要交差点で抑制措置を実施する。

- ② 首都高速道路、京葉道路、蔵前橋通り、湾岸道路及び区内の指定避難路については、状況により車両の流入を制限する。
- ③ その後の交通状況によっては、前記①、②の交通規制を変更し、あるいは前記①、②以外の地域路線を指定して必要な規制を行うものとする。

※資料編その1 P.資1-147 I-42 「警戒宣言時における交通規制図」 参照のこと

3. 道路管理者等のとるべき措置

機 関 の 名 称	内 容
区	- 危険箇所の点検 啓開道路、避難場所周辺道路を重点に点検し、地震発生時に交通の障害となるおそれのある箇所及び工事中の箇所の把握に努める。 - 工事中の道路の安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止させ安全対策を行い、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。 - 江東建設業協会への協力依頼 緊急時に即応できるように、江東建設業協会に協力を依頼するとともに、作業人員、資材の確保に努める。
第 五 建 設 事 務 所	- 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、緊急道路障害物除去路線を重点に、地震災害時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急点検を実施する。 - 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止し安全対策を確立し、緊急車等の円滑通行の確保を図る。
都 港 湾 局	危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際は、港湾局所管の緊急啓開道路等を重点に、地震災害時に交通の障害となるおそれがある箇所について緊急点検を実施する。
首都高速道路	警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。 - 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、占用許可を与えた者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。 - 警察が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況等について必要な広報を顧客に対して行う。 - 無線設備、路面排水ポンプ設備、非常用電源設備及び非常口扉等の防災設備の点検を行う。 - 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。

第6節 公共輸送対策

(区、深川・城東両消防署、各公共交通機関)

1. 鉄道対策

(1) 情報伝達

第1 警戒宣言の前の段階

旅客に対して、警戒宣言発令前時の運行措置について情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

第2 警戒宣言が出されたとき

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法及びルートで列車及び駅並びに乗客に伝達する。

機関の名称	情報伝達ルート及び伝達方法
J R 東日本	
都 交 通 局	
東 武 鉄 道	
東京地下鉄	
ゆりかもめ	
東京臨海高速鉄道	

第1部	震災編
第2部	
第3部	
第4部	
第1部	風水害編
第2部	
第3部	

(2) 列車運行措置

第1 JR東日本

- ① 強化地域内へ進入する列車は原則として規制する。
- ② 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅まで安全な速度で運転し停車する。
- ③ 強化地域外を運転する列車の運転速度は「警戒宣言発表時の運転規制」により規制する。

第2 都交通局及び私鉄各社

① 運行方針

防災関係機関、報道機関及びJR東日本との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

② 運行措置

機 関 の 名 称	警 戒 宣 言 当 日	翌 日 以 降
都 交 通 局	情報の内容に応じて、運行計画を決定する。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、運転速度、本数を制限した場合、輸送力は大幅に減少する。
東 武 鉄 道		
東 京 地 下 鉄		
ゆ り か も め		
東京臨海高速鉄道		

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合は、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において、乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

機 関 の 名 称	内 容
区	1 区民に対して、警戒宣言時においての時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅について広報啓発する。
消 防 署	1 平常時から、区内の各事業所に対して営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
J R 東 日 本	1 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。
都 交 通 局	

東武鉄道	2 警戒宣言時に、報道機関を通じて正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。
東京地下鉄	3 駅において、放送、掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ協力を要請する。
ゆりかもめ	
東京臨海高速鉄道	

（4）主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は下記の対応措置を講ずる。

機 関 の 名 称	旅客の安全を図るための措置	そ の 他 の 措 置 等
J R 東 日 本	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 状況により警察官の応援を要請する。	1 非常参集手配を行うなど、駅要員の増強を図る。 2 乗車券について次の措置をとる。 (1) 強化地域内着、通過となる乗車券類は発売を停止する。 (2) 状況により、対策本部長の承認を受け、すべての乗車券類の発売を中止する。
都 交 通 局		1 状況を運輸指令所長（※）、駅務管区長に通報し、応援等を要請する。 2 状況により乗車券の発売中止を行う。 3 乗換駅における他鉄道との連絡乗換客については、関係他社、警察署等と打ち合せたものにより実施する。 ※ 都交通局における呼称は総合指令所長
東 武 鉄 道		
東 京 地 下 鉄		
ゆ り か も め		
東京臨海高速鉄道		

（5）列車の運転中止措置

鉄道機関は列車運行の確保に努めるものであるが、万一利用者及び事業所の協力が得られず、駅で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、やむを得ず列車の運行を中止する場合もある。

2. バス対策

（1）情報伝達

乗務員は、防災信号(サイレン)、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 路線バス

第1 運行方針

防災関係機関の協力のもとに地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。

第2 運行計画

- ① 警戒宣言が発せられたときは、減速(一般道路 20km/h、高速道路 40km/h)を行う。
- ② 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合は、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。
- ③ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、迂回等事故防止のため適切な措置をとる。
- ④ 翌日以降については、上記①～③により運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。
- ⑤ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。

(3) 貸切バス

貸切バスは、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。

第7節 学校・病院・福祉施設対策

(区総務部・福祉部・障害福祉部・こども未来部・健康部・教育委員会事務局、医師会)

1. 学校(公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校)

(1) 注意情報発表時の対応

第1 児童、生徒等に対する伝達と指導

- ① 学校(園)は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級(保育)活動に授業を切り替える。
- ② 注意情報が発表されたことを伝達する。
- ③ 地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後又は地震後の授業(保育)の再開等について説明し、幼児、児童、生徒の安全を図る指導に当たる。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

- ④ 警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定められた下校(降園)計画に従って避難の準備(帰宅など)を整える。

第2 注意情報が発表されたときの学校(園)における対応措置の保護者への周知

- ① 学校(園)においては、注意情報が発表された段階では授業(保育)を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業(保育)を中止して避難の措置(学校待機など)をとること。
- ② 注意情報が発表されても、直ちに保護者が幼児・児童を引き取りに来校(園)する事態が起こらないように、平素から学校(園)の対応策を周知徹底しておく。
- ③ 保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備、確認、火災防止、家具の転倒防止等、地震に対する被害軽減の措置を図りながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に、幼児・児童を直ちに引き取りに出る準備を整えるよう打ち合せておく。
- ④ 注意情報の報道で保護者が引取りに来校(園)した場合は、校(園)長の責任において臨機の措置をとること。

(2) 警戒宣言時の対応

第1 在校時

- ① 警戒宣言が発せられるとともに、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除までは、臨時休校(園)の措置をとる。
- ② 警戒宣言が発せられた後、幼児、児童、生徒を計画に従って避難させる。
- ③ 帰宅に当たって、幼児、児童については、あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って保護者又は保護者の委任した代理人(以下「保護者」という。)に帰宅先を確認してから引き渡す。保護者に引き渡すまでは、学校(園)において保護する。
- ④ 中学校生徒については、個々に帰宅経路、手段(徒歩、自転車、バス、電車等)、所要時間、同伴者を確認してから避難(帰宅など)させる。
- ⑤ 小・中学校特別支援学級においては、児童、生徒の通学範囲、障害の状態等、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとるようにする。

第2 校外指導時

- ① 宿泊を伴う指導時(移動教室、夏季施設、修学旅行等)の場合は、強化地域内外を問わず地元官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従う。
また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は対応の状況を教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図るよう努力する。
- ② 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校(園)の措置をとる。帰校(園)後、幼児、児童、生徒を在校(園)と同様の措置により避難(帰宅など)させる。
ただし、交通機関の運行や道路の状況によって、帰校(園)することが危険と判断される場合は適宜の措置をとる。

強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。また、教育委員会への報告、保護者への連絡は、前項と同様の措置をとる。

(3) 学校(園)における防災対策

- ① 幼児、児童、生徒等を避難(帰宅)させた後、水の汲み置き、備品等の転倒落下防止、火気、薬品による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等地震による被害軽減の措置をとる。
- ② 学校(園)に残留し保護する幼児、児童、生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校(園)において準備するか、又は地域の業者等から供給が受けられるよう手配しておく。
- ③ 残留する幼児、児童、生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。
- ④ 残留する幼児、児童、生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項をできるだけ早く教育委員会へ報告する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

- ① 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、区の広報によって得るものとする。
- ② 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定められたところによる。

2. 病院、診療所

(1) 診療態勢

地震発生時の被害状況によっては、すべての診療所は通常診療を中止し、医師はあらかじめ指定された緊急医療救護所に集合する。

病院外来も原則中止する。入院患者は退院及び一時帰宅を希望する場合は主治医の判断で許可を行う。手術等は医師の判断により調整を行う。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るための防災措置を講ずる。

- ① 建物、設備の点検・防災措置
- ② 薬品、危険物の点検・防災措置
- ③ 落下物の防止
- ④ 非常用設備、備品の点検及び確保
- ⑤ 職員の分担業務の確認

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜連絡する。

3. 福祉施設

施 設 の 名 称	対 応 措 置(共通事項)	そ の 他 の 措 置
保 育 園 子ども家庭支援センター 児 童 館 江東きっずクラブ B 登 録	1 警戒宣言が発せられた場合、原則として利用を中止する。また、地震が発生又は警戒宣言が解除になるまでは、臨時休業とする。 2 乳幼児、児童等は、保護者に引き渡す。 3 保護者に対し、地震防災教育、家庭との連絡網及び警戒宣言時の施設の措置等を事前に周知徹底する。	—
私 立 保 育 園 及 び 類 似 施 設	4 職員は分担任務を冷静に行う。 5 園舎、施設の設定の点検及び防災用資機（器）材の機能維持を図る。 6 引取りのない乳幼児・児童等は、引取りがあるまでは園及び施設で保護する。 7 残留児（者）のために生活物資を確保する。	1 公立施設の対策に準じて行政指導、協力要請する。
福 祉 会 館		
児童・高齢者総合施設 (グランチャ東雲)	1 警戒宣言が発せられた場合、原則として利用を中止する。また、地震が発生又は警戒宣言が解除になるまでは、臨時休業とする。 2 利用者に情報を提供し、帰宅を指示する。	—
福 祉 作 業 所 その他の福祉施設	3 帰宅困難の利用者については、直ちに家族又は近親者に連絡し、引取りを依頼する。 4 施設設備の点検及び防災資機（器）材の機能維持を図る。	

第8節 劇場・超高層ビル・地下街等対策

(深川・城東両消防署、区施設所管部)

劇場、超高層ビル、地下街等、区の公共施設等、不特定多数の者が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、次の対策を講ずるものとする。

1. 劇場、超高層ビル・地下街等

対 象	対 応 措 置

消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討又は実施するよう指導する。

対 象	対 応 措 置
劇場、映画館等	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資材の準備 5 営業の中止又は自粛 ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する。 6 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員により適切に誘導
超 高 層 ビ ル	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対して、ブロックごとに必要な情報の伝達及び、時間差を設けての誘導 7 エレベーター(地震時管制運転装置付を除く。)の運転中止及び避難時の階段利用
地 下 街	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急措置に必要な資材の準備 5 地下街店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対して、ブロックごとに必要な情報の伝達及び従業員による誘導の実施

2. 区の公共施設

施 設 の 名 称	対応措置(共通事項)	その他の措置
文 化 セ ン タ ー 総 合 区 民 セ ン タ ー 豊 洲 シ ビ ッ ク セ ン タ ー 男 女 共 同 参 画 推 進 セ ン タ ー (消費者センターを含む)	1 警戒宣言が発せられた場合、原則として利用を中止する。また、地震が発生又は警戒宣言が解除になるまでは、臨時休業とする。 2 利用者に情報を提供し、帰宅を要請する。特に幼児、児童を伴っている利用者へは、強く中止を要請する。 3 受付窓口は即時処理のため、平常どおり実施する。 4 施設設備の点検及び防災資機(器)材の機能維持を図る。	1 全館放送により情報の周知を図る。 2 多目的施設のため、各利用目的により対応措置を講ずる。 3 帰宅困難の利用者については、直ちに家族又は近親者に連絡し、引取りを依頼する。
江 東 公 会 堂 (ティアラこうとう)		1 館内放送により情報の周知を図る。 2 会館のロビー利用者に対し、十分理解できるよう情報を伝達し周知する。
教 育 セ ン タ ー 図 書 館 青 少 年 交 流 プ ラ ザ 芭 蕉 記 念 館 深 川 江 戸 資 料 館 中 川 船 番 所 資 料 館		1 館内放送により情報の周知を図る。 2 団体利用者に対しては、利用責任者に帰宅措置を要請する。 3 個人利用者に対しては、帰宅を指示する。
地 区 集 会 所		1 警戒宣言が発せられた場合は、利用を中止して帰宅するように、事前に利用者へ周知する。
健 康 セ ン タ ー ス ポ ー ツ 会 館 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 運 動 場 、 庭 球 場 野 球 場 、 プ ー ル 等		1 団体利用者に対しては、利用責任者に帰宅措置を要請する。 2 個人利用者に対しては、職員及び種目別指導員により帰宅を指示する。 3 サウナ室、プール利用者については、特段の配慮をする。
区 民 館		—
そ の 他 不 特 定 多 数 の 者 が 集 ま る 施 設		1 施設の利用目的により対応する。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

3. 窓口業務の対応

不特定多数の者が集まる窓口業務は、原則として平常どおり業務を確保する。

施設の名称	対応措置（共通事項）	その他の措置
本庁舎窓口出張所	1 警戒宣言が発せられた場合、極力平常どおり実施する。	1 即時処理できるものについて、業務を実施する。
保健所	2 警戒宣言が発せられた旨を掲示し、来客者に周知する。 3 時間を要するものは、再来を要請する。	1 来所者、受診者は一時帰宅させる。

第9節 電話対策

（NTT東日本）

1. 警戒宣言時の輻輳防止措置

注意情報発表直後から、防災関係機関等の情報連絡及び住民による家族間等の通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。警戒宣言が発せられた場合、次のとおり必要な措置を行う。

（1）確保する業務

- ① 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話
- ② 街頭公衆電話からの通話
- ③ 災害用伝言ダイヤル「171」等の提供準備

（2）可能な限りにおいて取り扱う業務

- ① 一般加入電話からのダイヤル通話
- ② 防災関係機関等から緊急な要請への対応
故障修理、臨時電話及び臨時専用回線の開通
※ただし、避難命令発令下においては対応できない業務がある。

2. 広報

- ① 警戒宣言が発せられた時等において通話が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について支店前掲示により、地域の顧客等に広報するとともに、テレビ・ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

ア. 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段
 イ. お客様に対し協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤル「171」等の準備状況及びサービス提供状況を含む。)

ウ. 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況
 エ. 電報の受付及び配達状況
 オ. その他必要とする事項

- ② 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講ずる。

3. 防災措置

発災に備え、次のとおり準備警戒業務を実施する。

(1) 災害対策用機器の点検整備

通信設備が被災した場合に、迅速に応急措置を実施し、通信を確保するよう、災害対策用機器等の点検整備を行う。

- ① 応急復旧用ケーブル等各種資材
- ② 工事用車両等

(2) 工事中の施設の保安措置

警戒宣言が発せられた場合、原則として防災に関係しない工事は中止するが、この場合工事現場へ次の措置を行う。

- ① 工事中施設の安全措置
- ② 現用施設への支障防止
- ③ 可動物品の固定
- ④ 可燃物、危険物の安全措置
- ⑤ 工事中断後の保安対策

第10節 電気・ガス・上下水道対策

(東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、都水道局・下水道局)

1. 電気

(1) 電力供給

臨時情報又は警戒宣言が発せられた場合においても、電力供給は通常通り継続する。

(2) 非常態勢の整備

それぞれに応じた非常態勢を確立し、災害の発生に備える。非常態勢については、第2部 第4章 応急対策 第6節 1.「電気施設応急対策計画」に準ずる。

(3) 広報活動

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対して広報活動を行う。

(4) 施設の保安措置

第1 工事箇所の応急安全措置

公衆災害の予防や人身安全の確保を最優先に、工事（点検作業含む）を中止し、ただちに応急安全措置を実施する。但し、着手中の工事および緊急工事については、安全が確保できることを前提に実施する。

2. ガス

(1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造供給は継続する。

(2) 人員、資機（器）材の点検確保

第1 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

第2 資機（器）材の点検確保

復旧工事用資機（器）材の点検整備を行う。

(3) 警戒宣言時の需要者に対する広報の内容等

広報の内容	1 警戒宣言、地震予知情報の伝達。
	2 引続きガスを供給すること。
	3 ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱い方法。
	4 例外的に避難する際のガス栓及びガスメーターの元栓の処理方法。
	5 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合のガスについての注意等。
広報の方法	1 広報車等により、広報内容を直接需要者に呼びかける。
	2 テレビ・ラジオ及び防災機関に対し広報を行うよう協力を求める。

(4) 施設等の保安装置

- ① 緊急遮断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。
- ② 保安通信設備の通信状態の確認を行う。
- ③ 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

3. 上水道

(1) 水の供給

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、発災に備えて飲料水を汲み置くよう広報する。

項 目		説 明
広報の内容	飲料水 水洗便所等の生活用水 飲料水の水質	ポリタンク、ペットボトル等、清潔で蓋のできる容器を利用する。 浴槽などを利用する。 塩素の消毒効果は、直射日光を避けて常温で保存すると3日程度持続する。
広報の方法	1 テレビ・ラジオに放送を依頼する。 2 広報車等をもって実施する。 3 区の協力を得て、区の防災行政無線により行う。	

(2) 人員、資機（器）材の点検確保態勢

- ① 警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて給水対策本部を設置し、第1・第2非常配備態勢に指名された職員は給水対策本部の各業務に従事する。
- ② 各事業所における情報連絡、広報、水道施設の保安点検の強化及び応急資機（器）材の点検整備等の実施に万全を期する。

(3) 施設等の保安措置

- ① 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
- ② 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行う。
なお、当局施設が他企業の工事現場内にある場合は、安全性を相互に確認し、必要に応じ安全強化措置を講ずる。

4. 下水道

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

(1) 施設等の保安措置

- ① 管渠、高潮防潮扉、ポンプ所、水再生センター等の施設の被害を最小限に止め、汚水及び雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するために、巡視、点検の強化及び整備を行う。
- ② 工事現場においては、工事を中断し、安全措置を講じる。また、応急資機（器）材の状況の把握と準備を行う。

(2) 危険物に対する保安措置

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに関連する作業を中止し、次の措置を講じるとともに、火気厳禁等の指令及び関係者以外を近付けないようにする。

- ① 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。
- ② タンクローリーから貯蔵タンクへ荷卸し中の場合は、即時中止する。

第11節 生活物資対策

（区政策経営部・総務部）

1. 営業方法

食料及び生活必需品を取り扱う店舗（百貨店、スーパー、市場、小売店等）については、極力営業を継続するよう要請する。

2. 買い占め、売りおしめ防止の呼びかけ

広報媒体を利用して呼びかけるとともに、必要に応じて事業者を監視する。

第12節 金融対策

（区政策経営部・総務部・地域振興部）

区は区民の預貯金引き出しなどによる混乱を防止するため、金融機関の平常営業と、急いで引き出す必要のないことを呼びかけていくものとする。

第13節 避難対策

(区総務部)

江東区内地域においては、東海地震が発生した場合(想定震度は震度5弱～5強)、原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される時や被害が発生した場合等は、状況に応じて区民の避難措置を行う。

第14節 救援・救護対策

(区総務部・区民部・健康部、医師会、薬剤師会、日本通運、トラック協会深川・城東両支部)

1. 給水態勢の確立

発災後に備えて、本部を設置し、各事業所における情報連絡及び施設の保安点検強化、応急資機(器)材の点検整備を行う。

2. 飲料水及び食料等の配布態勢

区は、発災に備え、飲料水及び備蓄物資等の輸送、配布を行うための準備態勢をとる。

3. 医療救護態勢

(1) 区

都地域防災計画に基づく処理事務を前提とし、注意情報が発表された時には、初動態勢がとれるよう要員を確保することとし、警戒宣言が発せられた時点から発災までに本部長の命令があった場合は、直ちに第2非常配備態勢に切り替えられるよう態勢を整える。

第1 災害医療救護班の活動態勢の準備連絡

区健康部健康推進課長を班長とする保健管理班は、班長の指揮、監督のもとに、都の計画に基づいて、医療救護活動を迅速かつ的確に実施できる態勢を整えるよう区保健所に連絡調整をするとともに、的確な情報を迅速に伝達し対処するものとする。

第2 医療救護所等の開設準備

区保健所においては、災害時に医師会の協力を得て、迅速かつ的確な医療救助活動を実施できるよう区の計画に基づく救護班を編成し、速やかに派遣できる態勢を整えておく。

第3 医師及び医療機関への連絡

区本部長の指揮を受けて迅速かつ適切な連絡調整を図るものとする。

(2) 医師会

医療救護班を編成し医療救護活動を実施できるように準備する。。

(3) 薬剤師会

緊急医療救護所の初期活動に必要な医薬品及び薬剤師班の確保ができるよう準備する。

(4) 歯科医師会

歯科医療救護班を編成し歯科医療救護活動を実施できるように準備する。

(5) 柔道整復師会

傷病者に対する応急救護の実施、衛生材料等の提供、その他区の要請に応じ協力を行う。

(6) 獣医師会

動物医療救護所の施設を設置し区と協力し管理運営を行う準備をする。

(7) 助産師会

区の要請があった際助産師を複数編成し、指定する施設へ派遣する。

4. 輸送車両の確保

機関別の対応は次のとおりである。

機関の名称	内 容
日 本 通 運	要請に応じ、あらかじめ定められた連絡網を使用し、車両の調達準備をする。
ト ラ ッ ク 協 会 深川支部・城東支部	要請に応じ、あらかじめ定められた方法により車両の調達準備をする。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第6章 区民等のとりべき措置

「東海地震」が発生した場合、江東区内の震度は5弱(地域によって5強)になると想定されている。

震度5弱の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には、擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想される。

また、東京は、政治・経済、文化等の中心として高度の人口が集中しており、かつ都市機能の集中により、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害が危惧されている。

このため、区民及び区内事業所の果す役割は極めて大きく、区民一人ひとり、また各事業所が冷静かつ的確な行動をとることが大切である。

本章においては、区民、災害協力隊（自主防災組織）及び各事業所がとりべき措置を、平常時から発災までのプロセスを追って基準を定めるものである。

第1節 区民のとりべき措置

(区総務部)

1. 平常時

- ① 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- ② 火気器具周辺を整理し、消火器具などを備えて出火防止に努める。
- ③ 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止の措置を講じ、家具類の上に重いものを置かないように心がける。
- ④ ブロック塀等の点検補修など、家の外部の安全対策に努める。
- ⑤ 家族が必要とする3日分程度の水(1人1日分の最低必要量:3L)及び食料などの防災用品を備え、医薬品・携帯ラジオなどの非常持出用品を準備しておく。
- ⑥ 家族で対応措置を話し合っておく。
 - ア. 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
 - イ. 警戒宣言発令時には、電話がつながりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。

⑦ 防災訓練や防災事業へ参加する。

区、消防署、災害協力隊等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に関する知識、行動力を高める。

⑧ 避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に災害協力隊等の住民組織や消防署・交番等に知らせておく。

2. 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

① テレビ、ラジオ等の情報に注意するとともに、冷静に行動する。

② 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。

③ 電話の使用を自粛する。

④ 自動車の利用を自粛する。

3. 警戒宣言が発せられたときから発災まで

① 情報の把握を行う。

ア. 防災信号(サイレン)を聞いたときは、直ちにテレビ・ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。

イ. 区・警察・消防等防災機関の情報に注意する。

ウ. 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所で知らせ合う。

② 火気の使用に注意する。

ア. ガス等の火気器具類の使用は最小限にとどめ、いつでも消火できるようにする。

イ. ガスメーターの元栓の位置を確認する(避難するときは、ガスメーターの元栓及び元栓を閉める。)

ウ. 使用中の電気器具(テレビ、ラジオを除く。)のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する(避難するときは、ブレーカーを遮断する。)

エ. プロパンガスボンベの固定措置を点検する。

オ. 危険物類の安全防護措置を点検する。

③ 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。

④ 家具類の転倒防止措置を確認し、棚の上の重いものを降ろす。

⑤ ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。

⑥ 窓ガラス等の落下防止を図る。

ア. 窓ガラスに荷造り用テープを貼る。

イ. ベランダの植木鉢等を片付ける。

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

- ⑦ 室内の通路を整理整頓するとともに、玄関等のドアの開閉を確認し、避難路を確保する。
- ⑧ 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- ⑨ 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく(非常持出品の準備)。
- ⑩ 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- ⑪ 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- ⑫ 自家用車の利用を自粛する。
 - ア. 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - イ. 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
 - ウ. 走行中の自家用車は、目的地まで走行した後は車を使わない。
- ⑬ 幼児、児童の行動に注意する。
 - ア. 幼児、児童を狭い路地やブロック塀などの付近に近づかせないようにする。
 - イ. 幼児・児童・生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて対応する。
- ⑭ 冷静に行動し、不要不急の外出は見合わせる。
- ⑮ エレベーターの使用は避ける。
- ⑯ 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- ⑰ 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- ⑱ 買い急ぎをしない。

第2節 災害協力隊(自主防災組織)のとりべき措置

(区総務部)

1. 平常時

- ① 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法や避難場所、避難所及び一時集合場所についても地域住民等に周知しておく。
- ② 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ア. 区及び防災関係機関から出された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - イ. 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。

- ③ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- ④ 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- ⑤ 消火、救助、炊き出し資機（器）材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- ⑥ 地域内の避難行動要支援者等の把握に努め、災害時の安否確認・避難支援体制を整えておく。
- ⑦ 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。
- ⑧ 各家庭での備蓄促進のための啓発を推進する。

2. 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ① テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意する。
- ② 無線担当者は無線の電源を確認する。
- ③ 区及び防災関係機関の広報に注意する。
- ④ 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

3. 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ① 区等からの情報を地区内住民に伝達する。
- ② 災害協力隊本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- ③ 地区内住民に区民としてのとるべき措置を呼びかける。
- ④ 防災資機（器）材の点検整備を行う。
- ⑤ 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- ⑥ 街頭消火器やスタンドパイプを点検し、消火用水の確保を行う。
- ⑦ 避難行動要支援者等の避難方法や経路などを確認し、安全に配慮する。
- ⑧ 狭い路地やブロック塀などの付近で遊んでいる幼児や児童等に対して注意する。
- ⑨ 救急医薬品等を確認する。

4. その他

災害協力隊が結成されていない地域にあっては、町会、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

第3節 事業所のとるべき措置

(区総務部)

1. 平常時

- ① 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等の作成
- ② 従業員等に対する防災教育の実施
- ③ 自衛消防訓練の実施
- ④ 情報の収集・伝達体制の確立
- ⑤ 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- ⑥ 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

2. 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ① テレビ、ラジオ、インターネット等により正確な情報を入手する。
- ② 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- ③ 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認、又は準備する。
- ④ その他状況により必要な防災措置を行う。

3. 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ① 自衛消防組織の編成、防災要員の動員、配備等の警戒体制を確立する。
- ② テレビ、ラジオ、インターネット等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
この場合、大規模商業施設等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
- ③ 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。
この場合、避難行動要支援者の安全に特に留意する。
- ④ 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売(取扱)する事業所(施設)については、原則として営業を継続する。
ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び大型地下店舗等にあっては、混乱防止のため、原則として営業の中止又は自粛を検討する。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

- ⑤ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- ⑥ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備(消火用水を含む。)等の保安措置を講ずる。
- ⑦ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- ⑧ 不要不急の電話(携帯電話を含む。)の使用は中止するとともに、特に都・区・警察署・消防署・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- ⑨ バス、タクシー及び生活物資輸送車等の都民生活上必要な車両以外の使用はできる限り制限する。
- ⑩ 救助、救急資機(器)材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機(器)材を配備する。
- ⑪ 建築工事、隧道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生等により危険が予想される作業は、原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- ⑫ 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させるものとする。
ただし、近距離通勤(通学)者にとっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

江東区地域防災計画

令和6年度修正

（風水害編）

江東区防災会議

江東区地域防災計画（風水害編）

目 次

第1部 総 則

第1章 計画の方針	風-3
第1節 計画の目的及び前提	風-3
第2節 計画の構成	風-3
第3節 計画の修正	風-3
第4節 計画の習熟	風-3
第5節 他の法令に基づく計画との関係	風-4
第2章 江東区の概要と被害想定	風-5
第1節 江東区の概況	風-5
第2節 河川・運河等の概況	風-6
第3節 風水害の被害想定	風-9
第4節 近年の江東区における主な風水害被害	風-11
第3章 河川・港湾等の整備概要	風-15
第1節 江東区における河川、港湾等の整備概要	風-15
第2節 東京都における河川等の整備概要	風-16
第4章 江東5区における水害対応の取組	風-18
第1節 江東5区大規模水害避難等対応方針	風-18
第2節 江東5区大規模水害広域避難計画及び大規模水害ハザードマップ	風-18
第3節 洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ	風-18
第4節 事前防災行動計画（タイムライン）	風-19

第2部 災 害 予 防 計 画

第1章 水害予防対策	風-23
第1節 洪水対策（治水対策）	風-23
第2節 高潮対策	風-26
第3節 浸水対策	風-30
第4節 都市型水害対策	風-33
第2章 都市施設対策	風-34
第1節 ライフライン施設	風-34

第2節	道路・橋梁	風-34
第3節	鉄道等交通施設	風-34
第4節	河川・港湾施設等	風-34
第5節	緊急輸送ネットワークの整備	風-34
第3章	地域防災力の向上	風-35
第1節	区民の防災力の向上	風-35
第2節	地域による共助の推進	風-36
第3節	避難行動要支援者の安全体制の確保	風-36
第4節	事業所による自助・共助の強化	風-37
第5節	区民・行政・事業所等の連携	風-37
第4章	ボランティアとの連携	風-38
第5章	防災運動の推進	風-39
第1節	防災意識の啓発	風-39
第2節	防災訓練の充実	風-40

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章	初動態勢	風-45
第1節	江東区水防本部の組織・運営	風-45
第2節	江東区災害対策本部の組織・運営	風-45
第2章	情報の収集・伝達	風-46
第1節	情報連絡体制	風-46
第2節	防災気象情報	風-46
第3章	水防対策	風-50
第1節	水防情報	風-50
第2節	水門、閘門等の操作	風-58
第3節	水防機関の活動	風-61
第4節	水災消防活動計画	風-64
第4章	警備・交通規制	風-67
第1節	警備活動	風-67
第2節	交通規制	風-69
第5章	医療救護等対策	風-70
第1節	初動医療体制	風-70
第6章	避難者対策	風-71
第1節	避難の原則	風-71
第2節	避難体制の整備	風-72

第3節	避難指示等の判断・伝達	風-72
第4節	避難誘導	風-75
第5節	避難所の開設・運営	風-75
第6節	要配慮者の安全対策	風-75
第7節	広域避難	風-76
第7章	物流・備蓄・輸送対策	風-78
第1節	水害時の物流・備蓄・輸送対策	風-78
第8章	安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	風-79
第9章	公共施設等の応急・復旧対策	風-80
第1節	公共土木施設等	風-80
第10章	住民の生活の早期再建	風-81
第1節	水害廃棄物対策の特記事項	風-81
第2節	排水作業	風-82

第 1 部

総 則

震 災 編	第 1 部
	第 2 部
	第 3 部
	第 4 部
風 水 害 編	第 1 部
	第 2 部
	第 3 部

第 1 章 計画の方針

第 1 節 計画の目的及び前提

(区総務部)

震災編 第 1 部 第 1 章 第 1 節「計画の目的」に準ずる。

第 2 節 計画の構成

(区総務部)

この計画は、区、都、関係防災機関、事業者及び区民が行うべき風水害対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第 1 部 総則	計画の方針、区の概況及び被害想定、河川・港湾等の整備、江東 5 区の水害対応 等
第 2 部 災害予防計画	区及び関係防災機関等が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置 等
第 3 部 応急・復旧対策計画	風水害発生後に区及び関係防災機関等がとるべき応急・復旧対策 等

第 3 節 計画の修正

(区総務部)

震災編 第 1 部 第 1 章 第 4 節「計画の修正」に準ずる。

第 4 節 計画の習熟

(区総務部)

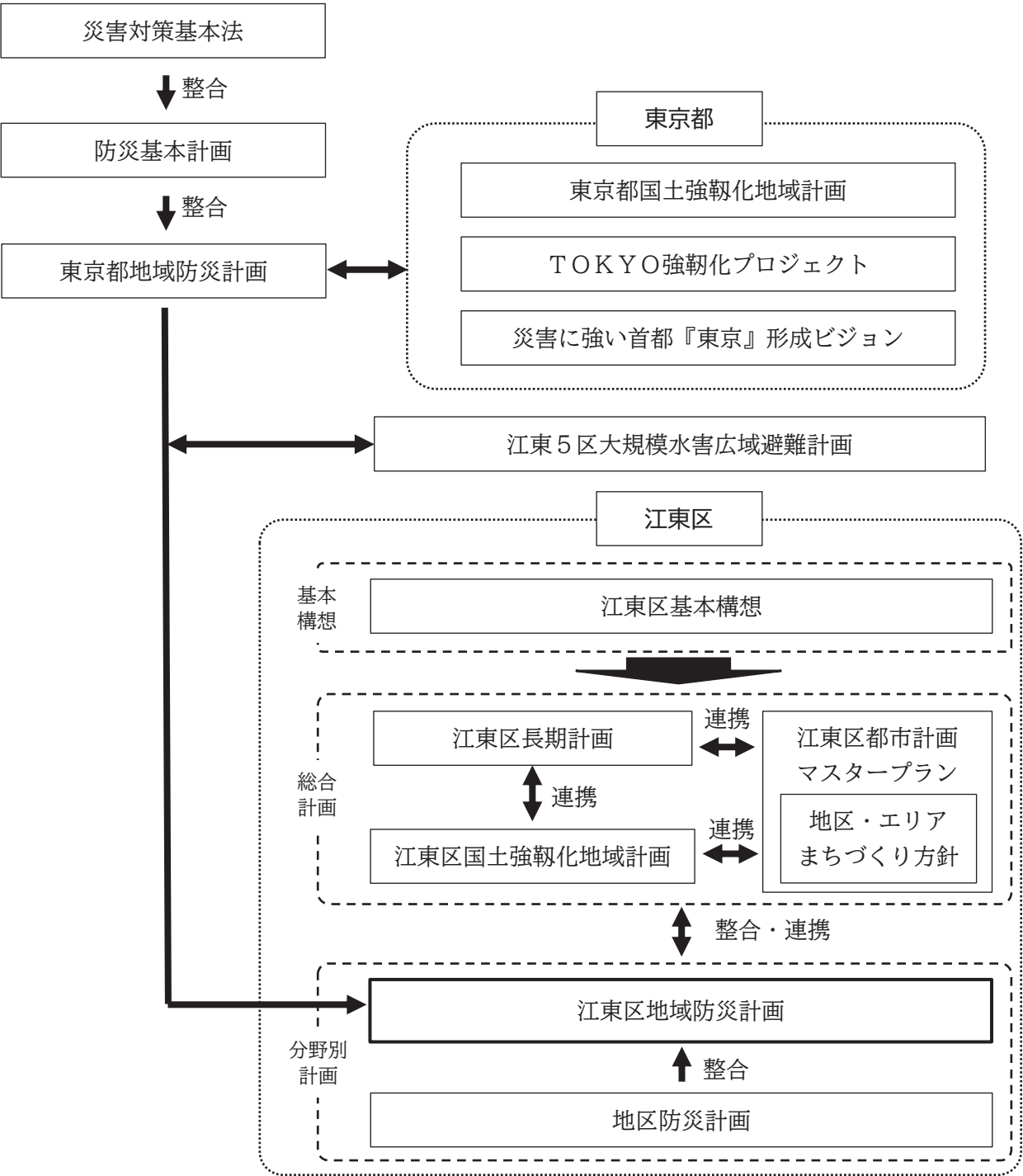
震災編 第 1 部 第 1 章 第 6 節「計画の習熟」に準ずる。

第5節 他の法令に基づく計画との関係

(区総務部)

震災編 第1部 第1章 第5節「他の法令に基づく計画との関係」に準ずる。

【江東区地域防災計画【風水害編】の位置付け】



第2章 江東区の概況と被害想定

第1節 江東区の概況

(区総務部)

1. 地勢の概要

(1) 地 勢

震災編 第1部 第2章 第1節「地勢の概況」に準ずる。

(2) 地区別現況

「江東区都市計画マスタープラン 2022」による7地区分類及び地域特性を踏まえて、次に示す4区分で各地区の現況を確認した。

第1 深川地区

東京都による隅田川流域での防潮堤耐震対策やスーパー堤防の整備が進められている。これまでの想定を超える水害にも対応可能な、防潮堤や護岸施設の整備が求められている。「江東区水害ハザードマップ」では、地区内の広範囲で広く浸水が想定されており、浸水しても安全に避難できる建築物の整備やまちづくりなど、リスクを最大限低減させる水害対策が求められている。

第2 城東地区

高規格堤防の計画地域である。これまでの想定を超える水害にも対応可能な、防潮堤や護岸施設の整備が求められている。「江東区水害ハザードマップ」では、荒川の堤防が決壊した場合、汐浜運河以北の地域で浸水が想定されている。浸水しても安全に避難できる建築物の整備やまちづくりなど、リスクを最大限低減させる水害対策が求められている。

第3 南部地区

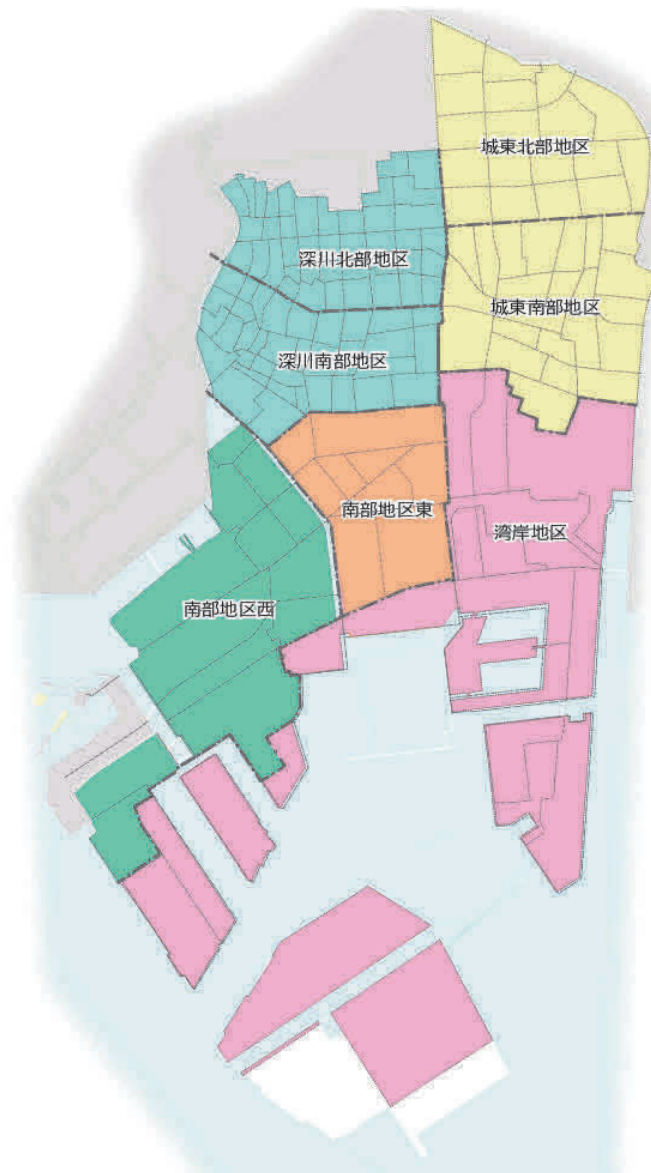
「江東区水害ハザードマップ」では、豊洲3丁目から5丁目や東雲、塩浜、枝川などで浸水が想定されている。浸水しても安全に避難できる建築物の整備やまちづくりなど、リスクを最大限低減させる水害対策が求められている。

第4 湾岸地区

「江東区水害ハザードマップ」では、新砂などで浸水が想定されており、浸水しても安全に避難できる建築物の整備やまちづくりなど、リスクを最大限低減させる水害対策が求められている。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

【江東区都市計画マスタープラン 2022 における地区区分図】



出典：江東区都市計画マスタープラン 2022

第2節 河川・運河等の概況

（区土木部、都建設局・港湾局、荒川下流河川事務所）

本区管内の河川は、一級河川 13、二級河川（独立水系）1、普通河川 4、そのうち水位低下河川は 4 である。水系別に大別すると、①荒川水系、②独立水系、③港湾運河水系の 3 つに分けられる。（資料編その 1 P. 資 1-108 I-30「江東区内の河川現況」、P. 資 1-109 I-31「江東区河川一覧図」 参照）

区内の主要な河川である荒川は国土交通省、隅田川は都建設局、南側の運河は都港湾局が所管しており、その他の河川は「特別区における都の事務処理の特例に関する条例」に基づく河川を含めて事業を執行している。

1. 荒川水系

荒川は、源を埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳に発し、同県内でいくつかの支川を集めて東京都内に入り、北区赤羽で隅田川を分派し、江東区砂町地先で東京湾に注ぐ流域面積 2,940 km² の一級河川である。

荒川から分派した隅田川は、同地点で新河岸川を合流し、途中、石神井川、神田川等の支川をあわせて東京湾に注いでいる一級河川である。

なお、荒川の2箇所が、区内の重要水防箇所指定されている。

【荒川重要水防箇所】

国土交通省事務所名		荒川下流河川事務所
番号		42
図面対象番号		荒右2-2
河川名		荒川
重要度	種別	旧川跡
	階級	要注意
左右岸別		右
重要水防箇所	地先名	東砂2丁目 新砂3丁目 東砂6丁目
	料杭位置(k、m)	2.25k + 190m 0.50k + 0m 0.75k - 77m 0.50k + 40m
	延長(m)	1,937
	重要な理由	旧川跡
県及び市区町村	担当水防団体	江東区
	担当土木事務所	第五建設事務所
国土交通省担当出張所		小名木川出張所
想定される水防工法		釜段工

2. 独立水系

越中島川の河口は、汐浜運河に接していることから、独立水系の二級河川に指定されている。

3. 港湾運河水系

本区の南部には、汐浜運河、汐見運河、豊洲運河、東雲北運河、砂町運河等があり、これらは都港湾局が管理している。

4. 都市環境

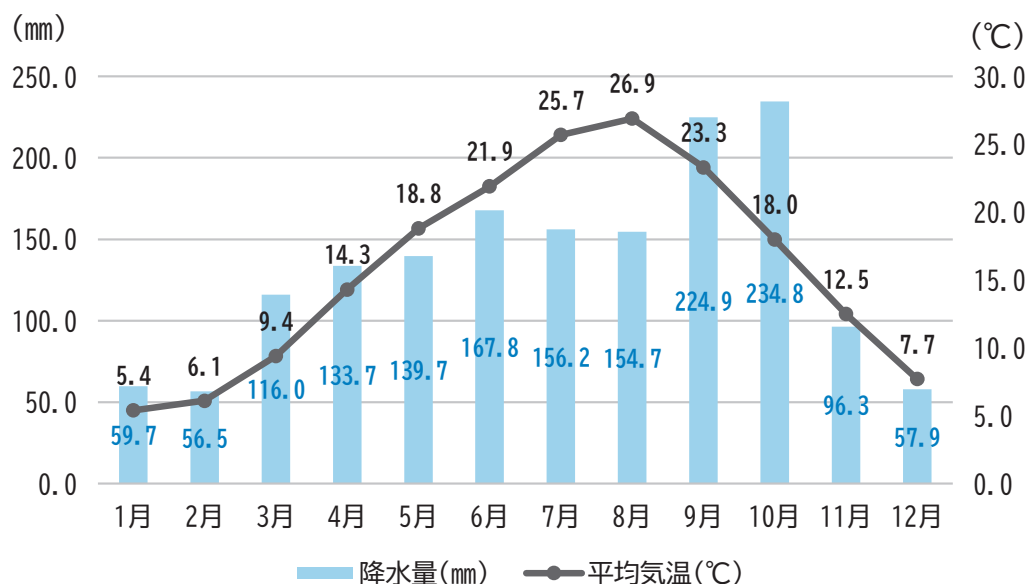
「江東区洪水ハザードマップ」では、荒川の堤防が決壊した場合、汐浜運河以北の地域に浸水が想定されている。また、「江東区高潮ハザードマップ」でも、東京湾に高潮が発生した場合、南部地域の一部を除いた広い地域で浸水が想定されている。

東京湾、隅田川、旧中川、荒川に囲まれ、内部河川も多くあることから、水害を防ぐ基盤の整備だけでなく、浸水しても安全に避難できる建築物の整備、まちづくりなど、リスクを最大限低減させる対策が求められている。

5. 気象の概況

江東区を含む東京都の年平均気温は 15.8℃、月平均気温が最も高いのは8月の 26.9℃、最も低いのは1月の 5.4℃である。年平均降水量は、1,598.2 mmとなっている。

【月平均の気温・降水量（アメダス東京観測所における 1991 年～2020 年の平均値）】



出典：気象庁ホームページ（過去の気象データ検索）をもとにグラフを作成
<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>

第3節 風水害の被害想定

(区総務部・土木部)

1. 江東区における風水害の被害想定

(1) 江東区で考慮すべき災害

第1 外水氾濫

外水氾濫とは、大雨により河川水位が高くなり、越水や堤防の決壊が発生したために引き起こされる水害である。外水氾濫は、短時間で河川から大量の氾濫流が一気に流入するため、建物等の浸水被害や人的な被害を引き起こす。流れ込んできた泥水は、排水後も家に堆積し、復旧困難な状況になる。

河川管理者は、円滑かつ迅速な避難の確保や浸水の防止により被害の軽減を図るため、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域について示した浸水想定区域図等を公表している。本区では、これを風水害の前提条件としてハザードマップを作成し、周知している。

第2 内水氾濫

内水氾濫とは、短時間で局地的に降る大量の雨により、下水や水路等の処理能力が追いつかず、雨水が地域一帯に溢れることである。

近年、地球温暖化やヒートアイランド現象等の影響により、都市部では、台風以外にも時間 100mm を超えるような集中豪雨が多発し、地表の多くが建物や道路舗装に覆われているため、雨水が地中に浸透する割合が低くなり、短時間に大量の雨水が下水道に集中するようになった。そのため、地盤の低い地域において浸水がたびたび発生している。さらに、地下利用の増加などにより、地下施設における浸水被害も発生している。

第3 高潮

高潮とは、台風などにより海面の高さが平常時よりも高くなる現象である。台風が接近すると、強い風や大気圧の低下によって海面が上昇して、海水が流れ込むおそれがある。

江東区は、荒川や隅田川の河口に発達した沖積三角州に立地し、比較的水深の浅い東京湾の最奥部に位置しているため、これまで高潮により数多く浸水被害を受けてきた。その後、高潮対策事業の推進により台風や地震による水害に耐えられる街になりつつある。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
風水害編	第4部
	第1部
	第2部
	第3部

（2）風水害の被害想定

本区の風水害対策の計画は、「江東区洪水ハザードマップ」、「江東区高潮ハザードマップ」及び「江東区大雨浸水（内水）ハザードマップ」を前提とする。外水氾濫、高潮、内水氾濫における前提条件は次のとおりである。

【地域防災計画における風水害対策の前提条件】

災害種別	前提条件
外水氾濫	・荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（2016 年 5 月 30 日） ・想定される降雨：荒川流域の 72 時間総雨量 632mm ・想定最大規模（1000 分の 1 年）
内水氾濫	・隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（2021 年 3 月 30 日） ・江東内部河川流域浸水予想区域図（2020 年月 26 日） ・想定される降雨：時間最大雨量 153mm、総雨量 690mm ・想定最大規模（1000 分の 1 年）
高潮	・東京都高潮浸水想定区域図（2024 年 12 月 19 日） ・想定される台風規模：室戸台風級 910hpa（日本に上陸した既往最大規模の台風） ・想定最大規模（1000～5000 分の 1 年）

第4節 近年の江東区における主な風水害被害

(区総務部・土木部)

近年の江東区における主な風水害被害は次のとおりである。

【区内の主な被害地域】

年月日	災害の種類	上段：期間累計降雨量 下段：時間最大降雨量	床上浸水	床下浸水	道路冠水等	主 な 被 害 地 域
平成16年10月9日	台風22号	期間累計 257.5 mm 8日13時00分 ～9日19時00分	85	22	22	富岡一丁目、古石場三丁目、石島、千田、千石三丁目、亀戸七丁目、大島五丁目、東砂二丁目
		時間最大 61.5 mm 9日16時57分 ～9日17時57分				
平成16年10月20日	台風23号	期間累計 202.5 mm 19日9時00分 ～20日23時00分	4	5	5	富岡一丁目、古石場一～三丁目、石島、千田、千石三丁目、亀戸九丁目、東砂二丁目
		時間最大 39.0 mm 20日21時35分 ～20日22時35分				
平成19年8月24日	集中豪雨	期間累計 117.0mm 24日22時50分 ～25日0時20分	15	35	19	千田、扇橋一・二丁目、石島、平野四丁目、三好四丁目、清澄一・二丁目、木場六丁目、東陽五丁目、大島四・五・七・八丁目、亀戸九丁目、東砂三丁目
		時間最大 99.0mm 24日23時10分 ～25日0時10分				
平成21年10月8日	台風18号	期間累計 111.5mm 8日0時00分 ～8日8時30分	0	0	5 倒木 31本	住吉二丁目、三好四丁目、木場六丁目、亀戸九丁目、豊洲五丁目 (倒木は、ほぼ区内全域に被害発生)
		時間最大 44.5mm 8日3時10分 ～8日4時10分				
平成22年9月8日	台風9号	期間累計 90.0mm 8日10時00分 ～8日17時00分	2	4	8	富岡二丁目、扇橋三丁目 木場一・六丁目、千田、千石三丁目、清澄二・三丁目、門前仲町一・二丁目 亀戸九丁目、大島八丁目
		時間最大 50.5mm 8日14時10分 ～8日15時10分				

第1部

第2部

第3部

第4部

第1部

第2部

第3部

風水害編

震災編

第1部 総 則
第2章 江東区の概況と被害想定

年月日	災害の種類	上段：期間累計降雨量 下段：時間最大降雨量		床上浸水	床下浸水	道路冠水等	主 な 被 害 地 域
平成22年12月3日	集中豪雨	期間累計	81.5mm 3日1時30分 ～3日10時30分	2	0	39	新大橋三丁目、富岡一丁目、扇橋一丁目 三好四丁目、東陽一・五丁目、古石場一丁目 木場一・六丁目、千田、千石一・二丁目、 清澄二丁目、森下四丁目、牡丹二丁目 亀戸一・九丁目、大島三・八丁目、東砂三丁目、辰巳二丁目
		時間最大	37.5mm 3日7時10分 ～3日8時10分				
平成23年8月19日	集中豪雨	期間累計	119.5mm 19日10時30分 ～19日16時30分	1	1	17	木場六丁目、千田、千石二丁目、 東陽二・五丁目、東砂二丁目、 越中島一丁目、大島七丁目
		時間最大	80.0mm 19日10時20分 ～19日11時20分				
平成23年8月26日	集中豪雨	期間累計	80.5mm 26日15時20分 ～26日20時20分	1	2	15	木場一・六丁目、千田、千石三丁目、 清澄三丁目、東陽三丁目、毛利二丁目、 越中島二・三丁目、平野四丁目、富岡一丁目
		時間最大	69.0mm 26日15時20分 ～26日16時20分				
平成23年9月21日	台風15号	期間累計	98.0mm 20日0時50分 ～21日19時00分	0	0	16 倒木 569本	(倒木は、ほぼ区内全域に被害発生)
		時間最大	19.5mm 21日17時40分 ～21日18時40分				
平成25年10月15日	台風26号	期間累計	241.5mm 15日13時00分 ～16日9時00分	1	20	12 倒木 9本	亀戸七・九丁目、木場五・六丁目、 古石場三丁目、大島八丁目、 北砂五丁目、越中島二・三丁目
		時間最大	49.5mm 16日6時00分 ～16日7時00分				
平成26年9月10日	集中豪雨	期間累計	114.0mm 10日16時50分 ～10日21時00分	10	12	4	亀戸三・四・五・六・七・八・九丁目
		時間最大	88.0mm 10日17時20分 ～10日18時10分				

年月日	災害の種類	上段：期間累計降雨量 下段：時間最大降雨量		床上 浸水	床下 浸水	道路 冠水等	主 な 被 害 地 域
平成 26年 10月 6日	台風 18号	期間 累計	277.5mm 6日6時00分 ～6日17時00分	0	0	3 倒木 3本	亀戸七・九丁目、木場三丁目、東陽二・七丁目 白河二丁目、古石場一丁目、枝川一丁目、 潮見一・二丁目
		時間 最大	32.5mm 6日9時00分 ～6日10時00分				
平成 28年 8月 2日	集中豪雨	期間 累計	92.0mm 2日5時00分 ～2日14時00分	0	0	3	亀戸九丁目、大島八丁目
		時間 最大	77.0mm 2日12時00分 ～2日13時00分				
平成 28年 8月 17日	台風 7号	期間 累計	36.0mm 16日17時00分 ～17日9時00分	0	0	倒木 1本	古石場二丁目
		時間 最大	8.5mm 17日1時00分 ～17日2時00分				
平成 28年 8月 22日	台風 9号	期間 累計	93.0mm 22日4時00分 ～22日18時00分	0	0	倒木 3本	木場六丁目、東雲一丁目、新木場二丁目
		時間 最大	28.0mm 22日16時50分 ～22日17時50分				
平成 29年 9月 18日	台風 18号	期間 累計	63.5mm 16日20時00分 ～18日3時00分	0	0	倒木 1本	南砂三丁目
		時間 最大	6.5mm 18日0時30分 ～19日1時50分				
平成 29年 10月 22日	台風 21号	期間 累計	117.5mm 22日10時00分 ～23日6時00分	0	0	倒木 3本	森下四丁目、亀戸六丁目、潮見一丁目
		時間 最大	16.5mm 23日5時00分 ～23日6時00分				

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

第1部 総 則
第2章 江東区の概況と被害想定

年月日	災害の種類	上段：期間累計降雨量 下段：時間最大降雨量		床上 浸水	床下 浸水	道路 冠水等	主 な 被 害 地 域
平成30年9月30日	台風24号	期間累計	56.0mm 30日17時00分	0	0	倒木 41本	(倒木は、ほぼ区内全域に被害発生)
		時間最大	16.0mm 9月30日23時50分 ～10月1日0時50分				
令和元年9月8日	台風15号	期間累計	128.5mm 9月8日23時00分 ～9月9日8時00分	0	0	倒木 143本	(倒木は、ほぼ区内全域に被害発生)
		時間最大	46mm 9月9日3時30分 ～4時30分				
令和元年10月12日	台風19号	期間累計	129mm 10月11日18時00分 ～13日00時00分	0	0	倒木 36本	(倒木は、ほぼ区内全域に被害発生)
		時間最大	17.5mm 10月12日9時50分 ～10時50分				

※ 降雨量は、区雨量計による計測値である。

第3章 河川、港湾等の整備概要

第1節 江東区における河川、港湾等の整備概要

(区土木部、都建設局・港湾局、荒川下流河川事務所)

1. 概 要

本区内河川は、延長 31,802m、護岸延長 52,098mに及び、西側河川における計画護岸高は A.P. +3.10m、東側の水位低下河川における計画護岸高は A.P. +1.70mとしている。経年の地盤沈下は終息しており、護岸の嵩上及び小規模漏水は、その都度処理することとする。なお、老朽化による護岸及び度重なる嵩上護岸について、区は、鋼矢板補強防災工事を順次実施してきたが、平成 11 年度で工事を完了した。これまでの整備により、区の補強護岸整備は約 100%、都の耐震護岸整備は約 86%完了している。

内部護岸及び水門の高潮対策としては、「高潮対策水門の操作について協議申合事項」により操作されているので溢水の危険は少ない。また、地盤沈下に起因する不等沈下により護岸亀裂漏水はその都度処理し、老朽した護岸は応急対策として前面に矢板を打設し補強する工法と恒久対策として基礎の部分を根固めする工法で安定を保っている。

2. 各機関の管理施設等

所轄事務所名	区域内水防管理団体名	管 理 等 河 川 名	管 理 水 門 名	管理排水機場
江東区		平久川、越中島川、小名木川、 竪川、大横川、横十間川、 仙台堀川、古石場川、旧中川、 大島川西支川、大島川東支川、 北十間川、福富川、大横川南支川、大横川支川、中の堀川、 福富川枝川	平久水門 洲崎南水門 横十間川水門 中の堀川樋門	—
第五建設事務所	墨田区 江東区 葛飾区 江戸川区	隅田川	—	—

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

所轄事務所名	区域内水防 管理団体名	管 理 等 河 川 名	管 理 水 門 名	管理排水機場
江東治水 事務所	—	—	大島川水門 新小名木川水門 竪川水門 源森川水門 扇橋閘門 北十間川樋門	清澄排水機場 木下川排水機場 小名木川排水機場
東京港 建設事務所	—	荒川河口右岸から隅田川に かかる相生橋までの臨海部	新砂水門 あけぼの水門 辰巳水門 東雲水門 豊洲水門	辰巳排水機場
荒川下流 河川事務所	—	荒川	隅田水門 荒川ロックゲート	—

第2節 東京都における河川等の整備概要

(都建設局・港湾局、荒川下流河川事務所)

1. 低地河川の整備

(1) 高潮防御施設の整備

東部低地帯は軟弱な地盤の上、明治期以降の地下水の利用により、地盤沈下が進み、高潮、洪水、大地震等の自然災害に弱い地域になった。昭和34年9月に名古屋地方を襲った伊勢湾台風による我が国史上最大規模の高潮がもたらした甚大な被害を契機に、同台風級の高潮(最大 A.P.+5.1m)に対処できるよう計画を改定し、高潮防御施設整備事業として防潮堤や護岸等を整備してきた。

(2) 江東内部河川の整備

荒川・隅田川及び東京湾に囲まれた江東デルタ地帯は、防潮堤や水門など高潮防御施設が整備され、高潮などに対する安全性を確保してきたが、地域内を縦横に流れる内部河川の護岸は、地盤沈下に伴う度重なる嵩(かさ)上げの結果、大地震に対して極めて危険な状態となった。

そこで、地震による護岸損傷に起因する水害を防ぐため、昭和46年より江東内部河川整備事業を進めており、江東デルタ地帯を、周辺の地盤高や河川利用の面から概ね東西を二分し、それぞれに適した方式で整備を進めている。具体的には、地盤が特に低い東側地域の河川については、水門等で周囲を締め切り、平常水位を人工的に周囲の地盤高程度まで低下させた上で、護岸や河道を整備する水位低下方式を採用している。地盤が比較的高い西側地域の河川については、在来護岸の耐震性を向上させる耐震護岸方式により整備を進めている。

2. スーパー堤防等の整備

隅田川などの東部低地帯の主要5河川については、現在の防潮堤や護岸を、大地震の安全性、地域環境の向上を図るため、順次、スーパー堤防や緩傾斜型堤防に改築していくこととしている。

3. 荒川水系の河川事業

荒川水系の一級河川のうち、荒川については、国の直轄事業として各種施設整備事業を実施し、その他の隅田川、石神井川、神田川等の一級河川は、東京都の河川事業として、中小河川整備事業、高潮防御施設整備事業などを実施している。

第1部

第2部

第3部

第4部

第1部

第2部

第3部

震災編

風水害編

第4章 江東5区における水害対応の取組

第1節 江東5区大規模水害避難等対応方針

（区総務部、江東5区大規模水害対策協議会）

東京東部低地帯に位置する墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区は、平成27年10月「江東5区大規模水害対策協議会」を発足させ、想定最大規模の水害に対する避難対策を江東5区が一体的かつ主体的に講じ、犠牲者ゼロの実現に向けた「江東5区大規模水害避難等対応方針」（平成28年8月24日策定）を取りまとめた。

第2節 江東5区大規模水害広域避難計画及び大規模水害ハザードマップ

（区総務部、江東5区広域避難推進協議会）

大規模水害時における広域避難及び関連する課題の解決に向けた検討を加速させるために、平成28年8月「江東5区広域避難推進協議会」を設置し、江東5区が取り得る対策をまとめた江東5区共通の広域避難計画及び水害ハザードマップ（平成30年8月22日策定）を公表した。

本区として、これらを広く住民へ周知し理解を深めてもらうことで大規模水害による犠牲者ゼロの実現を目指すとともに、国・都の「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」（令和4年6月30日設置）に参画して、広域避難の具体化に向けた課題について江東5区共同で検討を進めていく。

第3節 洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ

（区総務部、洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ）

近年、気候変動の影響等により大規模水害発生のおそれが高まっていることから、内閣府では、避難時の大混雑や多数の孤立者の発生が懸念される三大都市圏等における、洪水や高潮氾濫からの大規模かつ広域的な避難の在り方等を検討するため、中央防災会議の防災対策実行会議の下に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を設置し、議論を重ねた。

平成30年3月に報告書が公表され、避難対象者全体を考えた大規模・広域避難の全体像や広域避難計画を策定するための具体的な検討手順が示されるとともに、広域避難計画の実効性を確保するための検討すべき項目等が取りまとめられた。また、江東5区を中心とした東京東部低地帯を事例として具体的に検討した結果が併せて整理されている。

第4節 事前防災行動計画（タイムライン）

（区総務部・土木部、都建設局・港湾局、荒川下流河川事務所）

荒川下流河川事務所では、自治体（足立区・北区・板橋区）、鉄道事業者、ライフライン事業者等とともに、それぞれが行うべき行動を時間軸に沿って決めておくタイムラインの策定・改定に向けた検討を実施し、平成28年3月にタイムライン試行版の運用を開始。平成29年6月2日には江東区を含む16区市自治体に拡大した荒川下流タイムライン（拡大試行版）が荒川下流河川事務所のホームページにて公表された。

区では、今後、荒川下流タイムライン（拡大試行版）の振り返り・見直しを行うとともに、区民等と連携したタイムラインの拡大・検討を進める。

第1部

第2部

第3部

第4部

第1部

第2部

第3部

風水害編

震災編

第2部

災害予防計画

第1章 水害予防対策

第1節 洪水対策（治水対策）

（区土木部、都下水道局）

本区は、隅田川と荒川に囲まれた江東デルタ地帯の砂町処理区に属しており、雨水の排除においては、自然放流が可能な地区と、低地帯のようにポンプ所から放流している地区がある。

現在下水道局では、1時間50mmの降雨に対応する下水道整備を進めるとともに、施設の老朽化対策と併せて雨水排除能力などの機能向上を図る再構築を行っている。

深川・城東地区においてはポンプ所で、雨水排水を行っている。さらに、管渠の改良・更新を行い、浸水被害の軽減に取り組んでいる（資料編その1 P.資1-112 I-34 「ポンプ所の現況」参照）。

一方、臨海・港湾地区では原則として分流式下水道のため、雨水のほとんどは自然流下で河川、海へ排水される。

1. 下水道施設の現況（都下水道局）

（令和6年3月31日現在）

下水道管	管渠延長 752,641m （内訳）幹線 47,322m、枝線 705,319m	
水再生センター	砂町水再生センター	処理能力 658,000 m ³ /日
	有明水再生センター	処理能力 30,000 m ³ /日
ポンプ所 （20 か所）	木場、越中島、大島、東雲、新砂、有明、東雲南、豊洲、江東、新木場、青海ふ頭、若洲、青海その1・その2、有明南その1・その2、有明北その1・その2、中央防波堤内側、有明北雨水	排水能力（非常時最大能力） 134.6 m ³ /秒 (8,078.1 m ³ /分)

※ ポンプ所、排水能力等の詳細は、資料編その1 P.資1-112 I-34 「ポンプ所の現況」のとおり。

2. 排水施設の現況（区土木部）

資料編その1 P.資1-114 I-35 「排水施設一覧表」のとおり。

3. 東京都水防災総合情報システム

東京都水防災総合情報システムは、洪水や高潮による被害を軽減するため、水防関係機関等に河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速・的確に提供することを目的として、平成3年4月の都庁移転に併せて稼働したシステムである。その後、取り扱う情報の多様化、システムの老朽化などに対応するため、平成11年4月、平成22年4月にシステム更新を行い、現在に至っている。このシステムは、以下の6つのシステムから構成されている。

(1) 観測・監視システム

都内に設置した雨量計、水位計から雨量、河川水位、潮位等の観測データをリアルタイムで自動収集、データ加工して地図上や表形式で表示するほか、河川の映像データを表示・録画する。その他、調節池貯留量、水門のゲート開閉状況、排水機場のポンプ稼働状況も確認することができる。

(2) 洪水予報発表システム

神田川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、妙正寺川、石神井川における雨量・水位情報をもとに1時間後までの水位を予測し、その結果を気象庁へ配信するとともに、気象庁と洪水予報の発表を行う。

(3) 土砂災害警戒情報発表システム

土壌雨量指数と60分間積算雨量を計算し、2時間以内に土砂災害発生危険基準を超えると予想したとき、気象庁と土砂災害警戒情報発表の準備を行う。

(4) 気象情報・態勢表示システム

自動収集した都内の気象情報を関係機関へ情報伝達し、水防態勢とともにリアルタイムで表示する。

(5) 伝達文作成・伝達システム

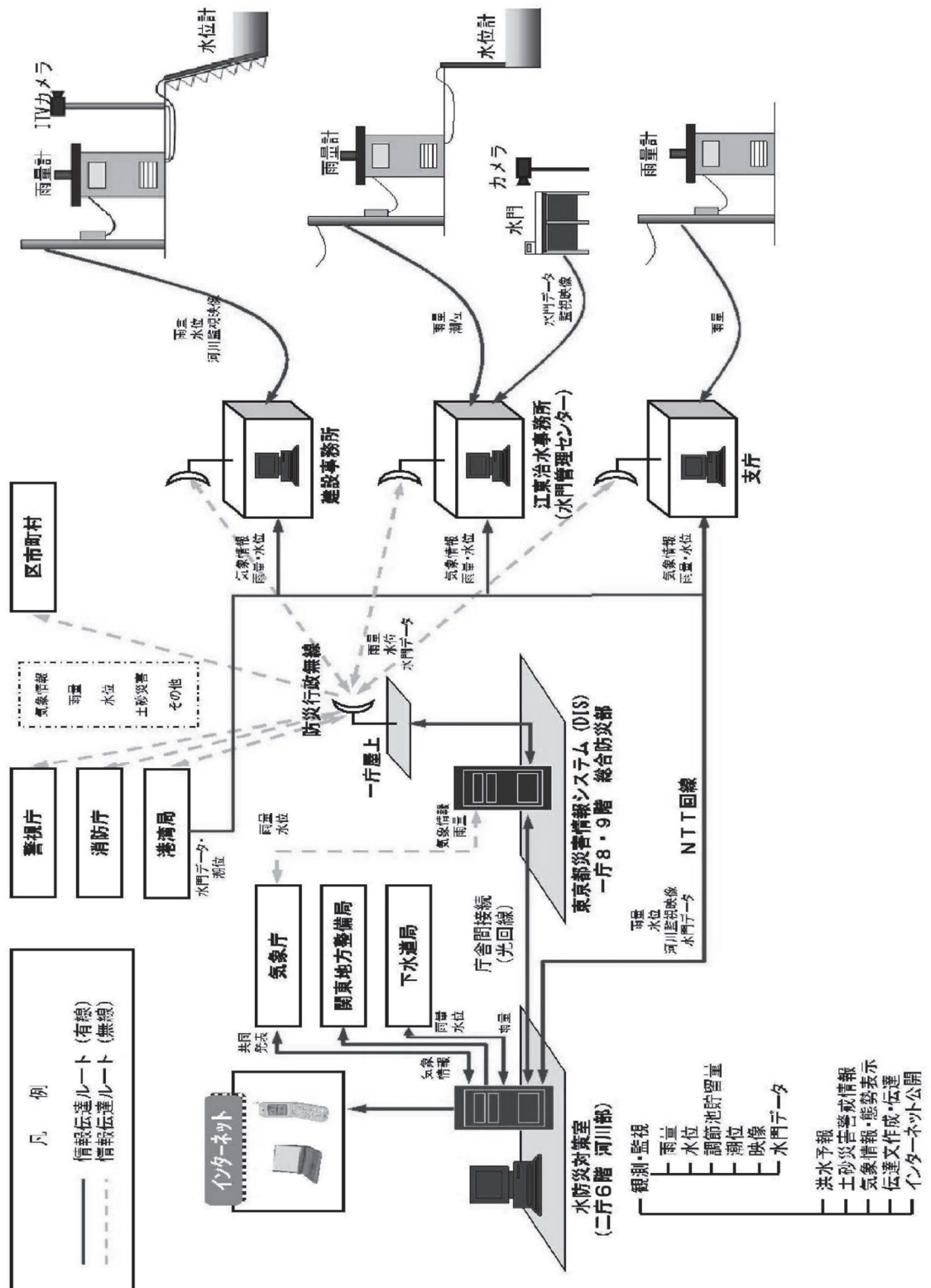
関係機関への情報や、態勢指示の伝達文を自動作成し、画面ポップアップ方式で迅速に伝達する。

(6) インターネット公開システム

都建設局のホームページに、雨量・河川水位情報、河川監視画像、気象注意報・警報、土砂災害警戒情報、洪水予報など水防に関する情報をリアルタイムで表示する。

【水防災総合情報システム全体概略構成図】

水防災総合情報システム概念図



第1部	第2部	第3部	第4部	第1部	第2部	第3部
震	災	編		風	水	害
編	編	編		編	編	編

第2節 高潮対策

(区土木部、都建設局・港湾局・下水道局)

本区は、荒川や利根川の河口に発達した沖積三角州に立地し、その後の埋立造成により形成されてきた。その後、市街地として発展してきたが、相次ぐ地盤沈下により、これまで高潮による被害を数多く受けてきた。特に、昭和24年のキティ台風により惨たんたる浸水被害を受け、これまで河川護岸の嵩上工事補強等が実施されてきた。

また、根本的な対策として外郭堤防修築事業が昭和32年から着手された。この時の計画は大正6年の高潮(A.P. +4.21m)に対処し得る堤防高で実施されたが、昭和34年に名古屋地方を襲った伊勢湾台風の高潮(A.P. +5.10m)に鑑み、同台風程度の潮位に耐え得るよう既定計画の大幅な修正を行った。この工事は、臨海部分は都港湾局、隅田川左岸堤防は都建設局が所管し、また、荒川右岸堤防は国土交通省が直轄で事業を施工し、昭和40年度末をもってそれぞれ完成した。なお、気候変動の影響により将来の気温が2℃上昇すると想定した場合の海面上昇を考慮し、防波堤の嵩上げを段階的に実施していく。

1. 高潮防御事業

(1) 臨海部外郭堤防

臨海部の外郭堤防は、荒川河口右岸から相生橋に至る延長17.762kmの防潮護岸、胸壁及び堤防と水門5か所(豊洲水門、東雲水門、辰巳水門、あけぼの水門、新砂水門)及び排水機場2か所(辰巳排水機場、砂町排水機場)が昭和53年までに完成している。なお、令和3年度には、従来の辰巳排水機場の隣接地に新たな排水機場が完成し、これを受け、砂町排水機場を廃止している。

一方、内部護岸については、老朽化の程度、地盤沈下の状況及び関東大震災級の地震に対する耐震性等を考慮しつつ、昭和41年度より新護岸建設に着手した。また、情報の集中管理と指揮・命令系統の一元化により水門操作の迅速化を図るため、昭和62年度から水門に遠隔監視・操作システムを導入する工事を進め、平成2年度末に完了している。これにより、高潮に対し、より一層の安全性の向上及び管理の充実を図っている。

現在までに、新砂、夢の島、辰巳、東雲、豊洲6丁目、豊洲、越中島の間、17.762km(うち市場部分1.767km含む)の外郭堤防の整備が完了している。なお、昭和55年度より護岸の耐震補強等、整備水準の向上に努めている。

(2) 河川部外郭堤防

河川部の外郭堤防は、隅田水門より隅田川左岸を相生橋まで9.0kmの間にA.P. +6.4m～6.6mの天端高を有する新たな堤防である。これは昭和32年度より着工し、水門6か所(源森川水門、竪川水門、新小名木川水門、仙台堀川水門、油堀川水門、大島川水門)を完成させたのち、堤防護岸の築造が行われ、昭和40年度にほぼ完成した。

昭和44年度末には、内水排除計画に基づき小名木川排水機場が完成し、昭和49年度末には、油堀川水門の閉鎖に替えて、護岸を築造した。また、昭和59年度には、仙台堀川水門を撤去し、昭和61年11月に清澄排水機場が完成した。

荒川嵩上補強工事は、昭和36年度より10か年計画事業として延長109mにわたり実施中のところ、昭和38年度より緊急3か年計画高潮対策工事として実施し、これも昭和40年度末に完了した。

(資料編その1 P.資1-110 I-32 「江東地区外郭堤防一覧図」 参照)

(3) 江東内部河川整備

都において、耐震対策を考慮した「江東内部河川整備計画」が発表され、昭和46年度より着工している。具体的には、江東区を東西両地区に二分し、地盤が比較的高く河川の利用度が多い西側は耐震護岸方式で整備し、地盤が低く、災害に危険な東側は内水位低下方式により整備することとした。また、雨水排水上効果の少ない河川は埋立、暗渠化により土地利用の効率化を図るものとした。

平成5年度には、計画の見直しが行われ、埋立、暗渠化河川として計画されていた西側河川の大横川(仙台堀川～平久川、竪川～小名木川合流点)、竪川(大横川～隅田川)、大島川西支川、大横川南支川、越中島川の5河川が新たに計画外河川から耐震護岸整備河川に編入された。この計画の見直しにより耐震護岸整備河川に編入された河川は、平成3年度より大横川、平成5年度より大島川西支川、平成15年度より大横川南支川において着手し、平成18年度末までに3河川が橋梁の取付部を除いて既成している。残りの河川については、現在整備が進められている。

また、東側の水位低下河川については、昭和53年12月に第一次水位低下(A.P. ±0m程度)が、平成5年3月に第二次水位低下(A.P. -1.0m)が実施され、この区域の安全性は飛躍的に向上した。現在は、平成17年9月の計画に基づき、引き続き河道整備事業や耐震護岸の整備が進められている。

さらに、平成24年12月には、東日本大震災を踏まえ、最大級の地震が発生した場合にも各施設が機能を保持し、浸水を防止することを目的とした「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定し、堤防や水門・排水機場など、対策が必要な河川施設の耐震・耐水対策を推進している。

<江東内部河川整備事業>

- 河道整備 13.6 km
- 耐震護岸 23.1 km
- 閘 門 1 基
- 排水機場 3 か所 (仙台堀川導水路 1.8 km)
- 橋梁対策 48 橋
- 締 切 8 か所

<扇橋閘門概要>

- 閘室有効延長 110m
- 閘室有効幅員 11m

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

2. 内水排除

防潮堤により囲まれた湾岸域に台風が襲来し、異常潮位の発生が予測される場合には、水門を閉鎖するが、多量の降雨があったときに水門を閉鎖すると、河川、運河の水位が上昇し、浸水被害が発生するおそれがある。これを防止するため、河川、運河に流入した雨水をポンプにより防潮堤外に排除する。

荒川と隅田川により囲まれた江東デルタ地帯を、伊勢湾台風級の高潮から防護するため、高潮対策事業及び江東内部河川整備事業が実施されている。

これらの事業では、江東デルタ地帯を東西に二分し、東側区域の河川については水位低下を実施し、高潮時には小名木川排水機場及び木下川排水機場から防潮堤外に内水を排除している。一方、西側区域については、高潮時に水門を閉鎖し、辰巳排水機場及び清澄排水機場から防潮堤外に内水を排除している。

施設の現況は次のとおりである。

① 都港湾局施設現況

○ 辰巳排水機場 69 m³/sec（排水能力）

② 都建設局施設現況

○ 小名木川排水機場 52.5 m³/sec（排水能力）

○ 木下川排水機場 46 m³/sec（排水能力）（一部耐震工事中）

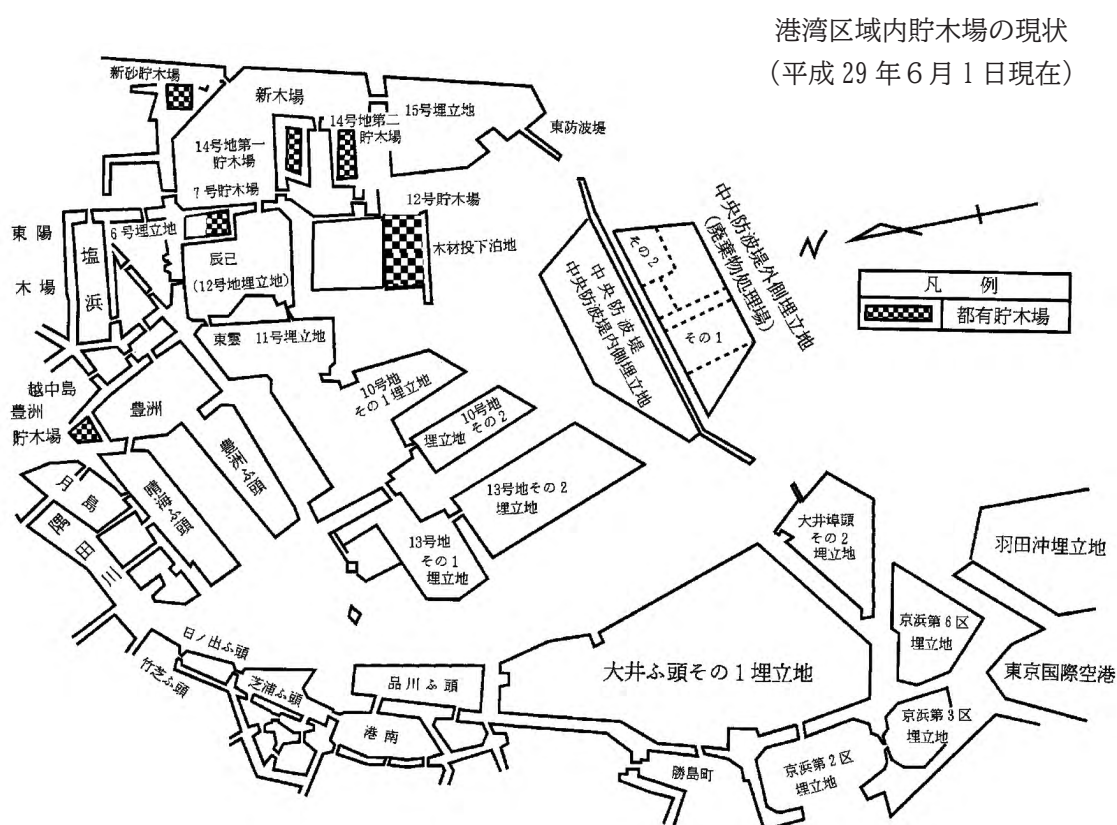
○ 清澄排水機場 48 m³/sec（排水能力）

3. 貯木対策

伊勢湾台風級の高潮(A.P. +5.10m)が東京港に襲来しても、木材(原木)が流出して被害が生じないように、貯木場が整備されている。

貯木施設は令和6年4月1日現在、豊洲、14号地、12号地及び新砂貯木場の4か所あり、貯木可能面積約90万㎡である。

なお、これらの貯木場は流失防止を完備した貯木施設である。



第1部

第2部

第3部

第4部

第1部

第2部

第3部

第3節 浸水対策

(区総務部・福祉部・障害福祉部・こども未来部・都市整備部・土木部・教育委員会事務局)

1. 浸水想定区域の指定

水防法（昭和24年法律第193号）の改正（平成27年7月19日施行）により、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定することが義務付けられた。また、新たに内水及び高潮に係る浸水想定区域制度が設けられ、想定し得る最大規模の降雨・高潮を前提とした区域を公表することとなった。さらに、令和3年7月15日の水防法の改正により、「流域治水」の実効性をより高めるため、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定対象が拡大された。それぞれ、災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するものが追加され、浸水想定区域の指定対象とされていなかった河川、下水道、海岸のうち、周辺に住宅等の防護対象のあるものについて指定対象に追加することで、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すこととされた。

本区は荒川の流域内に位置し、荒川が洪水予報河川に指定されているため、国は平成28年5月30日に水防法第14条の第1項の規定に基づき、洪水浸水想定区域を指定・公表した。

2. 浸水想定区域内における避難体制確保

(1) 洪水予報等の伝達方法

区民に対する伝達は、防災行政無線（同報無線）を主とし、緊急速報メール、安全安心メール、江東区防災マップアプリ、防災関連X（旧Twitter）、facebook、LINE、区ホームページ、Yahoo!防災速報、デジタルサイネージ、CATV、コミュニティFM等、あらゆる手段の活用を図るほか、新たな通信手段による多層化・多様化を図る。

(2) 洪水・高潮ハザードマップの作成・公表

区は、荒川上流河川事務所及び荒川下流河川事務所が作成した「荒川流域浸水想定区域図」等に表示される浸水想定区域について、広く区民に周知し、事前の備えに役立てるとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平成22年度に「江東区洪水ハザードマップ」を作成した。

平成28年に指定・公表された洪水浸水想定区域図を反映し、「江東区洪水ハザードマップ」を令和2年3月に改定した。（資料編その1 P.資1-117 I-37-1 「江東区洪水ハザードマップ」参照）

また、平成30年に都が作成・公表した『高潮浸水想定区域図』を反映した「江東区高潮ハザードマップ」を令和2年3月に新規作成した。その後令和6年度に都が「高潮浸水想定区域図」を改定し、「江東区高潮ハザードマップ」を令和7年3月に改定した。（資料編その

1 P.資 1-121 I-37-2 「江東区高潮ハザードマップ」 参照)

(3) 浸水想定区域内の地下街等への対策

平成 17 年 5 月の水防法の改正に伴い、浸水想定区域に指定された区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）において、洪水時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合で江東区地域防災計画にその名称、所在を定められた地下街等の所有者又は、管理者による避難の確保に関する計画（以下「避難確保計画」という。）の作成が義務付けられた。

さらに平成 25 年 7 月の水防法の改正において、被害軽減のために浸水防止に関する措置を計画に定めることも義務付けられ、地下街等に関しては避難確保及び浸水防止のための措置に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成することとなる。また、当該計画に従って避難確保及び浸水防止の活動が確実に行われるよう、訓練の実施及び自衛水防組織の設置も義務付けられた。

区は、地下街等の状況について調査を実施し、所有者又は管理者に対して浸水対策の必要性を伝えていくとともに、避難確保・浸水防止計画の作成を呼びかけ、計画を作成又は変更したときは区に報告するよう指示・助言等を行う（該当する施設の名称・所在地及び情報の伝達方法は、調査等に基づき資料編その 1 P.資 1-127 I-38 「浸水想定区域内の地下街等の名称及び所在地」に掲載）。

(4) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への対策

近年多発する豪雨等において、要配慮者の被害が増加していることから、浸水想定区域内にある要配慮者に対し、速やかに情報の提供ができるよう、該当する施設の名称、所在地、情報の伝達方法を協議する（該当する施設の名称・所在地及び情報の伝達方法は、管理者の報告等に基づき資料編その 1 P.資 1-128 I-39 「浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地」に掲載）。

なお、平成 29 年 6 月の水防法改正により、地域防災計画において浸水想定区域内にある要配慮者利用施設として定められた施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務とされ、自衛水防組織の設置が努力義務とされた。

また、令和 3 年 7 月の水防法改正により、要配慮者利用施設の管理者等に区長への避難訓練結果の報告を義務付けるとともに、これらの報告を受けた区長が避難確保計画及び避難訓練の内容について助言・勧告をすることができるとされた。

区は、該当する施設の所有者又は管理者に対して浸水対策の必要性を伝えていくとともに、避難確保計画の作成を呼びかけ、計画を作成又は変更したときは区に報告するよう指示・助言等を行う（該当する施設は、資料編その 1 P.資 1-128 I-39 「浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地」に掲載）。

(5) 要配慮者利用施設が策定した避難確保計画の実効性の確保

区は避難確保計画の内容の添削・助言及び要配慮者利用施設が避難確保計画に基づいて実施する避難訓練等の実施を支援する。

震 災 編	第 1 部
	第 2 部
	第 3 部
	第 4 部
風 水 害 編	第 1 部
	第 2 部
	第 3 部

浸水対応型のまちづくりの推進

国が示した「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」（令和2年12月）では、区を含む東京東部地域（いわゆる「ゼロメートル地帯」）において、ひとたび荒川などの堤防が決壊すると、広範囲で浸水し、長期間に渡る壊滅的な被害が想定されるため、避難のあり方の検討や「高台まちづくり」の推進などを掲げている。

区では「江東区都市計画マスタープラン 2022」に基づき、浸水リスクに対応する垂直避難ゾーンを形成する「浸水対応型建築物の整備」を広げていく「浸水対応型のまちづくり」を推進するとともに、突発的な内水氾濫にも対応する取組みを展開することで、区全域の浸水被害を最大限低減させる。

（6）浸水対応型建築物の整備を推進

浸水想定エリアなど浸水リスクの高い地域においては、一時避難施設を拡充するため、中高層建築物の電気室・備蓄倉庫・集会所等を想定浸水深さ以上に設けるなど浸水対応型建築物の整備を推進するとともに、広範囲に一時避難者を受け入れる拠点づくりを大規模開発等に合わせて誘導する。

（7）マンション建設時における浸水対応の整備を誘導

「江東区マンション等の建設に関する条例」に基づき、①建物への浸水対策の義務化、②緊急時の垂直避難への誘導、③重要事項説明書等による防災情報の周知を実施する。

（8）再生可能エネルギー設備等の災害時利用を推進

平常時には地球温暖化防止を推進するとともに、災害時の非常用発電設備として利活用できる太陽光発電システム等を導入する所有者等に対し、設置費用の一部を助成する。

（9）浸水対応の普及・啓発

ハザードマップ（高潮、洪水、大雨浸水）の普及啓発を図るとともに、土のうの配送や浸水対応に資する機能の設置等を誘導する。

また、浸水被害想定が認識できる仕組みなど、更なる普及啓発に取り組む。

3. 大規模なオフィス・商業施設等の水害対策の推進

大規模なオフィスや商業施設などの所有者・占有者・管理者等は、国の「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」などを踏まえ、水害による被害リスクを理解し、浸水被害を防止するための対策に努める。

また、在宅避難が可能な大規模マンション等についても建物のライフラインの停止等に備え、事前に必要な備蓄整備を促し、水害発生時におけるマンション内の連絡体制や対応方法等について共有を図る。

水害などの災害発生時は、同じ建物内や周辺地域の方々との連携・助け合いが重要であることから、平時から協力できる関係づくりに努める。

第4節 都市型水害対策

(水防関係機関)

近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型災害と言われている浸水被害にたびたび見舞われている。

ハード面における対策としては、河川の整備、下水道の整備に加え、江東区雨水流出抑制対策実施要綱に基づき、貯留・浸透施設や透水性舗装、浸透域といった雨水流出抑制施設の設置などの流域対策、さらに河川と下水道の連携による浸水対策を進める。

ソフト面の対策としては、洪水情報を事前に周知させるため、浸水被害の軽減に有効である浸水予想区域図やハザードマップを作成・公表するとともに、洪水時の情報提供についても既存の情報システムの拡充に加え、さらなる伝達ルートの開発を検討する。

さらに水防資材の整備等を含めて、都と区が連携して避難・防災体制の整備・確立を行う。

これらの対策とともに、区は、様々な機会を捉え広く区民を対象とした広報・啓発活動を行う。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第2章 都市施設対策

第1節 ライフライン施設

（都水道局・下水道局、東京電力パワーグリッド、東京ガスグループ、NTT東日本）

震災編 第2部 第4章 予防対策 第5節「水道」、第6節「下水道」、第7節「電気・ガス・通信等」、第8節「ライフライン復旧活動拠点の確保」に準ずる。

第2節 道路・橋梁

（区土木部、都建設局・港湾局・下水道局、首都高速道路、警視庁第一・第七方面本部、深川・城東・東京湾岸各警察署）

震災編 第2部 第4章 予防対策 第1節「道路・橋梁」に準ずる。

第3節 鉄道等交通施設

（東京地下鉄、都交通局、東武鉄道、東京臨海高速鉄道、ゆりかもめ、都総務局）

震災編 第2部 第4章 予防対策 第2節「鉄道等交通施設」に準ずる。

第4節 河川・港湾施設等

（区土木部、都建設局・港湾局）

震災編 第2部 第4章 予防対策 第3節「河川・港湾施設等」に準ずる。

第5節 緊急輸送ネットワークの整備

（区総務部、都建設局、荒川下流河川事務所）

震災編 第2部 第4章 予防対策 第4節「緊急輸送ネットワークの整備」に準ずる。

第3章 地域防災力の向上

区民、事業所等は、「自らの命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進める。

第1節 区民の防災力の向上

(区総務部・福祉部・障害福祉部・土木部、災害協力隊)

- 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
- 早期避難の重要性を理解しておく。
- 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意情報等や、被害状況などを覚えておく。
- 区で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握し、適切な対策を講じる。
- 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出品の準備をしておく。また、災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心掛ける。
- 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
- 台風が近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担を決めておく。
- 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
- 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、連絡方法・避難先・避難経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておき、家族で共有する。
- 浸水が心配される場合は、都や国がインターネットや携帯電話・スマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報、河川監視画像を確認する。必要に応じて、家財道具を上階の安全な場所に移しておく。
- 区が発令する避難情報の区分とその意味を理解しておく。
- 区が提供する防災情報を収集する手段を事前に確認しておく。
- 区が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 災害時の避難に支援が必要な場合は、区が作成する「避難行動要支援者名簿」への登録を届け出し、円滑かつ迅速な避難に備える。

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

第2節 地域による共助の推進

(区総務部・福祉部・障害福祉部、災害協力隊)

1. 災害協力隊

震災編 第2部 第2章 予防対策 第2節 2. 「災害協力隊」に準ずる。

2. 外国人支援対策

震災編 第2部 第2章 予防対策 第1節 3. 「外国人支援対策」に準ずる。

第3節 避難行動要支援者の安全体制の確保

(区総務部・福祉部・障害福祉部、災害協力隊)

1. 江東区避難行動支援プラン（全体計画）の策定

震災編 第2部 第3章 予防対策 第3節 2. (4) 第1「江東区避難行動支援プラン（全体計画）の策定」に準ずる。

2. 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と共有

震災編 第2部 第3章 予防対策 第3節 2. (4) 第2「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と共有」に準ずる。

3. 地域における安全体制の確保

震災編 第2部 第3章 予防対策 第3節 2. (4) 第3「地域における安全体制の確保」に準ずる。

4. 社会福祉施設等の安全対策

震災編 第2部 第3章 予防対策 第3節 2. (4) 第4「社会福祉施設等の安全対策」に準ずる。

5. 消防の地域協力体制づくり

震災編 第2部 第3章 予防対策 第3節 2. (4) 第5「消防の地域協力体制づくり」に準ずる。

第4節 事業所による自助・共助の強化

(区総務部、深川・城東両消防署)

震災編 第2部 第2章 予防対策 第1節「自助による区民の防災力向上」に準ずる。

第5節 区民・行政・事業所等の連携

(区総務部、深川・城東両消防署)

1. 区民・行政・事業所等の連携

区及び関係防災機関は、地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

住民等から地区防災計画の提案があった際は、必要があると認められれば区地域防災計画の中に位置付ける。

第1部

第2部

第3部

第4部

第1部

第2部

第3部

震災編

風水害編

第4章 ボランティアとの連携

（区総務部・福祉部、都生活文化スポーツ局、深川・城東両消防署）

震災編 第2部 第2章 予防対策 第5節「ボランティアとの連携」に準ずる。

第5章 防災運動の推進

区民・事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び訓練の充実を図る。

第1節 防災意識の啓発

(区土木部)

区民の防災意識の啓発を図るため、区土木部河川公園課において、次の広報活動を行う。

① 「江東区大雨浸水（内水）ハザードマップ」の公表

平成15年度と平成16年度に東京都が、区に関係する川の流域（隅田川及び新河岸川と江東内部河川）に、平成12年度に発生した東海豪雨並み（総雨量589mm、時間最大雨量114mm）の降雨があった場合に浸水する範囲及び浸水深さを示した「浸水予想区域図」を作成した。これを受け、平成17年8月に区は浸水する範囲及び浸水深さと主な公共施設を示した「江東区大雨浸水ハザードマップ」を作成した。

その後、平成27年度の水防法の改正により、令和3年に「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図」が、令和2年には「江東内部河川流域浸水予想区域図」がそれぞれ改定されたことを受け「江東区大雨浸水（内水）ハザードマップ」を令和3年に改定した。令和4年5月に全戸配布を行い、転入者へは随時配布している。また、土木部河川公園課・総務部防災課・各出張所等での配架に加え、区ホームページで公表している。

② 「江東区洪水ハザードマップ」の公表

平成16年度に国土交通省が作成した「荒川下流流域浸水予想区域図」を基に、区では平成22年7月に、荒川が大雨によって洪水氾濫した場合に浸水する範囲及び浸水深さと危険が迫った場合に避難する「避難地区」等を示した「江東区洪水ハザードマップ」を作成した。平成27年度の水防法の改正を受け、国土交通省が想定し得る最大規模降雨を想定した「荒川水系 荒川洪水浸水想定区域図」に改定した。これを受け、令和2年3月に区も「江東区洪水ハザードマップ」を改定した。同年7月に全戸配布を行い、転入者へは随時配布している。また、土木部河川公園課・総務部防災課・各出張所等での配架に加え、区ホームページで公表している。

③ 「江東区高潮ハザードマップ」の公表

都が平成29年度に、平成27年度の水防法の改正により、想定し得る最大規模の高潮氾濫が発生した場合の「高潮浸水想定区域図」を作成した。これを受け、区は令和2年3月に高潮氾濫が東京湾で発生した際に、浸水する範囲及び浸水深さと、危険が迫った場合に避難する「避難地区」等を示した「江東区高潮ハザードマップ」を作成した。7月に全戸配布した。その後、令和6年度に都が「高潮浸水想定区域図」を改定し、「江東区高潮ハザードマップ」を令和7年3月に改定した。また、土木部河川公園課・総務部防災課・各出張所等での配架に加え、区ホームページで公表している。

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

④ 区が作成した区内における浸水履歴図の公表

平成18年度以降に床上・床下浸水、道路冠水等の被害が発生した箇所について、土木部河川公園課及び区ホームページで公開している。

⑤ 「土のう」「浸水への備え」の配布

水害発生の際における浸水対応は、水かさが上昇してからでは遅いため、平成17年度より出水期前の6月から10月まで毎月土のう配布の受付を行っている。また、土のうの配送に合わせ「浸水への備え」を配布するとともに、区窓口や区ホームページに掲載し、注意を喚起している。

⑥ 江東デルタ地帯の地形がわかる立体地図の展示

区民が水害等の災害時に適切な判断や行動をとることができるよう、区の地形に対する認識を深めることを目的として、平成23年度及び令和3年度に地形の高低が凹凸で表されている地図を東京高潮対策促進連盟が作成した。区内の全小・中学校、義務教育学校、区役所、図書館等で展示を行っており、実際に触れることで日常的に区の地盤の低さを認識・学習することができる。

第2節 防災訓練の充実

(区、各機関、災害協力隊)

1. 計画方針

防災教育・防災訓練の基本方針については、震災編 第2部 第2章 予防対策 第1節 2.(3)「防災教育・防災訓練の充実」に準ずる。

2. 各種訓練

(1) 総合防災訓練

震災編 第2部 第6章 予防対策 第1節 3.(1)「総合防災訓練」に準ずる。

(2) 水防訓練

第1 方針

本区の特殊性から江東区水防計画に基づき、本計画のひとつとして水防工法技術の向上を目的とし、訓練及び関係機関が連携した演習を実施する。

また、関係機関が行う水防訓練に協力する。

第2 実施要領

1) 訓練

訓練は、各種水防資機(器)材を使用して水防活動に必要な技術の習熟を図る。

2) 演習

訓練により習得した技術を基に水災を想定して、関係機関が一体となった総合的な演習を行い、関係機関の連携活動の円滑化を図る。

3) 項目

- 総合水防演習
- 参集訓練及び部隊編成訓練
- 資機（器）材輸送訓練
- 各種水防工法訓練
- 浸水地救助訓練
- 情報通信訓練
- 本部運営訓練
- 救助救急訓練
- その他水災時の活動に必要な訓練

4) 参加機関

各消防署、各消防団、区

5) 訓練・演習期間

- 訓練は区の協力の下、各機関で実施する。
- 演習は毎年台風シーズン前に実施する。

(3) 警備訓練

第1 風水害訓練

1) 訓練日時

原則として5月以降9月までとする。

2) 訓練項目

- 救助訓練
- 避難誘導訓練
- 広報訓練
- 水防工法訓練
- 交通対策訓練
- 舟艇操作法(船外機操法を含む。)訓練
- 通信訓練

第2 突発的災害訓練

1) 訓練日時

適宜実施する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

2) 訓練項目

- 初動措置訓練
- 警戒区域設定訓練
- 救出救護訓練
- 交通対策訓練
- 避難誘導訓練
- 広報訓練
- 被害情報収集訓練
- 関係機関連携訓練

3) 参加機関

区、関係機関

(4) 消防訓練

震災編 第2部 第6章 予防対策 第1節 3.(3)「消防訓練(深川・城東両消防署)」に準ずる。

(5) 救急救助訓練

震災編 第2部 第6章 予防対策 第1節 3.(4)「救急救助訓練」に準ずる。

第3部

災害応急・復旧対策計画

第1章 初動態勢

第1節 江東区水防本部の組織・運営

(水防関係機関)

1. 江東区水防本部の設置及び廃止等

区は、気象状況等により洪水、高潮又は津波のおそれがあるとき、区長が水防本部長となって、江東区水防本部(以下「水防本部」という。)を設置するものとする。

① 区長は次の場合に水防本部を設置するものとする。

- ア. 大雨、津波、高潮及び洪水のいずれかの警報が発せられ、区長が必要と認めたとき。
- イ. 荒川に洪水予報が発せられ、区長が必要と認めたとき。
- ウ. 水防警報が発せられ、区長が必要と認めたとき。
- エ. 東京都水防本部が設置され、区長が必要と認めたとき。
- オ. その他区長が気象状況により、洪水又は高潮が発生するおそれがあると認めたとき。

② 水防本部長は、次の場合に水防本部を廃止するものとする。

- ア. 洪水、高潮又は津波のおそれが解消し、水防活動がおおむね終了したと認めたとき。
- イ. 災害対策基本法第23条の2の規定に基づく区災害対策本部が設置され水防本部の業務が統合されたとき。

2. 江東区水防本部等の分掌事務等

(1) 水防管理団体

区における水防業務分担は江東区水防計画(※)による。

※ 江東区水防計画は、河川法、災害対策基本法、水防法及び東京都水防計画の趣旨に基づき作成し、本計画の一環として洪水、高潮又は津波による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって区管内各河川、海岸等に対する水防上必要な事項について、その実施の大綱を定めたもの。

(2) 消防機関

東京消防庁所轄分担は江東区水防計画による。

第2節 江東区災害対策本部の組織・運営

(区)

震災編 第2部 第6章 応急対策 第1節「初動態勢」に準ずる。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第2章 情報の収集・伝達

第1節 情報連絡体制

(水防関係機関)

1. 情報通信連絡体制

各防災機関は、災害時に情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

- 都に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。また、災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁に対して直接連絡する。
- 防災行政無線又はその他の手段により、区内にある防災関係機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
- 都は、平成25年に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、都と区長等との間にホットラインを構築し、緊急時の連絡体制を確保した。
- 気象庁東京管区气象台では、大雨時等において都及び区市町村における避難指示等の判断等の防災対策を支援するため、都及び区市町村と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話（ホットライン）を設置し、運用している。

第2節 防災気象情報

(水防関係機関)

1. 気象警報・注意報

気象庁は、大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、さらに、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して、注意や警戒を呼びかける。

対象となる現象や災害の内容によって、次のように6種類の特別警報、7種類の警報、16種類の注意報を発表している。

注意報及び警報は、その種類に関わらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられ、解除されるときまで継続される。

特別警報	大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪
警報	大雨、洪水、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪

(1) 気象警報・注意報等の発表区域（細分区域等一覧）

江東区	府県予報区	東京都
	一次細分区域	東京地方
	市町村等をまとめた地域	23 区東部

(2) 特別警報発表基準

気象庁は平成 25 年 8 月 30 日から、「特別警報」の運用を開始した。特別警報は、広い範囲で警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表し、最大限の警戒を呼びかける。

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
津 波	高いところで 3 m を超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)	
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置付ける)	
地震(地震動)	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4)を特別警報に位置付ける)	

震 災 編	第 1 部
	第 2 部
	第 3 部
	第 4 部
風 水 害 編	第 1 部
	第 2 部
	第 3 部

(3) 警報・注意報発表基準

警 報	大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	30
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
	洪 水	流域雨量指数基準	隅田川流域=49	
		複合基準 ※1	—	
		指定河川洪水予報による基準	荒川 [岩淵水門 (上)]	
	暴 風	平均風速	陸上 25m/s	
			海上 25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上 25m/s 雪を伴う	
			海上 25m/s 雪を伴う	
大 雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm		
波 浪	有義波高	3.0m		
高 潮	潮位	4.0m ※2		
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	134	
	洪水	流域雨量指数基準	隅田川流域=39.2	
		複合基準 ※1	隅田川流域= (7、32) , 荒川流域= (12、67.4)	
		指定河川洪水予報による基準	荒川 [岩淵水門 (上)]	
	強風	平均風速	陸上 13m/s	
			海上 13m/s	
	風雪	平均風速	陸上 13m/s 雪を伴う	
			海上 13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	—		
	濃霧	視程	陸上 100m	
			海上 500m	
	乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%		
	なだれ	—		
	低温	夏期（平均気温）：平年より 5℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期（最低気温）：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下		
	霜	晩霜期 最低気温 2℃以下		
	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時		
記録的短時間大雨情報				
1 時間雨量		100 mm		

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

※2 東京都が定める基準水位観測所(辰巳水門)における高潮特別警戒水位(2.8m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

2. 気象情報

警報や注意報の発表に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するため発表している。

対象とする地域に応じて、全般気象情報、関東甲信地方気象情報、東京都気象情報がある。また、少雨や長雨などに関する情報も気象情報として発表している。

3. 台風情報

台風情報等に付加される「台風の大きさ」及び「台風の強さ」の階級分けは以下のとおりである。

(1) 大きさの階級分け

台風に伴う風速 15m/s 以上の領域の半径を基準にして、次のように決める。
風速 15m/s 以上の半径が非対称の場合は、その平均値をとる。

階級（大きさ）	風速 15m/s 以上の半径
（表現しない）	500km 未満
大型：（大きい）	500km 以上～800km 未満
超大型：（非常に大きい）	800km 以上

(2) 強さの階級分け

台風の最大風速を基準にして次のように決める。

階級（強さ）	最 大 風 速
（表現しない）	33m/s(64 ノット)未満
強い	33m/s(64 ノット)以上 44m/s(85 ノット)未満
非常に強い	44m/s(85 ノット)以上 54m/s(105 ノット)未満
猛烈な	54m/s(105 ノット)以上

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

第3章 水防対策

第1節 水防情報

(水防関係機関)

1. 気象情報

- 気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、気象庁からオンラインにより入手する。

- 情報の入手方法

① 東京都災害情報システム（D I S）

東京都災害情報システム（D I S）を活用することで、「東京都水防災総合情報システム」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集することが可能である。

② 防災情報提供システム

気象庁が専用線及び汎用のインターネット（電子メール、We b）を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、区市町村等の防災機関へ提供するシステムである。

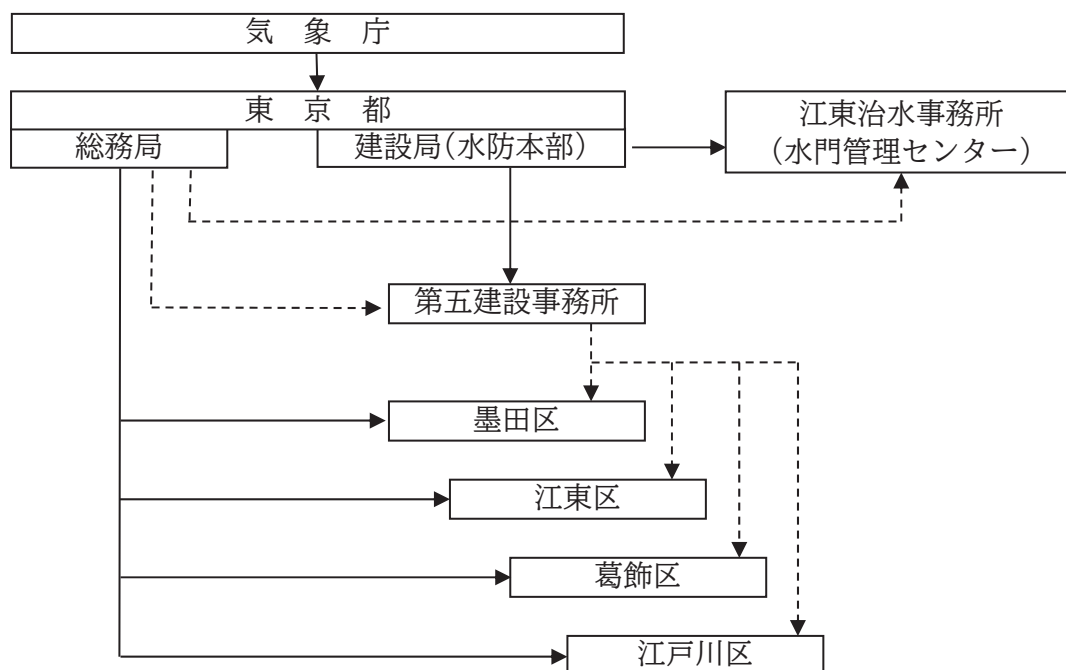
各種防災気象情報の他、流域雨量指数の予測値、大雨（土砂災害、浸水等）・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。

- 水防活動に用いる気象等の警報・注意報は、以下のとおりである。

特別警報	大雨、高潮、津波
警 報	大雨、高潮、洪水、津波
注意報	大雨、高潮、洪水、津波

- 警報・注意報の発表基準、発表官署、担当区域、切替えについては、第3部 第2章 第2節 1.「気象警報・注意報」が適用される。

【気象情報伝達系統図】



凡例

- 基本系（情報伝達の第1系統）
- - - - 補助系（確実な伝達を図るための第2系統）

- ・ 気象庁が発表した気象情報は、報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達。
- ・ 気象庁が発表した気象情報のうち、警報・特別警報については、伝達系統図以外に総務省消防庁およびN T T東日本を通じて区市町村に伝達。

2. 洪水予報河川（国管理河川）

国土交通省と気象庁は、2以上の都県の区域にわたる河川その他流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水予報を共同発表する。

都は、国土交通省と気象庁が発表する洪水予報の通知を受けたときは、水防管理団体へ通知する。（水防法第10条）

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

(1) 洪水予報を行う河川及びその範囲

河川名	区間	基準地点
荒川 (旧川を除く)	左岸：埼玉県深谷市荒川字下川原 5 番の 2 地先から海まで（旧川を除く） 右岸：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢 218 番の 18 地先から海まで（旧川を除く）	熊谷 治水橋 岩淵水門（上）

(2) 洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
荒川氾濫注意情報	熊谷、治水橋、岩淵水門（上）のいずれかの基準地点において、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
荒川氾濫警戒情報	熊谷、治水橋、岩淵水門（上）のいずれかの基準地点において、概ね 2～3 時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
荒川氾濫危険情報	熊谷、治水橋、岩淵水門（上）のいずれかの基準地点において、氾濫危険水位に到達したとき
荒川氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
荒川氾濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

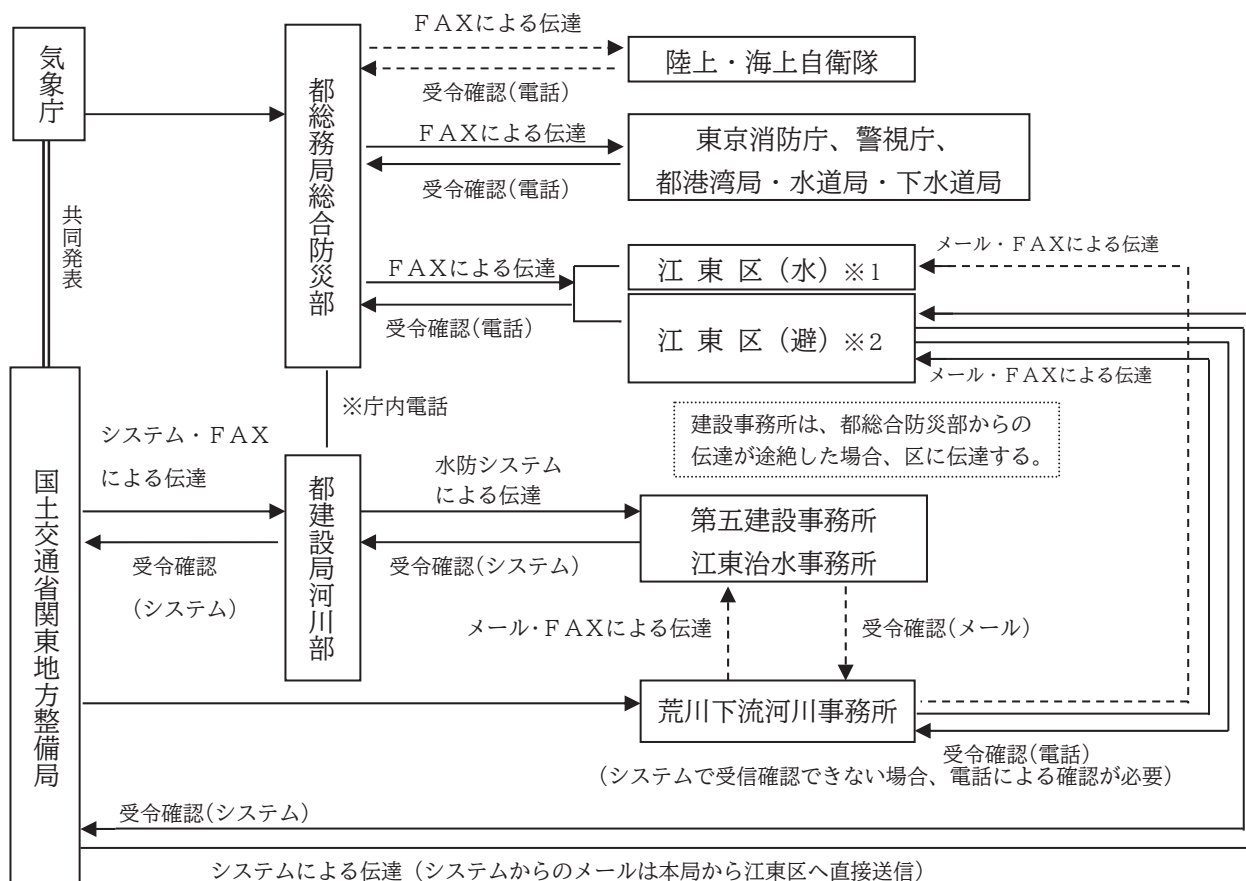
(3) 洪水予報河川発表基準水位

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高 水位	零点高
荒川	熊谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.5m	A. P. + 26.457m
	治水橋	埼玉県さいたま市 西区飯田新田	7.00m	7.50m	12.20m	12.70m	14.59m	A. P. - 0.229m
	岩淵水門 (上)	東京都北区志茂 5 丁目	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m	A. P. + 0.000m

※ A. P.（荒川工事基準面）＝T. P.（東京湾平均海面）－1.134m

(4) 洪水予報伝達

洪水予報の伝達は次のとおり行う。なお、水防担当部署避難指示等発令部署が異なる場合は、それぞれに情報伝達を行う。



凡例

—→ 基本系（情報伝達の第1系統）

- - - -> 補助系（確実な伝達を図るための第2系統）

※1 水…水防担当部署

※2 避…避難指示等発令担当部署

・洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

第1部
第2部
第3部
第4部
第1部
第2部
第3部

3. 水防警報河川（国管理河川）

国土交通省は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。

（１）荒川下流河川事務所管内における水防警報の種類、内容及び基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 不意の高潮を伴う超波、出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び海象状況、河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	潮位、波浪、雨量、水位、流量、その他の海象状況、河川状況により必要と認められたとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告する。	次のいずれかに該当するとき。 1 氾濫警戒情報（洪水警報）等により、または、水位、流量等その他の河川状況により、岩淵水門（上）水位観測所における水位が、氾濫注意水位（A.P.+4.10m）を超えるおそれがあるとき。 2 気象庁から東京東部地域において高潮警報が発表され、南砂町水位観測所における水位が氾濫注意水位（A.P.+3.00m）を超えるおそれがあるとき。
指 示	潮位、波浪、水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他海象状況、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報（洪水警報）等により、または、既に氾濫注意水位（A.P.+4.10m）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする高潮・高波や河川の出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき。氾濫注意水位以上であっても、水防作業を必要とする海象状況、河川状況が解消したと認めるとき。
情 報	潮位、波浪、雨量、水位の状況、潮位・波浪予測、水位予測、海象状況、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。

※ 気象庁が発表する二次細分区域のうち、江東区、葛飾区、足立区、墨田区のいずれかの荒川下流沿川地域で高潮警報が発表されているとき（江戸川区の高潮警報は用いない）

(2) 河川、区間、基準地点、担当事務所

河川名	水防警報区		基準地点	担当河川事務所	
荒川	左岸	自 埼玉県上尾市大字平方字横町 433 番の 5 至 埼玉県戸田市早瀬 1 丁目 4335 番地先	治水橋	荒川上流	
	右岸	自 埼玉県川越市大字中老袋字田島 301 番地の 1 至 板橋区三園 2 丁目 80 番 1 地先			
	左岸	自 埼玉県戸田市早瀬 1 丁目 4329 番地先 至 海	岩淵水門(上) 南砂町	荒川下流	
	右岸	自 板橋区三園 2 丁目 80 番 5 地先 至 海			
隅田川	左岸	自 荒川分派点 至 北区志茂 4 丁目地先	—		
	右岸	自 荒川分派点 至 北区志茂 4 丁目地先			

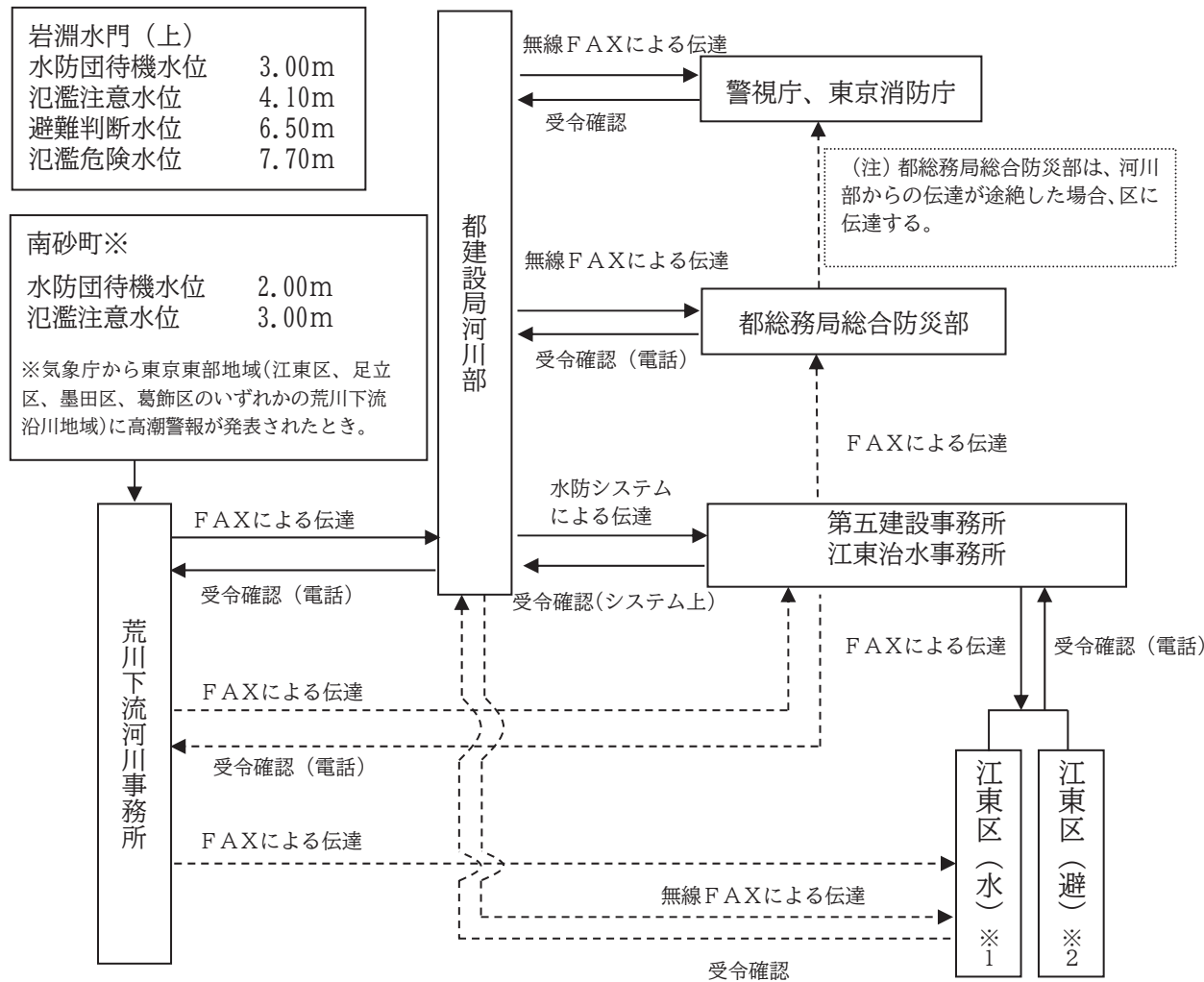
(3) 発表基準水位

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高 水位	零点高
荒川	治水橋	埼玉県さいたま市 西区飯田新田	7.00m	7.50m	12.20m	12.70m	14.599m	A.P. - 0.229m
	岩淵水門 (上)	東京都北区志茂 5 丁目	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m	A.P. + 0.000m
	南砂町	東京都江東区 新砂 3 丁目	2.00m ※	3.00m ※	—	—	5.10m (計画高潮 位)	A.P. + 0.000m
水防警報の目安			準備・待機	出動	指示			

※ 気象庁から東京東部地域（江東区、葛飾区、足立区、墨田区のいずれかの荒川下流沿川地域）に高潮警報が発表されたとき。

(4) 水防警報伝達系統図

水防警報の伝達は、次のとおり行う。なお、区市町村については、水防担当部署と避難指示等発令部署が異なる場合は、それぞれに情報伝達を行う。



4. 高潮氾濫発生情報

都は、水防法に基づき、東京湾沿岸（東京都区間）を、高潮により相当な損害が生じるおそれのある海岸（水位周知海岸）として指定し、高潮による氾濫が発生する危険性を都民に知らせる基準となる「高潮特別警戒水位」を東京都水防計画に定めている。また、辰巳水門の水位が高潮特別警戒水位（江東区はA.P. +3.9メートル）に達した段階で、域内の垂直避難等を促すための高潮氾濫発生情報（緊急安全確保等の目安となる警戒レベル5相当情報）を発表し、区に通知するとともに、報道機関等の協力を得て住民へ伝達する。

(1) 水位周知海岸及びその範囲（東京都管理海岸）※本区に該当する区域のみ抜粋

海岸名	区域	
東京湾沿岸 【東京都区間】	東京湾沿岸 (東京都区間)	自 大田区羽田 6 丁目地先の都県界
		至 江戸川区臨海町 6 丁目地先の都県界
	荒川 右岸	自 墨田区墨田 5 丁目地先
		至 海

(2) 水位周知の種類と発表基準（東京都管理海岸）

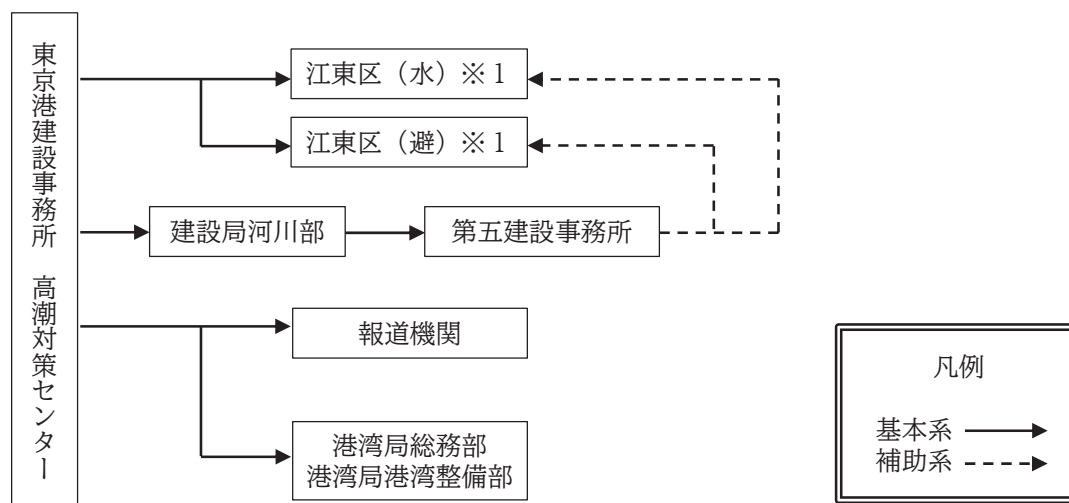
種 類	発表基準
東京湾沿岸（東京都区間） 氾濫発生情報	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき

(3) 水位周知海岸発表基準水位（東京都管理海岸）※本区に該当する区間のみ抜粋

区間名	受報者	基準水位観測所	高潮特別警戒水位	水位周知実施区間
A. P. +3.9m 区間	江東区	辰巳水門	A. P. +3.9m	荒川
				東京港海岸

(4) 東京湾沿岸（東京都区間）（A. P. +3.9m）高潮氾濫発生情報伝達系統図

※本区に該当する系統図のみ抜粋



※1 水…水防担当部署
避…避難指示等発令担当部署

第2節 水門、閘門等の操作

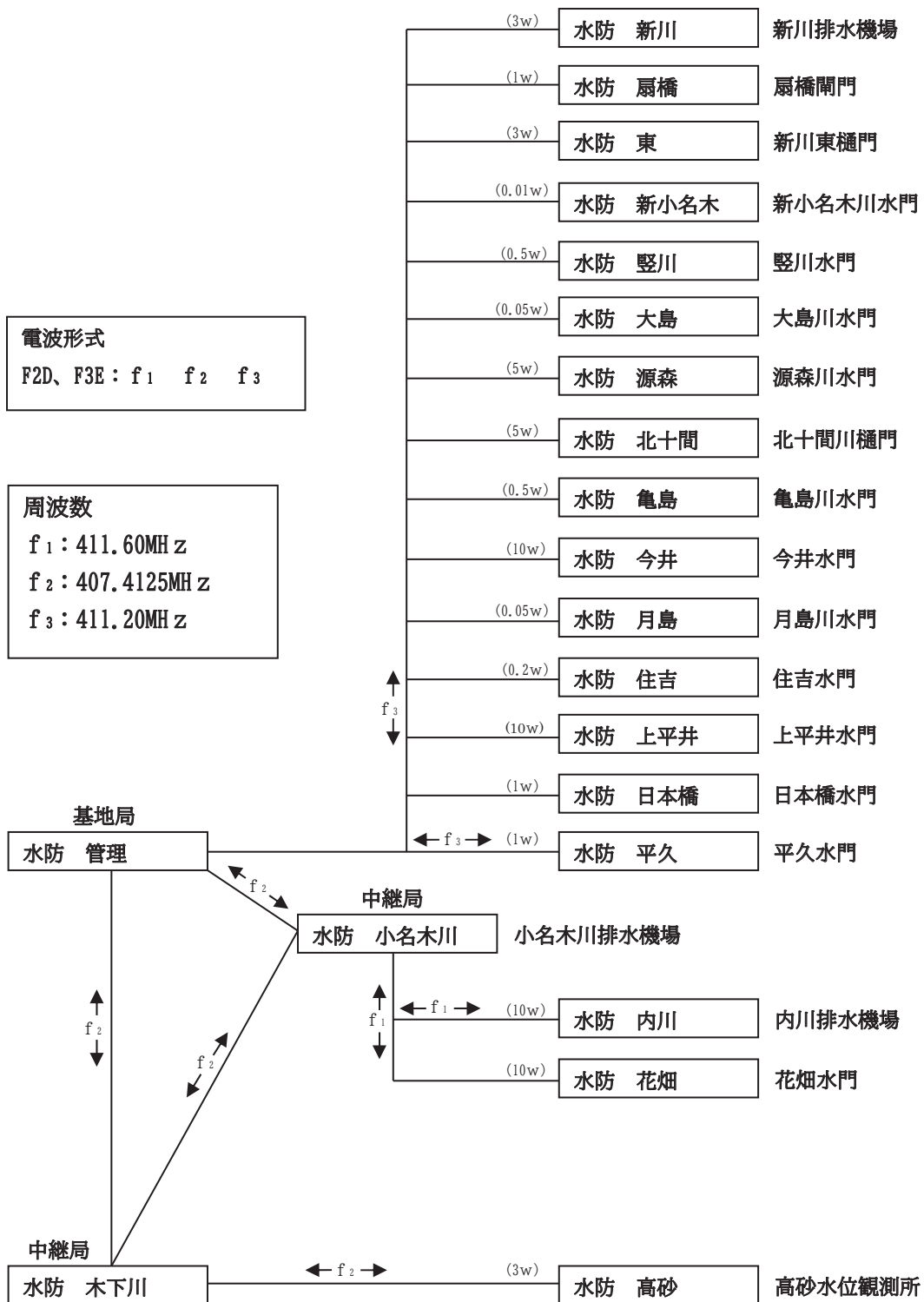
(区土木部、都建設局・港湾局)

水門、閘門等の管理者は、気象状況による水位の変動の監視及び地震時に操作を遅滞なく行う。

1. 水門閉鎖基準

水 門 名	操 作 基 準	担 当
平久水門 洲崎南水門	1 警戒態勢時 外水位が上昇して A.P. +1.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは閉鎖し、外水位が下降し、内外同水位になったときは開放する。 2 地震又は津波時 区内で震度5弱以上の地震が発生したとき又は東京湾内湾に津波警報が発令されたときは閉鎖し、浸水被害のおそれなくなったときは開放する。なお、震度4以上の地震が発生したときは、護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ閉鎖する。 3 平常時 水位観測し、外水位が A.P. +2.30mに達したときは閉鎖し、外水位が下降して内外同水位になったときは開放する。 4 1から3までの規定にかかわらず、東京都港湾局又は東京都建設局が管理する水門及び排水機場の状況等に応じ閉鎖又は開放する。	江 東 区
横十間川水門	1 仙台堀川サイフォン 外水位(小名木川)が上昇し、A.P. -0.5mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは停止し、外水位が常時水位(A.P. -1.0m)になったときで、かつ、水位上昇のおそれがなくなったときは再開する。 2 水門 常時開放しておき、外水位(小名木川)が上昇し、A.P. +0.3mに達したときは閉鎖し、内水位(横十間川親水公園側)より外水位(小名木川)が低下したときは開放する。	江 東 区
中の堀川樋門	常時開放しておき、震度4以上の地震が発生したときは、閉鎖する。閉鎖後の護岸等の点検で異常がないと判断したとき、開放する。	江 東 区
大島川水門 新小名木水門 竪川水門 源森川水門 扇橋閘門	東京都河川管理施設操作規則のとおり	江東治水 事 務 所 水門管理 センター
新砂水門 あけぼの水門 辰巳水門 東雲水門 豊洲水門	東京港海岸保全施設操作規程のとおり	東京港建 設 事 務 所 高潮対策 センター

2. 水門用無線局系統図

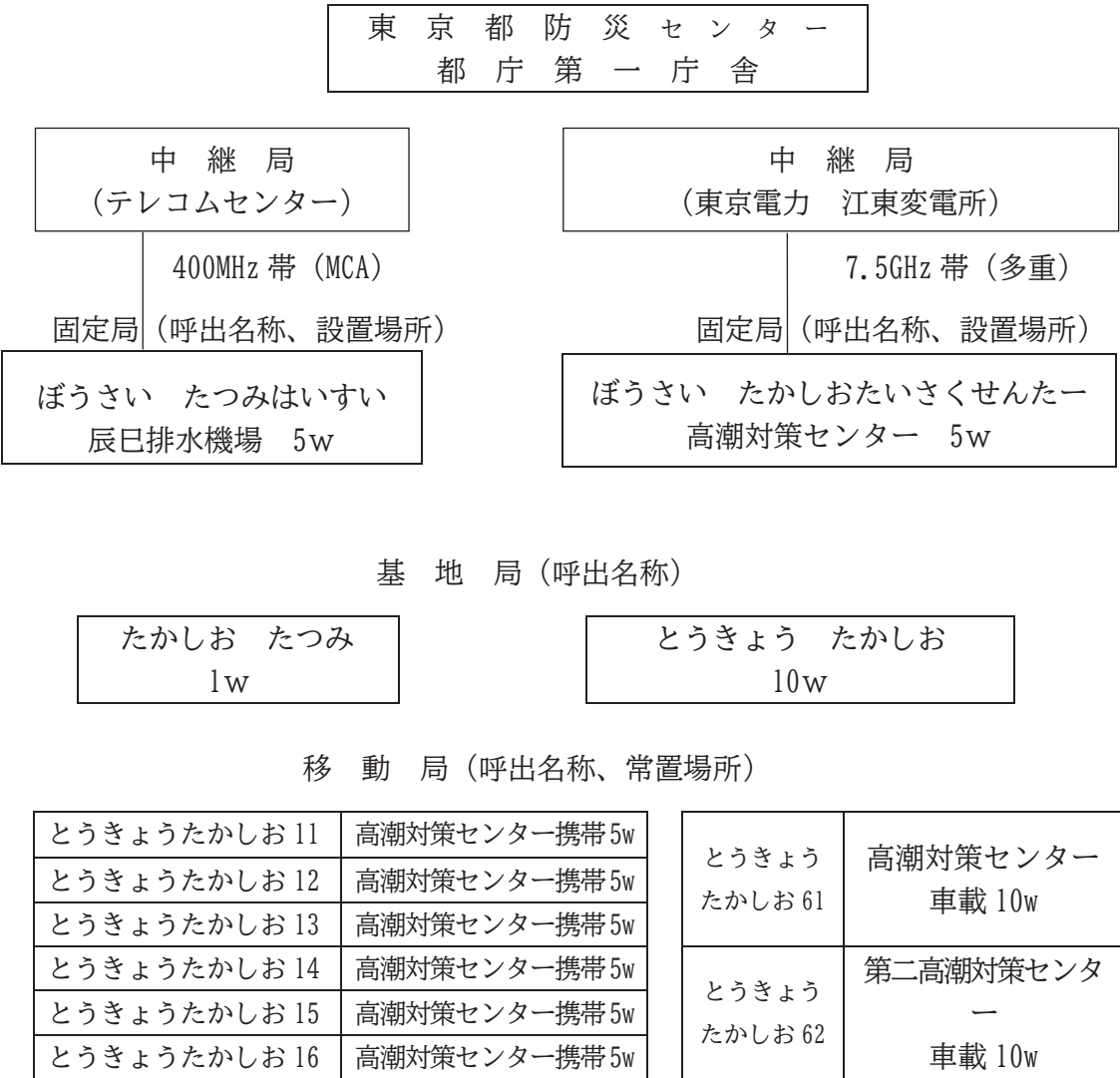


震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

3. 高潮非常配備態勢無線連絡系統図

江東デルタ地帯の高潮防護のために設けられた水門について、遅滞なくその操作を行えるよう、関係水門管理者間で協議申合せを行っており(昭和41年3月10日)、この区域内で事故等のため水門閉鎖の必要が生じたときは、区、江東治水事務所、東京港建設事務所、荒川下流河川事務所の間で相互連絡の上、適宜処理することとなっている。

都の高潮非常配備態勢無線連絡系統図は、次のとおりである。



凡例

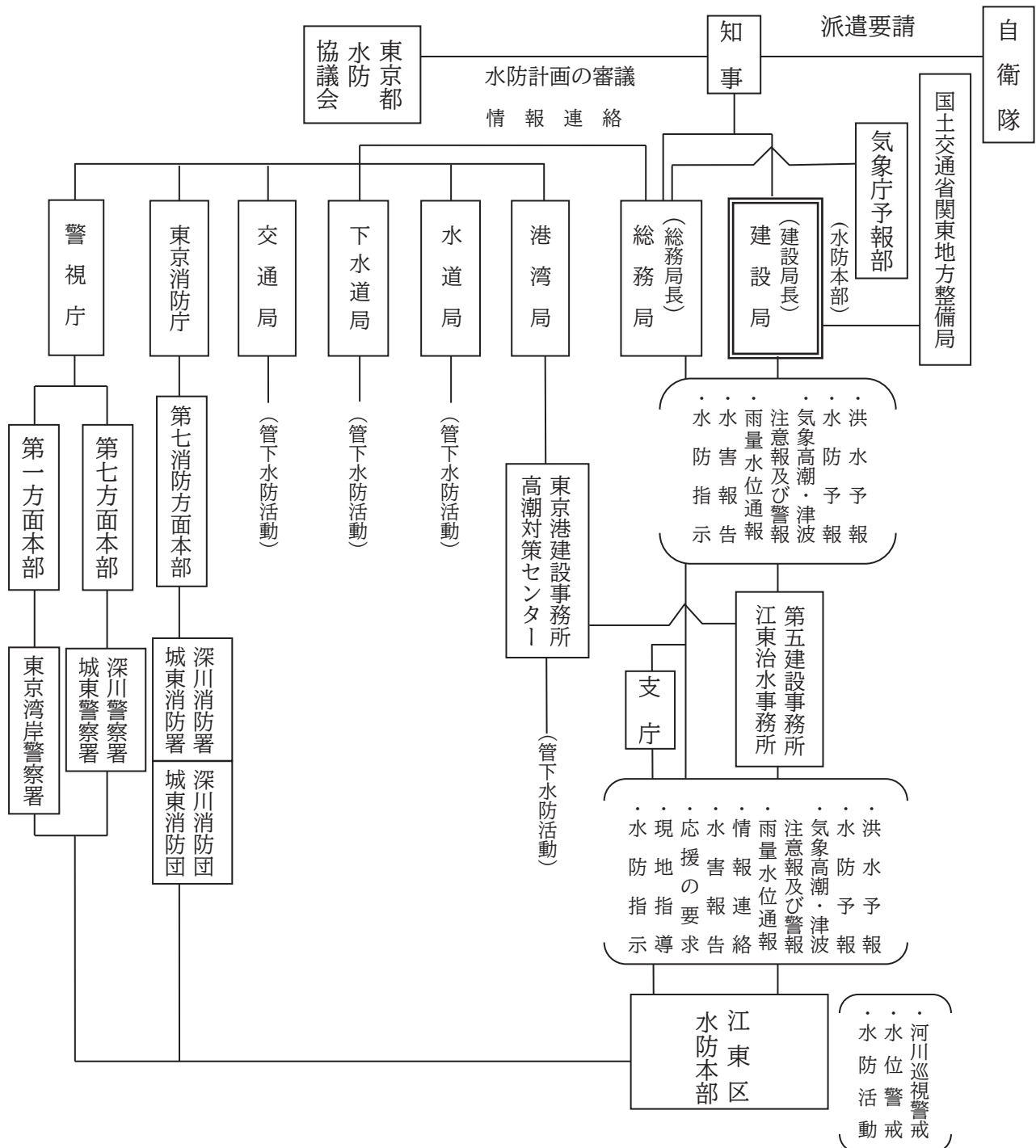
- 防災行政無線 (多重、MCA)
- 水防用無線 150.81MHz

第3節 水防機関の活動

(水防関係機関)

都における水防組織は、次のとおりである。

【東京都水防組織図】



1. 水防機関の活動

(1) 水防管理団体

- ① 河川、海岸、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めること。（区における重要水防箇所（国土交通省）及び水防上注意を要する箇所（東京都）は江東区水防計画参照）
- ② 気象状況並びに水位、潮位に応じて河川、海岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずること。
- ③ 水防管理者は、次の場合直ちに消防機関に対し、準備及び出動することを要請する。
この場合は直ちに都建設局(水防本部)に報告するものとする。
 - ア. 準備
 - ・ 水防警報により、待機又は準備の警告があったとき。
 - ・ 河川の水位及び潮位が、通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要が予想されたとき。
 - イ. 出動
 - ・ 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき。
 - ・ 水位又は潮位が氾濫注意水位に達し、氾濫のおそれがあるとき。
 - ・ その他水防上必要と認めたとき。
- ④ 監視、警戒及び通信は関係機関より報告を受け連絡系統を通じて速報する。
- ⑤ 水門、樋門、差蓋等の管理者（操作担当者を含む。）は気象状況により水位の変動を十分監視し、門扉の開閉を行う。
- ⑥ 資材、器具及び設備については、事態に即応して機動的に配布し得るよう備蓄する。
- ⑦ 水防作業に必要な技術的援助及び情報の連絡を、都建設局より受ける。
- ⑧ 洪水、高潮又は津波などによる著しい危険が切迫していると認めるときは、水防管理者は地元警察署長にその旨を通知し、必要と認める区域の居住者に対し立退又はその準備を指示する。
- ⑨ 水防管理者は、毎年度初めに所属員の水防分担を定め、かつ水防資材の整備点検を行う。
- ⑩ 水防管理者は、水防上必要ある場合は、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。（水防法第24条）

水防計画書を補完するものとして、台風や集中豪雨及び大雨・洪水・高潮・津波等の水害に適切に対応するため、職員の配備と業務についての水防対策要領を作成する。

(2) 消防機関

- ① 区においては、水防法上の水防団は現在存在せず、消防機関等が分担して、水防作業に当たる。
- ② 水防第2非常配備態勢以上の態勢を発令し対応する場合、必要に応じて態勢発令時に深川・城東両消防署長が指定する者を派遣し、情報共有と意思決定の迅速化を図る。
- ③ 河川、海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- ④ 水防法第21条に基づき消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。
- ⑤ 消防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、水防法第24条に基づきその区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。
- ⑥ 水防時堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- ⑦ 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防作業を行う。

(3) 消防団

- ① 大規模水害の危険が迫った場合又は避難指示等が発令された場合には、「消防団は災害対応が本来業務、最優先事項である」とのものと、消防団長の命令により災害対応を行うとともに、町会・自治会（災害協力隊）、事業所等と連携し、避難地区への避難誘導を行う。
- ② 避難地区への避難が遅れた住民等に対し、公共建物の想定浸水深より高い階数、若しくは江東区と「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」及び「津波等の水害時における隣保協同に関する覚書」を締結している企業施設や自治会の住宅（団地等）へ避難誘導を行う。
- ③ 公共建物等に避難した場合には、リーダーとして、町会・自治会等と協力し、避難者の避難状況、周辺の災害状況等の情報収集をするとともに、防災機関等への情報提供を行う。
- ④ 公共建物等に避難した後、時間の経過とともに生命に対する危険がなくなったと認められる場合には、最終的に避難地区への避難誘導、避難行動要支援者の避難地区への搬送支援を行う。
- ⑤ 浸水域の拡大によって分団施設が浸水するおそれが生じ、活動に支障をきたすことが予想される場合には、自己分団の可搬ポンプ積載車、可搬ポンプ及び資器材等を浸水するおそれがない地域へ移動し、その場所を分団拠点とする。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第4節 水災消防活動計画

(第七消防方面本部、深川・城東両消防署、深川・城東両消防団)

1. 活動方針

洪水、高潮、内水氾濫等により、大規模な水災の発生危険があるとき、又は発生したときは、水防管理者の要請又は消防機関の判断により防災関係機関と密接な連携のもとに水防活動を実施して、水災による被害の軽減に努める。

2. 事前処置

消防方面本部長及び消防署長は、水災活動を効果的に実施するため関係資料を整理するとともに次の計画を樹立する。

- ① 水防基本計画
- ② 部隊編成計画
- ③ 水防資器材運用計画
- ④ 招集編成計画
- ⑤ 水防施設防御計画
- ⑥ 監視警戒計画
- ⑦ 水防資器材収用計画
- ⑧ その他必要と認める計画

3. 水災発生時における消防の任務

水災発生時における消防活動は、おおむね次の各号のとおりとする。

- ① 水災発生のおそれがある箇所の監視警戒
- ② 水防工法の実施
- ③ 浸水地等における救助及び避難誘導

4. 警報及び注意報について

都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに消防署、消防分署及び消防出張所に一斉通報する。

消防・救急無線、消防電話及び各種の通信手段を活用し、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び防災機関と情報連絡を行う。

5. 非常配備態勢の確立

消防総監は水災に対処するため、気象状況及び災害状況に応じ次の区分により水防非常配備態勢を発令する。この場合において、複数の方面を指定して発令することができる。

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

(1) 水防第1非常配備態勢

- ① 台風の進路が東日本に予想される場合又は東京地方に高潮注意報が発表された場合において、被害の発生が予想され、又は発生したとき。
- ② 東京湾内湾に大津波警報が発表されたとき。
- ③ 気象状況その他の事象により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。

(2) 水防第2非常配備態勢

- ① 台風が関東地方に接近すると予想される場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。
- ② 気象状況その他の事象により、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。

(3) 水防第3非常配備態勢

- ① 台風が東京地方に接近した場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。
- ② 気象状況その他の事象により、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。
- ③ 東京消防庁管下区市町村のいずれかに大雨特別警報、高潮特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。

(4) 水防第4非常配備態勢

- ① 気象状況その他の事象により、甚大な被害の発生が予想され、又は発生したとき。
- ② 東京消防庁管下全域に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。

6. 水防部隊の活動内容

- ① 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- ② 水防法第21条に基づき消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。
- ③ 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- ④ 消防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、水防法第24条に基づきその区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

7. 決壊時の措置

決壊の通報及びその後の措置として、事態が発生した場合は、直ちに関係機関へ通報し、相互に情報交換するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

8. 被害状況の調査報告

災害発生後、各消防署、消防団等が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これを取りまとめ都に通報するとともに、警視庁、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。

なお、主な収集事項は次のとおりとする。

- ① 災害発生状況及び消防活動の状況
- ② 要救護情報及び医療活動情報
- ③ その他災害活動上必要がある事項

9. 広報・広聴活動

(1) 広報活動

消防署等において、災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。

- ① 気象、水位の状況
- ② 水災に関する情報
- ③ 住民の安否情報
- ④ 水防活動状況

(2) 広報手段

テレビ・ラジオ等の報道機関への情報提供及び消防車の巡回、インターネット等を活用した広報活動を行う。

(3) 広聴活動

災害の規模に応じて、消防署、消防出張所等に消防相談所を開設し、消防関係の相談に当たる。

10. その他

- ① 避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。
- ② 上記の避難路等については、安全確保に努める。

第4章 警備・交通規制

第1節 警備活動

(警視庁第一・第七方面各本部、東京湾岸・深川・城東各警察署)

1. 警備方針

関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な防災活動を推進し、災害の発生が予想される場合には的確な情勢判断に基づき、各級警備本部を設置するなど早期に警備態勢を確立して災害情報の伝達、避難の指示、若しくは警告及び誘導並びに防災活動の協力を行う。

2. 警備活動

災害が発生した場合には全力を尽くして、人命の救出、救護を行うほか、人心の安定を図るため現場広報を活発に行うとともに、交通規制、犯罪の予防等の応急対策を実施し、住民の生命、身体及び財産の保護並びに災害地における秩序の維持に当たるものとする。

風水害発生時における警察活動は、おおむね次の各号のとおりとする。

- ① 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- ② 災害地における災害関係の情報収集
- ③ 警戒区域の設定
- ④ 被災者の救出、救護
- ⑤ 避難者の誘導
- ⑥ 危険物の保安
- ⑦ 交通秩序の確保
- ⑧ 犯罪の予防及び取締り
- ⑨ 行方不明者の調査
- ⑩ 遺体の調査等及び検視

3. 警備態勢

風水害に際し、警視庁第一・第七方面本部及び各警察署は、気象庁が発表する内容に応じた警備態勢をとるものとする。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

4. 警備部隊の編成

(1) 警備本部の設置

- ① 第一方面本部長及び第七方面本部長は、警戒態勢が発令された場合及び方面区域内に相当の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合、方面警備本部を設置し、方面区域内の総括指揮に当たるものとする。
- ② 警察署長は、警戒態勢又は非常態勢が発令された場合、及び管内に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合、現場警備本部を設置して警備指揮に当たるものとする。

(2) 警備部隊の設置編成

- ① 管内に大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合、警察署長は一般事務の処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、警備に当たるものとする。
- ② 被災の状況に応じ長期間警備本部を設置して警備に当たる警察署にあっては、日勤員をもって所要の部隊を編成し警備に当たるものとする。
- ③ 第七方面本部長は比較的被害の少ない警察署、又は長期の警備実施を必要としない警察署をもって方面機動隊を編成し、状況に応じて応援派遣に備えるものとする。

5. 警備活動要領

警備部隊は3.「警備態勢」に応じ、適切な警備活動を行うものとする。

6. 避難

(1) 事前避難

各警察署長は、災害が発生するおそれのある場合、その情勢を判断し、区長の行う早期の避難の指示等について協力するとともに、避難行動要支援者に対しては、あらかじめ区が設置する避難所に自主的に避難させ、又は安全な地域の親戚、知人宅に自主的に縁故避難するよう指導するものとする。

なお、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要請があったときは、警察官は避難指示するものとする。

(2) 避難誘導

- ① 避難の指示等が出された場合、各警察署長は関係機関と協力して、あらかじめ指定された避難所に、地域又は町会単位に住民の誘導を図るものとする。
- ② 避難の指示等に従わない者については、極力説得して避難するよう指導する。

7. 犯罪の予防鎮圧

- ① 災害時には、窃盗その他復旧資材等をめぐる経済事犯の多発が予想されるため、これらの警戒取締を厳にし、犯罪の予防検挙の実効を期すものとする。
- ② 不穏な計画を有する者の発見とその事犯の未然防止に努めるとともに、流言飛語の防止に努め民心の安定を図るものとする。

8. リ災者の救出

出水による溺死者、家屋の倒壊、がけ崩れ等による埋没者、その他死傷者を発見した場合には、区、消防その他関係機関と協力して、リ災者の救出、救護、負傷者、疾病者の救護に全力を尽くすものとする。

9. リ災地の警備

所要の警備部隊をもって、リ災地の警らを強化するとともに、避難所、救援物資集積所、その他重要防護対象等に警戒員を配置し、警戒警備の万全を期するものとする。

第2節 交通規制

(警視庁第一・第七方面各本部、東京湾岸・深川・城東各警察署)

1. 災害時における交通規制

- ① 交通機関の被害状況を速やかに調査するとともに、交通情報の収集に努めるものとする。
- ② 広域的災害発生の場合において、道路交通法により行う交通規制については、東京都公安委員会の決定に基づき、必要な措置をとるものとする。
- ③ 災害の発生が予想され、又は発生した場合において、水上における事故防止を図るため必要な措置をとるものとする。

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

第5章 医療救護等対策

震災編 第2部 第8章「医療救護等対策」に準ずる。

第1節 初動医療体制

（区総務部・健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、東京消防庁、陸上自衛隊）

風水害により傷病者が発生した場合は、浸水していない地域の医療機関に搬送し、治療を行う。多数の傷病者が発生した場合は、区は、健康部に区災害医療コーディネーターを設置し、区内の医療救護活動の統括及び調整等を行う。浸水をしていない公共施設等に緊急医療救護所を設置し、医師会等により傷病者のトリアージ、応急手当等を行う。

また、人工透析、在宅難病患者等の専門医療・慢性医療が必要な在宅患者への対応は、災害医療支援病院での対応を要請する。

区は「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に「災害時個別支援計画」で定めた方法により在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

消防署は、東京DMA Tと連携して、救命処置等を実施する。

※ 対策の詳細は、震災編 第2部 第8章「医療救護等対策」に準ずる。

第6章 避難者対策

第1節 避難の原則

(区、深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署)

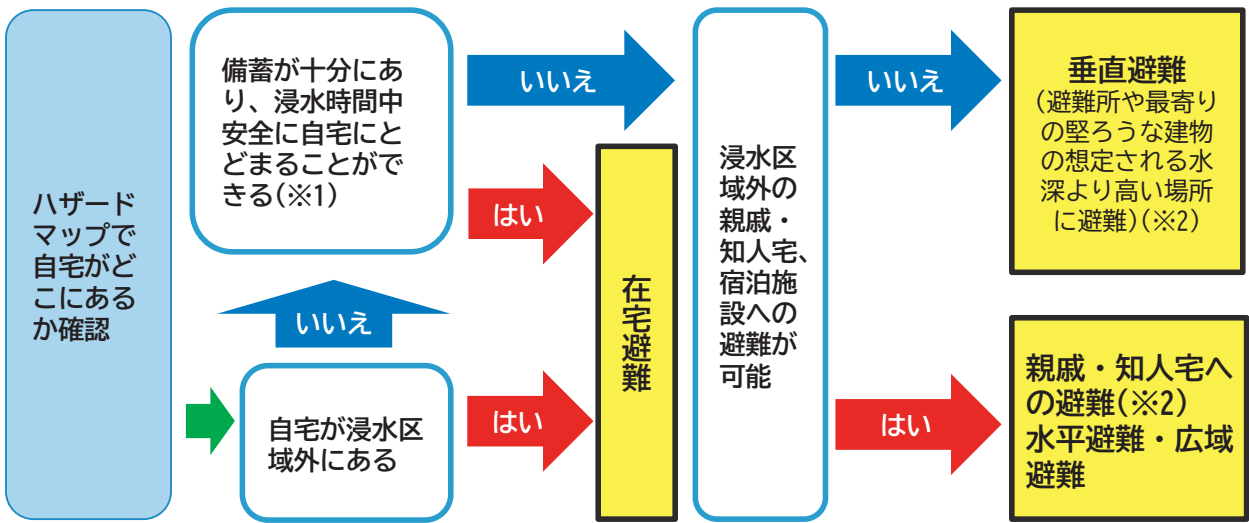
1. 外水氾濫

- 避難までの時間的余裕がある場合は、南部の避難地区又は区外の高台に避難（水平避難・広域避難）
- 避難までの時間的余裕が無い場合は、自宅や周辺の建物（公共施設など）の想定浸水深より高い階数に避難（垂直避難）

2. 内水氾濫（集中豪雨）

- 自宅や周辺の建物（公共施設など）の想定浸水深より高い階数に避難（垂直避難）

3. 避難行動のフローチャート



※1 大雨浸水の場合は、下水道等の処理能力を超える豪雨による浸水のため、比較的短時間で解消される。
※2 大雨浸水の場合は、すでに豪雨となっているため、一層安全な避難行動を心がける。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第2節 避難体制の整備

(区、深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署)

震災編 第2部 第10章 予防対策 第1節「避難体制の整備」に準ずる。

なお、洪水（荒川氾濫）及び津波などの大規模水害については、以下の点に留意する。

- 水害時における避難の考え方や区民等に対する情報伝達方法について、平常時から区民等への周知を図り、迅速な避難の実行と混乱の抑止に努める。
- 万が一の大規模水害に備え、区内の事業所や独立行政法人都市再生機構（UR）と「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」を締結しており、引き続き一時避難施設の確保を進め、区民に周知を図る。なお、同協定締結に際しては、施設の規模や収容可能人数、地域配置バランス等を総合的に勘案するとともに、大規模水害時に地域内で自主的に避難スペースの提供などが行われるよう、必要な情報提供等の支援を行う。
- 民間マンションへの緊急避難を可能とするため、区、町会、集合住宅の管理組合による協定締結を進めており、令和7年1月1日時点で確保している協定締結先は下記の2件である。

No.	協 定 締 結 先	協 定 締 結 日
1	キャッスルマンション住吉管理組合 住吉1丁目町会	令和6年3月25日
2	山勇館 冬木町会	令和6年11月6日

- 洪水（荒川氾濫）発生時において、避難地区となっている区南部地域の避難所が不足する場合は、都の調整により他自治体へ避難するなど、都及び近隣自治体と連携し、避難者の受け入れ先として広域避難施設の確保及び広域避難の実施を図る。
- 防潮堤や水門など河川・海岸保全施設等の耐震対策の強化について、国や都に対する継続的な働きかけを行う。

第3節 避難指示等の判断・伝達

(区、深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署)

震災編 第2部 第10章 応急対策 第2節「避難誘導」に準ずる。

1. 高齢者等避難又は避難指示

集中豪雨又は高潮（東京湾氾濫）については、以下の点に留意する。

- 区が区民等に対し高齢者等避難を発令する場合、避難に時間を要する人は避難行動を、

それ以外の人には避難に向けての準備を呼び掛けている。避難指示又は緊急安全確保措置を発令する場合には、速やかな避難先への避難、避難場所までの移動が危険な時は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所への避難を呼びかけている。

- 台風の接近等により区内で住宅の浸水等の発生が事前に懸念される場合において、区は避難指示等を発令する前段階に、自主避難施設（自主的な避難を希望する区民の受け入れ施設）を必要に応じて開設する。
- 自主避難施設は、原則として下記の14箇所とし、開設数及び開設箇所は気象状況等により危機管理室長が判断する。
- 被害の拡大又は避難者の増加等により、区が災害対策本部を設置し、避難所の開設を決定した場合、開設中の自主避難施設は避難所に移行するものとし、区民の受け入れを継続する。

【自主避難施設】

名 称	所 在 地
スポーツ会館	北砂1-2-9
深川スポーツセンター	越中島1-2-18
亀戸スポーツセンター	亀戸8-22-1
有明スポーツセンター	有明2-3-5
東砂スポーツセンター	東砂4-24-1
深川北スポーツセンター	平野3-2-20
江東区文化センター	東陽4-11-3
森下文化センター	森下3-12-17
古石場文化センター	古石場2-13-2
豊洲シビックセンター	豊洲2-2-18
亀戸文化センター	亀戸2-19-1
東大島文化センター	大島8-33-9
砂町文化センター	北砂5-1-7
総合区民センター	大島4-5-1

洪水（荒川氾濫）などの大規模水害については、以下の点に留意する。

- 「江東区洪水ハザードマップ」（資料編その1 P.資1-117 I-37-1 「江東区洪水ハザードマップ」参照）で想定する荒川が氾濫する規模の洪水では、最悪の場合、区内において長期間（2週間以上）水が引かないため、浸水区域内の区民等が孤立するケースが懸念される。そのため、区民等に対し避難指示等を発令する場合は、浸水を免れることができる「避難地区（区南部地域）」への立ち退き避難（水平避難）の呼びかけを原則とする。ただし、立ち退き避難をする時間的な猶予が無い場合においては、自宅での待避や最寄りの堅牢な建物（公共施設又は一時避難施設（震災編 第2部 第5章 予防対策 第4節「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」参照）等）への避難（災害対策基本法第60条第3項に基づく「屋内での待避等の安全確保措置」）を促し、生命の保護を最優先する。

- 大規模水害が発生するおそれがある場合において、他の地域に住む親戚・友人の家など、あらかじめ安全な避難先を確保できる場合は、区等からの避難の呼びかけを待たずに、早めに自主的な避難を行うことを推奨する。

2. 避難指示等の判断基準等

区は、平成26年9月に内閣府が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に、避難指示等の判断・伝達のための基準や方法等を定めた「江東区避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（平成28年3月策定）により実施するものとする。なお、マニュアルは内閣府のガイドラインの改定に従い、今後も必要に応じて内容の見直しを図っていく。

【避難の基準】

種類	警報・注意報等	基本的な行動
高齢者等避難 【警戒レベル3】	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報 高潮注意報 など	○一般避難者は、災害情報に注意して避難準備を開始。また、浸水しない地域に親族などが住んでいる場合には、一時的にそこに避難が可能か連絡を取り、早めの避難を開始 ○要配慮者（乳幼児や傷病・障害などのため避難に時間のかかる方）は、浸水しない地域への避難を開始 ○徒歩での長距離の避難が困難な要配慮者は、近くの避難所（区立小・中学校等）へ避難を開始
避難指示 【警戒レベル4】	氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報 など	○浸水しない地域への避難を開始（浸水する恐れがある地域内の避難所は閉鎖される） ○避難所にいる徒歩での長距離の避難が困難な要配慮者は、車両で浸水しない地域の避難所に移送
緊急安全確保 【警戒レベル5】	氾濫開始相当水位に到達 高潮氾濫発生情報	○氾濫により区内で浸水が開始する可能性が高い、又は浸水が起きている状況であるため、近くの高い建物等に緊急避難する

- ※ 大雨特別警報は、災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当するため、何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっており、命を守るための最善の行動をとる必要がある。
- ※ 高潮氾濫発生情報は、高潮特別警戒水位に達したときに発表される情報で、高潮により海岸や河川から氾濫が発生する危険性を示す警戒レベル5に相当するため、浸水想定区域内から安全な場所に避難する必要がある。

第4節 避難誘導

(区、深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署)

1. 避難誘導

震災編 第2部 第10章 応急対策 第2節「避難誘導」に準ずる。

集中豪雨又は高潮（東京湾氾濫）については、以下の点に留意する。

- 避難先は、自宅や最寄りの堅牢な建物（公共施設等）とする。その際、想定される水深より高い場所に避難するよう呼びかける。

洪水（荒川氾濫）などの大規模水害については、以下の点に留意する。

- 避難先は、原則としてハザードマップを確認の上、浸水しない安全な場所とする。ただし、避難の遅れなどにより安全に避難を完了するまでの時間が十分に確保できないと判断される場合は、生命の保護を最優先し、自宅や最寄りの堅牢な建物（公共施設又は一時避難施設等）を避難先とする。その際、当該建物の想定される水深より高い場所に避難（垂直避難）するよう呼びかける。
- 大規模水害が発生するおそれがある場合及び発生した場合において、一時避難施設は、原則として区の要請に基づき開放されることとする。

2. 津波に対する避難誘導

震災編 第2部 第5章 応急対策 第3節「津波に対する避難誘導態勢」に準ずる。

第5節 避難所の開設・運営

(区総務部・生活支援部・健康部、その他避難所使用施設所管部)

震災編 第2部 第10章 応急対策 第3節「避難所の開設・管理運営」・第4節「避難所の開設・管理運営（新型コロナウイルス対策）」に準ずる。

第6節 要配慮者の安全対策

(区総務部・福祉部、障害福祉部、深川・城東両消防署)

1. 地域における安全体制の確保

震災編 第2部 第10章 応急対策 第5節 1.「地域における安全体制の確保」に準ずる。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

2. 社会福祉施設等の安全対策

震災編 第2部 第10章 応急対策 第5節 2.「社会福祉施設等の安全対策」に準ずる。

第7節 広域避難

(区総務部・福祉部・障害福祉部・土木部)

1. 広域避難

東京都では、平成25年に設置した広域避難検討会議による検討を踏まえて、広域避難※を東京都地域防災計画（風水害編）に位置付けた。また、平成27年3月に都と特別区における大規模水害時の広域避難担当者会議を設置し、大規模水害時の広域避難に関する情報を共有するとともに、内閣府による首都圏大規模水害対策協議会における検討事項について、検討・整理を行っている。

※浸水域を出て、標高が高い地域や浸水のおそれがない地域へ避難すること。

区は、都や他区等と連携して広域避難に関する検討を進めるとともに、以下の取り組みを実施し、避難体制の強化に努める。

- 大規模水害が区民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、SNS等を活用し、区民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。
- 区民に対し、居住地勢等の周知・啓発により、避難行動への意識付けに努める。
- 「避難行動要支援者名簿」を活用し、避難行動要支援者の事前把握及び円滑な避難に向けた個別避難計画の作成を行うなど、避難支援体制の強化に努める。
- 避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や、区内の避難者収容人数の把握などを進め、避難所の確保を推進する。

また、大規模水害時の広域避難先の確保については、東京都と江東区を含む広域避難自治体が連携して、施設管理者と協定締結に向けた調整を進めている。広域避難先確保に係る協定としては、東京都と施設管理者が締結する包括協定と江東区を含む当該施設の利用を希望した広域避難自治体と施設管理者が締結する細目協定の2層構造を採用※

令和6年12月20日時点で確保している協定締結先は資料編その2 P. 資2-292 II-103 大規模水害時における広域避難先としての施設利用に関する協定先一覧」参照

※ 首都圏における大規模水害広域避難検討会「広域避難計画策定支援ガイドライン」(令和4年3月公表) 参照

2. 江東5区大規模水害避難等対応方針

なお、平成27年10月に東京東部低地帯に位置する墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区（江東5区）が協働して「江東5区大規模水害対策協議会」を設置し、平成28年8

月に「江東5区大規模水害避難等対応方針」を公表した。江東5区は、この方針の発表と同時に「江東5区広域避難推進協議会」を設置し、平成30年8月22日に「江東5区大規模水害ハザードマップ」及び「江東5区大規模水害広域避難計画」を公表し、広域避難のさらなる具体化に向けた検討を行っている。

(1) 広域避難に向けた江東5区共同による検討の実施

大規模水害の発生3日前を目安※として、江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）のいずれかの区長が必要と判断した場合に、江東5区が共同で広域避難に向けた検討を実施する。

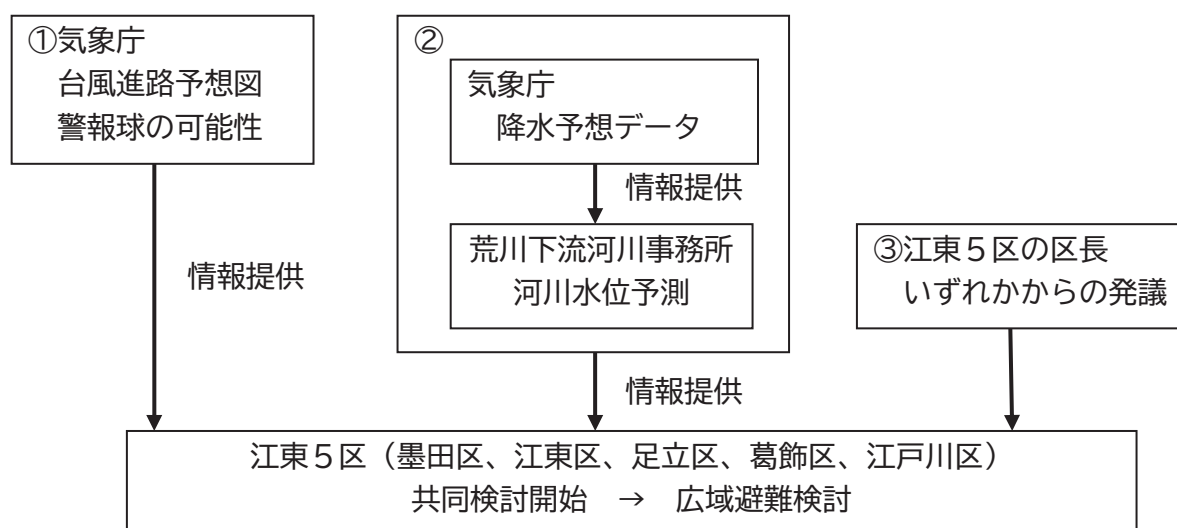
※「関係機関の情報などから、概ね72時間後に荒川が氾濫する恐れがある場合、または概ね72時間後に930hPa程度の勢力を持つ台風の東京地方への直撃が予想される場合」を原則とし、他の関連情報も踏まえて判断する。

(2) 広域避難に対応した江東5区独自の避難情報の発表

大規模水害の恐れがある場合は、共同検討における判断に基づいて、区民に対して大規模水害の可能性を伝えるとともに、全ての人を対象に自主的な広域避難の実施を呼び掛けることで、早い段階での区民の主体的な避難行動を促す。

また、さらなる広域避難の実効性を高めるために、大規模水害が発生する概ね1日前において「広域避難指示」を発表することを目指して、江東5区が連携して広域避難に関する対応の具体化を図る。そのために必要な支援を関係機関に対して求めている。

【広域避難情報の発表】



第7章 物流・備蓄・輸送対策

第1節 水害時の物流・備蓄・輸送対策

（区総務部・地域振興部・区民部）

区は、浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階への備蓄倉庫の設置や、地域内輸送拠点が浸水等により使用できない場合の代替施設の確保など、水害時を想定した水害時の物流・備蓄・輸送対策を検討する。

※ 対策の詳細は、震災編 第2部 第11章「物流・備蓄・輸送対策の推進」に準ずる。

第8章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

震災編 第2部 第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」に準ずる。

第1部

第2部

第3部

第4部

第1部

第2部

第3部

震災編

風水害編

第9章 公共施設等の応急・復旧対策

第1節 公共土木施設等

(区土木部、都港湾局・建設局・下水道局)

1. 河川及び内水排除施設

- 水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施する。
- 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。
- 施設の応急・復旧については、大規模なものを除き、都の指導の下に実施する。

第 10 章 住民の生活の早期再建

震災編 第 2 部 第 13 章「住民の生活の早期再建」に準ずる。

第 1 節 水害廃棄物対策の特記事項

(区環境清掃部)

1. 水害廃棄物対策の特記事項

(1) 情報の収集

- 被災時に区が収集すべき情報として、浸水状況（床上・床下・倒壊棟数）を把握する必要がある。

(2) 収集・運搬、保管、処理

- 水害廃棄物は、衛生上の観点から、浸水が解消された直後から収集を開始することが望ましい。
- 水害時には、水分を含んで重量がある畳や家具等が多量に発生し、積込み・積降しに重機が必要となるため、平時より収集作業人員及び車両等（平積みダンプ等）の準備が必要である。
- 洪水により流されてきた流木等、平時は区で処理していない廃棄物についても、一時的に大量に発生し、道路上に散乱し、又は廃棄物が道路上に排出されるなど、道路交通に支障が生じた場合は、優先的に道路上の廃棄物等を除去する。
- 水分を含んだ畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、火災や腐敗による二次災害等への注意が必要であり、早期に資源化や処理を行う必要がある。消毒・消臭等、感染症の防止、衛生面の保全を図る。
- 畳、カーペットは、保管スペースや早期の乾燥を図るためカッターによる切断(1/4 程度に)等の対応をすることが望ましい。

震災編	第 1 部
	第 2 部
	第 3 部
	第 4 部
風水害編	第 1 部
	第 2 部
	第 3 部

第2節 排水作業

(区土木部、都港湾局・建設局・下水道局)

1. 大規模な高潮等により広範囲な浸水が発生した場合の排水作業

区は、都が作成する浸水状況や堤防の被害状況等を踏まえた排水計画を作成し、都と連携して速やかに排水作業を実施する。なお、水防法第32条に基づく特定緊急水防活動に位置付けられた場合には、国土交通省が主体となり排水計画を作成し、排水作業を実施する。

排水計画は、東部低地帯など長期間浸水の継続が想定される区域を対象に、排水施設への燃料補給ルートや移動式排水ポンプ車の配置候補地などをとりまとめた「東京都における排水作業準備計画」に基づき作成する。

2. 上記以外の浸水が発生した場合の排水作業

区等は、浸水状況等を確認した上で、必要に応じて移動式排水ポンプ車の出動を建設事務所へ要請する。都と連携して速やかに排水作業を実施する。

江東区地域防災計画 令和6年度修正（計画編）

令和7年3月 印刷物登録番号（6）101号

編集発行 江東区防災会議
（事務局）
江東区総務部危機管理室防災課
江東区東陽4-11-28
電話（3647）9111（大代表）

印刷所 恒和プロダクト 江東営業所営業
〒136-0072 東京都江東区大島5-48-9
奥井ビル1階
電話 03（5875）4694